

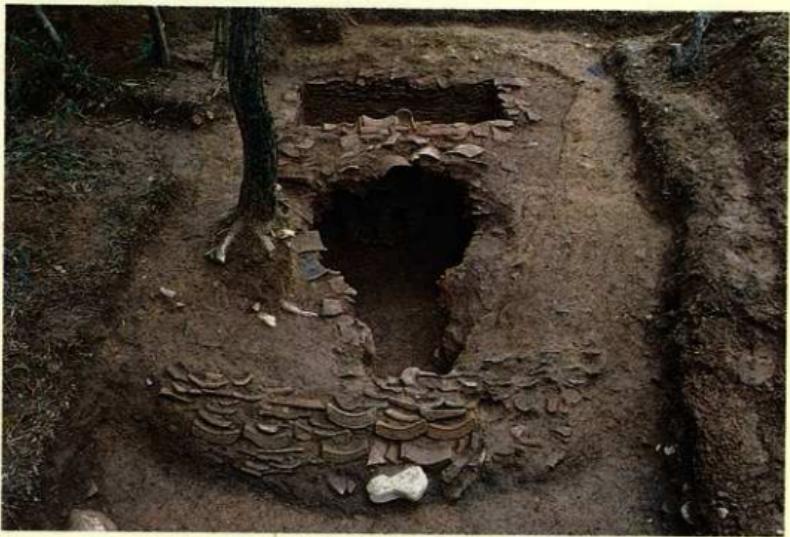
平安京跡研究調査報告

第4輯

西賀茂瓦窯跡

財團法人 古代學協會

昭和53年



I 西賀茂角社東群 I 号窯跡



II 西賀茂角社西群瓦窯跡出土 軒丸瓦(NS152B)・軒平瓦(NS207)

序 文

財團法人古代學協會ならびに平安博物館は、長年に亘って『平安京跡の総合的研究』を主たるテーマの一つとして掲げ、その実現をめざして鋭意努力してきた。平安京跡の発掘調査は、昭和32年以来、回を重ねてきたが、出土した平安時代古瓦の数量は膨大なものとなっている。それらについては先に『平安京古瓦図録』を公にすることにより、責の一端を果すことができたと考える。しかし京内出土瓦の生産遺跡の実態解明は、これまで充分に実施されてきたとはいがたい。それらの現状に鑑み、実施したのが今回報告する運びにいたった西賀茂瓦窯跡群の発掘調査である。その調査規模は小なるものとはいえ、今後の努力の積み重ねにより、平安時代古瓦の生産体制を明らかにする上に役立つものと信じている。

なお、四次にわたる調査の経費の一部として、それぞれの年度における文部省科学研究費総合研究（A）「平安京跡の調査研究」より充当し得たことを明記し、感謝の意を表しておきたい。

昭和53年3月

財團法人 古代學協會

理事長代理 角田文衛

大　日　題　目

目　　次

序 文	真	i
例 言		viii

第一部 西賀茂角社瓦窯跡

第1章 調査に到る経過	3
第2章 遺跡の立地	6
第3章 東群Ⅰ号窯跡	9
第1節 Aトレンチの調査と遺構	(9)
第2節 遺構	(12)
第3節 遺物	(14)
第4章 東群Ⅱ号窯跡	41
第1節 遺構	(41)
第2節 遺物	(44)
第5章 西群瓦窯跡と焼土壙	52
第1節 遺構	(52)
第2節 遺物	(66)
第6章 山城盆地における窯跡とその分布	98
第7章 瓦窯構造に関する考察	105
第8章 出土瓦よりみた考察	112

第二部 西賀茂醍醐の森瓦窯跡

はしがき	133
第1章 遺跡の立地	133
第2章 調査経過	135
第3章 遺構	136
第4章 遺物	137
結び	150

英 文 要 旨

図 版 目 次

- | | | | |
|-------|---|-------|--|
| 図版第1 | 西賀茂瓦窯跡附近航空写真 | 図版第27 | 角社東群II号窯跡 焚口 |
| 図版第2 | 角社東群瓦窯跡遺景；I号窯
Aトレンチ | 図版第28 | 同上 燃烧室側壁；焼成室側壁 |
| 図版第3 | 角社東群III号窯跡口・遺構I；
Aトレンチ遺構I・II | 図版第29 | 同上 |
| 図版第4 | 角社東群I号窯跡検出状況；
焼成室上面 | 図版第30 | 同上 焼成室 |
| 図版第5 | 同上 焼成室・隔壁 | 図版第31 | 角社東群II号窯跡出土 軒丸瓦・
軒平瓦 |
| 図版第6 | 同上 完掘後全景；燃烧室 | 図版第32 | 同上 軒平瓦 |
| 図版第7 | 同上 隔壁下分焰孔；燃烧
室側壁 | 図版第33 | 同上 丸瓦 |
| 図版第8 | 同上 焼成室；焼成室側の
隔壁細部 | 図版第34 | 同上 平瓦 |
| 図版第9 | 同上 焼成室・同側壁細部 | 図版第35 | 同上 平瓦 |
| 図版第10 | 同上 焼成室・同側壁細部 | 図版第36 | 同上 豊斗瓦・平瓦の木葉庄
真・平瓦狭端面記号 |
| 図版第11 | 角社東群I号窯跡出土軒丸瓦 | 図版第37 | 同上 平瓦細部 |
| 図版第12 | 同上 軒丸瓦 | 図版第38 | 角社西群瓦窯跡調査地区全景 |
| 図版第13 | 角社東群I号窯跡・平安宮推
定大極殿跡出土 軒丸瓦 | 図版第39 | 角社西群I・II・III号窯跡・焼土壙
焚口閉塞除去前；同除去後 |
| 図版第14 | 角社東群I号窯跡出土 軒丸瓦 | 図版第40 | 角社西群I号窯跡 窯体調査前；
焚口閉塞除去前 |
| 図版第15 | 同上 軒平瓦 | 図版第41 | 同上 焚口閉塞除去後；焚口
前排水施設 |
| 図版第16 | 同上 軒平瓦 | 図版第42 | 同上 焼成室 |
| 図版第17 | 同上 丸瓦 | 図版第43 | 同上 燃烧室第1次・第2次
窯壁 |
| 図版第18 | 同上 平瓦 | 図版第44 | 同上 第2次床面前庭部水抜
き孔断面；前庭部遺物出土状態 |
| 図版第19 | 角社東群I号窯跡・平安宮内
裏跡・伝長岡宮朝堂院跡出土
鬼瓦 | 図版第45 | 同上 前庭部遺物出土状態 |
| 図版第20 | 角社東群I号窯跡出土 鴕尾 | 図版第46 | 角社西群II号窯跡 燃烧室焼土落
込み状態；調査後全景 |
| 図版第21 | 同上 鴕尾 | 図版第47 | 同上 焚皮室 第2次床面及び
遺物出土状態；第1次・第2次
床面 |
| 図版第22 | 同上 埠 | 図版第48 | 同上 焼成室 第1次床面 |
| 図版第23 | 角社西群瓦窯跡出土「官」銘軒
丸瓦・角社東群II号窯跡出土
軒丸瓦・同I号窯跡出土 軒
平瓦・同軒丸瓦・同平瓦・同
豊斗瓦 | 図版第49 | 角社西群III号窯跡 窯体調査前；
焼成室 |
| 図版第24 | 角社東群I号窯跡出土 土器；A
トレンチ出土 鉢滓 | 図版第50 | 同上 焚口閉塞状態；閉塞除
去後 |
| 図版第25 | 角社東群II号窯跡 | 図版第51 | 同上 焚口；同細部 |
| 図版第26 | 同上 | 図版第52 | 同上 燃烧室南壁；燃烧室通
焰口 |

図版第53	角社西群Ⅲ号窯跡 焚口閉塞部埠 積み；同細部	図版第71	角社西群瓦窯跡出土 埠
図版第54	角社西群Ⅳ号窯跡 燃成室	図版第72	同上 埠
図版第55	角社西群瓦窯跡 燃土壙上層遺物 出土状態；同細部	図版第73	同上 埠
図版第56	同上 燃土壙須恵器出土状態； 軒丸瓦出土状態	図版第74	同上 鬼瓦・土器
図版第57	同上 燃土壙 軒丸瓦出土状態	図版第75	醍醐の森瓦窯跡 発掘地風景；完 掘後の状況
図版第58	同上 燃土壙 軒平瓦出土状態	図版第76	同上 燃烧室内瓦出土状況
図版第59	角社西群瓦窯跡出土 軒丸瓦	図版第77	同上 燃烧室北壁瓦積状況； 同南壁瓦積状況
図版第60	同上 軒丸瓦	図版第78	同上 燃烧室南壁沿い 軒平瓦 出土状況；IIトレンチ 軒丸瓦出 土状況
図版第61	同上 軒丸瓦	図版第79	醍醐の森瓦窯跡出土 軒丸瓦
図版第62	同上 軒丸瓦	図版第80	同上 軒平瓦
図版第63	同上 軒平瓦	図版第81	同上 軒平瓦・埠
図版第64	同上 軒平瓦	図版第82	同上 丸瓦
図版第65	同上 軒平瓦	図版第83	同上 丸瓦
図版第66	同上 軒平瓦	図版第84	同上 平瓦
図版第67	同上 丸瓦	図版第85	西賀茂瓦窯跡出土 軒丸瓦型式図
図版第68	同上 丸瓦	図版第86	同上 軒丸瓦型式図
図版第69	同上 平瓦	図版第87	同上 軒平瓦型式図
図版第70	同上 埠		

挿図・附表目次

第一部 西賀茂角社瓦窯跡

頁

第1図	京都盆地北部における瓦窯跡 の分布	7
第2図	西賀茂角社瓦窯跡群 位置図	8
第3図	角社東群瓦窯跡 位置図	9
第4図	Aトレンチ平面図	10
第5図	角社東群I号窯跡 遺構図	12-13
第6図	角社東群I号窯跡出土 軒丸瓦拓影	17
第7図	同上 軒丸瓦拓影	19
第8図	同上 軒丸瓦実測図	21
第9図	同上 軒丸瓦実測図	23
第10図	同上 軒平瓦拓影	25
第11図	同上 軒平瓦拓影	27
第12図	同上 軒平瓦実測図	28

第13図	角社東群I号窯跡出土 九瓦実測図	30
第14図	同上 平瓦実測図	31
第15図	同上 鬼瓦・鶴尾実測図	33
第16図	同上 鶴尾実測図	34
第17図	同上 鶴尾実測図	35
第18図	同上 埠実測図	36
第19図	同上 埠実測図	37
第20図	同上 鐵画埠拓影	38
第21図	同上 土器実測図	39
第22図	同上 平瓦その他拓影	35
第23図	角社東群II号窯跡 遺構図	42-43
第24図	角社東群II号窯跡出土 軒丸瓦拓影・実測図	46

第25図 角社東群II号窯跡出土 軒平瓦拓影・実測図	47	第49図 角社西群瓦窯跡出土 九瓦実測図	86
第26図 同上 丸瓦・平瓦実測図	49	第50図 同上 丸瓦実測図	87
第27図 同上 火斗瓦実測図・ 平瓦拓影	50	第51図 同上 平瓦実測図	88
第28図 角社西群トレンチ位置図	53	第52図 同上 「官」銘平瓦拓影	89
第29図 角社西群瓦窯跡 位置図	54	第53図 同上 鬼瓦実測図	90
第30図 角社西群I号窯跡 遺構図	54-55	第54図 同上 埋実測図	92
第31図 同上 閉塞状態	56	第55図 同上 埋実測図	93
第32図 角社西群II号窯跡 遺構図	56-57	第56図 同上 埋実測図	94
第33図 同上 焼成室炭敷床面上 平瓦出土状態実測図	58	第57図 同上 土器実測図	95
第34図 同上 前部・燃焼室 中央断面図	61	第58図 山城盆地周辺の古窯跡の分布	99
第35図 角社西群III号窯跡 遺構図	62-63	第59図 出土瓦からみた各瓦窯の 相互関係	126-127
第36図 同上 焚口閉塞状態	64	第1表 角社東群I号窯跡出土 軒丸瓦計測表	16
第37図 角社西群瓦窯跡 燃土壙 中央北側断面図	65	第2表 同上 軒平瓦計測表	26
第38図 角社西群瓦窯跡出土 軒丸瓦拓影	69	第3表 角社東群II号窯跡 軒瓦 出土地点別数量一覧表	45
第39図 同上 軒丸瓦拓影	71	第4表 角社東群II号窯跡出土 軒丸瓦計測表	45
第40図 同上 軒丸瓦拓影	74	第5表 同上 軒平瓦計測表	48
第41図 同上 軒丸瓦実測図	75	第6表 角社西群瓦窯跡 軒丸瓦 出土地点別数量一覧表	66
第42図 同上 軒丸瓦実測図	76	第7表 角社西群瓦窯跡出土 軒丸瓦計測表	73
第43図 同上 軒丸瓦実測図	77	第8表 角社西群瓦窯跡 軒平瓦 出土地点別数量一覧表	74
第44図 同上 軒平瓦拓影	79	第9表 角社西群瓦窯跡出土 軒平瓦計測表	78
第45図 同上 軒平瓦拓影	81	第10表 型式別同范瓦出土遺跡一覧表	125
第46図 同上 軒平瓦拓影	83		
第47図 同上 軒平瓦実測図	84		
第48図 同上 軒平瓦実測図	85		

第二部 西賀茂醍醐の森瓦窯跡

第1図 醍醐の森瓦窯跡 位置図	134	第8図 醍醐の森瓦窯跡出土 九瓦実測図	146
第2図 同上 トレンチ位置図	135	第9図 同上 軒丸瓦実測図	147
第3図 同上 遺構図	137	第10図 同上 丸瓦実測図	148
第4図 醍醐の森瓦窯跡出土 軒丸瓦・軒平瓦拓影	139	第11図 同上 平瓦実測図	149
第5図 同上 軒平瓦拓影	140	第12図 同上 平瓦・埴実測図	151
第6図 同上 軒丸瓦実測図	143	第13図 同上 軒平瓦凸凹拓影	152
第7図 同上 軒平瓦実測図	144	第14図 同上 瓦部分拓影	153

第1表 醍醐の森瓦窯跡出土
軒丸瓦計測表 138

第2表 同上 軒平瓦計測表 140

口 絵 目 次

- I 角社東群 I 号窯跡
- II 上 角社西群瓦窯出土 軒丸瓦 (N S 152B)
- II 下 角社西群瓦窯出土 軒平瓦 (N S 207)

例　　言

- にしがくすみやしろ
1. 本書は京都市北区西賀茂角社瓦窯跡群の第1～第3次にわたる発掘調査、および西賀茂醍醐の森瓦窯跡の発掘調査をまとめた報告書である。それぞれ昭和44年度・46年度・48年度の文部省科学研究費総合研究A「平安京跡の調査研究」より調査費の一部を、昭和51・52年度文部省科学研究費総合研究A「平安京跡の総合的研究」より整理費の一部を充当した。なお第1次調査では大覺寺からも一部経費の援助を受けた。出版に関しては、高梨学術奨励基金のご配慮を得ることが多大であった。
 2. 調査の年次に従い、西賀茂角社瓦窯跡は、東群I号窯（第1次調査）、東群II号窯（第2次調査）、西群I～IV号窯（第3次調査）と称する。過去に京都府ならびに政所氏の調査された窯跡は、東群直号窯と表記した。
 3. 軒瓦には仮に型式番号を附した。まず西賀茂角社町の頭文字をとってNSのローマ字を冠し、ついで軒丸瓦の単弁蓮華文系は101～149、複弁蓮華文系は151～199までの番号を用意した。軒平瓦には200番台の数字を用いた。醍醐の森瓦窯跡についてもこれに準じた。各軒瓦の型式番号は調査年次の先のものから順に附した。従って、全体を見通したうえでの番号設定ではない。
 4. 本報告は、西賀茂角社瓦窯跡については伊藤玄三・近藤喬一・寺島孝一・田中勝弘・植山茂が執筆し、各章もしくは節の末尾に担当者の名前を（ ）内に示した。醍醐の森瓦窯跡については上野佳也・松井忠春が担当した。なお本文中で意見のかならずしも一致しないところが認められるが、各人の意見を尊重してしいてこれを統一しなかった。
 5. 遺構・遺物の実測図は調査担当者が行った。東群I号窯跡の挿図は植山が、東群II号窯跡の挿図のうち遺構は田中、遺物は植山が担当した。西群瓦窯跡の遺構・遺物の挿図は田中・寺島が作成した。遺構の写真撮影は龍谷寿・近藤・寺島が行った。遺物の写真撮影は寺島・田中による。
醍醐の森瓦窯跡の挿図・図版作成は松井忠春が行い、佐々木英夫の援助を得た。
 6. 本書の編集は寺島・植山・松井の協力を得て近藤が行った。

第一 部

西賀茂角社瓦窯跡

第1章 調査に到る経過

本報告書は、京都市北区西賀茂角社町に所在する瓦窯跡の発掘調査報告書である。

西賀茂の地、正確には上記現地番の大将軍社附近より古瓦の出土することは、古くより知られていた。明治末年、田坂謙一氏の表面採集に始まり、大正2年の春には、田坂氏の案内で梅原末治氏が実地を踏査され、大きな鶴尾の破片を得ている。しかし、この時点では西賀茂庵寺としてとりあつかわれ、深くその性格を追求されることがなかった。

一方、平安京出土の古瓦に興味をよせて、遺品の蒐集につとめられていた政所政治郎氏は、昭和5年以前にすでにこの地を窯跡と認めて、遺瓦の採集に着手されていたという¹⁾。そのような段階にあったこの西賀茂の地を、從来全く徵証を欠いていた『延喜式』木工寮車載の条に記載するところの栗柄野瓦屋の一部として、歴史的な位置づけをされたのは、木村捷三郎氏の卓見であった²⁾。木村氏の岩倉幡枝瓦窯跡ならびに西賀茂瓦窯跡を栗柄野瓦屋とする考えに刺激をうけて、東幡枝の窯跡の発掘調査を実施した梅原末治氏らを中心とする当時の京都府史蹟勝跡保存委員会は、あらためて昭和8年に現地を実査した。その時はすでに政所氏により、かなり大規模な採掘がおこなわれた後であったため、遺跡の混亂はいちじるしく、窯の構造等はほとんどこれを明らかにし得ず、調査の時期を失したと判断されて、発掘調査は実施されることなくおわった³⁾。以後今日まで40年近く、発掘調査を行って、瓦窯跡の構造などを把握しようとする動きはなかった。

従って西賀茂瓦窯跡に関するこれまでの知見では、政所氏の蒐集された瓦の資料と、梅原末治氏らの『西賀茂の窯址』に尽きていたといえよう。この後、西賀茂一帯の地では、かなり広範に瓦の採集されることが知られ、瓦窯の多数存在することが推測されるようになった。しかし、瓦窯の具体的な構造や、出土瓦の状況については、なお明確ではなかったといえる。

一方、平安博物館は、昭和30年代からの財團法人古代学協会の業績を受けついで平安京跡の発掘調査に従事し、発掘された瓦の資料も、漸くその数を加えていった。平安京跡から発見される多数の瓦のなかには、明らかにこの西賀茂瓦窯跡から見出される瓦と同様の文様をもつ瓦があった。そこで、この西賀茂瓦窯跡は、平安京の造営における一つの有力な造瓦地として、われわれの興味をひくようになった。いうまでもなく、平安京に瓦を供給した瓦窯は、岩倉幡枝瓦窯跡をはじめ幾つかがあげられてきたが、平安京造営当初の瓦窯とみられるものを近郊に求めるならば、西賀茂瓦窯跡の存在はきわだって注目されるものがあった。しかるに、すでに述べたように、この瓦窯跡についてはその詳細が知られておらず、これを充実しておくことが、平安京跡研究上でも緊要であると思われた。すでに、近年各地において瓦窯跡の調査も進展してきており、それに対比して考えても、平安時代初期の瓦窯の姿が明確にされ、出土瓦の関連が明らかにされることは要請されるところであろうと考えた。そこで、われわれは平安京研究の一環として、この西賀茂瓦窯跡の調査を行うことを計画したのであった。

発掘調査は、第1次より第3次の3回にわたって行った。第1次調査は、平安博物館を主体として、昭和44年度文部省科学研究費総合研究A「平安京跡の調査研究」の補助、及び大覚寺よりの援助を得て行い、昭和45年3月5日～同13日にかけて実施した。第2次調査は、昭和46年3月23日～4月7日の期間で、さらに第3次調査は、昭和46年11月13日～12月17日の期間でそれぞれ行った。第2次、第3次の調査においても、昭和46年度文部省科学研究費総合研究A「平安京跡の調査研究」の補助を得ることができて活用できたことは幸いであった。

それぞれの年次における調査参加者は下記の通りである。

○東群I号窯跡（第1次調査）

調査担当者 伊藤 玄三・近藤 孝一

調査補助員 寺岡 君江・松浦 俊和（以上京都教育大学）

調査協力者 小谷工務店

○東群II号窯跡（第2次調査）

調査担当者 伊藤 玄三・田中 勝弘

調査補助員 松浦 俊和（京都教育大学）・梅田 敏雄・寺田 行夫（以上京都産業大学）・吉野 義照・家田 雅夫（以上佛教大学）

調査協力者 小谷工務店

○西群瓦窯跡（第3次調査）

調査担当者 伊藤 玄三・寺島 孝一・田中 勝弘

調査補助員 吉野 義照・内藤 善史（以上佛教大学）・熊谷 康治・辰巳 均・梅田 敏雄・寺田 行夫（以上京都産業大学）・藤野 秀雄（京都教育大学）

調査協力者 橋本 庄次・吉田竜太郎・吉田辰次郎・品川仙太郎

なお東群I号窯跡の調査最終段階で平安博物館の渡辺 誠・腹谷 寿・片岡 雄各氏の援助を得、整理にあたっては大谷大学の芝野康之君の協力を得た。感謝の意を表する。

調査の結果は、この西賀茂角社瓦窯は、瓦積みを基本とする極めて整備された平窯から構成される瓦窯跡群であることが知られた。また、出土する瓦も平安京造営初期のものを内容とするものであることが明らかとなった。

この成果は、まず平安京研究上で極めて意義あるものであった。平安京跡出土の瓦のうち、造営当初のものと見られる瓦のうち、多くがこの瓦窯から供給されたものであることが判明し、西賀茂瓦窯が平安初期において、極めて重要な位置を占めるものであったことが知られたのである。それと共に、平安初期の瓦に関する知見に確実な根拠が与えられることになり、また、平安初期の瓦窯として典型的な例が知られたことになったのである。

この調査報告は、早くから刊行を計画していたのであったが、他の調査などの繁忙のため、今日まで延引してしまった。しかし可能な限り刊行を急ぐべきものと考え、調査関係者の集中的作業を行い、ここに報告するまでとなつた。報告の重点は調査事実の報告に置いたが、それぞれの分担における問題点に関しては若干の考察を加えることにした。なお十分に意を尽し得

なかった点は今後の課題としたい。

この調査については、土地所有者の山根治三郎氏、山田源太郎氏、森口金造氏から多くの御便宜を頂いた。また、調査作業の進行には小谷工務店小谷末次郎氏、向日市橋本庄次氏らはじめ、作業員各氏の多大の御協力によるものがあった。深く感謝申しあげたい。調査に参加した京都産業大学、京都教育大学、佛教大学の学生諸氏にも多くの御苦労をかけた。発掘資料の整理に關しても、たくさんの方々の援助を得たし、御教示も得るところが多かった。感謝の意を表しておきたい。

(伊藤玄三・近藤喬一)

註

- 1) 西田直二郎・梅原末治『栗柄野瓦窯址調査報告』(『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第15冊、1934年)。以下『京都府報』第15冊と略す。
- 2) 木村捷三郎「山城蟠枝発見の瓦窯址—延喜式に見えたる栗柄野瓦屋一」(『史林』第15卷第4号、1930年)。
- 3) 註1と同じ。

第2章 遺跡の立地

本瓦窯跡は京都盆地の北端、貴船山・鞍馬山附近に源を発する鴨川が盆地に流れ込む右岸で、現在の鴨川の流路からは約700m西に入ったところに位置している。遺跡から東を眺めると、ちょうど鴨川の対岸に葵祭でよく知られている上賀茂神社（賀茂別雷神社）の森がみえ、さらに遠く比叡山を見晴らすことができる。

一体この附近は、洪積層の粘土、豊富な水と燃料、そしてゆるやかな斜面と、瓦をはじめとした窯業に適した場所であり、平安京以前からも須恵器などが焼かれていたことが知られている¹⁾。さらに、平安宮の北端から、船岡山を間にはさんで北に約3.5kmと、交通の便も良く、平安京創建のための大量の屋瓦を作る場所としては、きわめて地の利を得ていたといえよう（第1図、図版第1）。

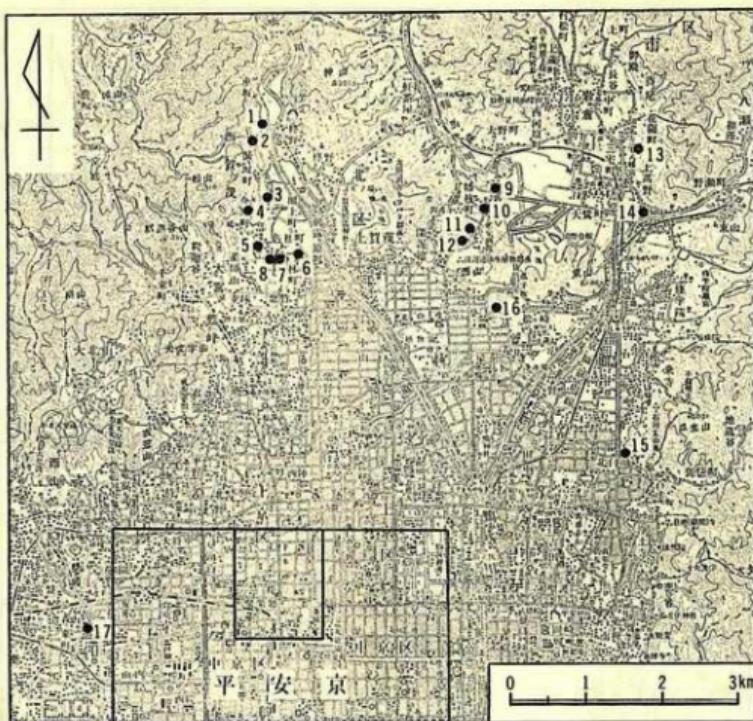
西賀茂一帯で、平安京創建時の瓦窯として知られているのは、本報告の角社東・西両群瓦窯跡、醍醐の森瓦窯跡のほかには鎮守庵瓦窯跡がある。このうち角社東・西両群瓦窯跡、鎮守庵瓦窯跡については、古くから知られていた²⁾が、醍醐の森瓦窯跡は、西賀茂地区の土地区画整備事業の一環として行われた道路の側溝作りの際に偶然発見されたものである。

この一帯が、窯業に適した地域であり、また、平安京創建に際しての多量の屋瓦の需要を考えれば、今後さらにこの時期の瓦窯跡が発見される可能性は十分に考えられよう。そして、すでに史蹟に指定されている岩倉幡枝瓦窯跡の一帯と併せて、大きな瓦窯群を形成していたものと考えられる。そしてこの伝統は、以後も西賀茂に隣接した大宮河上瓦窯跡、幡枝瓦窯跡の東方に位置する小野瓦窯跡などにうけつがれ、幡枝地域では平安時代後期まで瓦の生産が続けられるなど、平安京に対する屋瓦の供給地としての地位を保ちつづけるのである。

さて、ここに報告する西賀茂角社瓦窯跡は大文字の送り火の一つである舟形で知られる船山から南東に向ってはりだす台地の先端に位置している。

角社町附近は、開墾やその後の宅地開発、またそれに伴って進められた道路整備事業などで、現在では相当変形しているが、ちょうど角社町を通る標高100mの等高線附近より東方で一段低くなっている段落を形成しており、当瓦窯跡が段丘上に立地していることが知られるのである（第2図）。

角社東群瓦窯跡は、南に大將軍神社が隣接しており、この境内で東に向って傾斜する段丘の旧状をよく残している。東群瓦窯跡はこの傾斜に直交して、南から北へⅢ号窯・Ⅰ号窯・Ⅱ号窯と並ぶ。これに対して、西群瓦窯跡は現状ではほぼ平坦で、またほぼ東西に走る等高線に対して、直交する形で、北からⅠ～Ⅳ号窯がならんでおり、やや奇異な感じを受ける。しかし、詳細に等高線を見ると、標高99mから103mにかけての線は、大將軍神社を屈曲点として、大きく北西方向に屈曲しており、ちょうど東群瓦窯跡——大將軍神社——西群瓦窯跡を結んだ線で、南東方向に舌状に突出した台地を形成していることがわかる。そして、この小台地の西側



第1図 京都盆地北部における瓦窯跡の分布

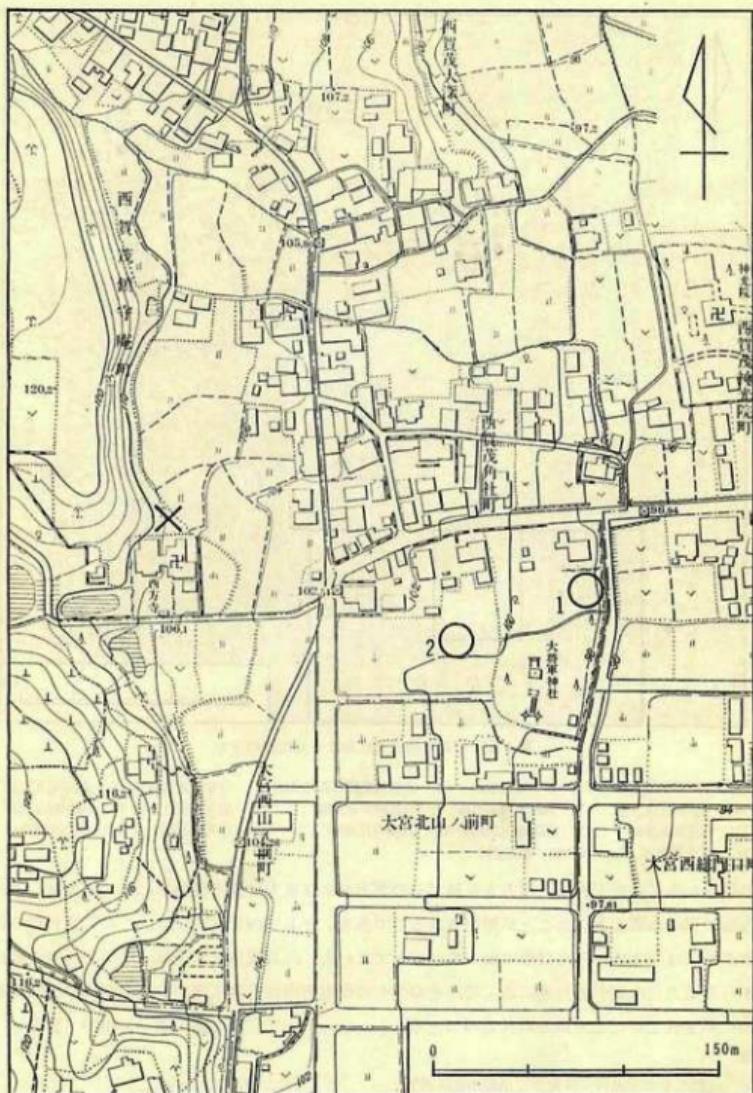
- | | | | | |
|------------|------------|---------------|------------|------------|
| 1. 上ノ庄田瓦窯跡 | 2. 箸ヶ坂瓦窯跡 | 3. 西賀茂櫛瀬の森瓦窯跡 | 4. 今原町瓦窯跡 | 5. 鎮守瓦窯跡 |
| 6. 大宮河上瓦窯跡 | 7. 角社東群瓦窯跡 | 8. 角社西群瓦窯跡 | 9. 岩倉櫛瀬瓦窯跡 | 10. 栗柄野瓦窯跡 |
| 11. 南庄田瓦窯跡 | 12. 深泥池瓦窯跡 | 13. 花園町瓦窯跡 | 14. 小野瓦窯跡 | 15. 北白川瓦窯跡 |
| 16. 芝本瓦窯跡 | 17. 森ヶ東瓦窯跡 | | | |

の裾をかみてにたどれば、西方寺を経てその北方および東方に続く湿地帯に至っており、この台地の裾に水路があったことが想定されるのである。そして西群瓦窯跡は、この舌状台地の西斜面にはば南北にならんだ形になっている。すなわち、西賀茂角社瓦窯は、その北西方の船山から南東方向に広がる台地にあって、そのうちの南東方向に舌状に突出した小台地の東西両斜面に営まれていたことが知られるのである。

(寺島 孝一・田中 勝弘)

註

- 1) 京都産業大学考古学研究会『京都市北区西賀茂地区遺跡分布調査報告書』I (『土盛』第 9号, 1976年)。
- 2) 『京都府報』第15冊。



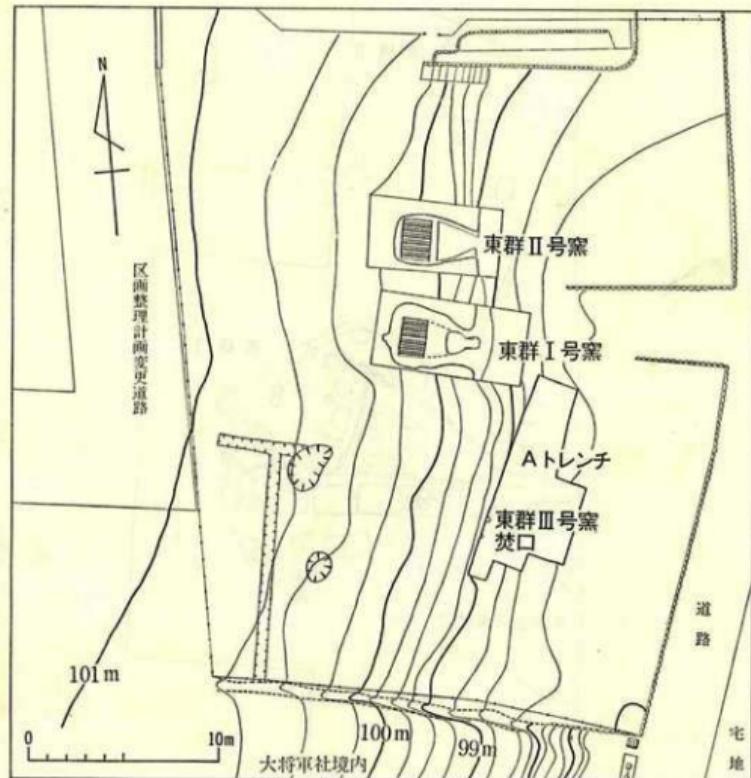
第2図 西賀茂角社瓦窯跡群 位置図

1. 東群瓦窯跡 2. 西群瓦窯跡 ×印 球守庵瓦窯跡

第3章 東群 I号窯跡

第1節 Aトレンチの調査と遺構（第3図、第4図、図版第2下・第3）

第1章でのべたような観点から、まず政所氏の過去に所掘された第1窯¹⁾の確認をめざした。傾斜の低い側には、窯の焚口の遺存している確率が高いのではないかと考え、丘陵東側の裾近く、丘陵の立ちあがる部分をも含めてAトレンチを設定した。当初は幅2m、長さ10mの範囲を調査した。その結果、トレンチ南よりの西端で、窯の焚口を一ヶ所検出し得た。焚口よりさらに北側で二ヶ所、平面馬蹄形をなす焼土面を認めた。後述するようにそのうちの一方は、埴と瓦を用いて築いていたので、その範囲を確認するため東側へトレンチを拡張した。Aトレン

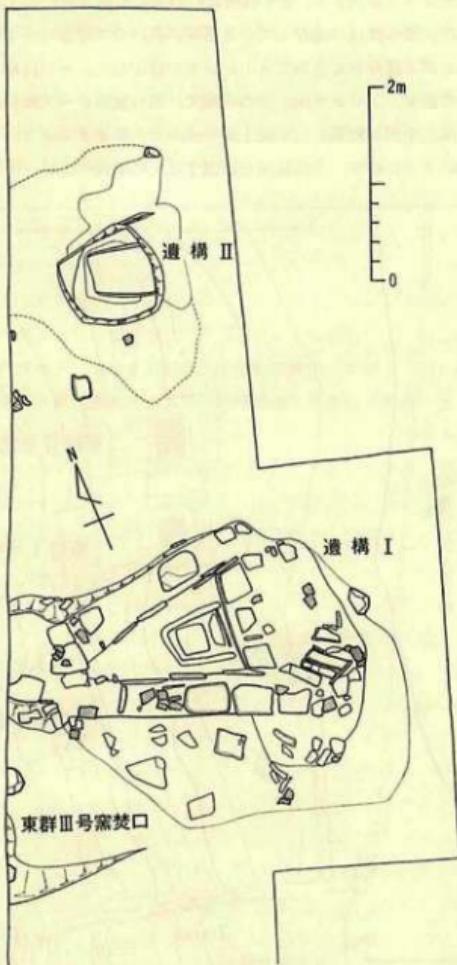


第3図 角社東群瓦窯跡 位置図

チが不整形を呈しているのはそのためである。

焚口の検出された窯を角社東群III号窯と呼ぶことにした(第4図、図版第3上)。窓口周辺からは、平瓦や丸瓦の類が大量に出土した。しかし第1次的な出土状況は示していなかった。

従って窓口周辺の擾乱状況および出土位置からみて、本窯がかつて政所氏の所據された窯であると判断した。出土した瓦は、その際に不要の瓦を運搬したものと推定される。



第4図 Aトレンチ平面図

焚口両側には花崗岩系統の石を据えていた。Aトレンチ北端より測って、石は南へ7.8mと8.8mの地点に位置している。焚口の幅は石の内側で、70cmを測る。北側の石の上面は、表土下約75cmであらわれ、石の高さは40.5cmであった。南側の石はやや小さいものであった。

焚口のすぐ北側より、先述した瓦と埠を用いて築いた遺構を検出した。これを遺構Iと呼ぶ（第4図、図版第3）。位置はトレンチ西端で、焚口より北へ50cmと1.7mの間にあり、東側へ約4mの範囲まで広がっている。深さは西端で表土下73.5cm、東端で表土下32cmであった。焼土や埠の散らばりを全体としてみれば不整形を呈しているが、注意してみるとなんらかの遺構であった様子がうかがえる。

すなわち遺構の中央には、幅約6cmの粘土質の焼土が△形にあり、中には埠が敷かれている。この馬蹄形を呈する部分は、縦70cm、上端幅46cm、下端幅60cmを測る。下方には、埠の小口と平らな面を交互に3枚づつ並べてある。これを底辺として、馬蹄形の周囲を、埠の小口を上にして三角形状に区画する。さらにその外周には、主として埠を平らに用いて敷いた様子がうかがえる。従って平面形では、馬蹄形状のものを二重に三角形状のものがとり囲む形を呈することになる。

周囲には粘土の塊の混入した焼土が広がり、また埠や瓦が多数散在していた。遺構Iの北側約4mの地点でも、前者とはほぼ類似する規模をもつ馬蹄形状の遺構を検出した。これを遺構II（第4図、図版第3下）と呼ぶ。中央部は粘土で焼けておらず、その周囲を幅約4cmの焼土がとりまいていた。ただ前者とは異り、馬蹄形状の周辺をとり囲む埠や瓦を用いた三角形状の区画はみいだされなかった。

注目すべきことは、遺構I・IIとも周辺で鉛滓（図版第24—3）ではないかと推定されるものを多数検出したことである。遺構のたちわりを実施せず、調査を後日にゆだねたため、両遺構の性格は不明確であるが、単に窯の灰原とは考えられない。分析を実施していないため、確定なことはいえないが、肉眼の観察からこれらの鉛滓は銅滓と判断される。馬蹄形の焼土を含む遺構I・IIは、埠の焚口に関係するもので、周辺より出土した銅滓様のもののあることを考慮する時、これらは綠釉瓦の発色用に使用するため、銅鉛石を精煉した何らかの施設であったものとも考えられる。ただし後に述べるように、政所氏の所掘資料をも含めて、角社東群I・II号窯では綠釉製品の出土をみていないことは注意されよう。

以上のようにAトレンチ内では、3ヶ所の遺構を検出し得たが、新しく窯を発見することは出来なかった。トレンチを設定した位置が、丘陵の裾すぎたためと判明したので、Aトレンチ西端から西へ約4.5mの位置、丘陵の傾斜変換の上面へAトレンチとほぼ平行するように、あらためてトレンチを設定した。幅1mで当初の長さは10mを予定した。

このトレンチの北端から調査し始めた結果、表土下約30cmのところで焼土面の広がりを確認し、新たに窯の存在することも把握し得たので完掘はしなかった。この際認め得た窯が、次に述べる角社東群I号窯である。なおAトレンチ出土の遺物は、I号窯と共通するものが多いので、後に一括してあつかうこととしたことをお断りしておきたい。

第2節 遺構（第5図、図版第4～第10）

先述したような経過で、新しく窯のあることが推定されたので、新たに東西方向に調査地区を設定した。トレンチの幅は4m、長さは8mである。

窯は平窯で、ほぼ南北方向にのびる丘陵の東側に、主軸を東西方向に向けて營まれていた。焚口の部分が、丘陵の裾とはほぼ対応する。掘方は平面Ω形を呈し、軒瓦・丸瓦・平瓦を用いて壁体を築いていた。掘方の一番幅の狭い部分は、焚口の石材の西端とはほぼ対応し、約1.9mを測る。掘方の一番幅の広いところは、焼成室奥壁近くで幅は約3.3m、掘方の全長は、西側で一部方形に突出している部分を含めて約5mである。

平窯の全長は3.95m、焼成室の奥行は1.4m、奥壁で幅約2m、隔壁の厚さは50cm、燃焼室は奥行1.6m、焚口の部分で幅52cm、長さ45cm、隔壁沿いで幅1.9mの規模をもっている。焼成室の高さは、床面より測って1m、燃焼室は、床面の最深部より測って1.3mの高さをもっていた。以下細部について順次述べる。

a) 焚口（第5図、図版第6下）

平面長方形を呈する。両側には花崗岩の石を据えていた。幅は石の内側で52cm、長さは約70cmを測る。窯の奥壁に向って左（左・右の記載は以下同じ）側の石は、長さ45cm、幅13cm、高さ最高所で約35cmである。右側の石は前者よりやや規模が小さい。石より手前の側面にも瓦積みが部分的にみられた。焚口の長さはこの瓦積みをも含めて測った値である。石より上方には、燃焼室側壁から次第に下降しながらのびてきた瓦積みが認められた。従って焚口の最高所は、床面より測って50cmである。ただし、石の上方の瓦積みとのべたものは、あいだに相当の粘質土をまじえており、燃焼室の側壁とはやや性格を異にしていた。スサマジリの土を上に塗りつけていたためばかりではないと判断された。

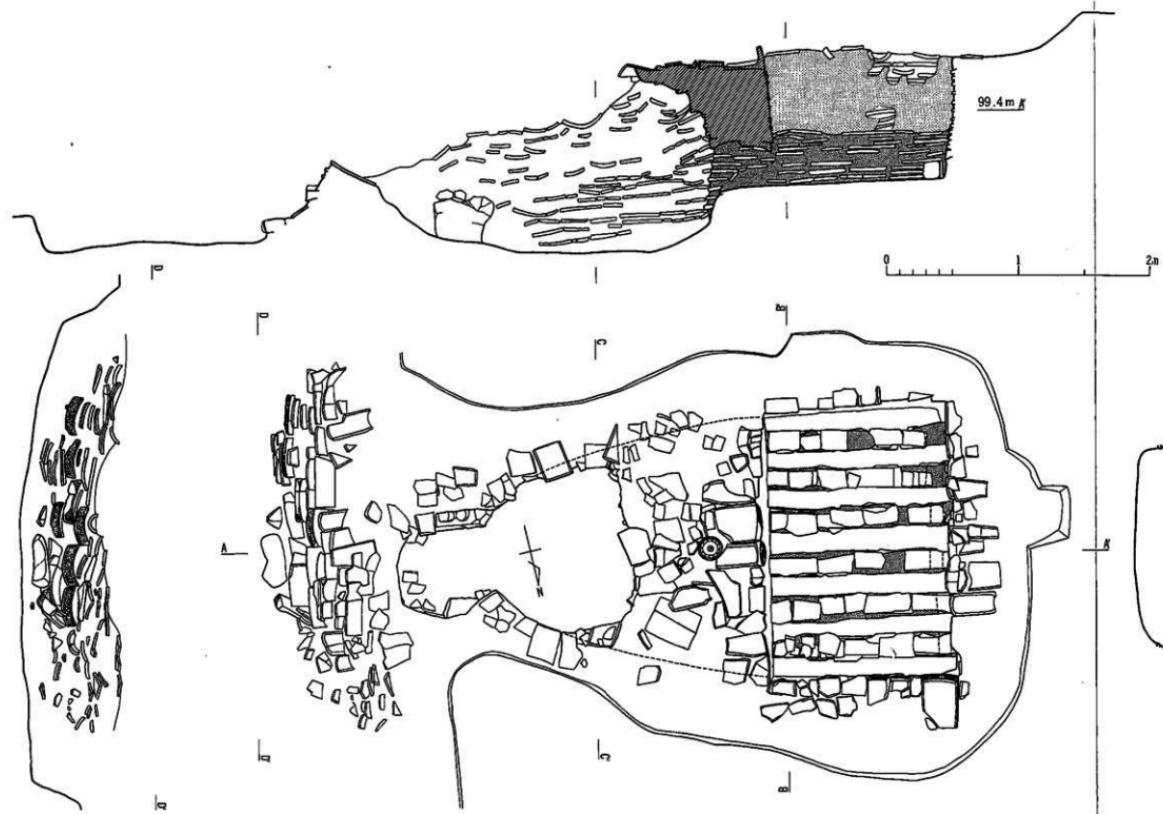
b) 燃焼室（第5図、図版第6・第7下）

平面形はわずかに胴張りする逆梯形を呈する。規模は床面で測ると奥行1.6m、隔壁側で幅約1.95m、焚口側では、焚口両側の石の各々外側にぶつかるように壁体が築かれており、その部分を測ると幅約80cmとなる。床面は焼成室に比較して地山を一段掘り窪めた状態を示していた。最も低いところで、焼成室の床面より45cm低い。床面は隔壁に近づくにつれてかなり傾斜しながら高くなっている。

隔壁よりせりだして、燃焼室の天井を構成する部分が一部認められた。隔壁より約50cm突出し、燃焼室床面の最深部の位置とはほぼ対応する。この部分で燃焼室内側の高さは、約1.3mを測る。

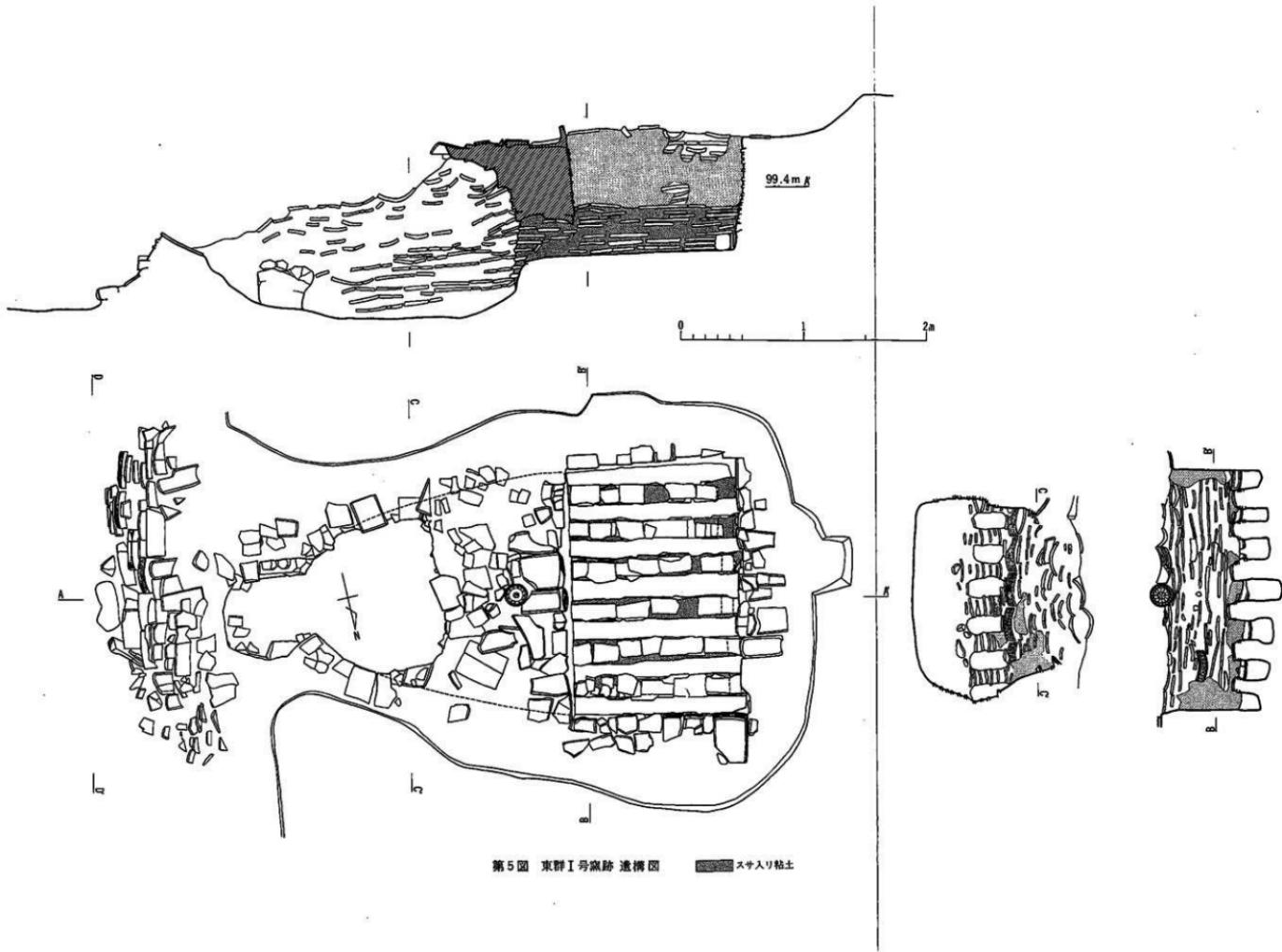
側壁の構築状況をみると、左側は床面より43cmのところまではほぼ垂直なすが、それより上部は徐々にせりだす。右側では床面より高さ37cmの附近まではやや外開きの形を呈するが、それより上方は内側へ傾斜して同じくせりもち状を呈する。

床面より約60cmの高さまでは、どちらの側壁でも平瓦の側面を内側に向けて壁を築いている。瓦と瓦の間には粘土質の土をかまして、壁面にはスサマジリの粘土を塗りつけていた状態



第5図 東群I号墓跡 造構図

■スサ入り粘土



が一部で認められた。両側壁の内傾する部分では、表面に塗られた土が非常によく残っていたためはっきりとは把握し得なかったが、燃焼室上面の瓦のあり方から判断して、瓦の小口を壁面に向けるような形と、長手を使うものとを何段かおきに交互に配する形をとっていたと推定される。

c) 隔壁（第5図、図版第6上・第7上・第8）

燃焼室と焼成室の境には、隔壁を築いている。隔壁下には、燃焼室より焼成室へ通じる分焰孔が7本あった。分焰孔の天井は、軒平瓦を2枚つきあわせに用いて構成していた。軒平瓦の瓦当面は、それぞれ燃焼・焼成両室内に向けられている。使用されている軒平瓦は、後のべる遺物の項の型式分類に従えば、NS 204が大多数を占めていた。隔壁の厚さは、分焰孔天井に利用した軒平瓦の瓦当面の部分で測ると48cmある。幅の広いところでは50cmを測る。隔壁の高さは、燃焼室床面から測ると約1.3m、焼成室床面よりは約1mとなる。

隔壁の構築状況をみると、まず焼成室よりのびてきた歿の一部を利用して6本の分焰柱を形成している。この点をもう少し詳細に検討してみると、まず焼成室側からわずかに下降しつつのびてきた地山面は、燃焼室の10cm手前くらいから急傾斜で落ち込む。その上に焼成室の歿の5段目の高さ一焼成室奥壁沿いに、歿の下を通焰孔が横切るが、その通焰孔の上に覆せた平瓦半蔵1枚分までの高さ一まで平瓦を積む。歿の先端は隔壁下の半ばまでのびている。これは先述した地山面の傾斜が始まる位置と対応する。それを補う形で燃焼室側より平瓦半蔵のものや軒瓦(NS 201)の一部を用いて分焰柱を構築している。分焰柱をまたぐ形で、先述した如く、軒平瓦を用いて分焰孔の天井を形成している。従って分焰孔の高さは、燃焼室側より測ると50cm、焼成室側より測ると約30cmとなる。分焰孔の幅は一定していないが、約15cm弱で、分焰柱の幅にも差があるが、およそ10~15cmを測る。

分焰柱は平瓦を主として用い、瓦の間に粘土をはさみ、外まわりには厚く、スサmajiriの粘土を塗りつけている状態が認められた。

燃焼室側で測って約55cmの高さから、隔壁は内傾し、燃焼室の天井部を構成することは先述した。瓦の長手と小口をどのようにつみ重ねていたものかは、隔壁がほぼ完存しており断面たちわりを実施しなかったので明らかではない。東群II号窯の構造が参考になろう。

焼成室側では、隔壁は現存部分でみるとかぎり、垂直に近い。この高さは焼成室の他の壁とほぼ等しい高さを示す。

焼成室に面した隔壁最上面には、軒丸瓦(NS 101)と軒平瓦(NS 202A)とが用いられ、また中間にも軒平瓦(NS 203)の使用が認められた。隔壁両面には、スサmajiriの粘土の附着している部分が多くあった。粘土の厚さは少くとも2~3cmあった。

d) 焼成室（第5図、図版第4下・第5・第8上・第9・第10）

平面形は横長の長方形を呈する。奥行は1.4m、幅は奥壁床面で1.96m、上面で2.05mを測る。隔壁沿いでは床面で2m、上面で2.01mを測る。床面よりの高さは約1m、歿の上面よりの高さは65cmとなる。隔壁下の分焰孔に通じる火道が7本、歿が6本主軸に平行して走っている。

畝のつくり方は、半截した平瓦を3~4枚まで積む。平瓦と平瓦の間には、小石を含む粘土を敷いている。この段階で奥壁沿いに、通焰孔を設ける。通焰孔は奥壁側では平瓦片を1枚たてて用いているが、反対側には別に平瓦をたてて用いるといったことはしていない。通焰孔の天井は、畝と奥壁側にたてて用いた平瓦片の上に、半截した平瓦をかけわたしている。通焰孔の幅も一定はしていないが、ほぼ12cm、高さは約13cmである。これまでを畝の1段目の高さと考えると、15cmを測る。この上にさらに、平瓦を半截したもの用い、間に粘土を敷きながら、畝を構築する。平瓦は6~7枚を用いている。最終的に畝の高さは、床面より37~42cmとなる。畝の上面より、現存焼成室の最高所まで一すなわち瓦を置いて焼く空間の高さは、現存高約65cmとなる。

焼成室の床面が、燃焼室側に向ってわずかに傾斜しながら下降してくることは先に述べた。四壁には、平瓦を主として用い、部分的に軒丸瓦(NS 102)、軒平瓦(NS 201・NS 204)をも用いていた。その上にスサmajiriの粘土をかなりぶあつく塗っていた。焼成室最上面では、軒平瓦や丸瓦・平瓦の短辺を室内に向けているものが多く認められた。燃焼室と同じく、天井部架構のためのせりもちにそなえてのあり方と考える。

e) 焚口前面の瓦積み（第5図、図版第4・第6）

焚口に接して、前方に瓦積みがみられた。

瓦積みは、窯に対して横長の位置を占める。中央最下段には石を1個おき、それより上方および左右に、主として軒平瓦・平瓦の類を積んでいる。軒平瓦は瓦当面を前面に向いているものが大多数を占め、平瓦は側面を前面に向いている。用いられている軒平瓦は、NS 201を主とし、他にNS 204などもみられる。瓦と瓦の間には土がつまっていた。

高さは中央の石の基底から測って56cm、左右幅は約2.8m、奥行は約1mである。

この瓦積みの前面から、地山面はゆるやかに下降する。といつてもむしろ平坦面に近いといった方がよいのかも知れない。いずれにしてもこの面の高さと、燃焼室床面の高さとはほとんどレベルを等しくしている。

この施設がどのような性格をもったものかは、よくつかめなかった。焚口の閉塞のために設けられたものかとも考えられるが、それにしては左右幅が長すぎるようにも思われる。ただ窯の掘方と、この瓦積みの左右幅との関係を平面的にみると、後者は焚口および燃焼室両側のうらごめの位置とほぼ対応するともみられ、側壁が全面にせりだしてくるのを防ぐための施設であったかも知れない。

あるいは窯を放棄する段階での単なる整理の結果であろうか。今後類例の増加をまちたい。

第3節 遺物（第6図～第22図、図版第11～第24）

I号窯およびAトレンチからは、大量の瓦類が出土した。種類としては、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・熨斗瓦・鬼瓦・鶴尾・塊があげられる。また近世の胞衣壺と推定される土師質の土器が出土した。なおAトレンチ出土遺物は、本来別項目をたてて解説すべきと思うが、I号

窯の遺物の中に包括し、個々の解説の中で関連する場合にのみ触れたことを最初にお断りしておきたい。

(1) 軒丸瓦 (第6図～第9図、図版第11～第14、第1表)

I号窯では、単弁系蓮華文軒丸瓦が8型式、複弁系蓮華文軒丸瓦が5型式出土している。

単弁系蓮華文軒丸瓦

- ① N S 101 (単弁十二葉蓮華文軒丸瓦) [第6図-1・2、第8図-1・2、図版第11-1～6]

出土点数は32点で、うちAトレント出土1点を含む。その他、外区のみの破片がI号窯より22点、Aトレントより4点出土している。本型式の瓦が、東群I号窯出土軒丸瓦中、最も数が多く、本窯で焼成された主要な軒丸瓦であることを示している。

花文の構成は、中房が弁区より一段低くなり、その中に大粒の蓮子1+5を配する。内区はわずかに隆起する細線で画された中に、かるく盛りあがる単弁十二葉の蓮華文を密に置く。単弁中、交互に弁子を高く表出するのが本例の特色であるが、なかに範の磨滅によるのか、あるいは土をつめる際、充分おしこみが足りなかったものか、弁子の顯著でないものが多い。弁子の表出の明らかなもの14点、弁子の表出の不明瞭なもの18点となる。ただ中房の蓮子と弁子の位置との相関関係、中房輪郭線のひずみ具合などよりみても、弁子の表出の鮮明、不鮮明をとわず、ともに同じ範を用いて瓦当文を製作したものであることは明らかである。

太い界線で画された外区内縁には、粒の大きい珠文が20個密にならんでいる。

胎土の粒子は砂粒の混入が多い。一例ではあるが、瓦当面に須恵器の杯の破片(2.4×1.4cm)が混入している(図版第23-5)。工人が粘土に、意識的に砂・礫をまぜる際に、混入したものと思われるが、工房における容器との関係を考えさせて興味深い。あるいはこわれた須恵器片などは、細緻のかわりに意識的に用いられましたものであろうか。時期は近世初頭と異ってはいるが、筆者の近年調査した平安宮推定主水司跡出土の平瓦でも、同じく土器片の混入した平瓦を3～4点検出した。時代をこえて共通するものがあり興味深い。

焼成は軟質である。色調は淡灰色、淡灰褐色と差のあるものを含むが全般に淡い。文様の表出そのものも全体に鋭さにかける。範は瓦当面の外縁をも覆う外拵一段型²であることが、東群II号窯出土の1例より知られる(図版第23-2)。この点については、考察の項でまとめて論ずる。

筒を欠失する資料が圧倒的に多い。この意味については別稿³でも触れたが、西賀茂瓦窯操業の下限をきめる年代論とも関係すると考えるので、後にまとめて考察の中で論ずる。

同范品は、政所政治郎氏蔵品中に1例知られる。平安宮跡よりは、農業院跡附近よりの出土が知られる。

- ② N S 102 (単弁十四葉蓮華文軒丸瓦) [第6図-3、第8図-3、図版第12-1・2]

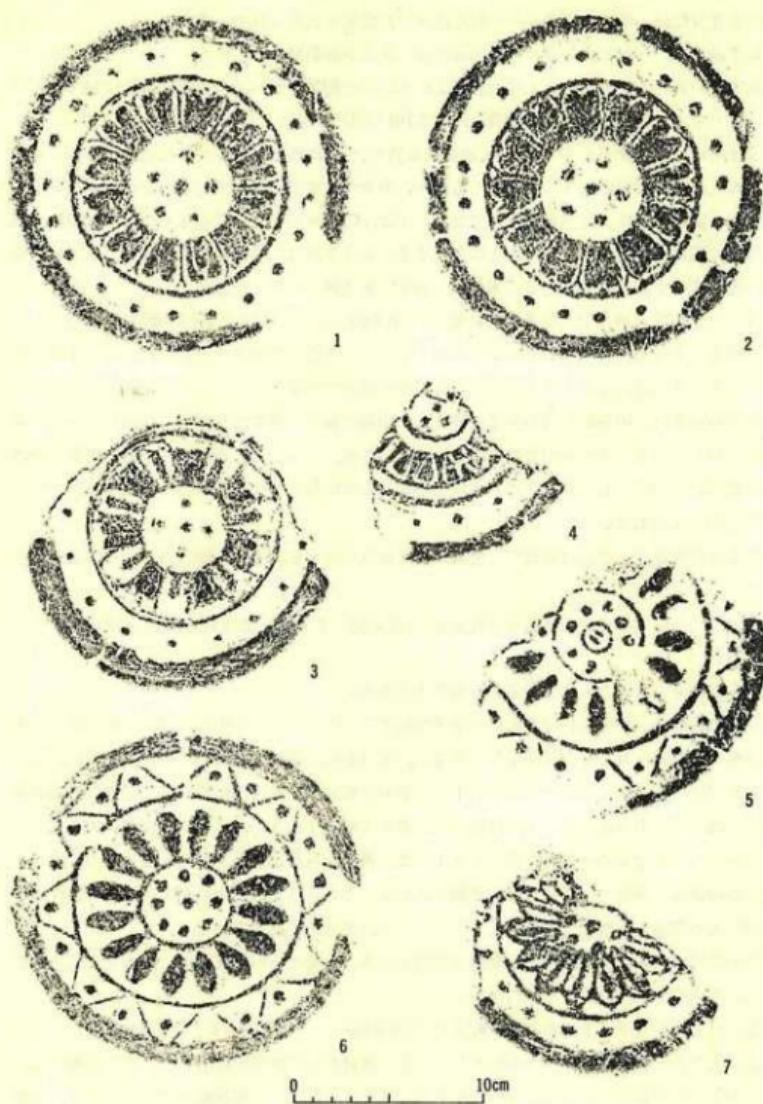
小片も含めて4点、いずれもI号窯より出土している。

花文の構成は、弁区より一段低くなった中房に1+4の蓮子が表現されているが、不鮮明であ

第1表 東群I号窯跡出土軒丸瓦計測表

型式番号	名 称	出 土 地	直 径	内 区				外 区				内 文 種	外 文 種	高 文 種	調 査 数	備 考
				中 明 隆 連 字 數	并 幅 幅	并 幅 并 幅	区 幅	内 文 種	外 文 種	幅	内 文 種					
NS101	単弁十二葉蓮華文軒丸瓦	I 号	179	52	1+5	32	28	單12	33	20	S 20	13	9.5	—	丸子は開 いた小石 を含む —	軟質 漆黒褐色 32
NS102	単弁十四葉蓮華文軒丸瓦	I 号 (166)	39	1+4	29	19	單14	35	17	S (16)	18	9.5	—	丸子は開 いた小石 を含む —	軟質 漆黒褐色 4	
NS103	単弁十六葉蓮華文軒丸瓦	I 号 (162)	34	1+4	33	16	單16	33	18	S (18)	16	5	—	松子頭、やや 膨らむ	軟質 漆黒褐色 2	
NS104	単弁十六葉蓮華文軒丸瓦	I 号 (156)	183	47	1+8	36	14	單16	34	18	S 20	16	12	—	妙な風 やや膨らむ —	中間中心の蓮子 は圓錐で頭む けた風 黒色 2
NS105	単弁十四葉蓮華文軒丸瓦	I 号 (156)	38	1+6	30	19	單14	30	15	S (18)	15	9	—	妙な風 やや膨らむ —	軟質 漆黒褐色 1	
NS106	単弁(十五)葉蓮華文軒丸瓦	I 号 (130)	27	(1+5)	32	12	(15)	19	9	S (18)	10	5	—	妙な風 —	軟質 漆黒色 3	
NS107	単弁十六葉蓮華文軒丸瓦	I 号 (180)	36	20	單16	28	16	S (30)	12	11	—	—	妙な風 —	軟質 漆白色 2		
NS108	単弁十六葉蓮華文軒丸瓦 由土資料	I 号 (182)	56	(1+8)	36	20	單16	28	17	S 20	11	9	—	妙な風 —	軟質 漆黑色 1	
NS109	単弁十二葉蓮華文軒丸瓦	I 号 (185)	30	不明	45	21	單12	33	18	S (16) 頭	15	9	—	妙な風 —	軟質 漆黒褐色 1	
NS151A	複弁 七葉蓮華文軒丸瓦	I 号 (180)	53	1+8	33	35	複6	31	17	S (30)	14	9	—	妙な風 —	軟質 漆黒色 4	
NS152C	複弁 八葉蓮華文軒丸瓦	I 号 (181)	53	1+8	34	29	複8	30	18	S (16)	12	9以上	—	妙な風 —	軟質 漆黒色 1	
NS153	複弁 八葉蓮華文軒丸瓦	I 号	179	56	1+6	31	28	複8	31	17	S 12	14	10	—	妙な風 —	軟質 漆黒褐色 1
NS154A	複弁 八葉蓮華文軒丸瓦 Aトレンチ	I 号 (169)	42	1+6	35	29	複8	29	16	S 16	15	9	—	妙な風 —	軟質 漆黒色 5	
NS154B	複弁 七葉蓮華文軒丸瓦	I 号	169	36	1+6	27	26	複7	39	23	S 17	16	14	—	妙な風 —	軟質 漆白色 2

() 内は推定値, Sは珠文, 単位mm



第6図 東群I号窯跡出土 軒丸瓦 拓影（縮尺1/2）

る。内区には、交互に凹凸をくり返す単弁の蓮華文が14個、密に表現されている。なお窯んだ部分の花弁には、中心に弁子が一つ軽く浮きていた状態で表出されている。

幅7mmと広い界線で画された外区内縁には、珠文が16個配されている。範のつくりが非常に粗雑で、いかにもその形さえしておればよいといった精神をうかがわせる。直径は16.6cmとやや小ぶりである。しかし蓮弁の表現は、NS101と凹凸を逆にしたような関係にある。

胎土には、砂・細石が多く含まれ、焼成は軟質で、色調は淡灰色から淡灰褐色を呈している。

範は瓦当外区外縁中央までであったものか、中央でわずかに窪んでいることが、4点ともに共通して認められる。瓦当裏面にあてた筒の先は、匁形を呈している。4点のうち3点は、筒とそれに関連する瓦当面とを、ともに欠失する。もう1点は、小破片で筒を同じく欠失するが、瓦当面の上部を残している。本例はこれまで他遺跡での出土を知らない。

③ NS 103 (単弁十六葉蓮華文軒丸瓦) [第6図-4, 第8図-4, 図版第12-3]

2点ともI号窯調査中の表土層より出土している。1点は中房までを含む約4分の1の大破片で、もう1点は、界線と珠文帯を含む外区の小破片である。

花文の構成は、中房に1+4の蓮子を配する。中房の輪郭、蓮弁の外郭および内外区を分つ界線が突出している。蓮弁の中央部も軽くもりあがるが、全体として蓮弁をみた時、粗雑な角ばった輪郭線の中に、心葉形を窪んだ表現であらわしているといえよう。範の表出も浅い。筒を含む上半を欠失している。

胎土は砂粒多く、焼成は軟質で、色調は淡灰褐色を呈する。本例も他遺跡よりの出土を知らない。

④ NS 104 (単弁十六葉蓮華文軒丸瓦) [第6図-5・6, 第8図-5, 図版第12-4・6]

出土点数2点で、ともにI号窯よりの出土である。

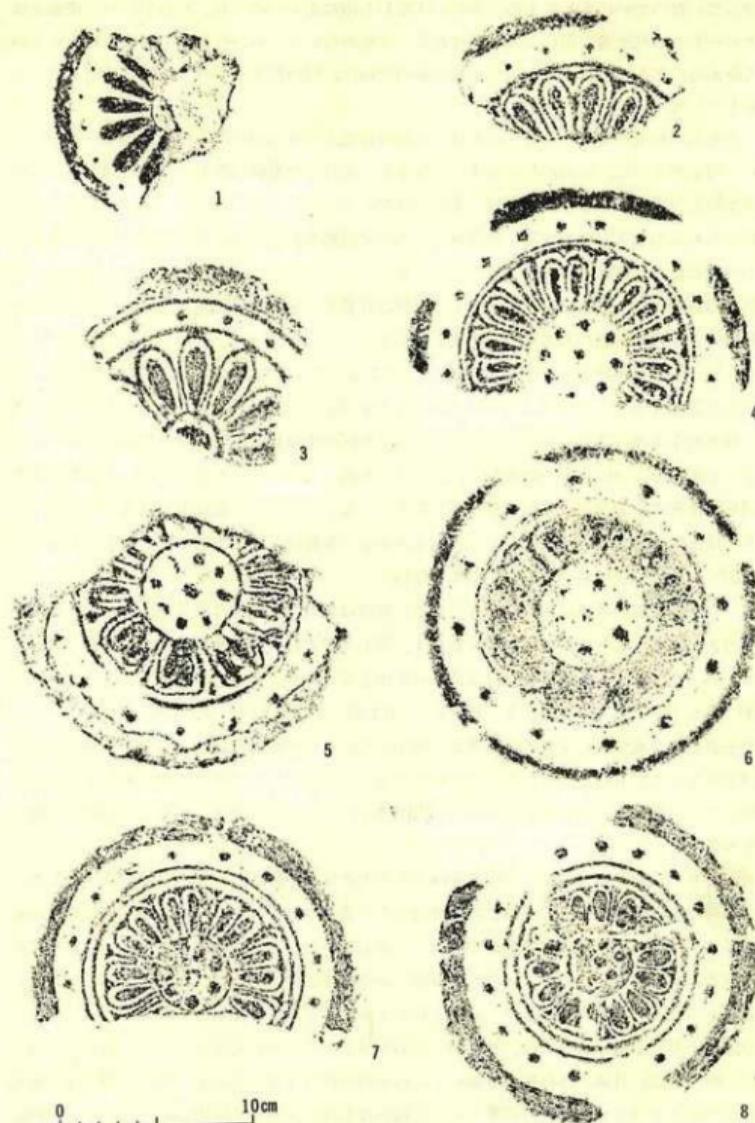
花文の構成は、中房に1+8の大粒の蓮子を配する。内区は、中房中心の蓮子を囲む圓線、中房を画する圓線、および内外区を分つ界線と、突出した三圓により同心円形が強調され、なかに素弁で厚く盛りあがった単弁蓮華文十六葉をおいている。外区内縁の珠文は20個で、線状鋸歯文で画された中に配しているのは珍しい。造りは粗雑であるが、瓦当文様は明確である。

瓦当文の完形なものは筒を欠く。もう1点は、筒を含む瓦当上半を欠失する。筒の位置と瓦当文の関係は、両者では正反対の位置関係にある。この点は範の型木の形とか、瓦を製作する際の工人の問題とも関係するかと考えるので、後にまとめて論ずる。

胎土の砂粒の混入は比較的少く、焼成は軟質である。色調は一が淡灰白色、一は淡灰黒色を呈する。平安京跡よりの出土を知らない。

⑤ NS 105 (単弁十四葉蓮華文軒丸瓦) [第6図-7, 第8図-6, 図版第12-5]

I号窯の表土層中より1点のみ出土している。磨滅して不鮮明ではあるが、花文の構成は、わずかに突出する中房に1+6の蓮子を配する。蓮弁は先端が三角形状にとがり、その中に菱形文化した弁子1を置き、いずれも突出した線表出をしている。径は15.6cmと小さい。造りは粗雑で、瓦当面向って左上に亀裂が入っている。これは一つの粘土ブロックが他の部分とうまく



第7圖 東群I号窯跡出土 軒丸瓦 拓影 (縮尺1/2)

接合していないために生じたものである。すなわち窓に土をつめる時、あらかじめ文様面全体をカバーする粘土塊を用いたものではなく、文様の深いところから基本的に先に粘土をうめこみながら、粘土が足りなくなつて生じた窓の空白に、別の粘土をブロック状に補填したことを見ている。

この瓦当の粘土の状態と関連するのは、瓦当外縁端より8mmの位置—内区文様の一番深いところと対応する一で、外周が段をなすことである。瓦当文の形成に際し、瓦当外周を包む外枠一段型の窓を用いたことを、両者は示すのではなかろうか。

窓を含む瓦当上半を失する。窓保持のための支持粘土の面には、指でぐいぐいと無難作におしつけたため、指紋のあとが多くついている。

胎土の砂粒の混入具合は、比較的少く、焼成は軟質で、色調は灰黒色を呈している。他に北白川庵寺より同窓と思われるものが出土している。

⑥ NS 106 (单弁十五葉蓮華文軒丸瓦) [第7図-1, 第8図-7, 図版第13-1]

出土点数は3点。いずれもI号窯より出土している。うち2点は瓦当面の約2分の1を残し、残りの1点は、弁の先をわずかにとどめる外区の小破片である。径は13cmと小さい。

小さな中房は、弁区より一段窓む。内区には、先端よりやや下ったところに、ふくらみの最大部分の位置する素弁が、15個無造作にならんでいる。ただし弁の数は復元に基づくもので、あるいは十四葉であったかも知れない。内外区を分つ界線はない。素弁の先には小さな珠文がならぶが、その位置は必ずしも一定していない。

胎土の砂粒の混入状態は比較的良好である。焼成は軟質で、色調は灰黒色のものと、灰白色のものとがある。これまで他に類例を知らず、果して平安時代に属するものかどうか自信をもてない。ただ胎土・焼成・色調は東群I号窯出土瓦の特色を備えている。

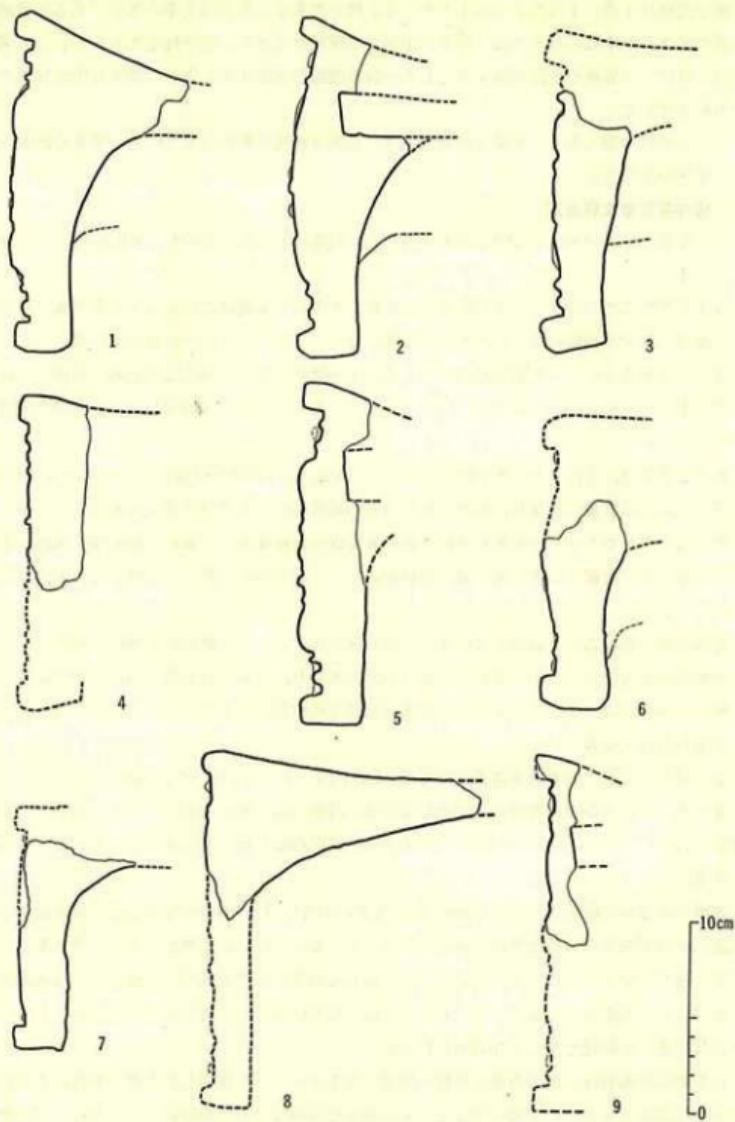
⑦ NS 107 (单弁十六葉蓮華文軒丸瓦) [第7図-2, 第8図-8, 図版第13-2・3]

出土点数は2点で、いずれもI号窯より出土している。一の破片は約4分の1、一は外区の界線と珠文および外縁の一部をとどめる小片である。過去に古代学協会が調査した平安宮朝堂院跡より、完形の同窓品が出土している(図版第13-3)。これによって花文の構成の全体を知りうる。

弁区より一段窓く盛りあがった径5.6cmとやや大き目の中房に、1+8の小粒の蓮子を配置する。单弁は突線の輪郭とその中に納められた弁とで表現されている。場所によっては单弁の輪郭線がくつきあい、また弁間文が中房にまで達していないところがあるため、一見複弁の感を受ける。また内外区をわかつか界線と、弁間文がほとんど接していて、複弁風の感じをよけいに強くしている。外区の内縁には、蓮子と同じ小粒の珠文が20個配されている。

今回出土した小破片2点では、外縁の立ちあがりが両肩ともに丸味をおびている。完形品でみると明らかに、外周が外縁端下9mmのところから一段高くなっている(図版第13-3-b)。後に述べるA-Iタイプー外枠一段型ーの窓を用いたものであることは明らかである。胎土の砂粒の混入は比較的少ない。焼成はやや堅硬で、色調は淡灰色と灰白色のものがある。

⑧ NS 108 (单弁十二葉蓮華文軒丸瓦) [第7図-3, 第8図-9, 図版第13-4]



第8圖 東群I号窯跡出土 軒丸瓦 実測図(縮尺1/6)

出土点数は1点、I号窯より出土している。筒を欠失する瓦当面上半の部分である。弁区と圓線で画された中に、径2.2cmと小さい中房が半球状に高まる。蓮子は認められない。外区内縁は、弁区との界線の他に外縁よりもう一線の圓線を表す。両者に囲まれ中に16個の珠文を配している。

胎土に砂粒の混入多く、焼成は軟質であり、色調は淡灰褐色を呈している。平安京跡出土品中、類例を知らない。

複弁系蓮華文軒丸瓦

① NS 151 A (複弁七葉蓮華文軒丸瓦) [第7図-4, 第9図-1, 図版第13-5・第14-1]

A・B 2型式にわけうる。I号窯及びAトレンチ中にB型式はない。A・B両型式の最も顕著な差は、珠文の間隔にある。Aが短かくBは長い。また文様は、Bが數段優れている。

4点のうちAトレンチの表土層中より1点、I号窯中より2点出土している。他の1点は附近のお宅の軒下におかれ、苔むしていたものをいただいた資料(図版第13-5)で出土地は不明確である。

花文の構成は、弁区よりやや一段高くなつた5.3cmと径の大きな中房に、1+8の蓮子を配す。弁子は二重に輪郭線で囲まれ、複弁を包む外側の輪郭線は、T形の弁間文で連繋している。八葉であるが、そのうち一の花弁のみ複弁にする空間がなく單弁で終り、その左側の弁間文も欠いている。弁区に接する形で幅の細い界線がめぐり、珠文20個を配す。文様全体の表出はにくねむい。

瓦当外周の外縁端下9mmのところまで、範の跡を残している。典型的な外枠一段型である。筒の接着は上方のあて土が非常に多くしっかりとしており、欠失はむしろ瓦当の下半である。

胎土の砂粒の混入は比較的少なく、焼成は軟質で灰白色を呈している。平安宮では朝堂院跡より類例の出土をみている。

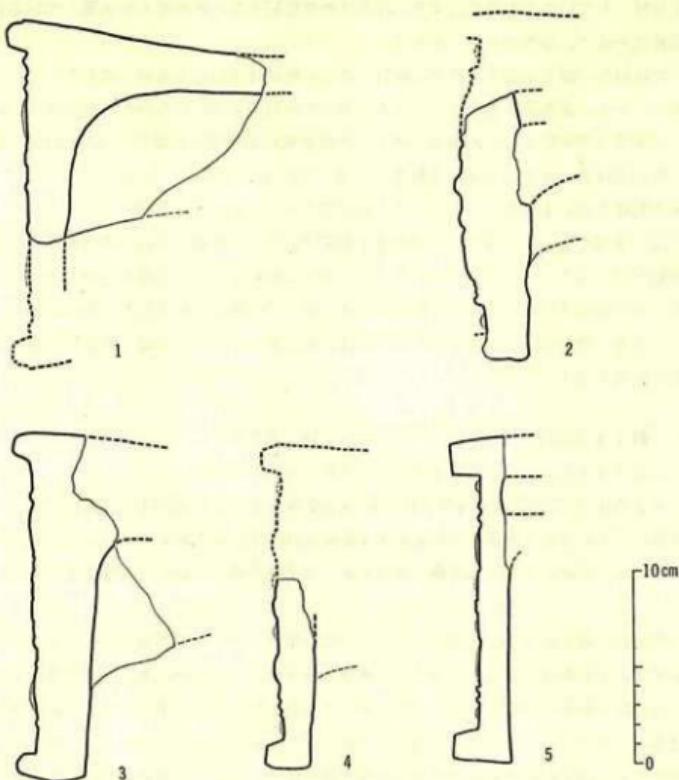
② NS 152 D (複弁八葉蓮華文軒丸瓦) [第7図-5, 第9図-2, 図版第14-2]

1点Aトレンチの表土層中より出土している。西群の瓦窯跡出土品では、AからEまで型式分類されているが、そのうちDタイプに属する。弁区の幅が他のものよりやや狭いことを特色とする。

圓線で画され一段低くなつた5.3cmと径の大きい中房に、1+8の不恰好な蓮子を雜に配する。危険により中央と左右の蓮子が一線につながっている。弁区にはやや盛り上り、肉の厚みを表現した蓮弁を配するが、弁間文が中房にまで達していないものもあり、文様の表現は粗雑である。弁区と外区を分つ界線は、やや弁区側に傾斜しているという特色が認められる。外区珠文帯には、蓮子と同様な珠文が16個おかされている。

西群の例でみれば、瓦当の範は外枠一段型—A I タイプ—を使用したものである。この範のあり方と関連するのか、界線の部分まで先に粘土をつめている。同範品が、政所政治郎氏蒐集西賀茂瓦窯跡出土資料や、平安宮内裏内郭回廊跡出土品にみられる。

③ NS 153 (複弁八葉蓮華文軒丸瓦) [第7図-6, 第9図-3, 図版第14-3]



第9図 東群I号窯跡出土 軒丸瓦 実測図(縮尺5%)

I号窯より1点出土している。

弁区より一段低くなっているが、中央に近づくにつれて軽く盛り上りをみせる中房に、1+6の大粒の蓮子を配する。界線で画された弁区には、肉の厚い複弁が八葉表出され、弁間文はY形を呈し、花卉には接していない。珠文帯には、比較的幅広い間隔をあけて大粒の珠文12個を置く。外縁両側の傾斜からみて、外枠一段型の範を用いた可能性が高い。

筒をともなう完形品である。胎土には細石の混入が多く、焼成は軟質で、淡灰白色を呈している。

④ NS 154 A (複弁八葉蓮華文軒丸瓦) [第7図-7, 第9図-4, 図版第14-4]

出土点数は4点、うちI号窯の表土層中より3点、窯内より1点出土している。他に西賀茂在住の山田一長氏より1点寄贈を受けた。

花文の構成は、怪の小さい軽く高まつた中房に1+6の蓮子を密に配す。弁区は二重の界線で

外区と分けられているのを特色とする。花弁はやや反転ぎみに肉の厚みを表現している。複弁の輪郭線は一重で、撥形の弁間文をおく。

胎土には砂粒の混入が多く、焼成は軟質である。色調は灰白色のもの、淡褐色のもの、灰黒色のものとある。瓦当面を製作するのにA、Bどちらの範を用いたものか即断できない。政所氏菟集西賀茂瓦窯跡出土品に同範品があり、大阪府吹田市岸部瓦窯跡出土瓦⁴と同範である。

⑤ NS 154 B (複弁七葉蓮華文軒丸瓦) [第7図-8, 第9図-5, 図版第14-5]

出土点数は2点。I号窯の表土層より1点、窯内より完形品が1点出土している。

花文は一段高くなった中房に、1+6の蓮子を配す。二重の界線で外区と画された弁区には、一重の輪郭線で囲まれた複弁をおく。花弁はわずかに反転ぎみで肉の厚みを感じさせる。撥形の弁間文は中房にまで達している。花弁の七葉と同じく、珠文の数は17と奇数で珍しい。

完形の1点も筒を完全に欠失する。胎土には砂粒の混入が多く、焼成は軟質で色調は淡灰白色、淡灰褐色を呈する。

(2) 軒平瓦 (第10図～第12図, 図版第15～第16, 第2表)

I号窯及びAトレンチより、均整唐草文軒平瓦7型式を得た。

① NS 201 (「近」銘均整唐草文軒平瓦) [第10図-1, 第12図-1, 図版第15-1・2]

出土数は37点。うちI号窯より33点、表土層中より1点、Aトレンチより3点を数える。焚口前方の閉塞施設かと推定した遺構中よりも数多く発見されている。窯内壁体中にも用いられていた。

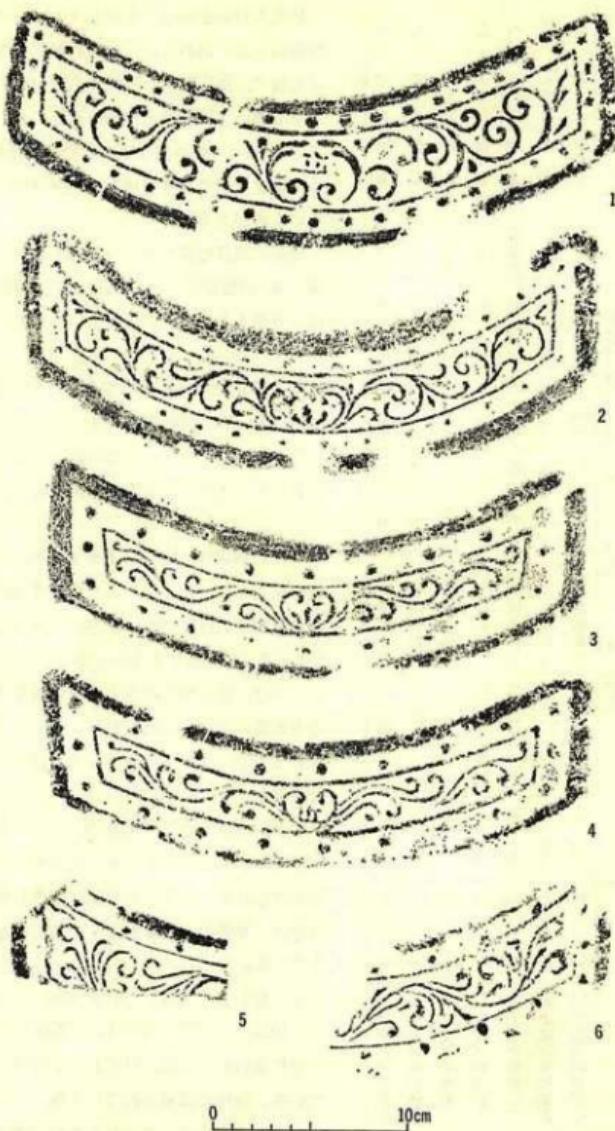
瓦当中央に「近」の逆字を表出し、左右をかにの爪形の中心飾りで包む。それより両側に各々2転するおおらかな唐草文を表現する。唐草の終りは、なおも伸びようとする3枝をつけ加えている。第1転目の唐草は右側(瓦当面向って右をあらわす。以下左右はこれに準ずる)で4枝の巻きこみであるのに対し、左側では3枝であって同じではない。また中心飾り左下方に横一線の范傷が認められる。上・下外区の珠文帯には密に珠文が配され、また脇区の珠文数の2であることは、小片でも型式を判定する目安となろう。

胎土の砂粒の混入状態は通常で、焼成はやや軟質、色調は淡褐色、淡灰白色、淡灰黒色など多様である。範は外縁のはば中央までで終っているBタイプである。同範品は鎮守庵瓦窯跡⁵より出土している。平安京内では出土例をほとんど聞かない。

② NS 202 A (均整唐草文軒平瓦) [第10図-2, 第12図-2, 第22図-6, 図版第15-3・第23-4]

同種のタイプのものがA・B 2種ある。Aタイプしか出土していない。出土数は16点で、I号窯の壁体に用いられたもの2点、I号窯中のもの3点、表土層中より9点、Aトレンチより2点を数える。

文様の構成は、かにの爪形の飾りの中心に山形をいれ、左右両側に3反転する繊細優美な唐草文を描く。文様は全く同じと思えるが、内区の幅に約3mmの差のある2種類が認められる。内区幅の狭い方は、焼成度の高い傾向があり、同範例中の差と判断される。



第10図 東群I号窯跡出土 軒平瓦 拓影 (縮尺1/6)

() 内は既定値。S12块文、單位mm

第2表 東群I号窯跡出土軒平瓦計測表

型式番号	名 称	出 土 地	上弦標	弧深	下弦標	弧厚さ	内 区	上外区	厚さ 文 横	厚さ 文 縦	厚さ 文 縦	胎 構 造	胎 土	燒 成	色 調	側体數	
N S201	均整唐草文軒平瓦	I 号	302	50	320	78	39	均整唐草文	21	S18	18	S19	25	S2	5	ひね少ない やや軟質	37
N S202A	均整唐草文軒平瓦	I 号	295	53	297	71	29	均整唐草文	21	S14	21	S14	23	S1	4	ひね多い 軟質	15
N S203	均整唐草文軒平瓦	I 号	269	44	275	74	25	均整唐草文	24	S9	25	S9	29	S1	7	ひね多い 軟質	2
N S204	均整唐草文軒平瓦	I 号	277	40	272	66	25	均整唐草文	21	S9	20	S9	26	S1	7	ひね多い 軟質	13
N S205A	均整唐草文軒平瓦	I 号	66	34	34	34	34	均整唐草文	17	S	15	S	18	S2	4	ひね多い 軟質	5
N S205B	均整唐草文軒平瓦	I 号	(77)	34	均整唐草文	19	S	24	S	24	S1	5	5	ひね少ない 軟質	2	小石を含む 軟質	5
N S206A	均整唐草文軒平瓦	Aトレンチ	66	30	均整唐草文	17	S	19	S	20	S1	3	3	3	3	5	

胎土もおおまかに二大別しうる。一は西賀茂瓦窯跡出土品に例の多い、砂粒の混入が多く、焼成は軟質で、淡灰黄色、淡灰白色を呈する。水洗いが少し強いと糸目や布目の痕がなくなってしまうほどもろい。他の例は胎土の粒子が比較的細かく、焼成もやや硬度を増し、色調は灰黒色、灰褐色のものがある。

側面に糸目の痕の認められるものが多い(第22図-6、図版第23-4)。同范品が大阪府岸部瓦窯跡より出土し、平安京内でもいくつかの遺跡で出土している。

③ N S203(均整唐草文軒平瓦)[第10図-3、第12図-3、図版第15-4]

出土点数は2点。I号窯の壁体に使用されていたものと、Aトレンチ中より出土したものである。

文様の構成は、中心に山形をいれ、その左右両側を枝葉でつつみ、それより各々3反転する唐草文を配する。唐草文のゆき方に、次のべるN S204と非常に共通するものがある。ただどちらかといえば、N S203の左右両端の唐草のまきこみの方が強い。珠文の間隔がN S203とN S204では異っており、破片でも識別しうる特色である。范はB型か。

胎土には砂石の混入が多く、焼成は普通、色調は淡灰褐色を呈するものと、灰黒色を呈するものがあげられる。政所氏範集西賀茂資料中に例のある他は、平安宮の大極殿跡・豊楽殿跡などで出土している。

④ N S204(「近」銘均整唐草文軒平瓦)[第10図-4、第12図-4、図版第16-1・2]

小片もいれて11点、いずれもI号窯より出土している。壁体に使用されている他、特に隔壁下の分焰孔の天井には、この瓦を2枚つき合せに用い、瓦当面がいすれの室よりみても軒先を見るよううにきれいに並んでいた。

文様の構成は、中心に「近」の字（匠と読めるかとも考えたが、一番上の横の棒がなく、無理と判断した。）形をいれ、左右を枝葉でつつむ。それから両側に3反転する均整の唐草文を表現している。

胎土は砂粒多く特に質の悪いものと、ごく普通のものを含み、焼成は軟質である。色調は淡灰褐色ないし淡灰白色を呈する。範型は外枠一段型—A I タイプ—である。なかに1点、瓦当周縁に一部布目痕が認められるが、技法との関係の上で問題になるものではない。

⑤ NS 205 A (均整唐草文軒平瓦) [第10図—5・6, 第12図—5, 図版第16—3・4・第23—3]

出土点数は5点。I号窯より2点、I号窯の表土層より1点、Aトレンチから2点出土した。文様の構成は、中心筋かにの爪風で、左右に3反転する唐草文が描かれている。右第1転目の唐草の一部に枝葉の連結している部分がみられるのをAとし、みられないのをBとした。また脇区の珠文は、Aでは2、Bでは1となる。唐草の表現は繊細である。

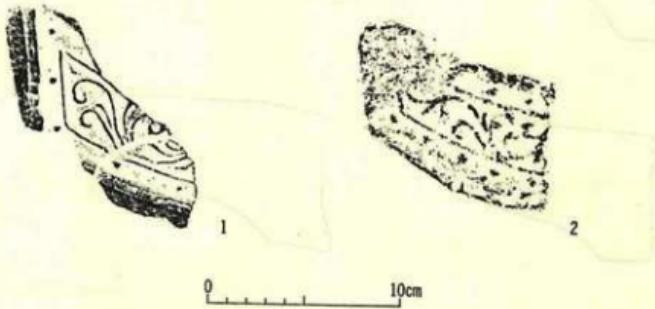
胎土に砂粒の混入が多く、焼成は軟質である。色調は淡灰白色のもの、淡灰黄色のもの、淡赤褐色のものとがある。範はB型一周線上に範の痕を残すタイプである(図版第23—3)。大阪府吹田市岸部瓦窯跡より同範瓦が出土している。

⑥ NS 205 B (均整唐草文軒平瓦) [第11図—1, 図版第16—5]

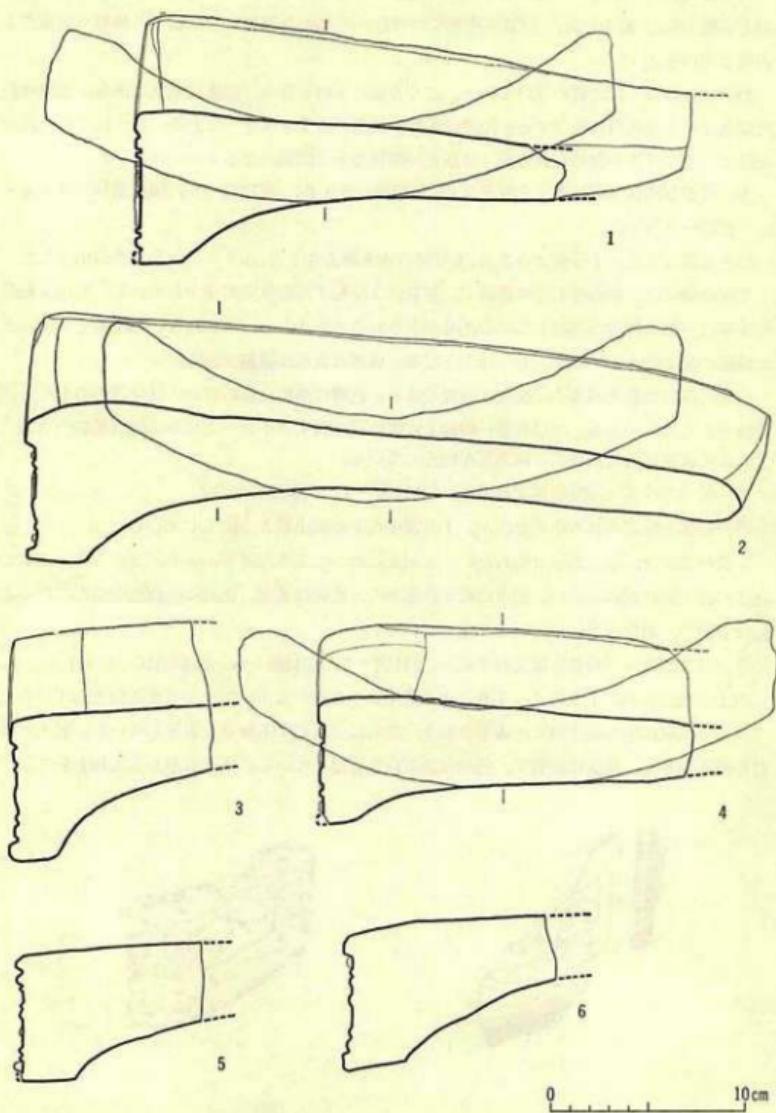
同一個体と推定される小片2点が、I号窯中とその表土層より出土している。文様の構成は、⑤とあまり変わらない。ただ先に述べたような差異があり、またこのタイプのほうが珠文間の間隔も広い。胎土の粒子は細かく、焼成は普通、色調は灰白色を呈している。範はB型で、周縁の半ばぐらいため達している。

⑦ NS 206 A (均整唐草文軒平瓦) [第11図—2, 第12図—6, 図版第16—6・7]

出土点数は5点。I号窯より1点、表土層中より2点、Aトレンチより2点出土している。かにの爪風の中心筋中央に、山形をおき、左右に3反転する唐草を表現している。胎土に砂粒の混入が多く、焼成は軟質で、色調は淡灰白色を呈している。範はB型かとも思われる。



第11図 東群I号窯跡出土 軒平瓦 拓影 (縮尺1/6)



第12図 東群I号墓跡出土 軒平瓦 実測図（縮尺5%）

(3) 丸 瓦 (第13図、図版第17)

平箱に14箱ぶんの丸瓦が、I号窯及びAトレンチより出土した。すべてをチェックしその中で丸瓦の形を、比較的よくとどめているもの、16点を選び検討した。焼き縮みを考慮する必要があるとしても、模骨に相違があるかどうかにポイントがあると考え、数値の計測は内側を測ってみたが、その結果模骨の形は基本的にはすべて共通すると判断された。数値にはばらつきがあるのは、仕上げの際の端面や、側面の切りおとし方によるものといえよう。

完形品は1点（第13図—1、図版第17—1）だけで、それも焼きひずみを生じている。全長は38.4cm、最大幅16.6cm、玉縁の長さは6.6cm、瓦の厚みは1.9~2.2cmである。この数値は他の完形でないものにもある程度あてはまるものと考える。

全般的にみて、胎土は細石の混入の非常に多いものと、少ないものにわけられ、前者が圧倒的に多い。焼成は堅硬なものと軟質なものに大別され、色調は灰色～灰黒色を呈するものと淡黄褐色のものとがあり、それぞれ対応する。数量的にはいずれも後者のものが多い。

技法的には、ごく通例のつくりである。認められる点を列記すると、玉縁の部分の横ナデ、玉縁側縁の面とり、玉縁先端が部分的につぶれていること、筒凸面に、わずかに繩叩きの痕をとどめるもの（第13図—2、図版第17—3）のあることなどが共通する。

凹面は、全面布目痕が残り、なかに布の重ね目の痕と思える深い線状の窪みを1~2本残す。玉縁先端いがいは、すべて内側をヘラによる面とりをほどこす。面とりは比較的瓦が乾燥してから行ったものか、細石の動きのあとが認められる。その他、1点だけ玉縁凸面に、横方向に凸線が1筋走る例がある（第13図—3、図版第17—2）。これは他の例も参考にする時、ついている位置がほぼ一定している。なんらかの道具を用いて玉縁凸面を整形する際、横方向に道具を走らせるが、その道具を一定の高さに保つかかりの痕とも推定される。記号もしくは刻印のあるものは1点もない。

(4) 平 瓦^a (第14図、第22図、図版第18)

I号窯及びAトレンチから出土した平瓦は、平箱147箱分あった。これを1点ずつ検討した結果、平瓦は大きさにより2種に分類でき、また製作技法に関する痕跡を残すものも見られた。

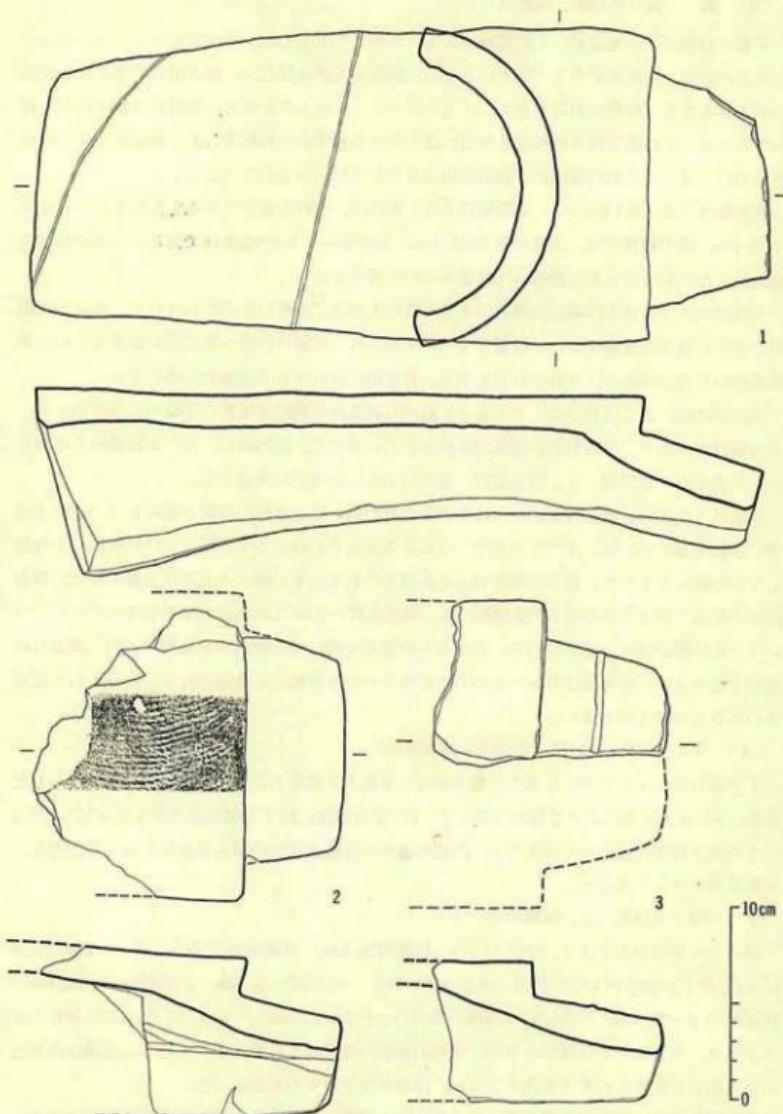
その他、軒平瓦の破片ではあるが、凸面に細かい斜格子状文の叩きを施した例（第22図8、図版第23—9）もある。

① a類 [第14図—2、図版第18—1]

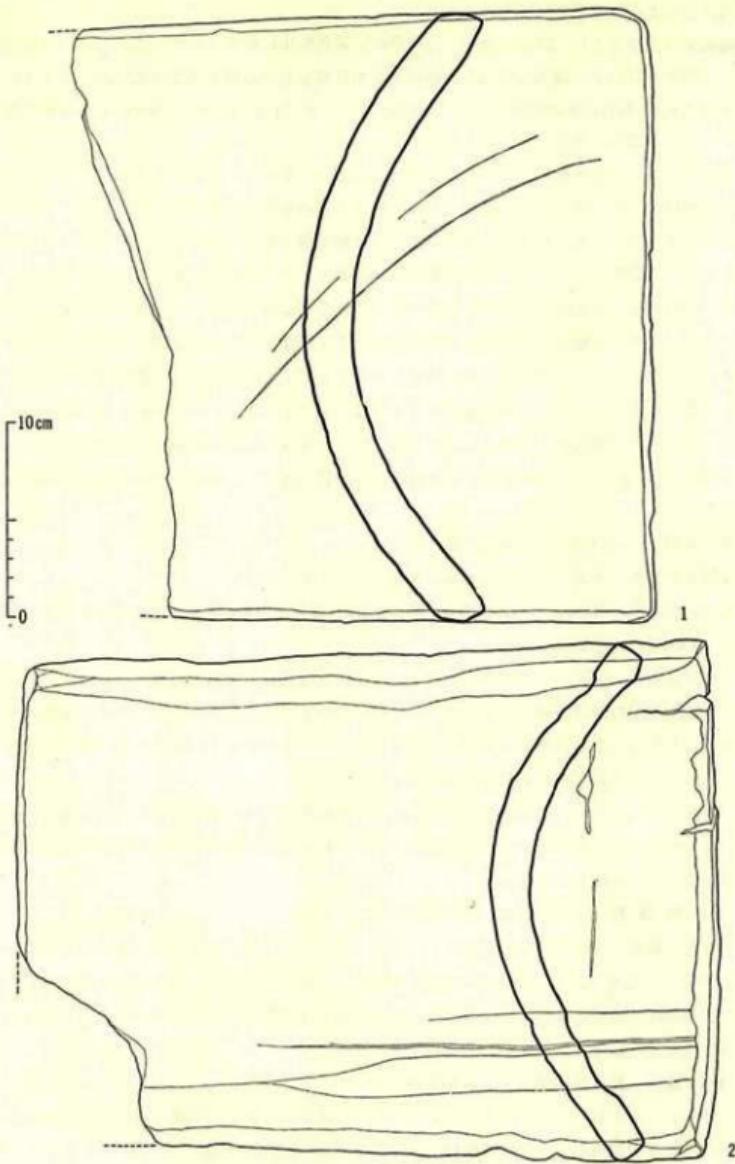
図示した平瓦の大きさは、全長36.2cm、広端幅26.8cm、狭端幅推定25cm、厚さ1.6cm、弧深5.5cmを測る。他の例もこの数値とあまり差は無く、全長35~37.3cm、広端幅24.1~26.8cm、狭端幅23.9~25.8cm、厚さ1.5~1.9cm、弧深5~6.7cmであった。いずれも胎土には砂粒の混入が多く、全体にやや軟質であるが、比較的硬質の焼成のものも含まれている。色調は淡黄色から黒色を呈するものまで変化があるが、淡色を呈するものが多かった。

すべて凸面には縦方向の繩目叩き痕が見られ、凹面には布目痕を残している。凸面の表面には砂粒が目立ち、叩きの際離れ砂としたものと思われる。

側面は側縁部分での瓦の円弧に垂直になるようにヘラ削りされたものが多いが、両側面が平



第13図 東群I号蒸跡出土 九瓦 実測図(縮尺5%)



第14図 東群I号窯跡出土 平瓦 実測図(縮尺1/2)

行面になるように整形されたものもある。

端面もヘラ削りされ、凹面と端面のなす角度が鈍角気味に整形されている。しかしこの端面のヘラ削りを行わず、端面に凹面より連続する布目痕を有する例もある（第22図—3・4、図版第23—6）。布目は狭端部の破片、広端部の破片それぞれに見られ、側面にも布目痕の残る例もある（第22図—5）。

これらのことよりa類の平瓦は、瓦1枚分の大きさの型枠状の模骨に布を敷き、この中に粘土を詰め込む一枚造りによると推定される。粘土を詰める場合、瓦の凹凸両面に同一方向の糸切り痕を残す例があり、粘土は瓦1枚分を大きな粘土塊から切り取ったものと推定できるが、割れ口などの観察から、いくつかの小粘土塊を詰めあわせたものもあることがわかる。

またこのa類の平瓦には図に示した例のように、凸面に両側縁にそった窪みのあるものが認められる。この瓦に他の完形の平瓦を重ねあわせると、窪みは他方の瓦の凹面側の両側縁に一致することがわかる。このことより、模骨からはずしてすぐの瓦を何枚か積み重ねたことが考えられる。しかし瓦を水平に積み重ねたまま乾燥させたものかどうかは判断しかねる。

この他、凹面に板状のものによると思われる幅3～4cmの圧痕が数mm間隔に認められる例もある（第22図—1）。この痕跡を残す瓦はほとんど軟質の焼成で、摩滅しているため詳細はよくわからない。

② b類 [第14図—1、図版第18—2]

a類より大型の平瓦である。出土量はa類に比べて少い。

図の例は、現存長39cm、広端幅32cm、厚さ2.5cm、弧深7.3cmを測る。全長のわかるものはないが、50cm近いと思われる。

a類同様軟質の焼成のものが多く、胎土には砂粒を混えるが比較的均質である。凸面の糸目叩き痕は、a類の糸目が細かいものからやや粗いものまで差が見られるのに対し、b類は全体に細かいものである。両側面は平行面になるようにヘラ削りされている。b類の整形はa類よりもていねいになされているように思われる。

この他b類に属するかと思われる破片に、ごく少数ではあるが端面にもかすかに糸目の認められるものがある（第22図—7、図版第23—8）。これが整形の際の叩きの痕跡かまたは乾燥の際の圧痕であるかはわからない。

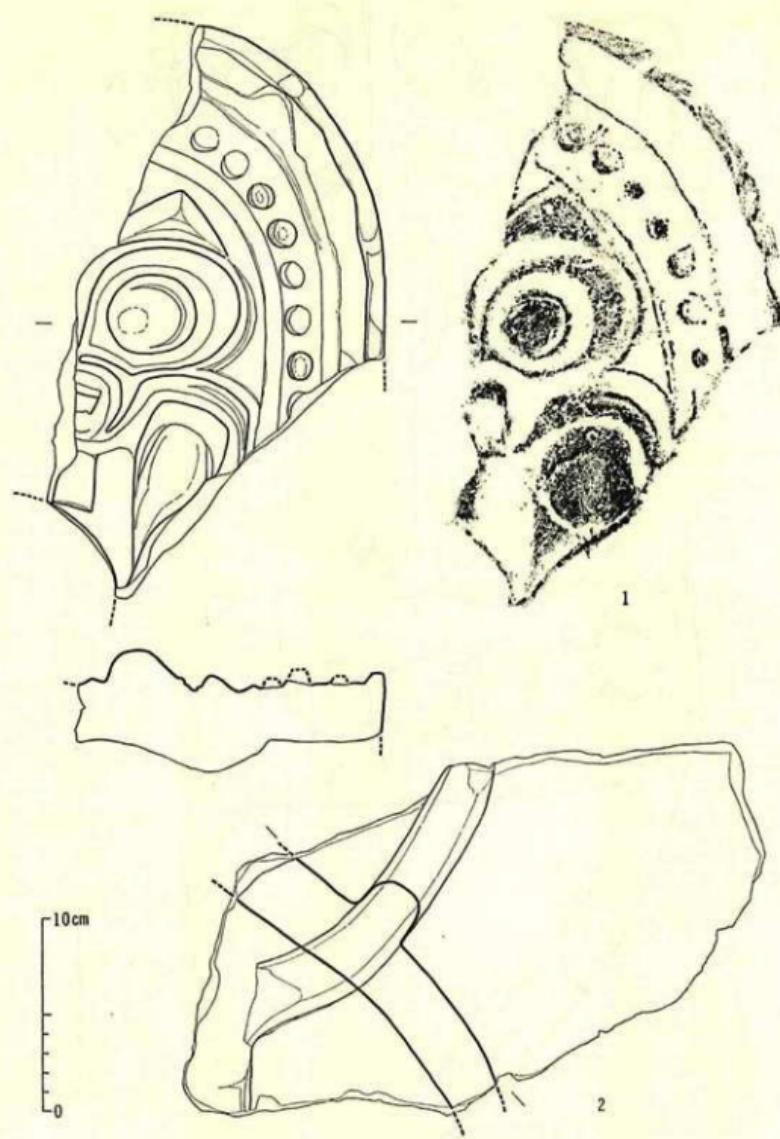
（5） 貝斗瓦 [第22図—2、図版第23—7]

貝斗瓦と確認できたものはわずかに1点であった。平瓦の凹面に深さ約5mmの切り込みを入れ、半載する割貝斗瓦である。やや軟質の焼成で、表面は暗灰色、内部は黄灰色を呈している。分割面は、切り込みの部分は暗灰色であるが割り口は黄灰色を呈しており、二つに分割するのは焼成後に行なったことがわかる。

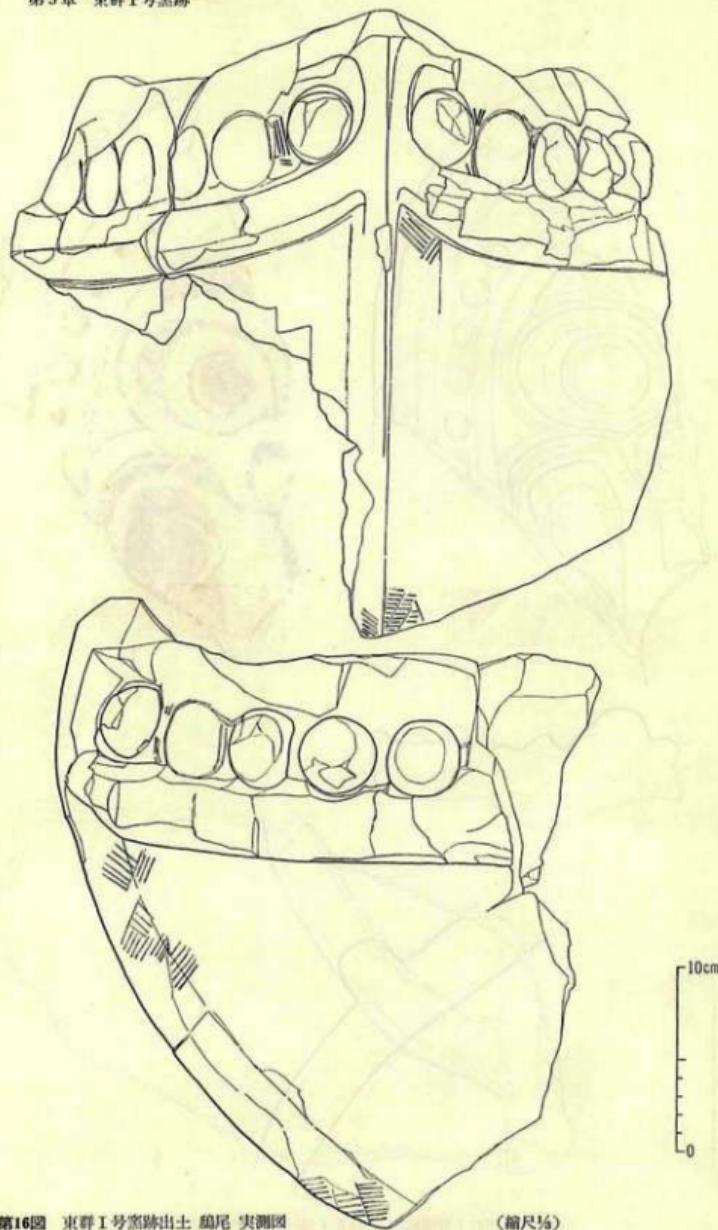
（6） 鬼瓦 [第15図—1、図版第19—1]

I号窯より出土している。約3分の1大の破片であるが、京都大学蔵の長岡宮朝院跡出土と伝えるほぼ同形の例があり（図版第19—3），これにより全貌を推定できる。

製作は鉢を用いており、文様の深い部分一目、牙、珠文など一目少しづつ粘土を詰めこん

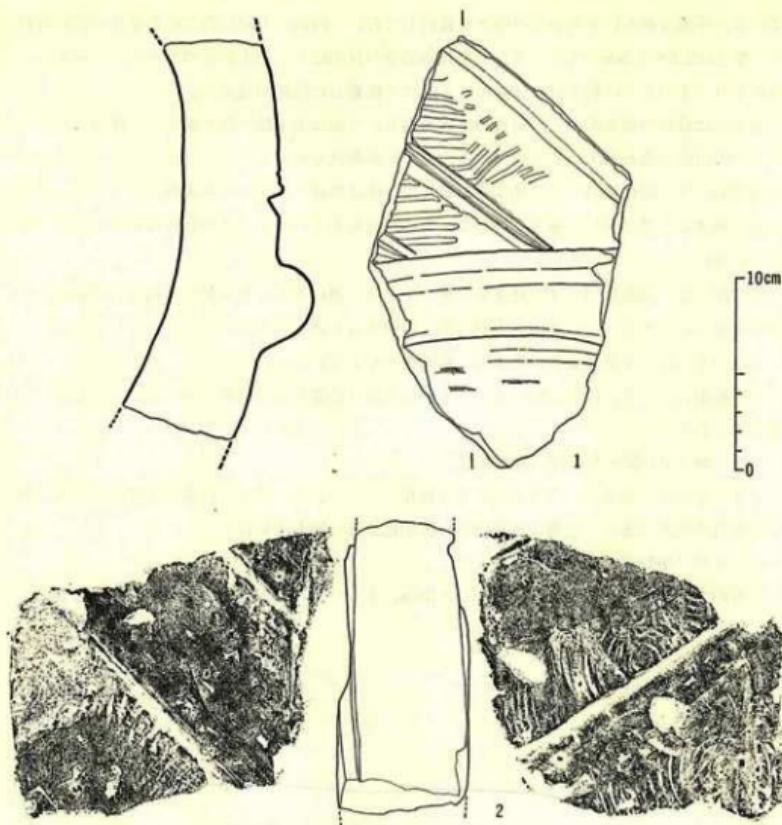


第15図 東群I号窯跡出土 鬼瓦・鶴尾 実測図(縮尺1/2)



第16図 東群I号窯跡出土 銅器 実測図

(縮尺1/6)



第17図 東群I号窯跡出土 鷦尾 実測図(縮尺1/2)

でいる。胎土には他の瓦類と同様砂粒の混入が多い。色調は灰～灰白色を呈している。同じ範による鬼瓦は、坂東善平氏により平安宮内裏跡より採集されている(図版第19—2)。この例は胎土にほとんど砂粒を含まず緻密で、焼成は堅硬、灰褐色を呈している。

同范ではあってもあるいは瓦窯を異なるものかも知れない。

(7) 鷦尾 [第15図—2, 第16図, 第17図, 図版第20・21]

15点の破片を得たが、ほとんどAトレンチよりの出土である。いずれも断片で全体を復元できるものはなかったが、ある程度部位のわかる例もある。

第16図、図版第20の例は尾部先端の破片である。鷅の部分は欠失するが、痕跡から見て、唐招提寺金堂例のように先端部分を欠くものではなく、先端まで鷅の続く型式である。

体部と鷅の境には幅約4cmの太い界線に狭まれた、径約4cmの半球状の珠文を密にはり附け

ている。外面は細かい平行条文の叩きを重複して行い、内面にも同心円文の叩き目が認められる。厚さは2.5~3.3cmである。また鶴尾先端部分の背面は太い粘土紐でつくり上げたらしく、図版第21-1のように粘土紐を体部にナデ附けて接着した痕跡が見える。

胎土には砂粒の混入が多く、軟質の焼成である。外面は本来暗灰色であるが、摩滅のためその下の灰白色が現われている。内面は灰白色から黄褐色を呈している。

第17図-1、図版第21-3は鰐部分の破片で、鰐は刻線で外面にのみ表現されている。体部と鰐を区する凸帯は太い。通常この凸帯に背面が対応しているが、この例では背面の痕跡は認められない。

第17図-2、図版第21-4も鰐部分の破片である。鰐は外面、背面側とも同方向の面造りの段で表現されており、この両面とも同心円文の叩き目が認められる。

上記の2点はいずれも硬質の焼成で、暗灰色を呈している。

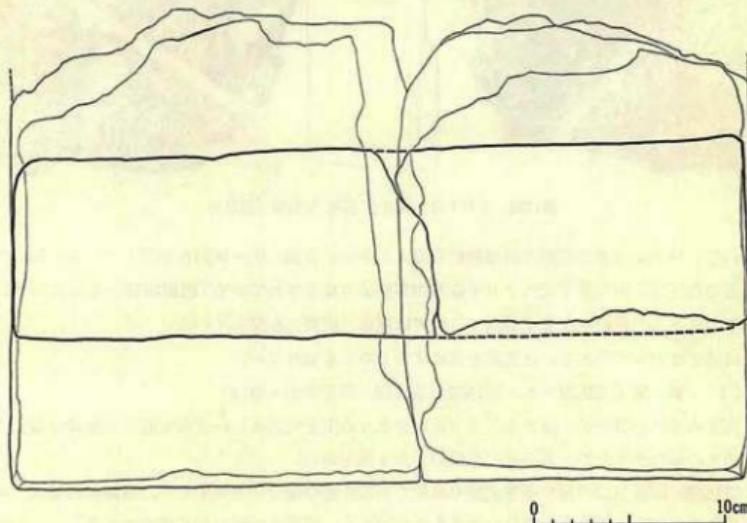
その他第15図-2、図版第21-2の、太いはり附け凸帯をもつ破片があるが、どの部分に該当するかわからない。

(8) 塚〔第18図～第20図、図版第22〕

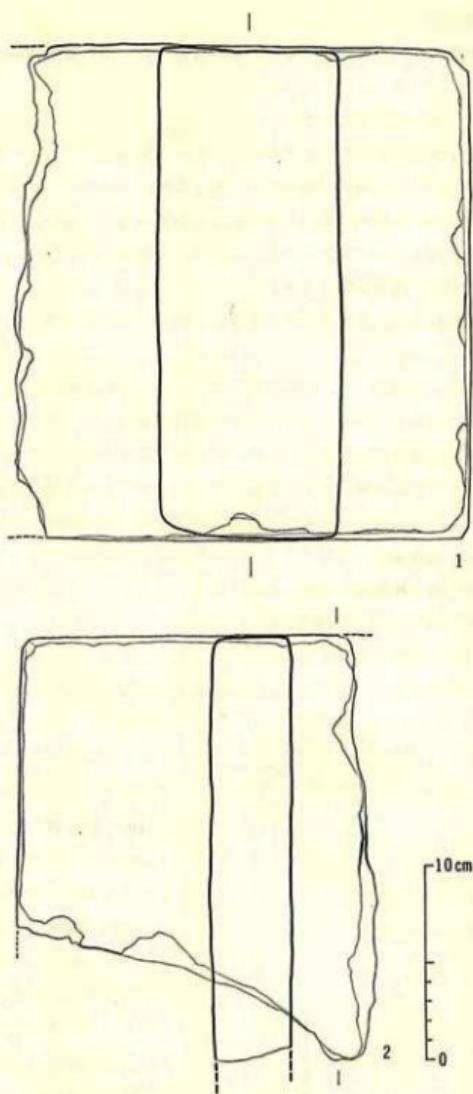
いずれも破片であるが、大きさにより3種類に分けられる。胎土には砂粒・小石を含み、概して軟質の焼成である。色調は赤褐色から灰黒色まで一定していない。

① a類（第18図、図版第22-3）

比較的大型の塚で、厚さ約10cm、一边が38cm、もう一边はわからないが現存長25cmを測る。



第18図 東群I号窯跡出土 塚 実測図（縮尺1/6）



第19図 東群I号窯跡出土 塚 実測図（縮尺1/6）

この塚は図版第22—3 a の面がやや崖み氣味で、もう一方の面はほぼ平坦である。また割れ口の観察より、成形は型枠の中に粘土を詰めて行ったものと思われる。

(2) b類 (第19図-1)

厚さ9.5cm、一辺25.5cm、もう一邊はやはりわからないが、現存長23.8cmを測る。成形はa類と同様である。

(3) c類 (第19図-2、図版第22-2)

薄手の壇で、厚さ4cm。全形のわかるものはないが一辺30cm程度の方形の壇であろう。

このc類に属すると思われる壇には簡単なヘラ描きの戯画のあるものがある(第20図、図版第22-1)。瓦類に描かれた戯画は馬、人物、仏などが知られているが、この例はそのどれにも属さないように思われる。いずれにしろ破片のため、全貌はわからない。鳥かもしれない。

(9) 土器類 [第21図、図版第24-1・2]

Aトレンチより須恵器3点、I号窯の表土層より土師質土器5点を得た。

(1) 須恵器

蓋が2点、壺が1点(第21図-5、図版第24-2)で、いずれも破片である。

蓋の一方は復元径22cm程度である。胎土は緻密で焼成は硬質。灰白色を呈している。他方も焼成は軟質であるがほぼ同様の大きさと思われ、いずれも器形は薬壺の蓋状のものであろう。

壺は底径約11cm、残存高7.4cmである。肩部以上を欠失するため器形の詳細は不明であるが、器高のあまり高くない広口の短頸壺かと思われる。胎土は緻密で焼成は堅硬、黒灰色を呈している。底面は粗く不定方向にヘラ削りしている。外面はナデ調整を行なっているが、内面は粘土引き上げのまま凹凸を残している。

(2) 土師質土器 (第21図-1~4、図版第24-1)

5点とも胞衣壺の蓋と身で、蓋が3点、身が2点であった。

胞衣壺は出産時の胎盤を納め、床下などに埋めたもので、同様の例は京都市内の各所で出土

している。この風習は数十年前までは存在していたと聞き、この例も明治期前後のものであろう。

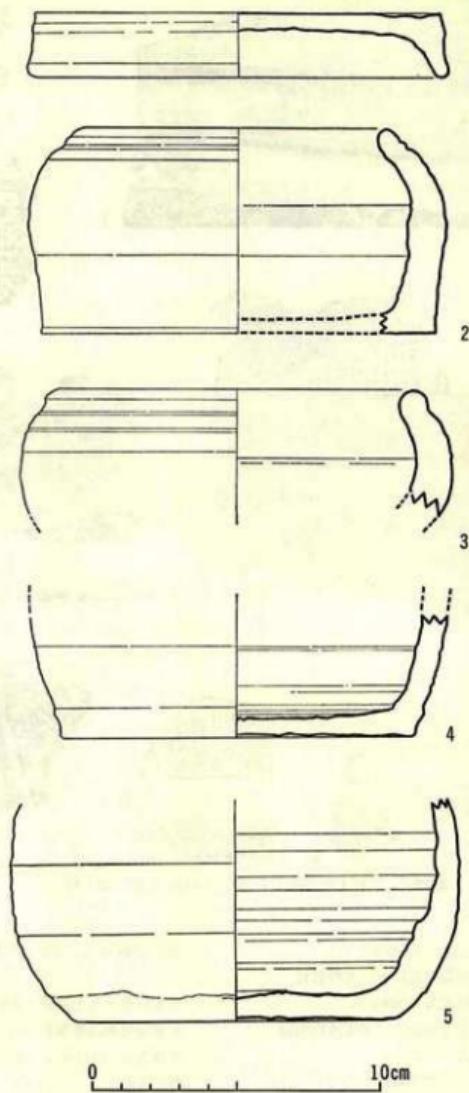
(10) 鉢 淵 [図版第24-3]

Aトレンチの遺構I・遺構IIの周辺より出土した。大きなものでは長23.7cm、幅18.5cmある。小石や土が附着しているが、中心は鉄板状を呈し、表面には一部黒色に変色したものが附着している。また部分的にではあるが鮮やかな青緑色が認められる。化学的な検討を経ていないため、なんであるのかは不明であるが、肉眼の観察によれば銅滓ではないかと推定される。

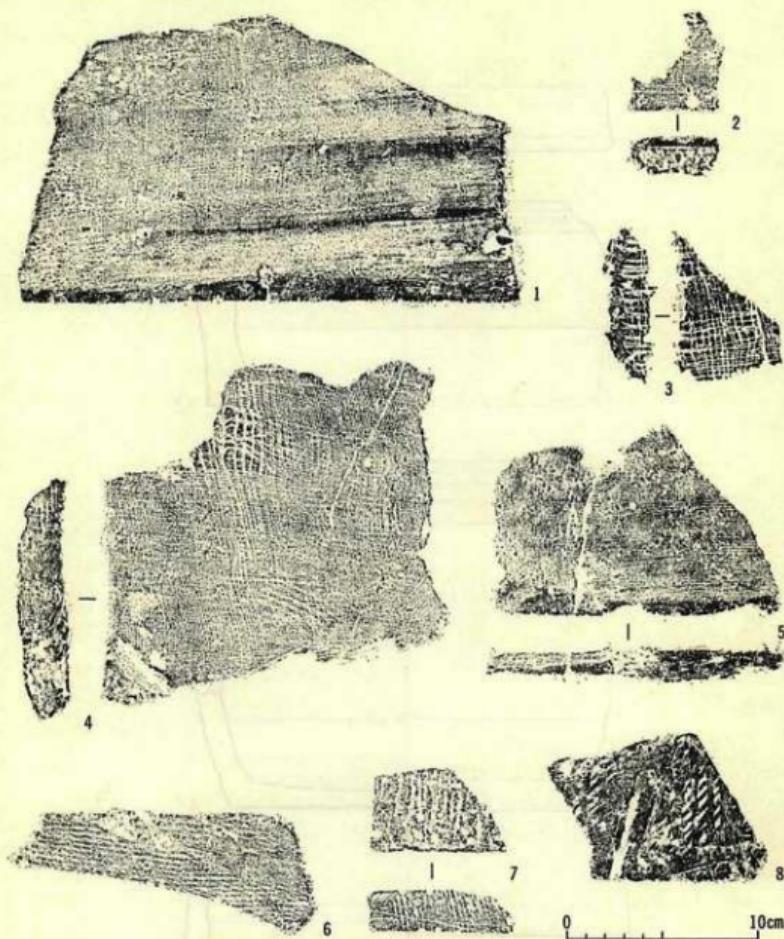


第20図 東群I号窯跡出土 戯画壇 拓影 (縮尺5分)

(近藤 留一)



第21図 東群I号窯跡出土 土器 実測図（縮尺3%）



第22図 東群I号窯跡出土 平瓦その他 拓影（縮尺1%）

註

- 1) 『京都府報』第15冊、図版第24。
- 2) 木村捷三郎「平安中期の瓦についての私見」（『延喜天慶時代の研究』、1969年）。
- 近藤賛一「平安京古瓦概説」（平安博物館編『平安京古瓦図録』、1977年）。
- 3) 近藤賛一「平安時代の文字瓦について」（『古代文化』第25巻、第2・3号、1973年）。
- 4) 藤沢一夫・堀江門也『岸部瓦窯跡発掘調査報』（1968年）。以下『岸部瓦窯跡報』と略す。
- 5) 吉本亮俊・井上満郎・佐野修『西賀茂鎮守庵瓦窯跡発掘調査報告』（『京都市埋蔵文化財年次報告』、1971年）。以下『鎮守庵瓦窯跡概報』と略す。
- 6) 平瓦～土器までの記述は、近藤の観察メモをもとにして植山茂による。

第4章 東群Ⅱ号窯跡

第1節 遺構 (第23図、図版第25~第30)

I号窯の北側に、4m離れてほぼ平行に位置する。やはり、東に傾斜している丘陵の斜面を利用して、焚口を谷寄り一東方に向けて構築されている。窯は、地山を掘ったなかに築かれ、掘込みの、東西の長さは約4.4m、幅が窯の奥壁よりも最も広く約2.5m、焚口に近づくにつれて狭くなり、焚口部で約1.3mと最少値をはかる。焚口より外側は、作業場としての余地をもたせるため幅広く掘られ、従って、全体として地山の掘り方は、平面が東西に細長い△形を呈す。窯の側壁は縱長に半截した平瓦を横積みにし、スサ入り粘土で接着固定してつくり、側壁と掘り込みの間は砂質土を詰めている。

窯の全長は4m、焼成室は長さ1.56m、幅2.12mの長方形、燃焼室は長さ2.07m、焚口の幅0.65m、隔壁部で2.04mを測る。焼成室には6本の畝と7条の火道が設けられ、床面はほぼ平坦である。焼成室と燃焼室との間は約16cmの落差があり約48度の傾斜を持つが、燃焼室の床面は中程が最も深く、浅鉢底状になっており、焼成室床面と燃焼室床面最深部との落差は51cmとなる。焚口の両側には大型の自然石を立て、補強材としている。焚口の外側、前庭部の施設としては、焚口前方にハの字形に広がる深い掘り込みが認められた。

次に、各構造毎に詳細を記述する。

a) 焚口 (第23図、図版第26・第27)

焚口は幅を90cmと広くとるが、その端部をおさえるように自然石が立てられ、幅65cmの狭い焚口を形成している。南側の石は高さ50cm、長さ43cm、幅25cm、北側の石は高さ36cm、長さ37cm、幅19cmである。焚口の南北両側は、ほぼ、一直線状に地山を垂直に掘り込んで前庭部を形成しているが、焚口を中心にして、さらに奥行きの浅い、幅1.96mの断面半円状の掘り込みがある。

この掘り込みの中に石をおき、石柱を南北各側からおさえるように瓦積みがなされ、焚口部を整えている。南側では、約45度の傾斜をもって、凹凸面をつくりつつ焚口最深部に移行する。北側では、やはり同様の角度をもって最深部に移行するが、途中に幅20cm程の平坦部がある。瓦積みは、この石柱の掘り込みの最深部より23~30cm程高い位置からはじまり、南側で10段、約40cmの高さ、北側で7段、約23cmの高さまで遺存している。石柱はこの掘り込みの床面ではなく、瓦積みの最下段のレベルに等しく据えられており、その間に焼土が見られる(図版第27下)。

また石柱は南側では瓦積みにほぼ接して据えられているが、北側では10cm程の空隙があり、この間にも焼土が認められる。このことは、石柱が、何回かの窯の使用後に据えられたものであることを物語るものであろう。なお北側の瓦積みは、平坦部に丁寧に積まれているが、南側

では若干内傾しており、積み方も乱雑で、焚口を修築する際に壊れたか、あるいは新たに積み直したものであろう。北側の場合も石柱と瓦積みとの間に空隙があり、焼土がつまっていることから、瓦積みを一部破壊して石柱が据えられたものと考えられる。

なお、両石柱間には、石柱が据えられた同一土層面に石柱と同一石材の数個の割石があった（図版第27上）。北側石柱によりかかるように1個、南側石柱にはほぼ平行して立つものが1個あった。さらにその間に横に重なって2個があり、これに燃焼室側からよりかかる状態で2個が検出された。このような状態から推察すると、あるいは、両石柱に横架させて、焚口天井部を構成していたものが何等かの原因で割れ、落ち込んだものではないかと考えられる。ただ、この割石上に多数の瓦片の堆積が見られ、窯の使用停止後の焚口閉塞に用いられた石材とも考えられる。

b) 燃焼室（第23図、図版第25・第26・第28上・第29）

北壁は、高さ50cm程しか遺存せず、その中程で瓦積みが欠落していたが、南壁の遺存は良好で、側壁から天井部へ移行する部分の構造資料も得ることができた。

側壁の瓦積みは、焚口石柱の内側まで、その部分までの長さは、南側で1.6m、北側は1.75mと若干北側が長い。幅は隔壁部で2.04m、中央部で若干胴張りし、焚口部で0.9mを測る。高さは、遺存状態のよい南壁の隔壁附近で測ると、側壁瓦積みの高さが1.2mある。

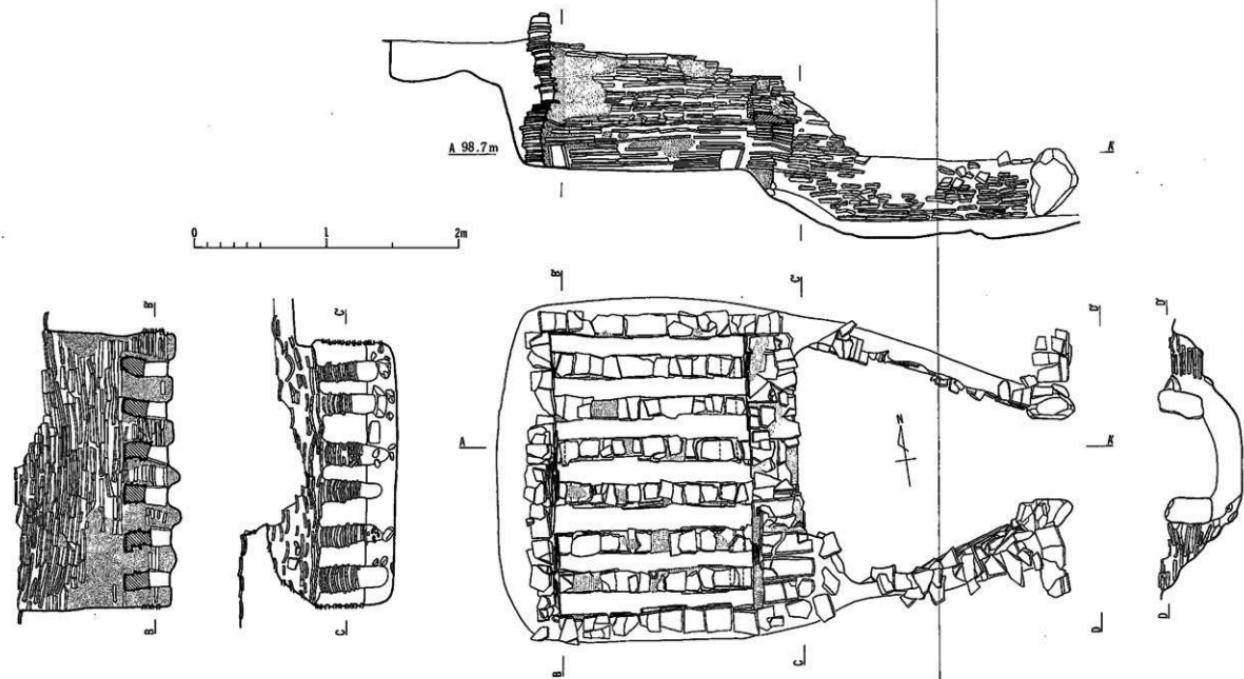
床面は、少なくとも第1次、第2次の2面がある。第1次のものは地山面であり、燃焼室中央が溝状になっており、側壁瓦積みの最下段のレベルより10~15cm程深くなっている。第2次の床面は、焚口石柱が据えられた土層と対応するもので、床面中央部で若干深くなり、皿底状を呈するが、ほぼ側壁の瓦積み最下段のレベルに等しい。

側壁の構造については、遺存度の良好な南壁（図版第28上）での所見を記す。側壁を構成するのに、縦長に半截した平瓦を用いているが、下部と上部とでは積み方が異なる。すなわち、瓦積み下底面より約50cmの高さ、瓦積み12段までは、半截平瓦を横位置に置いて（横積み）、側面がわずかに外傾するように積んでいるが、それより上部では、半截平瓦を縦位置に積んで（縦積み）いるのである。下半部の瓦積みはスサ入り粘土と交差になされ、側面をさらにスサ入り粘土で上塗りした状態が良く遺存しているが、上半部ではスサ入り粘土は認められず、相当欠落していた。それでも、上半部は約65度内傾しており、天井部に移行させるために持ち送っていることが知られ、半截平瓦の縦積みはそのための工夫であろう。

下半部の瓦積みは、燃焼室と焼成室との段落部で、最下段のものを階段状に積み、焼成室瓦積みに接続している。横積みの部分は、この部分でも12段有り、この高さは焼成室の畠と同一レベルにある。

上半部は、縦積みする位置から持ち送りをはじめているものと考えられる。隔壁部の持ち送りが、ちょうど、側壁縦積みの高さから始まっていることからも首肯できる。ただ、隔壁部では、瓦を縦積みと横積みとを交互にして持ち送っており、燃焼室とのつなぎ部では、横積みが燃焼室の縦積みと対応している。

c) 隔壁（第23図、図版第26・第29）



第23図 東群II号窯跡 遺構図

サイアリ粘土

北半分は、隔壁直上に柿の木があったため破壊され、上部は遺存していなかったが、南半分は、ほとんど完存していた。

隔壁の構造は、まず、歓の上に完形の平瓦を裏向き、横位置に2列、2枚重ねに積まれる。3段目は方向をかえて縦位置にし、4段目以上は、縦横交互に積み上げている。瓦はスサ入り粘土をはさんで接着固定されている。側面は、スサ入り粘土で上塗りされていたと考えられるが、欠落していて遺存していない。

燃焼室側壁とのつなぎ部は、南側で約60cm程せり出し、側壁とともに、天井部への移行状態が知られる（図版第26）。持ち送りは、最下段2段まで積んだ後にはじまり、燃焼室側壁が同じレベルから持ち送りを始めているので、全体として、ドーム状の天井部を構築していたことが知られる。隔壁部の持ち送りは、隔壁の高さ30cmまでは水平面に対し約55度、それより上部では約15度と急角度で持ち送っている。隔壁直前の燃焼室床面には厚さ10cm程のスサ入り粘土塊があり、持ち送り部分の内面は粘土を厚く上塗りして堅牢をはかっていたと考えられる。

なお、北側においても、わずかではあるが、隔壁部持ち送りの支えになるスサ入り粘土の張り出しが見られた。

d) 燃成室（第23図、図版第25・第26・第28下・第30）

各側壁とも半截平瓦をスサ入り粘土と交互に横積みして構築しており、側面にはやはりスサ入り粘土の上塗りがなされ、特に南壁での遺存が良好であった（図版28下）。

長さ1.56m、幅2.12m、高さは最もよく遺存している奥壁で1.25mである。南北両側壁とも歓の高さに等しい10段、約40cmの高さ、すなわち、燃焼室下部横積みの高さまでは、燃焼室から連続的に瓦積みがなされている。それより上部は、燃焼室が半截瓦の縦積みであるので連続しないが、焼成室側壁は隔壁の位置までのびている。従って、隔壁の瓦積みは側壁の構築後になされる。焼成室と燃焼室との下部を構築した後は、両室の構築は別過程に入る。

側壁と奥壁との関係は、南壁面上に上塗りされたスサ入り粘土が完存しているため、南西つなぎ部は確認できなかったが、北壁面の下方5段までスサ入り粘土が欠落していたので、この部分を観察すると次のようである。すなわち、まず最下段は、側壁が奥壁をおさえるように、2段目はその逆で、奥壁が側壁をおさえるように積み、3段目より上もそれを交互にくりかえしている。

奥壁は、瓦積み7段まではほぼ側面を垂直にし、8～11段までは5～10cm内方に持ち送り、さらに12段目以上は、この持ち送った位置ではほぼ垂直に積み上げている。このような状態は、最初の7段の高さは歓の高さに等しく、燃焼室側壁面の下部横積み部の高さとの関係から、窯全体が、まず歓の高さまでの側壁面の瓦積みを行って、次いで歓を構築し、その後に上部側壁の構築がなされていたのではないかと考えられる点である。さらに、奥壁の瓦積みは、14段目、57cm程の高さ以上では、瓦積みが中央で湾曲しており、この高さが、持ち送りの終る12段目の高さに近く、あるいは、側壁を構築していく過程で、全体の調整等のため、一段階をおいているのであろうか。

なお側壁の構成は、前述の通り縦長に半截した平瓦の横積みであるが、一部縦積みの部分が

見られる。これは、横積みしていく過程で長さを調整するためであろうか。

e) 突（第23図、図版第30）

縦長に半蔵した平瓦を裏向きに、窓の主軸の方向に8枚積み重ねてつくられる。瓦積みはスサ入り粘土で接着固定され、側面にスサ入り粘土が上塗りされている。突は6本あり、従って火道は7条となる。長さは、隔壁下方部に及んでいるから1.88mを測る。

さて、その構造を構築順序に従って見ていくと次のようである。

まず、奥壁との間を25cm、隔壁から21cm程の間を残し、各段に3枚の瓦を並べて5段まで積み上げられる。高さは15~16cm。残した空所の前後に四半分した平瓦を立て、下底幅11~12cmの通焰孔をつくるための空所を設ける。ただしその位置に若干前後差があり、特に北より4本目と5本目とでは隔壁側で7cm程くいちがっている。6段目以上は、まず6段目が通焰孔の天井部を形成するように奥壁に1枚おかれ、隔壁まで計5枚がならべられ、7~11枚も6段目の直上に積み重ねられる。こうして設けられた突の上部に隔壁が構築されるのであるが、隔壁の下方部は燃焼室と焼成室との間に落差を設けるべくつくられた床面の傾斜面に当る。従って、この部分での突の瓦積みに支えが必要であり、この場合、縦断面三角形状にスサ入り粘土を用いた支柱がつくられる。この支柱には、北より1, 2, 3, 5番目のものに、板石や礫を用いた根固めがなされている。特に北より2番目のものには、幅16cm、厚さ7cmの板石が据えられている。支柱の幅は若干細くなっているが、これは、使用時の火力により欠落したものであろう。この支柱を含めた隔壁下部の突が分焰柱を兼ねそなえた構造部となる。このことは、突と分焰柱が同時につくられていることを示すのであるが、後述する西群瓦窯との構造上の相違点の一つとなっている。

突の下底面のレベルと火道のレベルとは火道が少し低くなっているが、これは、火道にたまつた灰等をかき出したためであろう。このことは側壁の基底面のレベルも突と等しく、元来、焼成室の床面は水平であったといえよう。また突の基底にはその基礎としてスサ入り粘土を敷いている。西群II号窯において良く観察した結果、同様の構造を示すものと考える。

（田中勝弘）

第2節 遺物（第24図~第27図、図版第31~第37）

II号窯の出土遺物には、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・熨斗瓦・鶴尾・埠がある。

他に攢乱層より1点平安時代初期と思われる須恵器の甕口縁部の小片を得たが、瓦窯との関連は不明である。

文様の判別できる軒瓦の型式別出土量および出土個所は第3表の通りである。すべて東群I号窯で出土している型式中に含まれる。ただしI号窯での出土が2点のみのN S 203が27点と、II号窯出土の軒瓦の大半をしめるのが目立つ点である。また軒平瓦に比べて軒丸瓦が少い。

九・平瓦は平箱に54箱分採集した。

鶴尾・埠はいずれも小片で、鶴尾は2点、埠は1点のみであった。

第3表 東群II号窯跡軒瓦出土地点別点数一覧表

	焚口附近	燃焼室内	焼成室内	表土および 擾乱層	その他の	計
NS 101	1			1		2
NS 151A	2		1			3
NS 201			2	2		4
NS 202A	1		1			2
NS 203		5	14	2	6	27
NS 204				2		2
NS 205A			2		1	3
計	4	5	20	7	7	43

(1) 軒丸瓦(第24図、図版第31、第4表)

軒丸瓦には、単弁蓮華文のNS 101(第24図-1、図版第31-1・2)と、複弁蓮華文のNS 151A(第24-2・3、図版第31-3～5)の2種類がある。

いずれも胎土に砂粒を多く含み、軟質の焼成である。また2種類とも瓦当外周に範の型枠の痕跡を顕著にとどめている。なおNS 101は東群I号窯での出土量の多い型式である。

第4表 東群II号窯跡出土軒丸瓦計測表

() 内は推定値。S:珠文、単位mm

型式番号	名 称	直徑	内 区			外 区			胎土	焼成	色調	個体数
			中 房 径	弁 連子 数 幅	外 区 幅	内 縁 幅	外 縁 幅	文様 高 度				
NS 101	単弁十二葉蓮華文軒丸瓦	(182)(53)(1+5)	31	24	單(12)	33	20	S(20)	13	10	細い砂粒 を含む	軟質 黄白色 2
NS 151A	複弁 七葉蓮華文軒丸瓦	(175)(52)(1+8)	33	35	複(6) 單(1)	28	15	S(20)	13	11	細い砂粒 を含む	軟質 灰黒色 3

(2) 軒平瓦(第25図、図版第31・第32、第5表)

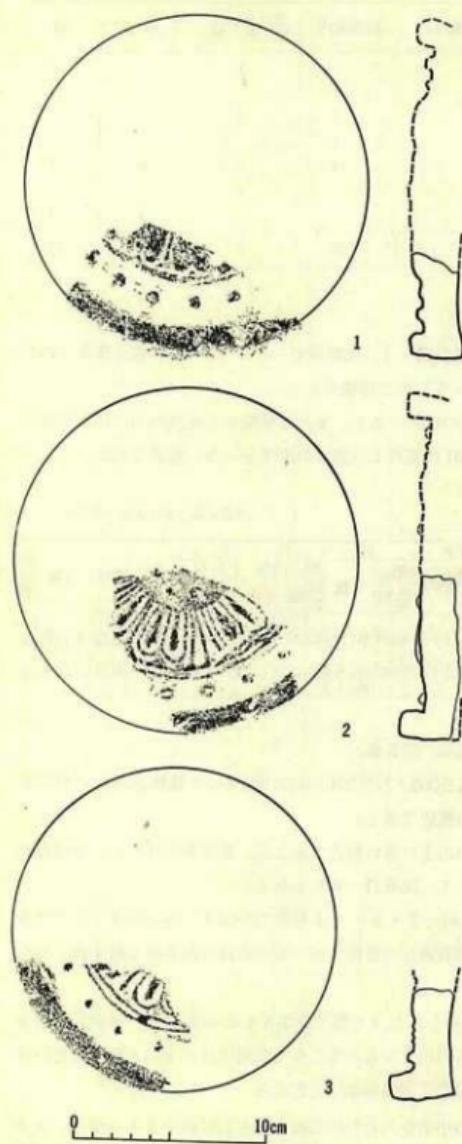
軒平瓦には、NS 201、NS 202A、NS 203、NS 204、NS 205Aの5種類がある。軒平瓦も胎土に砂粒を多く含み、概して軟質の焼成である。

NS 201はNS 101同様東群I号窯での出土の多い型式であるが、II号窯では少い。下周縁にB型の範の痕跡をとどめる例(第25図-1、図版31-6)もある。

NS 202A(第25図-2・3、図版第31-7・8)もI号窯での出土が多いがII号窯では少い。瓦当面を失っているがこの型式の西賀茂での特徴である側面の鈍目叩き痕を残す例も見られた。

NS 203(第25図-4、図版第32-1～5)はII号窯で大半をしめる型式で、焼成室内最深部からの出土も多い。単に焼成室内からの出土をもってここで焼成されたものとは言えないけれども、数量的に見てもこの型式とII号窯は関係が深いと思われる。

文様は、向いあつた蕨手の中に3枚の小葉を入れた中心飾で、左右に蕨手2本を単位とする唐草を展開させ、外区には約3cm間隔に珠文を配している。この文様構成は長岡宮式の瓦にき



第24図 東群II号窯跡出土 軒丸瓦 拓影・実測図(縮尺1/6)

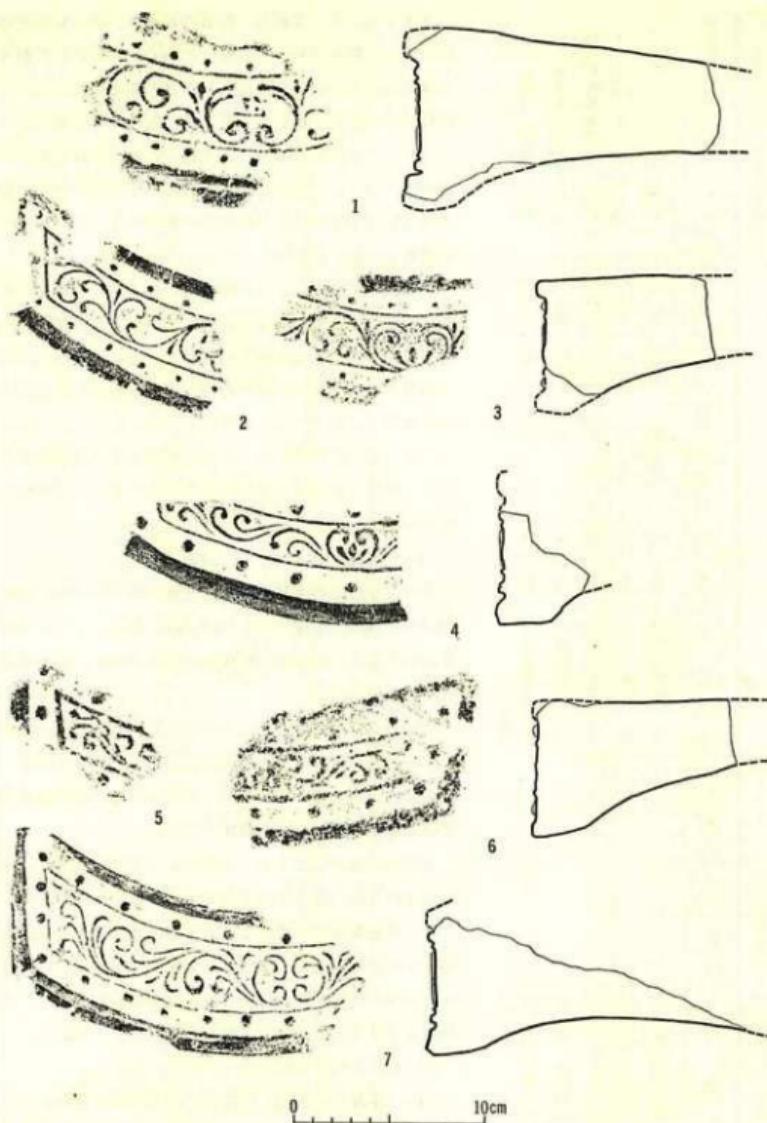
わめて近く、平安京での出土は多くないものの、平安時代初頭の瓦の系統をたどる点で興味を引く。

頸は曲線頸であるが、削りの強いものとなだらかなものがある。後者は整形がていねいでヘラ削りの調子もするどい。また瓦当側面にかすかに布目の認められるものが多い。

NS 204 (第25図-5・6、図版第32-6・7) は数も少く、搅乱層からの出土であるためI号窯からの流れ込みの可能性もある。

NS 205 Aには非常に硬質の焼成で青灰色を呈するもの (第25図-7、図版第32-8・9) と、軟質の焼成で灰白色を呈するものがある。後者の中に、図示しなかったが平瓦部分をほぼ完全に残すものがあり、この凹面の布目には、狭端から8cmほどの位置に、横方向の布の雜ぎ痕が認められた。別に瓦当部分を失うが同じ布目痕をもった例 (図版第37-4) もある。この特徴は他の遺跡から出土した資料の瓦を判別する目安ともなろう。

II号窯出土の軒平瓦 (特に最も多く出土を見た NS 203 で顕著である) は大まかに三つのブロックに分かれれるようなこわれ方をしたものが多く、軒平瓦の成形技法を表わしているように思われる。すなわち、まず瓦当部分と平瓦部分に分かれ、瓦当部分はさらに瓦当面の頸の部分に分かれている。これらのことより、この瓦での製作過程を考えると次のようになろう。



第25図 東群II号窯跡出土 軒平瓦 拓影・実測図(縮尺1/2)

第5表 東群II号窯跡出土軒平瓦計測表

型式番号	名 称	外 幅	上弦幅	弧深	内 厚さ	厚さ	上 外 区		下 外 区		内 文 織		外 文 織		区 文 織		文 織 の 深さ		個体数
							厚さ	文 織	厚さ	文 織									
N S 201	均整筋草文軒平瓦	(88)																	
N S 202A	均整筋草文軒平瓦	39	63	29	74	25	70	25	72	25	22	23	26	21	21	21	21	21	
N S 203	均整筋草文軒平瓦																		
N S 204	均整筋草文軒平瓦																		
N S 205A	均整筋草文軒平瓦																		

まず平瓦にあたる部分の厚目の粘土板、あるいはその厚さになる粘土ブロックを模骨におく。この模骨は、軒平瓦狭端面にも四面より連続した布目の残るものがあり、型枠状であったと推定される。次に瓦当の厚さ程度の粘土ブロックを押しつける。この部分の粘土には比較的砂粒の混入が少い。さらに顎の部分に粘土を補充する。叩きあるいは手でおさえて軒平瓦の形を作り、瓦当面を平面に調整した後、範を押しあてる。

その後ヘラ削りにより整形している。削りの順序は最初に凸面を平瓦部から瓦当に向って削り、次に側面を削る。次いで瓦当下端を横方向に削り、さらに瓦当面周囲も調整する。またヘラ削りの後、瓦当下端から顎にかけてを横方向に指ナデされるものもある。

以上のように軒平瓦は、軒丸瓦が瓦当に丸瓦を接合して作る場合と異なり、はじめから一体のものとして作られている。

(3) 丸瓦 (第26図-1, 図版第33)

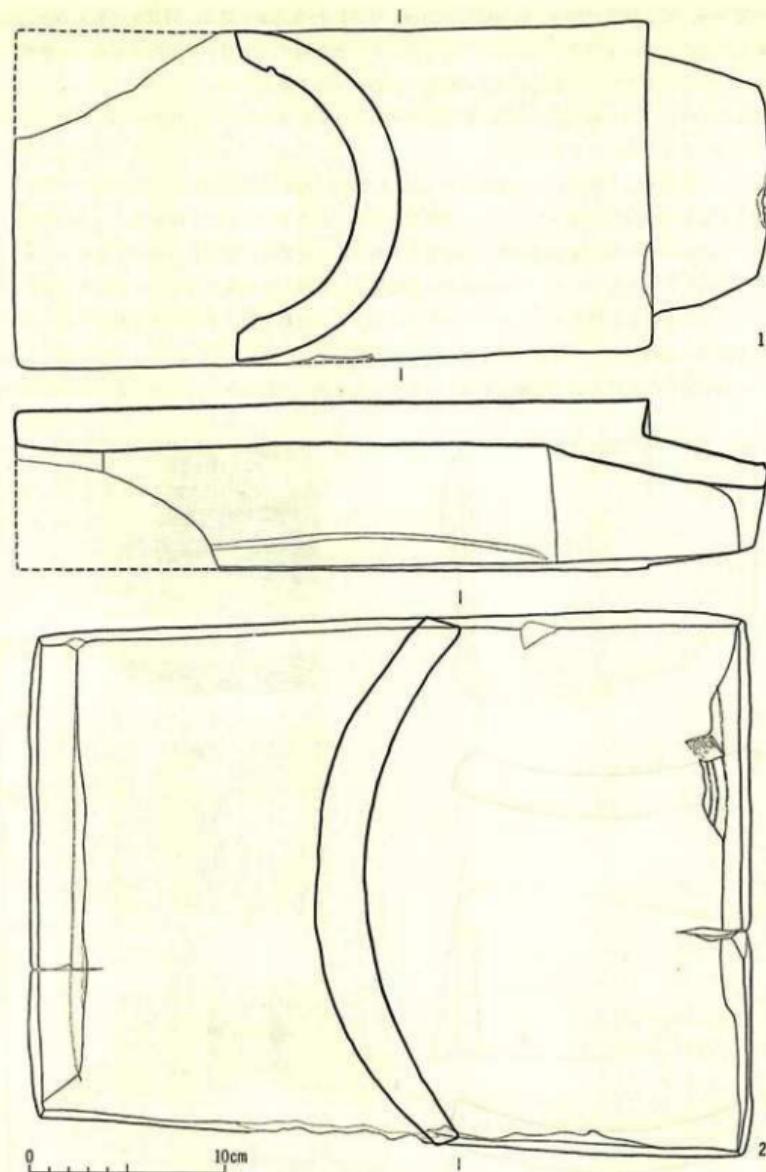
すべて玉縁附の丸瓦である。全長は37~38.8cm、幅は16.4~17.6cm、玉縁長は5.1~7.6cmを測り、厚さはほぼ2cm強である。玉縁には個体差があるが一応、同一規格によると思われる。

四面の布目には縦方向に布の合せ目の認められる例もある。合せ目はほとんどの場合側面寄りに偏している。凸面はナデ調整されているが、かすかに縦方向の縫目叩きの真跡をとどめている個体もある。

玉縁には横方向に1条の凸線をもつものがある。凸線の幅は約3mm、高さは約1mmである。これの機能については、現在製作されている丸瓦にも同様の例があり、水切りまたは軒丸瓦でのすべり止めの用をなすともいわれる。しかし角社瓦群や他の遺跡出土品の玉縁を見ても凸線を有するものの占める割合は極く少く、現行のものと同一視するのは疑問であろう。

(4) 平瓦 (第26図、第27図、図版第34~第37)

大きさは最も大きい例 (図版第34-1・2) で、全長38cm、広端幅27~28cm、狭端幅24cm、厚さ2.5cmを測る。小さい例 (第26図-2, 図版第35-1・2) では、全長



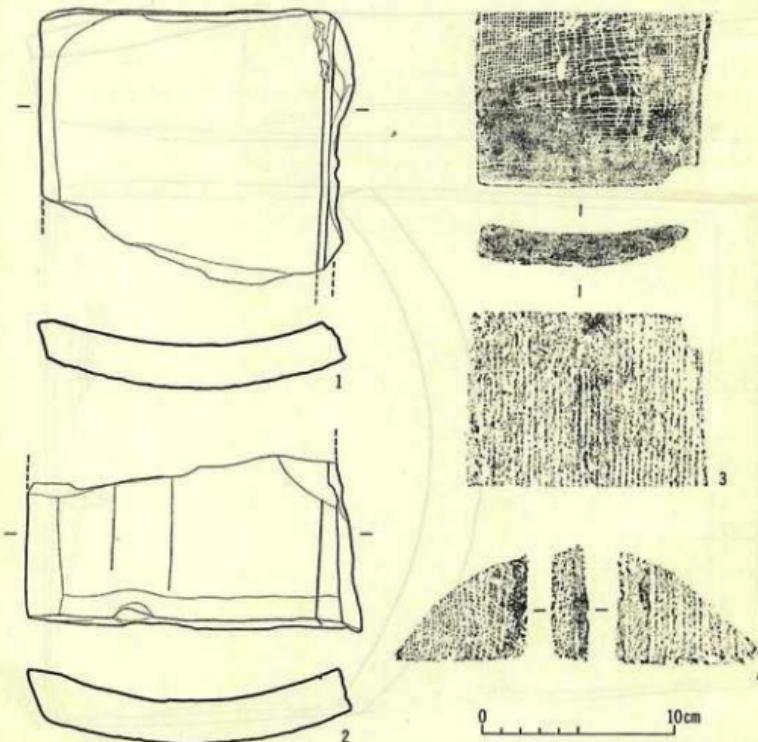
第26図 東群II号窯跡出土 九瓦・平瓦 実測図(縮尺1/2)

34~37.5cm, 広端幅27~28cm, 狹端幅22~24cm, 厚さ1.8~2.3cmを測る。両者を比較すると、全長と厚さにわずかな差のある以外ほとんど変らず、また両者の中間の数値の例もあり、種類を分けることはできない。平瓦も九瓦同様同一規格によると思われる。

平瓦はすべて凹面に布压痕、凸面に縦方向の縫目叩き痕を残している。凹凸両面とも同一方向の糸切り痕の認められる例もある。

布目は一部側面にも見られる(第27図-4)。また破片の割れ口に布目痕(図版第37-1), または糸切り痕(図版第37-2)のある剥離面の認められるものもある。図版第37-3の例は広端から10cmほどの所に横方向の粘土の離ぎ目が残り、広端部分に見られる糸切り痕はこの離ぎ目の中にもぐり込んでいる。この個体には側縁近くに布端の压痕も見える。これらにより、平瓦の成形は型枠状の模骨に、瓦1枚分の厚さに切り取った粘土板、あるいは裁断くずのような粘土塊をも詰め込んだ一枚造りによることがわかる。

その他平瓦の中には木葉(樹種は不明)の压痕を残す例(図版第36-4)や竹管文状の記号



第27図 東群II号窯跡出土 貢斗瓦実測図・平瓦 拓影(縮尺5分)

をもつ例（第27図—3、図版第36—5）がある。記号は狹端面に附された径5.5mmの○印であるが、円は完結しておらず、施文具はコンパス状の器具とも思える。同様の記号は西賀茂鎮守庵瓦窯跡および朝堂院永寧堂跡出土品にもある。

また平瓦凹面の布目にはほこりびを繕ったものも見られる（図版第37—5）。前記の軒平瓦の例（図版第37—4）とあわせ、布の補修例として興味深い。

（5） 裁斗瓦（第27図—1・2、図版第36—1～3）

平瓦と同じように成形された生地に、凹面中央縱方向に深さ1～4mmの切り込みを入れ、半蔵する割裁斗瓦である。厚さや、分割面以外の整形も通常の平瓦と全くかわらない。第27図—2、図版第36—3の例は端面に、凹面の分割線にはほぼ対応した短い切り込みがある。分割線を入れる際に目安としたものであろうか。

なお瓦窯構造体として2分割された平瓦が使用されているが、その中には裁斗瓦も用いられているようである。

（6） 鶴尾

2片の鶴尾はいずれも小片のため、どの部分になるものかわからない。

厚さは3.5～5cmほどで比較的硬質の焼成である。一例は外側に平行条文、内側に同心円文の叩き目を残している。他例は外側を粗くヘラ削りし、内側には指の圧痕が多数見える。

（7） 塚

厚さは6.5cmほどで、西群焼土塙出土例（b類）程度の大きさになると思われる。胎土は他の瓦類に比べて砂粒の混入が少い。

（植山 茂）

第5章 西群瓦窯跡と焼土壙

第1節 遺構 (第28図～第37図、図版第38～第58)

南方に張り出した舌状台地の西側斜面に形成されているが、東群瓦窯跡がその反対側の東側斜面に、ほぼ南北に並ぶに対し、西群は、現状では畠地及び荒地の平坦部に立地する(第28図、図版第38)。ただ、西群の南側の田畠及び大将軍神社を取りまくように通じる道路面のレベルが一段低く、本来、東群同様に、台地の傾斜面を利用して瓦窯を構築したものと考えられる。

瓦窯は(第29図、図版第39)、山田氏所有の畠地とジュネス所有の土地との境界線上に、北西—南東方向に並ぶ。4～4.5m間隔に、焼成室奥壁をほぼ一直線上に置いて4基の有軸式構造を持つ瓦窯が確認できた。この4基の北及び南で、同間隔の位置にトレンチを入れたが、窯の存在は見られず、この4基を以って1グループを形成するものと考え、台地東側斜面の東群に対して、西群瓦窯跡と命名した。又、北よりI号窯、II号窯……IV号窯と仮称することにした。

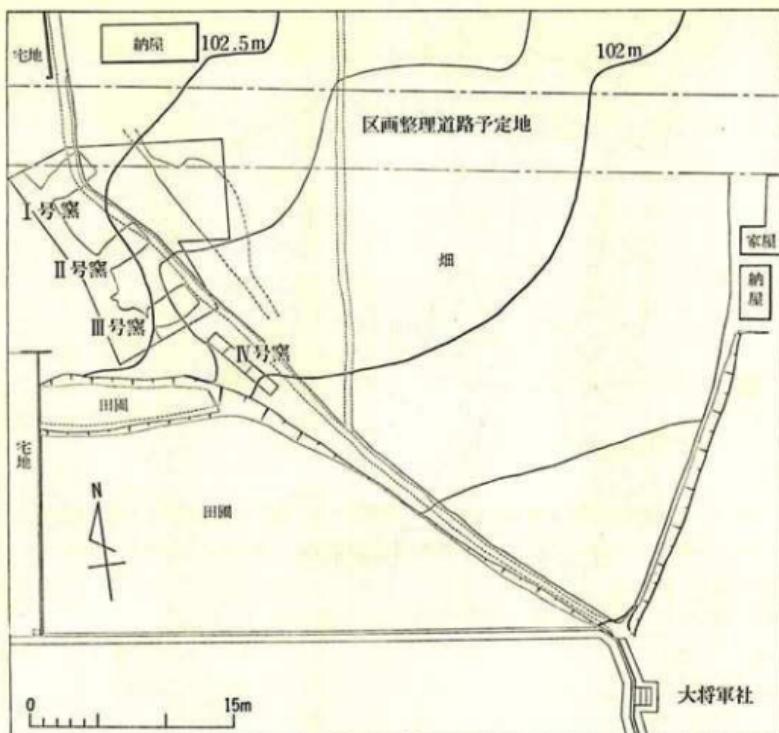
瓦窯は、焼成室がいずれも畠地にあるため、開墾のため上部が削平され、畠の上面程の高さまでしか遺存していなかった。しかし、燃焼室及び前庭部は、焼成室より一段低い位置に構築されるため良く遺存し、窯壁をほぼ完全に残し、天井部を欠いているだけであった。ただIV号窯は、燃焼室が畠地より一段低い田畠の部分にあり、開墾の際に破壊されてしまっていた。

瓦窯の焼成室奥壁より約3.5m台地側(東方)には、焼土、粘土塊、瓦、堺等が詰った深さ2m程の壙がある。焼土等の詰る部分は東西最大幅4m程、南北長9m程で、それより南・北両方に浅く溝状にのびている。しかし、曠そのものの掘り方は、幅においてより広く、トレンチ北東隅においてそのことを確認した。確実な規模は、畠の作物の関係でトレンチを拡大することができず、確認せずに終った。

(1) 西群I号窯跡(第30図、図版第40～第45)

西賀茂角社西群瓦窯跡を形成する4基のうち最北端に位置する。瓦窯は、その形状に従って、地山を長さ4.6m、焼成室奥壁に当る部分の幅2.3m、焚口に当る部分で1.3m、台地の低部側、すなわち、北北西方向に開口してΩ状に掘り込み、各窯壁を縦長に半蔵した平瓦を横積みにして構築されている。燃焼室には修築の跡が見られ、規模、床面の高さにおいて当初のものと若干の差が生じているが、まず、修築後の瓦窯の規模、構造について概括しておく。

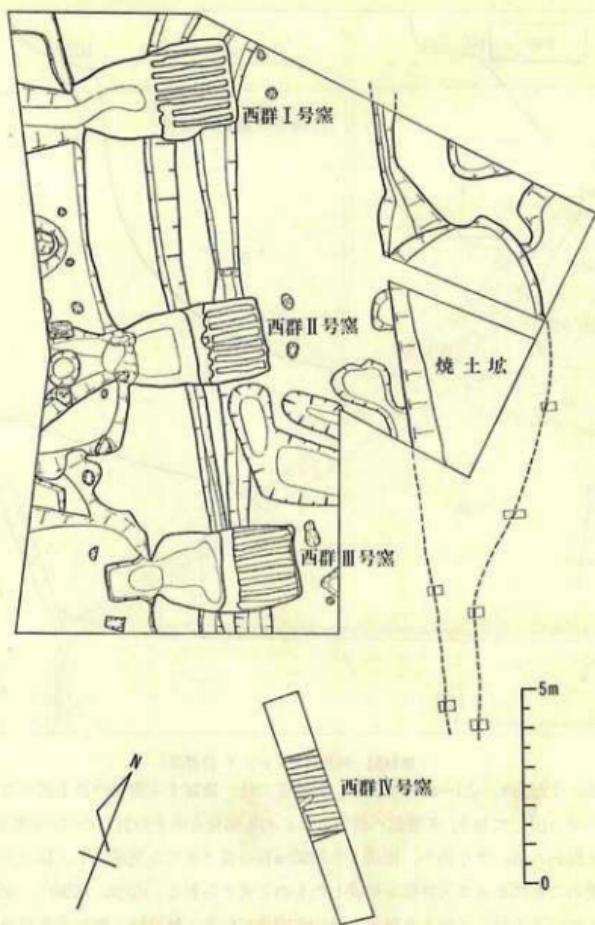
全長3.9m、焼成室幅1.9m、長さは、隔壁の一部が遺存している南側窯壁部で1.5m、燃焼室の長さ2.1m、隔壁附近での幅1.9m、焚口の幅0.55m。高さは、焼成室窯壁の遺存度が低く、現存高で床面より10～55cm程。隔壁部では、その南方部で分焰柱及び分焰孔に1～4枚程の瓦積み遺存部が認められたにすぎない。畠は6条有り、半蔵平瓦と共に堀を利用して構築し、その奥壁に接する部分に通焰孔を設けている。畠は、瓦積みの最上段部及び南側3本の奥壁側3分の1程が破壊されている他、隔壁遺存部の観察から、ほぼ当初の高さを保っていると



第28図 角社西群トレンチ 位置図

考えられる。すなわち、35~40cmを測る。燃焼室では、遺存する窯壁の最上端の2段分程が心持ち内方へせり出しており、天井部へ移行しはじめる部分と考えられるので、窯壁部の遺存は、ほぼ完全と思われる。すなわち、床面より約50cm程の高さまでを窯壁とし、以上から極度に内方に持ち送ることによって天井部を構成したものと考えられる。なお、床面は、灰、炭、焼土等が堆積している上に、スサ入り粘土を敷いて固めている。焚口は、燃焼室窯壁の端部に大型の壙を立て、それを支柱としている。ただし、この支柱は、修築後の床面より低い所に据えられ、かつ、地山直上ではないので、修築後の床面を掘削して据えつけられたのであろう。焚口前部は、灰、炭、焼土等が堆積したままで、粘土を敷いて固めていない。又、燃焼室床面とほぼ同じレベルで、径32cm、深さ27cmのピットが掘られていた。水抜き坑であろう。

つぎに、修築前の燃焼室については、やはり、縦長半蔵の平瓦を横積みして窯壁を構成し、修築後の窯壁の裏面に、ほとんど完全に遺存していた。規模は、隔壁附近での幅が2mとそれほど修築後と差がないが、なかほど若干丸味を持たせ、修築後の幅が約1.3mであるのに対して、1.7mと40cm程広い。床面は、地山直上で、修築後より25~40cm程深い。前部には、

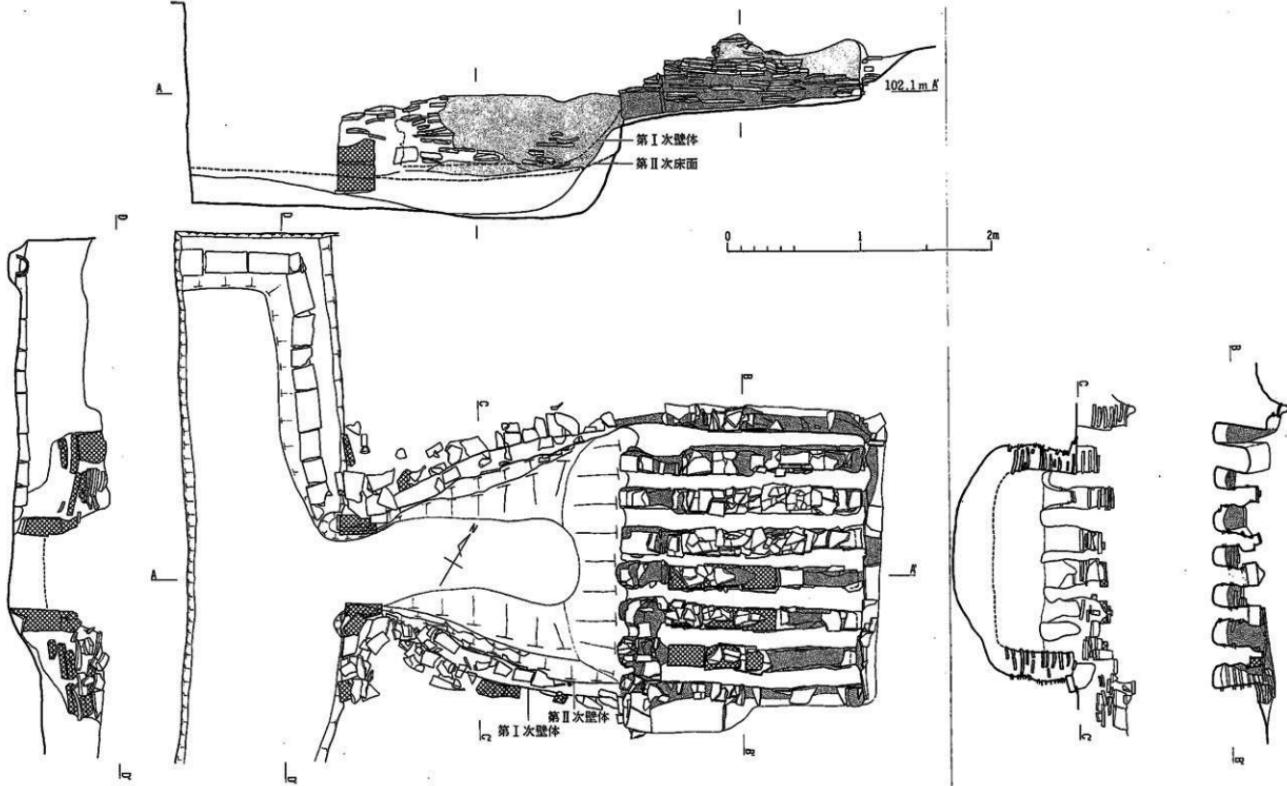


第29図 角社西群瓦窯跡 位置図

丸瓦を利用した排水溝が設けられている。焚口部では、修築時に破壊されたらしく、焚口北側支柱附近までしかのびていない。規模は、窯の中軸線に対して直角に2m北方にのび、ここから、さらに直角に西方へのばしている。その端部については、日時、土地の条件等により調査し得ず、今後の機会を待つことにした。

なお、前庭部には、灰、炭、焼土等の堆積土層の直上に、塊石、軒瓦、丸・平瓦、埴等を使用した焚口の閉塞施設が認められている。

以上、I号窯跡の概略であるが、以下において、各構造部の詳細について記述する。



第30図 西群I号窓跡 造構図

■ 塚

■ スチ入り粘土

a) 焼成室（第30図、国版第40・第42）

窯跡は、縦長に半截した平瓦を裏向けて、スサ入り粘土で接着固定しながら横積みし、その内側面をやはりスサ入り粘土で上塗りしている。遺存状態は悪く、最良部でも竪の高さよりいくぶん高いだけで、床面より55cm程を残すにすぎない。南北両窯壁は心持ち内傾し、各壁の隅では、南東隅の観察によると、瓦積みの一段毎交互に、奥壁及び側壁を押えるように、 $\text{I} \rightarrow \text{J} \rightarrow \text{I}$ 状に積む方法をとっている。

床面は、約5度の傾斜を持たせ、分焰柱を設けるべき部分までのばし、この部分を越して直ちに約77度の角度を以って燃焼室床面へ移行させている。

竪は、この床面に6条が設置されている。まず、床面の竪を設置すべき部分に、厚さ2cm程のスサ入り粘土の台を設けて基底部とし、その上に縦長に半截した平瓦や堺をスサ入り粘土で接着固定しながら積み上げ、側面をさらにスサ入り粘土で上塗りして仕上げている。南側の3条には $10 \times 18 \times 32\text{cm}$ の竪を一部に使用している（国版第42）。この堀の幅（18cm）及び長さ（32cm）は、半截平瓦の規模にはほぼ等しく、又、竪の幅の数値に近似している。高さは、床面が約5度の傾斜を持つのに對し、上面がほぼ水平であるため、奥壁側が低く、全体として35～40cmを測る。このように、竪は瓦を積み上げて構築されているが、その最下段においては、奥壁から7cm程を離して瓦が敷かれ、2段目から奥壁に接して積み上げられている。従って、長さ7cm、高さ5cmの孔が生じるが、これは、いわゆる通焰孔を意識してなされたものであろう。隔壁側においては、同様の施設は検出されなかった。

b) 隔壁と分焰柱（第30図、国版第41上・第42上）

分焰柱は、竪と同様に半截した平瓦をスサ入り粘土で接着固定しながら積み上げて構築したものである。隔壁は、分焰柱を支えとし、分焰孔上に平瓦を横架して構築されたものであるが、南側で一部遺存しているにすぎない。しかし、隔壁上部の構造は明瞭でないが、隔壁と分焰柱、及び竪との関係は、十分に知り得た。すなわち、分焰柱は、半截した平瓦1枚を竪の高さの4分の3、ほぼ30cm程の高さに積み上げ、この高さで、分焰孔上に平瓦を横架して隔壁の基底部とし、それより上方は平瓦をスサ入り粘土で接着固定しながら積み上げ、隔壁を構築したものと考えられる。竪の上部4分の1と隔壁とが重なるわけだが、竪の端部に瓦を立てかけ、この立てた瓦と隔壁との空所にスサ入り粘土をつめて固めた構造部が見られる。このような構造部から推察するに、まず、竪の構築がなされた後に隔壁部が構築されたという構築順序を考えられる。分焰柱については、平瓦を1枚分だけ積み上げ、竪との間に若干の空所があり、その間に粘土をつめた構造が見られるので、やはり、竪とは別途に構築されたものと考えられる。なお、分焰柱の長さは37cm、従て隔壁もほぼこの厚さを持つものと考えられる。

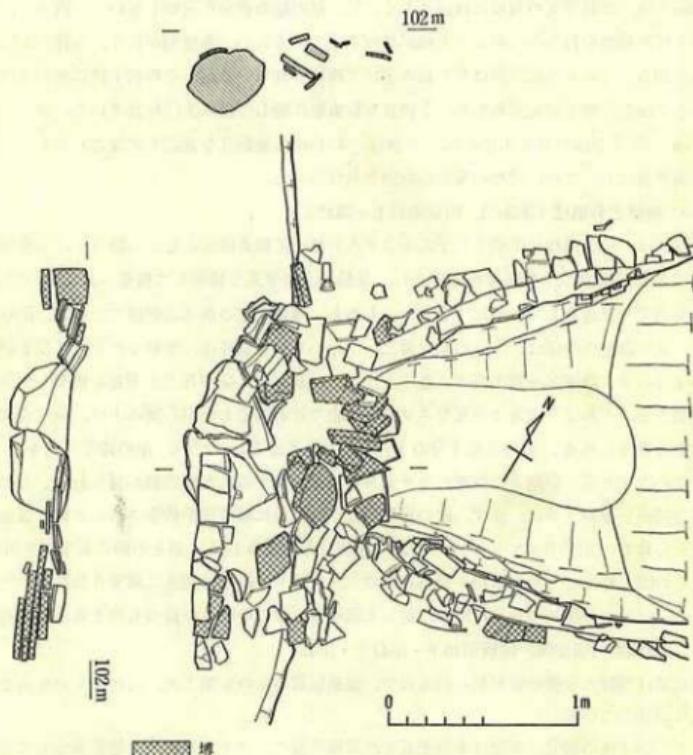
c) 燃焼室（第30図、国版第40下・第41上・第43）

燃焼室は窯壁に修築の跡が見られるので、修築以前のものを第1次、以後のものを第2次と呼んで記述していく。

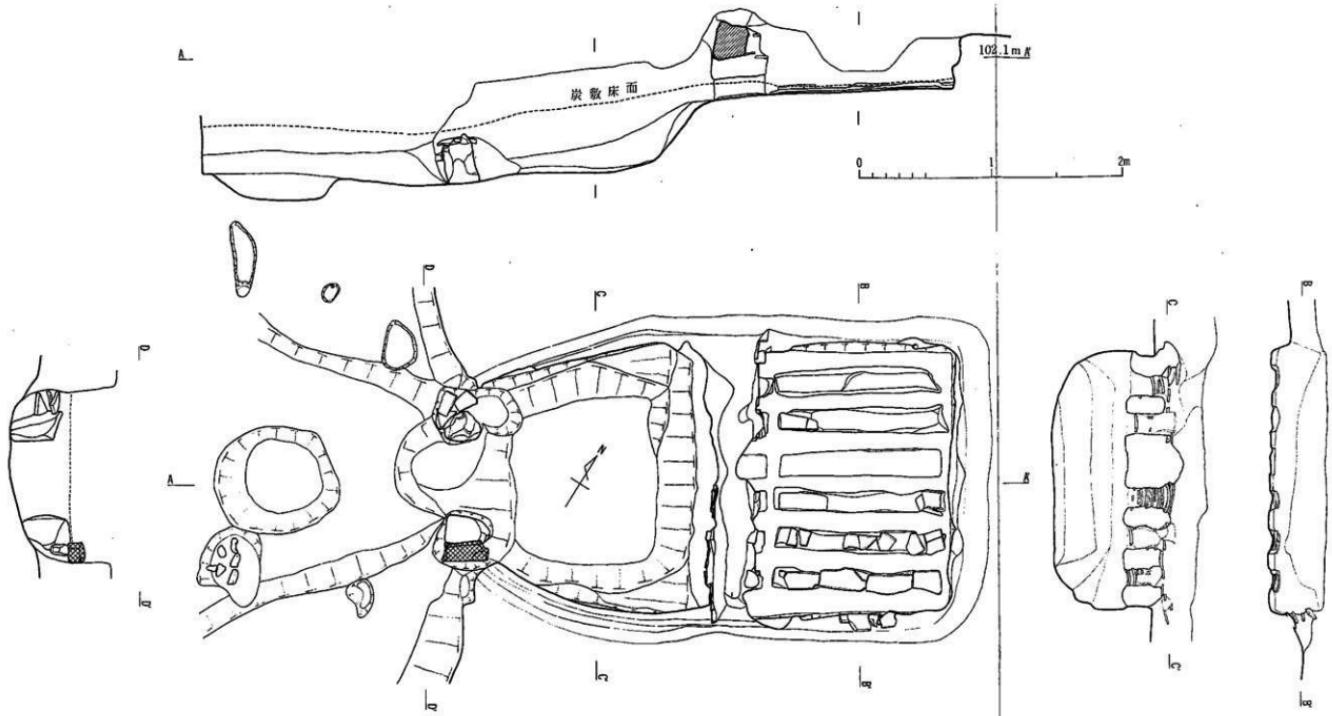
まず、第1次の場合、窯壁は半截平瓦を凸面横位置に、スサ入り粘土で接着固定して積み上げている。幅は隔壁附近で2mを測る。瓦積みは、床面の最深所より40cm程高い位置からはじ

まり、47cmの高さまで遺存しているが、そのなかほどの高さまで若干外反りし、以上では逆に順次内方へ持ち送った積み方をしている。この瓦積みは焚口までは遺存せず、長さ1.7mで、焚口まで30cm程空所をもつ。これは、修築の際に焚口部附近のものを破壊したのであろう。この部分での幅は1.12mである。なお、瓦積みの下より8段目及び10段目には埠を使用している。第1次の床面は、焼成室の床面より約77度の急傾斜を以って、65cmの落差を形成している。焚口に向っては、若干のぼり勾配になって前部へ続く。窯壁に向っては、壁を構成する瓦積みの最下段から床面最深所に向って緩傾斜面をなし、横断面が皿底状を呈している。

第2次では、窯壁は、第1次の遺存壁に接して、その部分にのみ瓦積みがなされている。ただ、第1次の窯壁平面が胴張り気味に湾曲しているのに対し、第2次の場合、より直線的である。従って、隔壁附近1.9mとそれほどせまくなっていないが、中央部で1.3mと40cm程せまくなっている。又、瓦積みの焚口側端部での幅は、約87cmを測る。長さは、第1次と同じ部分に瓦積みがなされているので、焚口まで30cm程空所が生ずるのであるが、この部分には、瓦や埠



第31図 西群I号窯跡 閉塞状態



第32圖 西群Ⅱ號窯跡 遺構圖



を乱雑につめ込んでいる。床面は、瓦積み基底より10~15cm低いだけで、第1次の床面に堆積した灰、炭、焼土等の混った土層の上面に粘土を敷いて固めている。第1次の床面よりは27~40cm程高く、特に、隔壁附近を高くし、焚口に向って若干下り勾配にしている。

d) 焚口（第30図、第31図、図版第40下・第41）

焚口は、左右とも12×19cm、上部欠失しているが現存高で38cmの大型の壇を立てて支柱としている。幅0.55m、高さは天井部が欠失しているので不明である。この焚口の両支柱は第2次の床面より15cm程低い位置に据えられているが、この支柱を取り除くと、壇の下方で浅いピットが確認され、かつ、壇との間に焼土をかんでいた。従って、支柱は第1次の床面より若干高い位置にあることになり、第1次のものをそのまま利用していないと考える。このことは、支柱と燃焼室窓壁の瓦積みとの30cm程の空所に、瓦や壇が乱雑に詰め込まれている様子からも推考できる。

第1次の焚口の位置は、瓦窯を構築すべき地山の掘り方、及び、第2次の焚口の支柱下方にあった浅いピット等から、第2次の位置とはほぼ同所で、かつ、その幅も近似した数値を示すものと考える。

焚口の南北両外側には、幅65cm程にわたって、瓦及び壇を積み上げて焚口外側を飾っている。しかし、積み方は乱雑である。

e) 前庭部（第30図、図版第41・第44上）

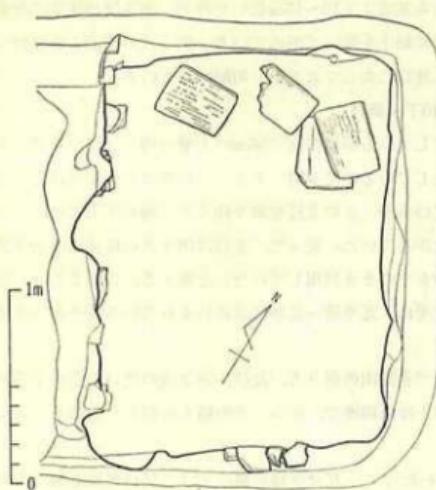
第1次の前庭部には、丸瓦を利用した水抜き施設がある。焚口側端部は修築の時に破壊されていて、焚口の北側支柱附近からはじめり、瓦窯の中軸線に対して直角に北方へ2mのび、この部分からさらに直角に西方へのびる。その構造は、丸瓦をならべるべき部分を深さ10cm程掘り込み、丸瓦の完形品を表向きに順次配置したものである。焚口附近と西方端部とのレベル差は、わずか5cmであるが、その内側の底部には、灰白色の粘性砂質土の堆積が見られ、水抜き施設としての用は足りていたものと思われる。

第2次の場合、前庭部のレベルは第1次より25cm高くなっている、この水抜き施設はもはや用を足さない。第2次の場合の水抜き施設としては、焚口より前方60cm程のところに、径32cm、深さ27cmのピットが検出されたので、これをそれに当てることができよう。

f) 前庭部灰原（図版第44・第45）

前庭部には、約35cmの厚さに灰や炭、焼土の堆積があった。これは、下方部25cmと上方部10cmとの間で堆積時期を区別できる。すなわち、下方部25cmの厚さをもつ堆積層は6層まで識別でき、下部5層までは、灰や炭の層であり、最上層には厚さ4cm程に焼土が堆積している。そして、この焼土層から、径32cmの水抜きのピットが掘削されているのであり、上方部10cmの堆積層は、このピットが埋った後に堆積したものである。換言するなら、下方部25cmの堆積層は、燃焼室の改造以前のものであり、上方部は改造後の堆積層とすことができる。又、前庭部にあった閉塞の施設は、上方部堆積層の上面においてなされているのであり、瓦窯使用閉鎖を如実に示すものである。

なお、この灰原の堆積層の数から、改造前は少なくとも5回（最上層は焼土であり、使用回



第33図 西群II号窯跡 焼成室炭敷床面上平瓦出土状態 実測図

(2) 西群II号窯跡 (第32図～第34図、図版第46～第48)

I号窯の南側、約4.5mの間隔をおいて構築されている。全長3.7m、焼成室の長さ1.43m、幅2.05m、燃焼室の長さ1.95m、隔壁附近での幅2.05m、焚口の幅0.55mを測る。窯壁は、焼成室、燃焼室とも、瓦窯の形状に従って掘り込んだ地山の掘り方をそのまま利用し、その壁面にスサ入り粘土を塗り附けただけのものである。ただ、焼成室の南側窯壁において、一部平瓦が遺存していたが、窯壁を補修した様な状態であった。

瓦窯内に堆積した焼土等を除去していく過程で、遺存窯壁肩部より28～33cm下方部で、焼成室及び燃焼室の全面にわたって、2～5cm程の厚さで真黒の炭層が検出された。これは、焼成室で約2.5度の傾斜をもって敷かれ、分焰孔を通して、燃焼室で約10度の傾斜をもち、焚口部の手前で終わっている(第34図)。焚口部から前庭部にかけては、上面を炭層と同じレベルにして、幅約1.8m、厚さ20cmにわたって、灰や炭の混合しない赤褐色の焼土のみの堆積層があった。この様な状態から判断して、瓦窯内の炭層上面と前庭部焼土層上面をもって、瓦窯のある時点での床面を形成していたものと考えられる。焼成室は歓等の構造部がなく、単に平坦面をなしているにすぎない。この炭床直上に完形平瓦4枚と破片数点、丸瓦1点があったが、この瓦窯で焼成したものかどうかは不明である(第33図、図版第47上)。分焰柱は5本で、北より3本目の分焰孔は40cmと他の孔に比べて3倍程の値を示す。分焰柱が欠陥しているものと考えられるが、幅広い分焰孔床面全体に炭層があり、少なくとも、分焰柱の欠陥後に炭が敷かれたことは明らかである。燃焼室は極度の落差ではなく、分焰孔を越して、緩傾斜をもって焚口に至る。焚口部の施設としては特別な施設はなく、1.14mと幅の広い焚口となっている。前庭部にも特別な施設はなかった。

数に加えない), 改造後は少なくとも3回の使用痕跡を認めることができる。

g) 閉塞 (第31図、図版第40下)

南北の幅約2m、東西の長さ約1mにわたって、焚口部の閉塞をしている。これは、焚口より前方50cm程のところに、幅50cm、厚さ30cm程の大型の石塊を2個置き、その他の部分に壇や瓦等を粘土、地山土等と混ぜて乱雜に詰め込み、閉塞の外端上面部だけに半截した平瓦を丁寧に敷き並べたものである。この閉塞施設は、灰、炭、焼土等の堆積土層上面で設けられており、瓦窯の最終使用後に閉塞されたことが知られる。

この炭層を除去すると、焼成室では、2~5cmの赤茶褐色の焼土層があり、さらに、これを除去した時点で、当初の床面に達した。この床面には6条の竪の痕跡が見られた（図版第47下）。これは、厚さ3cm程に粘土で固めた基底部と、一部に竪の最下段の瓦積みを残したもので、奥壁及び分焰柱との間は、10cm弱の空所を設け、通焰孔をつくる準備がしてある。床面の傾斜は約2.5度で、分焰孔下面に続く。分焰柱は、竪と同じ幅で、縦長半截の平瓦をスサ入り粘土で接着固定して積みあげたものである。先述のように、分焰柱は5本しかないが、北より3本目に当るべき部分で炭層を除去した時、竪と同様に、分焰柱基底部をなす粘土台が検出された。従って、竪の北より3本目の延長線上に、ほんらい分焰柱があり、計6本からなっていたことが確認できた。分焰孔の高さは、完存している部分で28cmを測る。隔壁は、分焰孔上に平瓦を渡して基底とし、その上にスサ入り粘土をつき固めて壁とした構造のもので、瓦等の使用痕跡は認められなかった。遺存高は30cm程である。なお、隔壁の焼成室側には、I号窯で認められた隔壁と竪の境をなす立て瓦の位置を示す痕跡を認めることができた。これによると竪の高さは、43~47cmとなる。

燃焼室では、炭層を除去すると、燃焼室の奥部にスサ入り粘土の附着した平瓦が一塊になって詰められ、次いで、スサ入り粘土や焼土等が混入した土を入れ、さらにその上面に赤褐色の焼土が堆積していた。スサ入り粘土附着の平瓦片は、その形状から竪に使用したもので、炭層の床面をつくる際に、燃焼室に詰め込まれたものであろう。又、スサ入り粘土塊や焼土は、燃焼室窯壁等を構成していたものであろう。これらスサ入り粘土附着平瓦等を除去することによって、元來の燃焼室を見る事ができた。床面は、焼成室から約50度の傾斜をもって下り、55cmの落差を形成する。炭層からは41~53cmの高低差を持つ。窯壁は、中央部で床面から55~60cmまではほぼ垂直に立ち、それより上方で、壁面对して45度程内傾した状況にあり、天井部への移行点を示すものと考えられる。焚口は、両側とも35~39cm高の自然石を立て、支柱としている。その上方の構造部は遺存していない。前庭部には、底面が燃焼室床面と同一レベルにある深さ16~25cmの溝がハの字形に広がってのびる。この溝の中で、焚口より75cm程前方には、長径（東西）95cm、短径75cm、深さ20cmのビットがある。水抜坑であろう。

a) 焼成窯（第32図、第33図、図版第47・48）

形状に従って素掘りした壁面に、直接、粘土を貼り附けて窯壁としたもので、粘土の厚さは、平均で8cm程ある。比較的良く遺存しているが欠落部も多い。長さは1.43~1.53m、幅は2.0~2.1mを測る。南側窯壁のなかほどには、半截平瓦を4段にスサ入り粘土で接着固定して積み上げている部分が見られたが、その瓦積みの側面は出張ることなく、前後の壁面と同一平面をなしている。多分、窯壁の修築に一部分瓦を使用したものであろう。

床面は、平坦であるが、焚口に向って、分焰柱の手前まで2.5度の傾斜を持ち、分焰孔下面では約5度の傾斜にかえ、燃焼室の床面に移行している。

この床面に、幅16~21cm、長さ1.21~1.28m、高さ2~4cmの粘土を使用した竪の基底部を構成する台の痕跡があった。6条あり、奥壁と分焰柱に接する部分は10cm前後の空隙がある。北より2本目と4・5・6本目の竪には、最下段の瓦積み1枚が遺存していたが、いずれも、

この空隙部に瓦積みはない。又、南端の竪では、半截平瓦が3枚と半分を使用し、故意に空隙部を避けて瓦積みがなされていた。焼成室の長さは1.43~1.53mであり、竪に使用されている平瓦の長さが約35cmで、およそ、4枚で焼成室の長さに等しくなる。このような事実から、奥壁及び隔壁と接する部分に設けられた空隙は通焰孔を設けるべき部分で、瓦積みは、この部分をさけて、何段目かまで積まれ、ある高さからは、平瓦を4枚使用して、上部の竪を構築していったものと考えられる。竪の高さについては、隔壁の焼成室側において、I号窯でみられた様な立て瓦が貼り付けられていた痕跡が認められた。この痕跡から推定すると43~47cmを測る。

b) 隔壁と分焰柱（第32図、図版第46下・第47・第48上）

分焰柱は、半截平瓦をスサ入り粘土で接着固定しながら積み上げたもので、高さ28cmある。遺存しているのは5本しかないが、北より3本目の位置に当る部分で、竪の延長線上に、竪と同じ粘土の基部が認められたので、やはり本来6本あったことが知れる。分焰柱の各側面にはスサ入り粘土の上塗りが見られるが、特に注意すべきは、焼成室側の上塗りである。すなわち、I号窯で推定した分焰柱と竪との構築過程の問題で、竪と分焰柱とが別々に構築された事を示すものである。

隔壁は、分焰孔に平瓦を2段にわたって渡し、その上にスサ入り粘土を固めてつくったものである。竪との間の立て瓦は、ほぼ、隔壁の基底部の高さに貼り付けられる。

c) 燃焼室（第32図、図版第46）

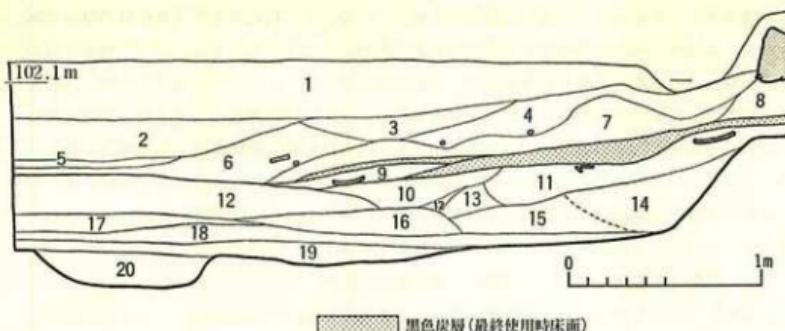
焼成室床面から約50度の湾曲した傾斜面を持ち、かつ、55cmの落差をもって燃焼室の床面に達する。窯壁は床面最深所から74~77cm程遺存し、上端からおよそ44~53cmの間に厚さ9cm程にスサ入り粘土を塗って壁面を構成している。この部分の隔壁附近で、ほぼ分焰柱の上端の高さ程から粘土のせり出しが認められた。これは、窯壁から天井への移行部と考えられる。やはり、瓦の使用はみられない。この天井への移行部まではほぼ垂直である。床面は、焚口に向ってはわずかに下り勾配を示し、窯壁に向っては、幅1.3m程の間はほぼ平坦で、平坦部からは湾曲線を描いて窯壁に至る。

d) 焚口（第32図、図版第46）

焚口の掘り方は、高さ73~89cmで上端の幅が1.3m、底部はU字形を描いている。この掘り方の内側に、南側は高さ37cm、幅27cm、奥行34cm程の自然な花崗岩がおかれ、支柱としている。この上に、厚さ12cm、長さ35cm、幅13cm程の前後端部を欠いた埠がおかれていた。北側では、高さ40cm、幅23cm、奥行29cmの安山岩系の自然石をおいて支柱としている。その後方、掘り方との間には、扁平な三角形状の板石を水平におき、さらにその上方に平瓦が2枚重ねに3枚が並列しておかれて、支柱の裏込めとしていた。この焚口両支柱石は、掘り方の地山直上にあり、南側支柱上にあった埠を除いては、第2次の床面である灰層の下方に埋まった状態であった。

e) 前庭部

掘り方は、焚口部から直ちに左右に開き、又、約50cm程の落差を持たせて前庭部をつくって



第34図 西群II号窯跡 前庭部・燃焼室中央断面図

- | | | | | |
|--------------------|---------------|------------|-----------------|------------|
| 1. 耕作土 | 2. 黄茶褐色粘質土層 | 3. 暗褐色土層 | 4. 赤褐色燒土層 | 5. 褐色土層 |
| 6. 黒褐色土層 | 7. 黄色土混赤褐色燒土層 | 8. 燃土層 | 9. 黑褐色砂質土層 | 10. 茶褐色燒土層 |
| 11. 燃土層(瓦を含む) | 12. 赤褐色粘質土層 | 13. 燃土層 | 14. 壁体に用いた瓦の包含層 | |
| 15. 燃土層(スサ入粘土等を含む) | 16. 燃土層 | 17. 黑茶褐色灰層 | 18. 黑色灰層 | |
| 19. 茶褐色土層 | 20. 黑褐色土層 | | | |

いる。前庭部のこの掘り方は、I号及びIII号窯の前庭部とは直接に続かず、南方で1.7m、北方で2.5mで、両隣の前庭部との間に土堤ができる。

焚口部前方では、底面が燃焼室床とほぼ同一レベルで、ハの字形に広がった深さ16~25cmの溝が走る。この溝内で、焚口より75cm前方に東西径95cm、南北径75cm、深さ20cmの楕円形のビットを掘り、水抜きをしている。

f) 第2次使用

窯壁については、第1次のものをそのまま利用している。床面は、焼成室で、畳の基底部を残して上部を破壊し、第1次より4~10cm高い位置に床面を構成している。燃焼室では、畳を破壊した時のスサ入り粘土附の瓦片や焼土をつめ、41~53cmと床面を高くしている。高くした床面全体に炭を敷いていることは前述の通りである。

なお、焼成室には、北寄りのところに、完形の平瓦4枚と丸・平瓦の破片が4点程、炭層の直上にあった。うち、東よりの2枚は、凹面を合せ、南北方向に倒れたような状態であり、他の2枚は、北西方向に裏向きになっている。これらが第2次使用の際に窯詰めされたものかどうかは判然としない。むしろ、畳を除去していることから、瓦や埴等とは別種の物を焼成し、その時に補助具として用いたものではなかろうか。

g) 前庭部灰原(第34図)

II号窯の場合、I号・III号窯のような、厚さの薄い炭や灰の堆積層は認められない。まず最深所に黒色の灰の堆積層があり、この上に、焼土や炭を混じえた茶褐色土の堆積がある。この茶褐色土を削り込んで黒茶色の灰の層が溝状にあり、灰層と茶褐色土をおおって、炭を混じえた黒茶褐色の土層が堆積する。そしてさらに黒茶褐色土を溝状にえぐり込んで、地山の黄褐色

土に焼土が入りまじった赤褐色の粘質土が堆積している。この粘質土までの堆積層の厚さは35cm程で、この高さは、瓦窯の第2次の床面である炭層に対応するものであり、この粘質土層の上面が改造後の前庭部床面とし得る。又、この粘質土層に炭が混入しておらず、かつ、溝状に堆積している事実は、燃焼室から灰をかき出して生じた前庭部の溝状のくぼみを、故意に埋めたためと考えることができる。I号窯においても、改造以前の堆積層の最上層に焼土が敷きつめられており、改造後の前庭部においても新たな床面をつくっている。改造後の床面と考えられる粘質土層の上方には、炭や灰だけの堆積はない。厚さ30cm程の堆積層が見られ、ブロック状のものを除いて3層を確認できたが、いずれも炭を若干混じえるにすぎない。

(3) 西群Ⅲ号窯跡（第35図、第36図、図版第49～第53）

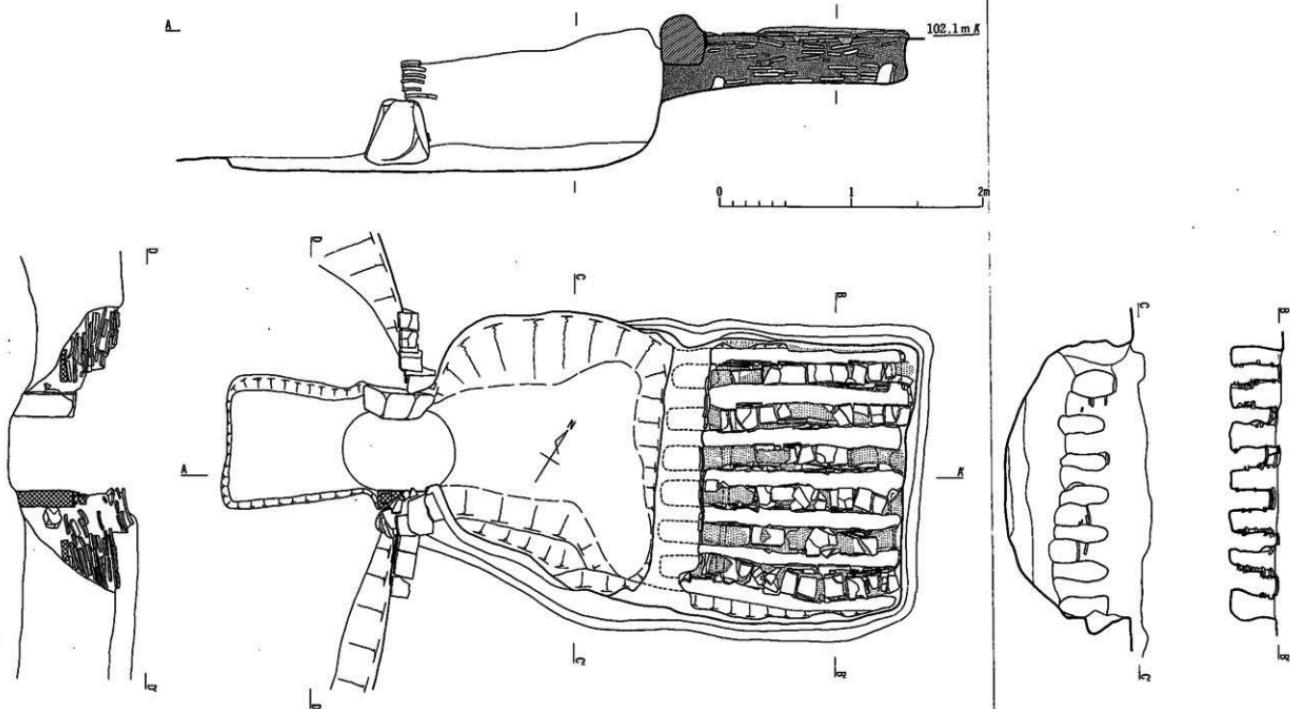
I号・II号窯と奥壁をほぼ一直線上にそろえ、II号窯より3.9m南側にある。全長3.85m、幅は焼成室が2.1m、焚口部で0.52m。焼成室、燃焼室とも窯壁に瓦等を使用せず、瓦窯を構築すべく穿った地山の掘り方に直接粘土を塗りつけて壁面を構成している。特に、燃焼室の南壁には粘土を塗りつけた時の指痕が認められた。畠は6本で、半截した平瓦をスサ入り粘土と交互にして積み上げて構築している。火道は7条で、畠が奥壁と分焰柱に接する部分には通焰孔が設けられている。分焰柱は畠の延長線にあり、平瓦をスサ入り粘土で接着固定して積み上げたものである。隔壁は瓦積み構成をせず、スサ入り粘土を用いてつき固めただけのものである。ただ分焰孔の部分は、分焰柱に平瓦をわたして、分焰孔への粘土の下落を防いでいる。燃焼室の窓壁は、南側の遺存は良好であったが、北壁での粘土の剥落が激しかった。燃焼室内には、剥落した窓壁とともに天井部を構成していたと考えられる焼土、粘土塊が厚く堆積していた。焚口は、南側に埠、北側に花崗岩を使用して支柱とし、その外側を三角形状に平瓦を積み上げて焚口を整えている。前庭部には燃焼室からのびる方形の浅い掘り方が見られたが、水抜き等のための特別な施設は認められなかった。

なお、前庭部には、埠のみを使用した焚口部の閉塞施設があった。

a) 焼成室（第35図、図版第49・第52下）

窯壁は、穿った地山壁に直接スサ入り粘土を塗り附けただけである。そのため、一部分が剥落していて若干不整形であるが、長さ約1.5m、幅約2.1mあり、高さは、畠の高さ、すなわち、約35cm程の遺存を見た。床面は、奥壁から焚口に向って1m程の間はほぼ水平で、これより先は約10度の傾斜を持って分焰孔下面に至る。床面の平均傾斜角は約5度となる。

畠は、縦長に半截した平瓦を裏向に、スサ入り粘土で接着固定して積み、上・両側面をさらにスサ入り粘土で上塗りしている。高さは、現状で35～40cmであるが、畠と隔壁との間に立てられた平瓦の遺存状態、及び、畠の上面に厚く堆積したスサ入り粘土の状態から、推定復元すると高さは36～44cmとなる。畠に使用している平瓦は、1本につき1段に4枚である。これは、窯の規模が瓦の長さを計算した上で決定していることを物語る。換言すれば、瓦の規模がある一定の規格のもとに作製されていると言える。畠の下部には、奥壁と分焰柱に接する部分に通焰孔が設けられている。つくり方はI号・II号窯と同様で、通焰孔を設けるべき部分を残して畠の瓦積みをし、4段程積み上げた後に、その空所の天井部を構成する如くに、焼成室の



第35図 西群Ⅲ号墓跡 造構図

長さいっぱいに瓦を積み上げている。通焰孔の内側面にもスサ入り粘土を塗り、北より3本目の通焰孔では、奥壁側のものが長さ14cm、高さ15cm、対面のものが長さ11cm、高さ9cmの規模を持つ。通焰孔の間は長さ1.15mで、この部分の畝の瓦積みは、平瓦がほぼ3枚分である。II号窯では3枚と半分であったが、通焰孔の長さが短かいために生じた結果と考えられる。III号窯では、畝は通焰孔の高さまでが3枚並びそれより上部が4枚並びという、より画一的な数値を取った構造である。

b) 隔壁と分焰柱

隔壁は、分焰孔上に平瓦を1枚重ねにして渡し、それを基礎としてスサ入り粘土を積み上げたものである。瓦積みをしない点、II号窯と共通している。幅約35cm、高さ38cm程で遺存状態は不良である。隔壁の焼成室側面には、畝の端を抑えるように、平瓦を横位置にして立てている。これは、畝の瓦積みの現存上面から5段、13cm程まで、隔壁の下底面までは及んでいない。

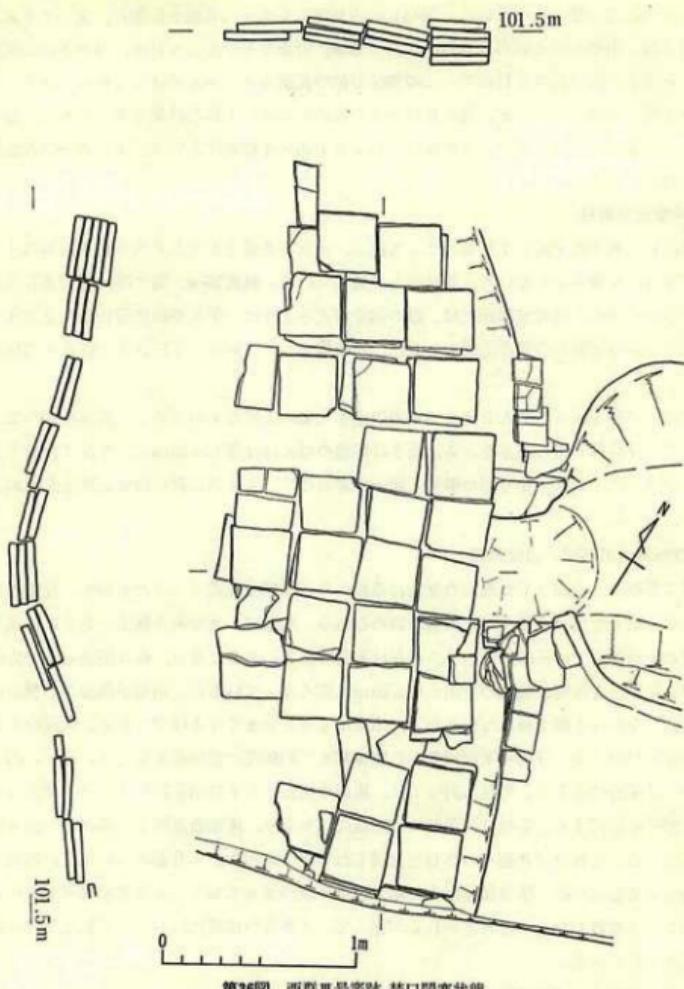
分焰柱は、半截平瓦をスサ入り粘土で接着固定して積み上げたものである。高さは20~25cmで、従って、分焰孔も同じ高さをとる。長さは隔壁の幅にはば等しく35cmで、平瓦1枚分である。畝との関係は、I号・II号窯の構造と同一であるので、各々別過程の構築と考えた方がよいだろう。

c) 燃焼室（第35図、図版第52上）

燃焼室の窯壁も、素掘りした地山の壁面に直接スサ入り粘土を塗りつけたもので、南壁の焚口附近には、粘土を指で塗りつけた痕跡が認められる。北壁は、スサ入り粘土とともに、掘り方の地壁まで剥落している部分があり、遺存は不良である。長さは2m、幅は隔壁近くで2.05mを測る。なかほどの幅は北壁の欠損から2.08mと広くなっているが、南壁は隔壁から焚口に向って湾曲しながらも幅を減じているので、本来はもっとせまくなるはずである。床面は焼成室との落差を53cmとする。分焰孔下面肩部から25cm程まで約80度の急傾斜面をとり、以下、円く弧を描いて最深所に達する。窯壁に向っては、床面中央部でも平坦面を持たず、ゆるやかな弧を描き、窯壁に移行する。窯壁は、最初ほぼ垂直に立ち上り、床面最深所より80cm程で急角度に内傾している。これは天井部への移行を意図したものであろう。天井部については、燃焼室内に窯壁の剥落部以外に、厚さ10cm以上の粘土塊が多数つまっており、天井部を構成していたものが落下して堆積したものと考えられる。従って、天井部の構成にはスサ入り粘土だけを使用したものと思われる。

d) 焚口（第35図、図版第50・第51）

南側に高さ45cm、厚さ12cm、幅30cmの埠を、北側に高さ43cm、厚さ18cm、幅48cmの花崗岩を置いて支柱とし、その上に、石材や瓦を用いて、約85cmの高さにして焚口部をつくっている。焚口の天井部は、支柱上の瓦積みの上方部のものを漸次内側に持ち送って上端の幅をせまくし、その間にスサ入り粘土を渡して構築している。発掘の過程で天井部を破壊させてしまったが、焚口の高さは約70cmであった。支柱の外側には、支柱との間を15~20cm程あけ、幅60cm程にわたって半截平瓦を裏向け、横位置に積み上げ、焚口を整えている。支柱との間の空所には瓦片



第36図 西群Ⅲ号窯跡 焚口閉塞状態

や石をつめて裏込めとしている。

e) 前庭部（第35図）

焚口の前庭部には、下底1m、上底1.8m、高さ2.1mの台形状の掘り込みがある。深さは10cm程で、床面は燃焼室床面から続いている。水抜きの施設とは考えられない。又、前庭部にその他の施設も認められなかった。

f) 閉塞（第36図、国版第50上・第53）

前庭部に堆積した、灰、炭、焼土等の上面には、幅4m、長さ1.5mにわたって、堺のみを用いた閉塞がなされていた。堺は、30×32×4cm程ではほぼ同一規格のものを用いている。最も多くて5枚が整然と積み重ねられていて壯観であった。

g) 前庭部灰原

30~40cm程の灰、炭、焼土の堆積が見られる。8~25層の層位が区別できる。最も堆積層の数の多い部分で観察すると、炭及び灰の堆積層と焼土とがほぼ交互に堆積している。焼土の堆積層の数は10層、炭及び灰の堆積層は15層を数えることができる。従って、少なくとも瓦窯の使用回数を15回以上と考えることができる。

なお、堺を用いた閉塞施設が、これら灰原の上面においてなされていることは前述の通りである。

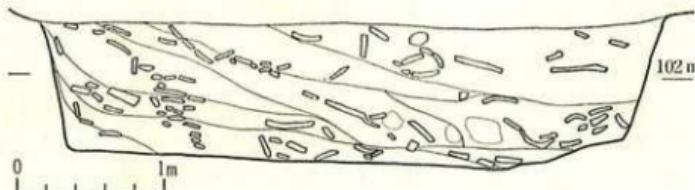
(4) 西群IV号窯跡（第29図、図版第54）

Ⅲ号窯跡の3.8m南方に位置する。地形に制約されたのである。瓦窯の主軸は、Ⅰ号～Ⅲ号窯とは平行せずに、より南側へ傾く。燃焼室は、前方の田園をつくった折に削平されてしまったらしく、遺存していないようである。焼成室も烟の作物の関係上完掘していないが、縦長に半蔵した平瓦を積みあげた歓が6条確認できた。焼成室の幅は約2.1m程で、Ⅰ号～Ⅲ号窯とほぼ同一規模を持つものと推定される。

(5) 焼土壙（第29図、第37図、図版第55~第58）

瓦窯は、Ⅰ号からⅣ号まで、奥壁をほぼ一直線にそろえ、北西～南西に並ぶが、その奥壁から3m台地側（東側）に、奥壁に平行して壙がはれている。肩部を確認したのは西側だけで、東側肩部については、烟の作物の関係で追し得なかった。又、西側肩部も、長さ約16mの範囲で、南北両方向にのびる可能性がある。深さは2m程で、西側肩部からは、垂直に近い掘り方をしている。底面もほぼ平らであった。

この壙の中に、焼土、粘土塊、瓦、堺等が多數詰った部分があった。これは、Ⅱ号、Ⅲ号窯の台地側を中心に、幅3.8m、長さ10mにわたって壙の肩部から底面まで、瓦等が詰め込まれていた。軒瓦で、その出土品の半数以上はこの部分からの出土である。その断面を観察すると、遺物、焼土等は、西側肩部から壙底部に向って流し込まれた状態で、瓦、堀の失敗品、瓦窯の構造部等を捨てたものと考えられる。この焼土等の堆積は、この中心部から、さらに南北両方向に、60~90cmの幅でのびていたが、その端部は、宅地、畑作物等の関係で未確認に終った。



第37図 西群瓦窯跡 燃土壙中央北側 断面図

以上のような、焼土等を含めた壙の性格については、瓦窯のある台地が、良質の粘土層よりもなっており、瓦の材料となる粘土を採取したのであろう。そして後、これに廃瓦、焼土等を投入したものと推測される。

(田中 勝弘)

第2節 遺 物 (第38図～第57図、図版第59～第74)

第3次発掘調査で出土した遺物としては、軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、鬼瓦、埠、土師器、須恵器がある。

各々の遺物ともに多数が出土しているが特に軒瓦はその数量、種類ともにきわめて豊富であった。しかし、遺構の項でも述べたとおり、そのうち多数が焼土壙から出土したものであって、今回検出した4基の窯跡と、出土軒瓦の型式との対比は困難であった(第6表)。

埠についても、大小数種類出土し、そのうちⅢ号窯跡前庭部に閉塞のような状態で置かれてあった、正方形の薄いものが多数を占める。

土器類は、焼土壙などからごく少数が出土したのみであった。

(1) 軒丸瓦 (第38図～第43図、図版第59～第62、第6表・第7表)

第3次発掘調査で出土した軒丸瓦は、9型式を数えることができ、各型式の中でさらに細分されるものもある。それぞれの型式の瓦の出土量には相当な差があり、10数点を出土しているものから、1点のみのものまでさまざまである(第6表)。

第6表 西群瓦窯跡軒丸瓦出土地点別点数一覧表

軒丸瓦	総数	I号窯			II号窯			III号窯			焼土壙	%	
		表土	燃焼室	焼成室	前庭	表土	燃焼室	焼成室	前庭	燃焼室	焼成室		
NS107	6											6	10.7
NS109	9				1							7	16.0
NS110	8				5	1	1					1	14.3
NS151B	3											3	5.4
NS152A	1											1	1.8
NS152B	1											1	1.8
NS152C	6				1							5	10.7
NS152D	1											1	1.8
NS152系	8		1		1							6	14.3
NS153	7				2							5	12.5
NS154A	1				1								1.8
NS155	1											1	1.8
NS156	4											4	7.1
合計	56		1		11	1	1		1			41	—
%		21.4			5.4							73.2	100

まず単弁系では N S 107, N S 109, N S 110の 3型式が出土しており、このうち N S 109, N S 110が出土量が多い。複弁蓮華文の系統としては N S 151B, N S 152, N S 153, N S 154, N S 156, N S 157の 6型式があるが、このうち N S 152については、蓮華文、弁間文などのわずかな相違によって、さらに数種に細分できるようである。出土量もこの型式が最も多い。各型式の軒瓦の計測値は代表的なものを第7表に示した。

単弁系蓮華文軒丸瓦

① N S 107（単弁十六葉蓮華文軒丸瓦）〔第38図—1, 第41図—1, 図版第62—1・2〕
焼土端から 6点が出土している。いずれも小片であるが、平安宮跡からこれと同範の瓦が出土しており（図版第13—3）これによって全体を知ることができる。

中房は内区文様帶からやや高く段をつけた平面で、中央に 1つ、そのまわりに 8つの蓮子をつけている。内区の蓮華文は二重の沈線で花弁をつくり、このうち内側の沈線によって弁子を表現していると考えられる。外側の沈線は、十六葉のうち三葉については、完全に花弁の形をつくらず、途中で切れている。内外区は 4mmほどの 1本の界線で仕切られている。外区の珠文は 20個で、いずれも径 5~6mm程の小型のものである。外縁の凸帯は、全個体とも、断面が半円形に近い丸味を帯びた形状を呈している。また外縁外側には頂部から 7~8mm程の部分に、外枠一段型の範の痕跡と推定される線が、わずかに残るものが 1点あった。なお、平安京跡出土例では外縁珠文帶に數ヶ所範傷の有るものがあるが、今次の出土例では、これは認められなかった。胎土は、砂粒・小石の混入が多く、焼成はいずれもあり良好でなく軟質であった。色調も、表面が黒色を呈するもの、灰白色のもの、黒褐色のものなど多様である。

② N S 109（「官」銘単弁十六葉蓮華文軒丸瓦）〔第38図—2, 第41図—2, 図版第59—1・2〕
9点が出土しており、I号窯、II号窯の前庭部で各 1点が出土している他は、全て焼土端からのものである。

中房は内区文様帶からやや凸出した平面をなしており、蓮子はつけずに中央に「（官）」の字を作っている。内区の文様は十六葉の単弁蓮華文で、N S 107が平面的な作りであったのに対して、ややふくらみを持った作りになっている。弁の輪郭線は、中房から弁子のまわりをめぐって界線につきあたっている。外区は 16個の珠文が配されている。外縁は N S 107ほどは丸味を帯びていない。

この瓦の特色は、範型が瓦当面全体にわたって非常に摩耗していることで、総数 9点の出土品のうち新しい型で作られたと考えられるものは皆無である。摩耗の程度は各個体によってやや異っており、外区珠文帶に数ヶ所の範傷があり、内区の蓮華文の一部に摩耗が見られる程度のものから、内外区全体にわたっていたみがはげしいものまで変化がある。

この、範が相当にいたんでいるという特徴は、今回の出土例のみに見られる傾向ではなく、これまでに平安京で出土した同範の瓦もすべて共通した特徴を有している。

また、この瓦のうちの 1点には、外縁の外側で、文様の深さに相当する位置（外縁頂部から 1cm程度の部分）に、最も顕著なところで 1mm位の段が見られる（第41図—2）。これは、この瓦が、いわゆる外枠一段型の範によって作られたものであることを示す良好な資料であろう。

他の瓦では、ヘラ削りなどの整形によって、この種の痕跡ははっきりとは認められないが、いずれもこのような範を用いたと推察される。

胎土は砂粒、小石の混入が多く、焼成も良好とはいはず軟質のものがほとんどである。色調も、黒灰色、褐色、灰白色と変化にとんでいる。

③ NS 110（単弁十四葉蓮華文軒丸瓦）〔第38図-3、第41図-3、図版第59-3・4〕

出土点数は細片も含めて9点で、そのうちI号窯前部から5点、II号窯から2点、残りが焼土塙からの出土である。

中房は1+6の蓮子を作っている。前記軒丸瓦では中房が凸帯となっているのに対してこの瓦は、中房と内区の境界に幅3mm程の界線でこれに代えている。内区は単弁十四葉の蓮華文で、弁の輪郭を作る線はそれぞれ弁子を一周している。内区と外区は、やはり幅3mmほどの界線によって仕切られ、外区には16の珠文が配されている。この珠文帯の一部に範傷の有るものが数点見られた。外縁は、いわゆる直立縁で、断面はコ字状を呈する。またNS 109に見られたような明白な外枠一段型の痕跡を残すものは見られなかった。

この文様とよく似たものに、吹田市岸部瓦窯で作られた単弁十六葉蓮華文軒丸瓦がある。ともに平安京では、普通に出土する瓦である。

今回出土したこの型式の瓦は全て焼成が悪く、きわめて軟質である。胎土は、やはり砂粒、小石の混入が多い。色調は全て淡色で、淡灰色ないし淡褐色を呈している。

複弁系蓮華文軒丸瓦

① NS 151B（複弁八葉蓮華文軒丸瓦）〔第38図-4、第41図-4、図版第62-3〕

3点がいずれも焼土塙から出土している。今次の発掘調査で出土した軒丸瓦のうちで、最大の瓦当面をもち、直径20cmを測る。これと文様のタイプが酷似した軒丸瓦が、第1次の調査で出土しているが（NS 151A）、それは直径が約18cmで、他の軒丸瓦とほぼ同様な大きさである。

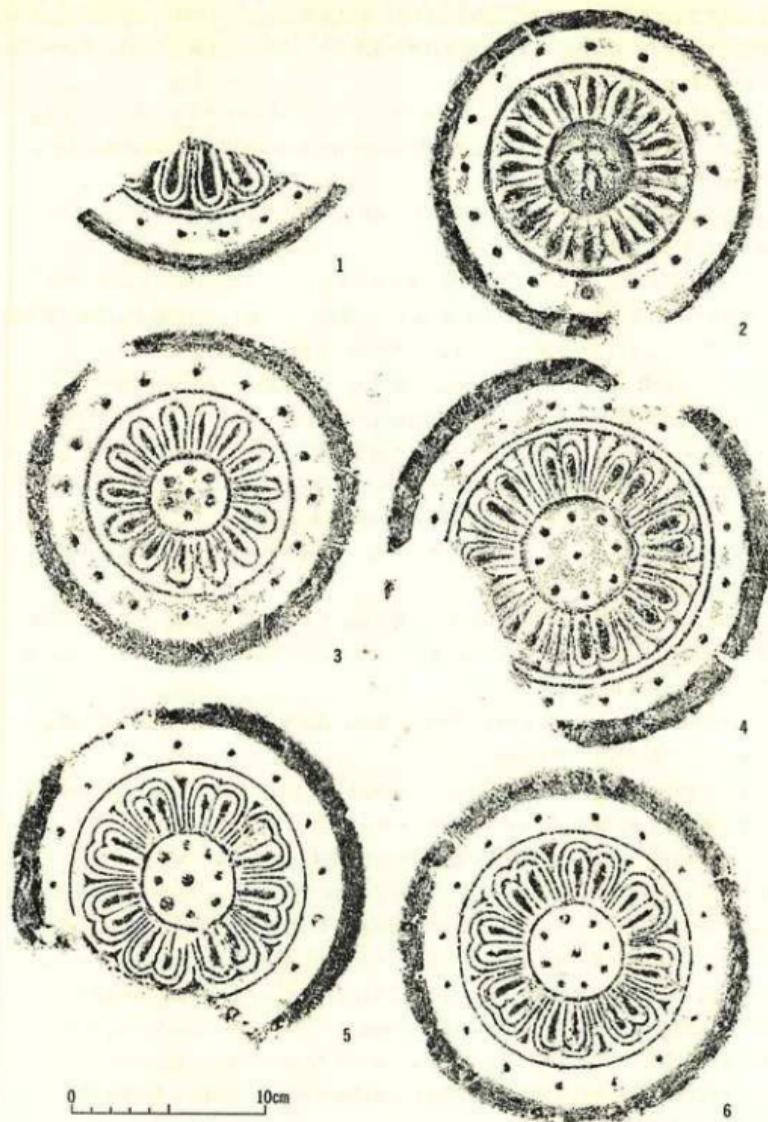
中房はやや高く段をつけ、1+8の蓮子をつけている。内区は複弁八葉蓮華文で、花弁は二重線で表現され、その中に弁子がふくらみをもってつけられている。弁間文は、中房から1本の線がのびて、内区端で丁形に分かれて両側の花弁についている。このために弁と弁間文の外縁部分がつながりあって、その外側に作られている界線とあわせて、2本の界線が表現されているように感じられる。外区の珠文は径7mmほどのものが16で、この瓦の大きさに比して、小型に感じられる。外縁は直立縁である。文様は良く整っており、範傷や範の摩耗は見られない。

また、この瓦にも外枠一段型の範によると推定される痕跡がわずかに残っていた。

胎土は他の瓦と同じく、砂粒・小石の混入が多く認められるが、焼成は今次の調査による出土品の中では良質の部類に属する。色調は図示したものが灰白色で、他の2点は黒灰色であった。

② NS 152A（複弁八葉蓮華文軒丸瓦）〔第38図-5、第41図-5、図版第60-1〕

NS 152型式は今回の発掘調査で最も数多く出土した軒丸瓦である。いずれも複弁八葉蓮華文で似通った文様を構成しているが、花弁と蓮子の位置関係、弁間文のつけ方、さらには瓦当の大きさに若干の差異が認められ、数種類に分類することができる。



第38図 西群瓦窯跡出土 軒丸瓦 拓影 (縮尺5%)

N S 152Aは1点が焼土壙から出土している。中房は界線によって内区から区切られ、1+8の蓮子をつけている。内区の文様は複弁八葉の蓮華文で、花弁は二重線で作られ、その中にふくらみを持った弁子を配している。

弁間文は3つが中房との界線までつながっているが、4つが中まで入りこまことに三角形状を呈している。さらに残りの1ヶ所には弁間文が全く作られておらず（図で右の位置あたる）、これがこの瓦の特色となっている。

内区と外区は幅5mmほどの界線で区切られ、外区には16の蓮子がつけられている。また、外縁はいわゆる直立縁である。

1点のみの出土ではあるが、範は非常にきちんとしており、文様が鮮明にあらわれている。胎土はやはり砂を混入しているが比較的良好で、焼成はやや甘いようである。色調は瓦当面が灰黄色で、3分の2ほど残っている筒部は黒灰色になっている。

③ N S 152B（複弁八葉蓮華文軒丸瓦）〔第38図-6、第41図-6、図版第60-2〕

1点が焼土壙から出土している。文様構成はN S 152Aと全く同じであるが、N S 152Aで弁間文のなかった位置にそれが作られている。弁間文で中房まで入りこむものとそうでないものの配置、中房の蓮子や外区珠文の位置などについては両者は全く同じである。あるいは、これはN S 152Aの範型を改造して用いたものであるのかもしれない。

範はN S 152Aにくらべて、やや鮮明さを欠き、中房蓮子のうち一つには範傷状の痕跡が見られる。

なお、この瓦は今回の発掘調査で出土した軒丸瓦のうちで唯一の完形品で、瓦当から玉縁端まで43cmを測る。筒部外面はほぼ全面にわたって丁寧なヘラ削り整形が行われているが、部分的にかすかに艶目痕が残っている。

胎土は例によって砂粒や小石の混入が多い。焼成は普通で、色調は瓦当面が灰色で筒部から玉縁にゆくに従ってやや黒味を増している。

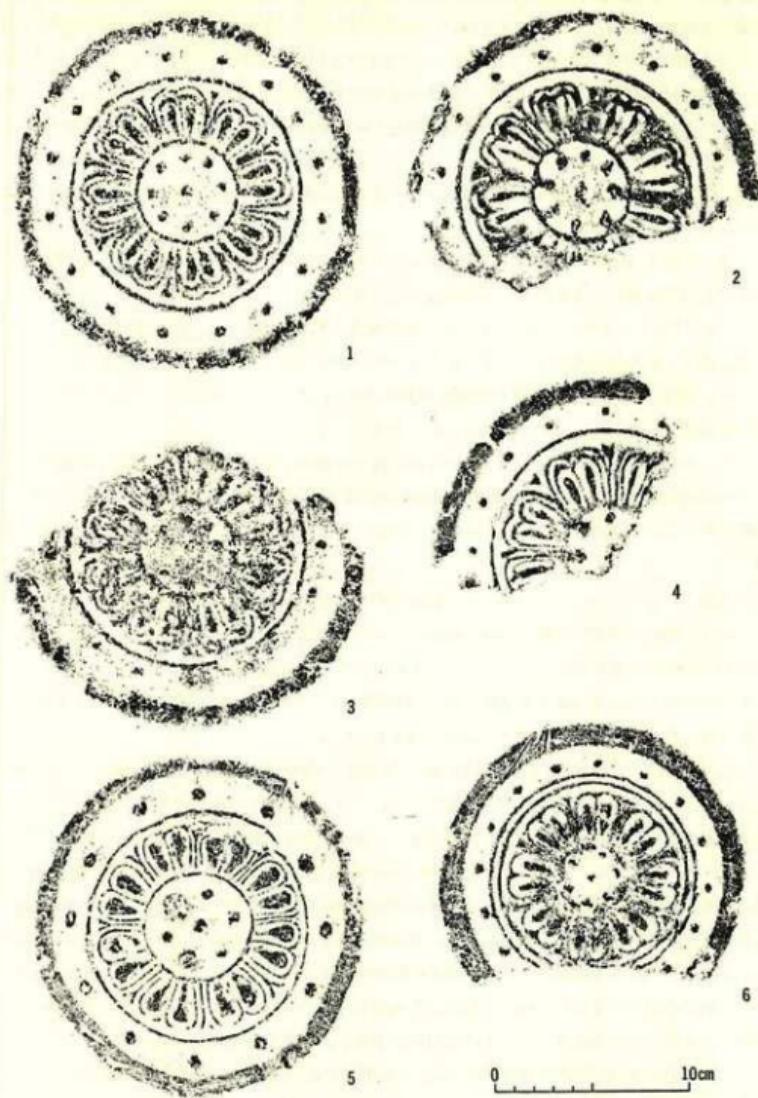
④ N S 152C（複弁八葉蓮華文軒丸瓦）〔第39図-1、第42図-1、図版第60-3・4〕

I号窓跡で1点、焼土壙で5点が出土している。

この瓦の特徴は、1) 内区文様帯の幅が他のものに比較して5mmほど狭いこと、従って花弁はややつまつた感じをいだかせる、2) 中房蓮子が他の範では内区蓮弁の弁間に相当する位置に置かれているのに対して、これは弁の中央部に相当する位置に配されていること、である。なお、弁間文の入りこみ方は出土瓦の瓦当面がかなりいたんでいるので判然とはしないが、全ての弁間文が、中房との界線まで届いていることはないようである。外縁は直立縁であるが、やや丸味を持っている。また全体に内区から中房にかけて次第に高くなっている、中房は、外縁頂よりも突出する感じになっている。平安宮跡などでの出土例が多く見られる。

胎土はやはり砂粒を含み良好とは言えない。焼成はやや甘く、色調は4点が黒灰色、1点が灰黄色を呈している。

⑤ N S 152D（複弁八葉蓮華文軒丸瓦）〔第39図-2・3、第42図-2・3、図版第61-1～4〕



第39圖 西群瓦窯跡出土 軒丸瓦 拓影 (縮尺5%)

焼土壙から6点、I号窓から2点が出土している。いずれも瓦当面のいたみがはなはだしく、詳細な文様構成を知ることはできない。ただいざれも中房の蓮子の位置が花卉の中央部ではなく、弁間に相当する位置に有ることから、NS152Cでないことは確かであろう。また、NS152A、Bが鮮明な範を用いており、NS152Dも比較的良好な範を保っていることから、A、BまたはDの範が次第に摩耗したものであると考えるには疑問が残る。従って確証は無いが一応一つのタイプとして考えておく。

なお、このタイプは、内区文様帶の幅が若干異なるものがあり、更に二分できるかも知れないが、ここでは一応一括しておく。

いずれも胎土には多量の砂粒・小石を含んでおり、焼成も軟質である。色調は一部黒灰色を呈するものもあるが、黄灰色のものが多数を占める。

⑥ NS152E（複弁八葉蓮華文軒丸瓦）〔第39図-4、第42図-4、図版第61-5〕

焼土壙中より1点が出土している。約3分の1の破片であるが、このタイプの特色としてあげられるのは、1) 中房と内区との境界に界線がみられない、2) 弁間文のうち根元のほうが花卉の輪郭線に接合しているものがあるという2点である。

ただ、中房などを観察すると、蓮子に範衛を持つものがあることなどから、範の摩耗のために、界線が消失したり、弁間文が蓮弁の輪郭線に接合したりしたものであるとも考えられるが、中房以外では、範は比較的に鮮明さを失っていないことから、一応別のタイプとして考えておきたい。

瓦当部は約3分の1の破片であるが、筒部は約2分の1残っており、瓦当部が剥落していることから、軒丸瓦の製作方法的一面を観察することができる。

胎土は砂粒、小石を相當に含んでおり、焼成はやや甘い。色調は淡褐色を呈している。

⑦ NS153（複弁八葉蓮華文軒丸瓦）〔第39図-5、第43図-1、図版第59-5・6〕

I号窓で2点、焼土壙で5点、計7点が出土している。

中房の蓮子は径8mm程で1+6の構成になっている。中房と内区文様帶は幅3mmぐらいの界線によって区切られる。内区は複弁八葉蓮華文で、NS152にやや似通った印象を与えるが、この瓦の方がいくぶん立体的に作られているようである。蓮弁の輪郭線は一重で、その中に弁子がいっぽうに大きく盛り上ってつけられている。弁間文は8本とも全て中房との界線に接して、先端部ではY字形を呈している。外区には12個の珠文が配されているが、それぞれ径が11mm程度もあって、きわめて大ぶりである。外縁部は一部やや丸味を持つ直立縁で、外縁外側には、文様の深さに当る位置に外枠一段型範の枠痕がわずかに残っている。胎土は、他と同様に砂粒・小石の混入が多く見られる。焼成は比較的良好で、表面が黒灰色を呈して、硬質のものが多い。このタイプの瓦は、NS152と同様に平安京跡で多く出土例が見られる。

⑧ NS154A（複弁八葉蓮華文軒丸瓦）〔第39図-6、第43図-3、図版第62-4〕

I号窓前庭部より1点が出土している。瓦当面の直径は15.9cmで他の型式の瓦に比べてやや小作りである。

中房は、わずかに段をつけて1+6の蓮子が作られている。内区は複弁八葉蓮華文で、弁幅な

第7表 西賀茂角社出土瓦片測定表

型式番号	名 称	出 土 地	直 檻	中房怪文	内区	外区	内 線	外 線	縫 文	模 索	高 文 横	胎 土	焼 成 色	個 体 数
					中房怪文	内区側面	内区底面	外区側面	外区底面	弁数	弁幅			
N S 107	単弁十六葉蓮華文	燒土壇中層	(184)	[56]	[1+8]	37	18	[416]	27	15	[S20]	12	8	6
N S 109	単弁十六葉蓮華文	燒土 壇	175	50	乍	30	16	單16	S16	14	11	—	新白色	6
N S 110	単弁十四葉蓮華文	I号 前庭	178	44	1+6	34	17	單14	S16	12	11	—	表面灰黑色 内部灰白色	9
N S 151B	複弁 八葉蓮華文	燒土壇下層	200	61	1+8	39	25	複8	S16	13	8	—	新灰色	8
N S 152A	複弁 八葉蓮華文	燒土 壇	184	51	1+8	37	Min20	複8	S16	13	10	—	やや板状燒成色 含む	3
N S 152B	複弁 八葉蓮華文	燒土壇中層	187	52	1+8	39	35	複8	S16	13	8	—	やや板状燒成色 含む	1
N S 152C	複弁 八葉蓮華文	燒土 壇	182	54	1+8	34	34	複8	S16	12	10	—	やや板状燒成色 含む	1
N S 152D	複弁 八葉蓮華文	燒土 壇	(184)	(50)	[1+8]	38	32	(複8)	S16	12	11	—	新白色	6
N S 153	複弁 八葉蓮華文	燒土壇中層	176	57	1+6	32	29	複8	S16	13	13	—	新白色	1
N S 154	複弁 八葉蓮華文	I号 前庭	159	42	1+6	28	25	複8	S16	16	9	—	新白色	1
N S 155	複弁 八葉蓮華文	燒土壇下層	197	61	[1+8]	41	41	複8	S16	17	9	—	新白色	1
N S 156	複弁 八葉蓮華文	燒土壇中層	178	57	[1+8]	32	20	複8	S16	14	10	—	新白色	4

() 内は推定値、〔 〕は参考値による。Sは柱文、Mは目底。
 どに多少の差はあるが、端正に作られている。蓮弁の輪郭線は一重で、その中に小さな弁子が作られている。瓦がやや摩耗しているので判然とはしないが、弁間文は撥形を呈しているようである。内区と外区は二重の界線で区画され、外区には12個の珠文が配されている。外縁は直立縁で、やはり、外側の文様の深さに相当する位置に、外枠一段型範のによるとと思われる痕跡が、かすかに残っている。

この瓦は筒部が中ほどまで残っているが、筒部外面はきれいにヘラ削り整形が施されており、観目底は全く見られない。

胎土は砂粒・小石の混入が多く、焼成はやや良い。全体に灰白色を呈している。

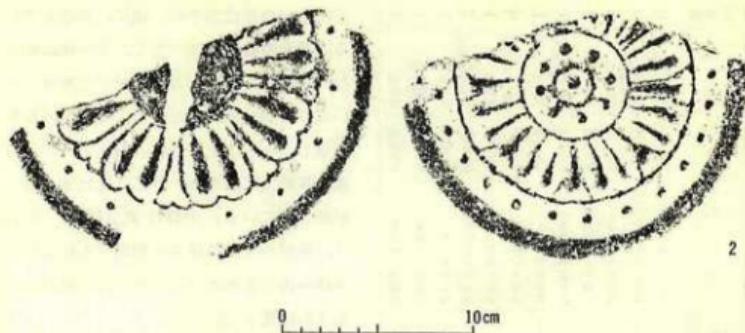
吹田市岸部瓦窯跡で同範と思われるものが出土しており、また平安宮跡からも出土例が知られている。

⑨ N S 155 (複弁八葉蓮華文軒丸瓦)

〔第40図-1、第43図-2、図版第62-5〕

1点が焼土壇から出土している。N S 154 Aが小型であったのに対し、この瓦は大型で、直径19.7cmを測り、N S 151 Bの20cmにはほぼ匹敵する。文様も他の瓦とやや趣きを異にし、ゆったりとした感じをいたかせる。中房は突帯につくられている。蓮子は摩滅しており、判然としないが、わずかに残る痕跡から推定すると1+6のようである。内区は複弁八葉の蓮華文で、蓮弁は一重の輪郭線で形づくられている。他の型式の瓦では、輪郭線が二つの弁子の間に入り込んでいるが、この瓦では、二つ並んだ弁子の先端部のまわりをとり囲む形になっている。また弁間文も両側の蓮弁の肩を波形に結んでいる。

内区と外区の境には界線が作られず、直



第40図 西群瓦窯跡出土 軒丸瓦 拓影（縮尺1/2）

接に珠文帯に移っている。珠文は推定16個で、外縁は若干斜めに立ち上っている。

この瓦にも外縁外側の、文様の深さにはほぼ相当する位置に、外枠一段型の範の痕跡がわずかに残っているのが観察される。

胎土は、今回出土の瓦としては砂粒等の混入が少い。色調は現存瓦当面の3分の2ほどが黒灰色、残りが黄灰色である。

類例が大権殿跡附近から出土している。

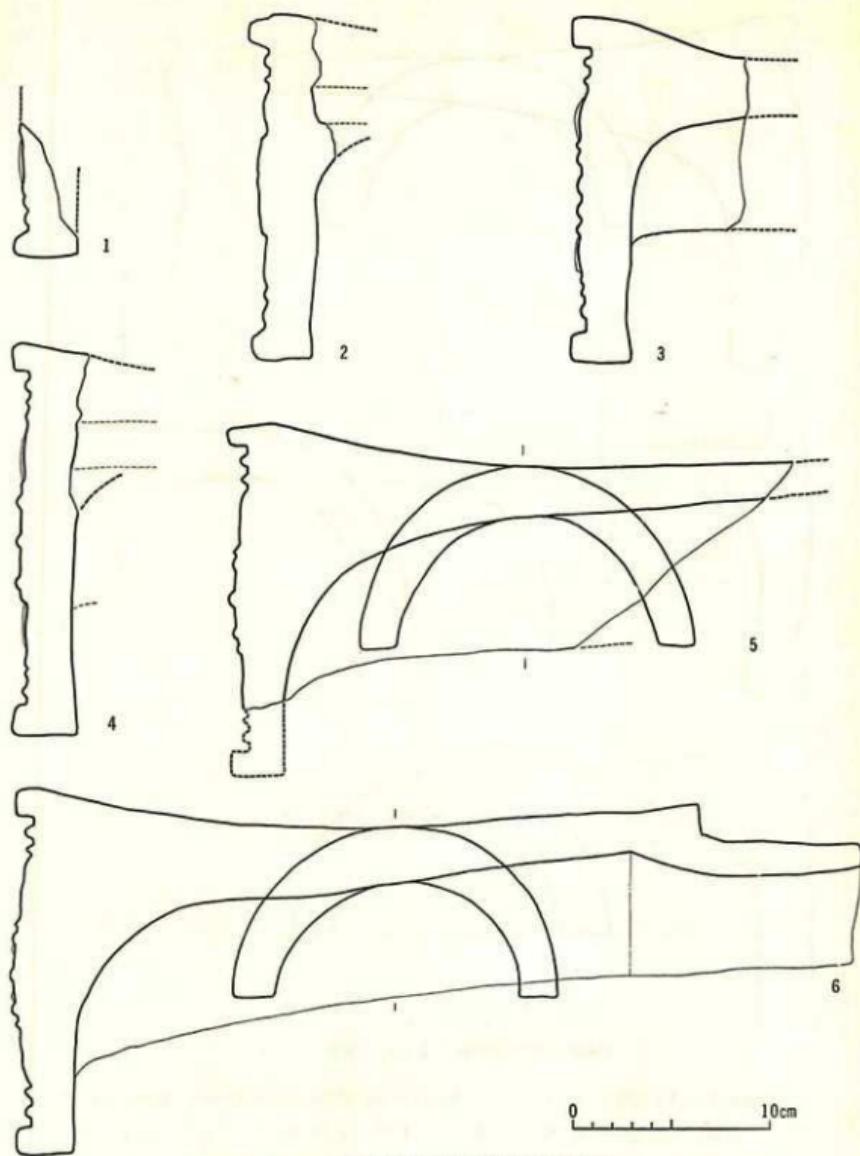
⑩ NS 156 (複弁八葉蓮華文軒丸瓦) [第40図-2, 第43図-4, 図版第62-6・7]

4点が焼土塊から出土している。一見すると単弁の蓮華文に感じられるが、蓮弁によく似た弁間文が二つおきに配されている。

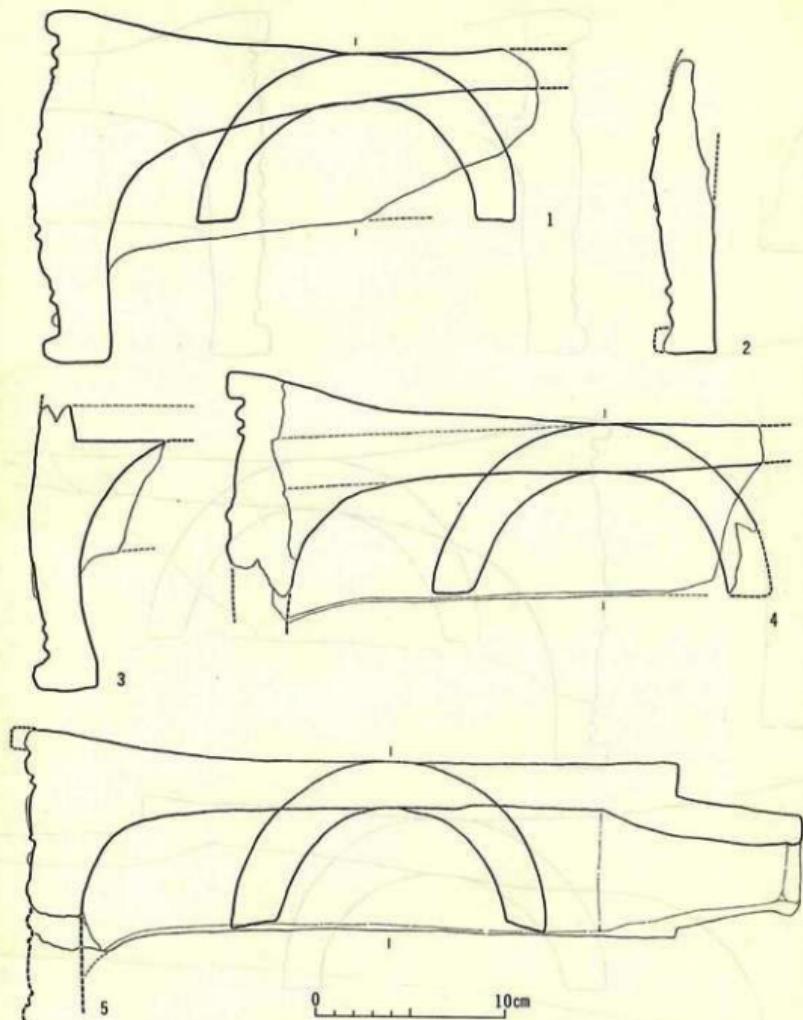
界線で区切られた中房には、中央に1個、そのまわりに8個の蓮子が置かれている。中央の

第8表 西群瓦窯跡軒平瓦出土地点別点数一覧表

軒平瓦	総数	I号窯			II号窯			III号窯			焼土塊	%	
		表土	燃焼室	焼成室	前庭	表土	燃焼室	焼成室	前庭	燃焼室	焼成室		
NS 202B	2	1			1							1,3	
NS 204	2				2							1,3	
NS 205A	51	1	10	3	12	1	4	1	9	1	1	8	33,8
NS 205B	4						1					3	2,6
NS 206B	30		1		2				1			26	19,9
NS 207	39				3	1	2		2	1		30	25,6
NS 208	13		3		9				1				8,8
NS 209	7					1						6	4,6
NS 210	3		1									2	2,0
合計	151	2	15	3	29	3	7	1	13	2	1	75	—
%			32,5				15,9			2,0		49,7	100

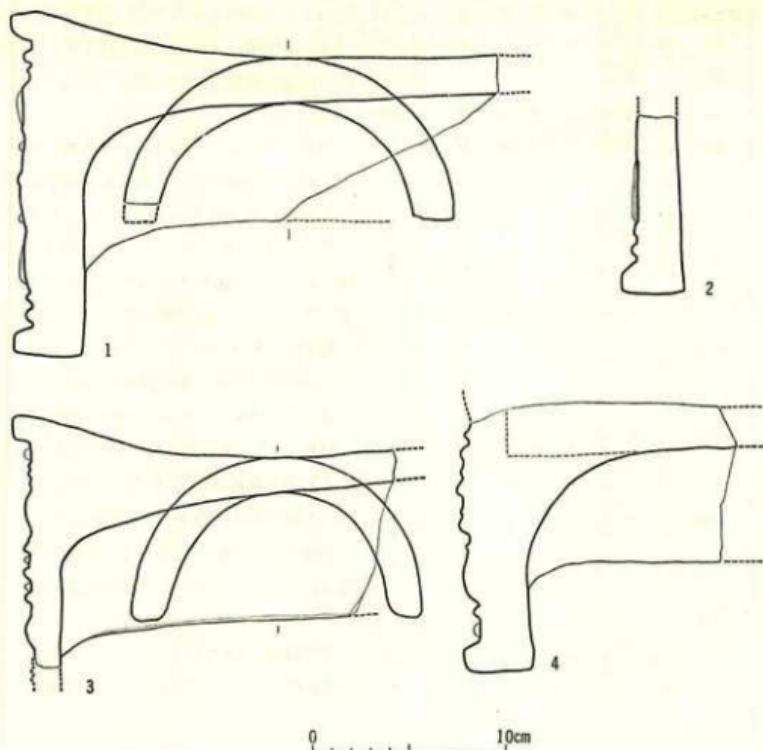


第41図 西群瓦窯跡出土 軒丸瓦 断測図（縮尺5%）



第42図 西群瓦窯跡出土 軒丸瓦 実測図（縮尺5%）

蓮子のまわりには小圓線が作られている。蓮弁は弁子が極端に大きく作られ、輪郭線は弁子の肩のあたりに、外区との界線と接して、わずかに痕跡を残すのみになっている。幅4~5mmとやや太めの界線の外側には24個の珠文が配置され、外縁は直立線である。また、この瓦にも外枠一段型によると考えられる苞の痕跡がわずかに残存している。



第43図 西群瓦窯跡出土 軒丸瓦 実測図(縮尺5分)

胎土は比較的に砂粒の混入が少く、焼成は比較的良好である。4点とも表面は黒灰色、内部は黄灰色を呈している。

なお、この瓦と同様で縁釉の施されたものが平安宮跡から出土している。

(2) 軒平瓦 (第44図～第48図、図版第63～第66、第8表・第9表)

今次調査で出土した軒平瓦は、8型式であり、そのうちNS 205については更に二つのタイプに分けることができる。

出土点数は非常に差があり、NS 205A、NS 206B、NS 207などは数十点の出土点数がみられるのに対し、他の型式では数点の出土のものがほとんどであった(第8・9表)。

① NS 202 B (均整唐草文軒平瓦) [第44図—1・2、第47図—1、図版第66—3・4]

I号窯跡から2点が出土している。1点が左半分、他が右端部で中央部は不明である。左半分の唐草文は、主枝が3回転し、それぞれに副葉を添えている。外区珠文は極めて小さい。

この文様とよく似た唐草を持つ瓦が西賀茂瓦窯跡でこれまで二つのタイプが知られている。

第9表 角社西群瓦窓跡出土軒平瓦計測表

型式番号	名 称	出 土 地	上部幅	張深	下弦幅厚さ	厚さ	内 区		上外区		下外区		脇 区		文様 摂取の 様子		個体数		
							文	機	厚さ	文織	厚さ	文織	厚さ	文織	厚さ	文織	厚さ	文織	厚さ
N S 202B	均整唐草文	I号	表土	—	—	(77)(32)	均整唐草 1-2-2-2-2-2-2-1	275	43	(280)	72	26	(21)	S	(24)	S	23	S 1	8
N S 204	均整唐草文	I号	前庭	—	—	(77)(32)	均整唐草 1-2-2-2-2-2-2-1	295	59	308	73	34	(21)	S	23	S 9	25	S 1	4
N S 205A	均整唐草文	I号	燒土壙中層	—	—	(315)	均整唐草 1-2-4-4-4-4-4-1	295	60	295	72	42	(21)	S	23	S 12	23	S 2	5
N S 205B	均整唐草文	燒土壙中層	—	—	—	(313)	均整唐草 1-2-4-4-4-4-4-1	295	60	295	72	42	(21)	S	23	S 9	15	S 1	6
N S 206B	均整唐草文	燒土壙中層	—	—	—	(301)	均整唐草 1-3-3-3-3-3-3-1	285	53	295	75	31	(21)	S	23	S 15	21	S 15	22
N S 207	均整唐草文	燒土壙中層	—	—	—	(301)	均整唐草 1-3-3-3-3-3-3-1	295	60	(301)	75	34	(21)	S	23	S 14	20	S 14	24
N S 208	均整唐草文	I号	前庭	—	—	(273)(69)	均整唐草 1-2-2-2-2-2-2-1	295	60	(300)	78	30	(21)	S	23	S 11	17	S 11	20
N S 209	均整唐草文	I号	前庭	—	—	(273)(69)	均整唐草 1-2-2-2-2-2-2-1	292	64	(300)	78	30	(21)	S	23	S 9	24	S 9	26
N S 210	均整唐草文	I号	前庭	—	—	(273)(69)	均整唐草 1-2-2-2-2-2-2-1	292	64	(300)	78	30	(21)	S	23	S 1	5	S 1	6

そのうちの一つについては、東群I号、II号窓でも出土している(N S 202A)。これは吹田市の岸部瓦窓でも出土しているタイプである。

西群で出土した瓦の文様はN S 202 Aにくらべてのびがなく、やや萎縮した感じを与える。N S 202 Aの文様をもとに作成した範によるものと考えられ、中心飾はN S 202 Aと同じく山形であろう。わずかであるが平安宮跡での出土例もみうけられる。

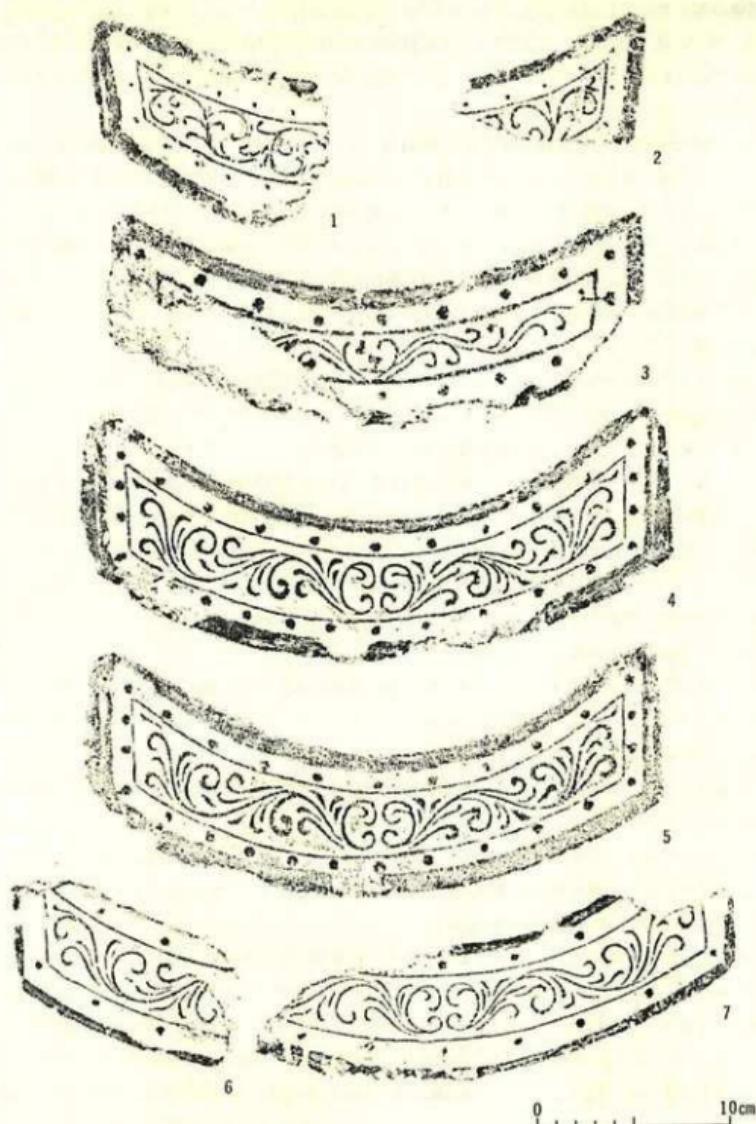
胎土は砂粒・小石の混入が多い。焼成は1点が比較的良好、他は軟質である。

(2) N S 204(「近」銘均整唐草文軒平瓦)
〔第44図-3、第47図-2、図版第66-5〕

I号窓跡前庭部から2点が出土している。2点とも中央部から右半分にかけてしか残存していないが、東群I号窓等から同様の瓦が出土しており、全体を知ることができる。

中心飾はいわゆる向いあつC字形で、上端は巻いており、下端はのびて界線に接合している。中央には「近」字かと考えられる文字が作られている。唐草は均整で左右ともに2本ずつが1組になって3回反転し、両端では1本の枝がわずかに上方にはねるように作られている。副葉は全く作られておらず、簡素な構成になっている。珠文は上下外区が各9、左右が各1個配される。また、上下外区ともに中央の珠文が中心飾の中軸線と一致せず、やや右方に偏している。右端で、内区唐草から右外区珠文まで範傷が走っている。これは、東群の同窓瓦では認められない。

なお、特筆すべき点として、2点ともに側面に網目整形痕が残されていることがあげられる。同じ範による瓦は、角社東群、



第44圖 西群瓦窯跡出土 軒平瓦 拓影 (縮尺1/2)

醍醐の森瓦窯跡でも出土しているが、いずれも側面に縦目を有するものは全く見られない。ただ、前記両瓦窯跡では、NS202Aの瓦に側面に縦目痕を残すものがあり、対照的である。胎土は2点とも砂粒を多く含み、焼成も悪くて軟質である。色調は黄灰色ないし灰白色を呈している。

③ NS205A（均整唐草文軒平瓦）〔第44図—4・5、第47図—3・5、図版第63—1～4〕

西群瓦窯跡で最も多く出土している軒瓦で合計51点を数える。瓦窯別にみるとⅠ号が26点と半数以上を占め、Ⅱ号が15点、Ⅲ号が2点で、焼土塊はわずか8点しか出土していない。

中心飾は、上端が枝分れしたC字形を向かいあわせた形で、副葉を多く持った3反転する均整唐草文を持つ。左右の唐草の構成はほぼ対称的に作られているが、特に目立つのは、右側第1軸目の主枝が、内側からのびてくる副葉の1つと接合している点である。外区珠文は上縁が11、下縁が12で、左右は各2個がつけられている。

胎土は本瓦窯独特の砂粒を多く混入したもので、焼成は軟質のものが多い。色調は、全面黒色のものから、灰白色のもの、あるいは黄灰色のものなどバラエティーに富んでいる。

同範と考えられる瓦が、吹田市岸部瓦窯跡、平安宮跡から多数出土している。

④ NS205B（均整唐草文軒平瓦）〔第44図—6・7、第47図—4、図版第64—1・2〕

Ⅱ号窯から1点、焼土塊から3点が出土している。文様の構成はNS205Aとはほぼ同じであるが、NS205Aが上弦幅が29.5cmであるのに対して、これは復元上弦幅30.5cmとやや大ぶりになっている。文様で異なる部分は、NS205Aが右側文様帯の第1回目に反転する主枝が内側にある副葉と接合しているのに対して、NS205Bではそれが分離している。唐草を構成する線も、NS205Bはやや鋭く、細作りになっている。

また外区の珠文は、上・下・脇の各外区ともその数を減じて、それぞれ9・9・1個となっている。さらに、外縁部も全体に細めに仕上げられており、大型であるにもかかわらず、全体としてきわめて繊細な印象を与えるものである。

胎土は、4点とも砂粒・小石の混入が比較的少なく、焼成も今次調査出土資料としては良好である。色調は黒灰色のもの、黄灰色のものなどがある。

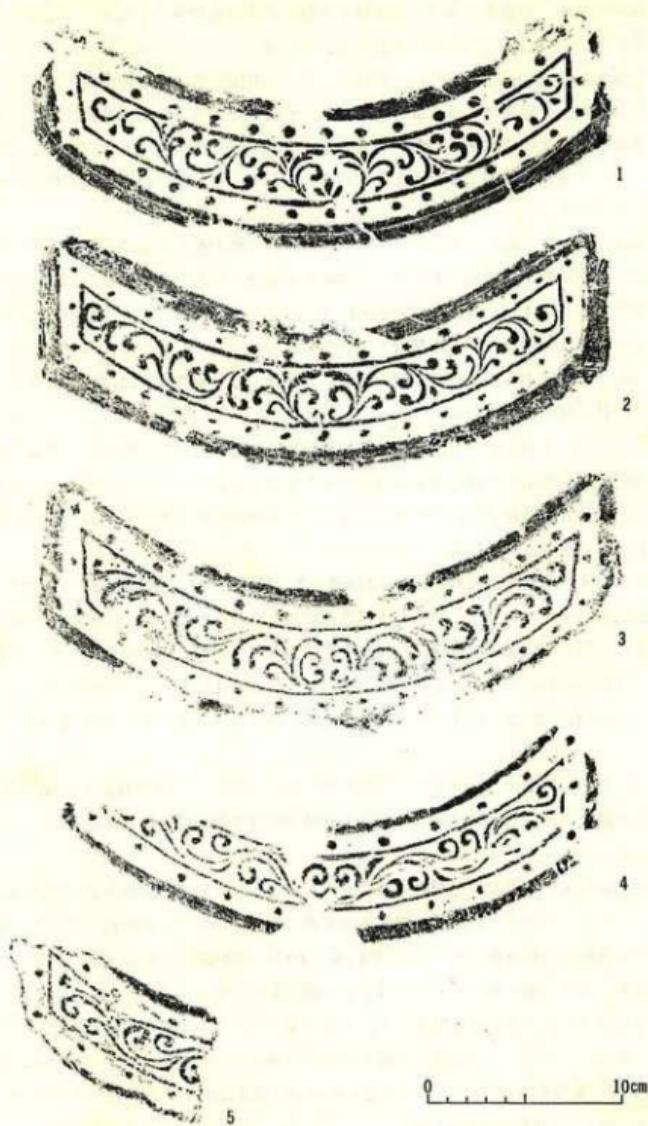
⑤ NS206B（均整唐草文軒平瓦）〔第45図—1、第47図—6、図版第64—3・4〕

Ⅰ号窯から3点、Ⅱ号窯から1点、焼土塊から26点、合計30点が出土しており、NS205A、NS207に次いで出土点数の多い瓦である。

内区文様は均整唐草文で、中央に△形を挟んでC字形、その上にカニの爪状の文様が向いあつた中心飾を持つ。唐草は左右とも4反転し、中央から4-4-2-1の枝を作っている。文様を構成する線は丸味を持ち、かつてのびやかで、しかも左右が完全に対称形に作られた端正なものである。ただ、下外区右側の珠文が、左側に比べ1つ多く、この点だけは非対称となっている。

東群Ⅰ号窯などで出土しているNS206Aは、これとほぼ同じ文様構成を持っているが、文様を構成する線がやや乱れ、ぎこちなくなっている。NS206Bを見本として作られたものであろう。

上・下外縁とも斜行縁で、下外縁のみが斜行するものが多いなかで注目される。



第45図 西群瓦窓跡出土 軒平瓦 拓影 (縮尺1/4)

胎土は砂粒や小石の混入が多く、焼成はやや硬いものから軟質のものまでさまざまである。色調も灰白色、黄灰色、黒灰色など変化に富んでいる。

⑥ NS 207 (均整唐草文軒平瓦) [第45図-2, 第47図-7, 図版第64-5]

I号窯で3点、II号窯で5点、III号窯で1点、焼土壙で30点、合計39点が出土しており、NS 205 Aの51点に次いで出土量の多い瓦である。出土地点の分布で目につくのは、205AがI号窯を中心とする瓦窯跡内で多く出土しているのに対し、これは、ほとんどが焼土壙から出土している点である。

中心飾は、向いあつたC字形の上に、カニの爪状の文様を配したもので、左右にNS 206 Bによく似た唐草がのがっている。しかしNS 206 Bが完全に左右対称であったのに対して、この瓦は左側が中心から4-3-3-1、右側が4-4-4-1という構成で、完全な対称形ではない。また左端の唐草は脇区との界線に接合している。

外区珠文は上外区が各15、脇は1個である。外縁は、上・脇外縁はほぼ直立しているが、下外縁だけは斜行縁になっている。

胎土は、砂粒・小石を混入し、焼成はやや硬いものから、きわめて軟弱なものまであり、色調も、黒灰色のものから灰白色のものまでさまざまである。

同范瓦が、岩倉幡枝瓦窯跡、平安宮跡、東寺、西寺跡などから出土しており、それぞれ縁軸の施されたものも含まれている。

⑦ NS 208 (均整唐草文軒平瓦) [第45図-3, 第48図-1, 図版第65-1・2]

合計13点が出土しており、そのうちI号窯前庭部からのものが9点と圧倒的に多い。焼土壙からは全く出土していない。内区文様は、中心飾として二重のC字形を向いあわせたものを作り、その両側に均整唐草文を配している。唐草は左右とも4反転し、その構成は左が中心から3-3-3-1、右が4-3-3-1となっている。外区珠文数は、上下外区が各14、脇区が各1個である。

外縁は、下・脇外縁についてはほぼ直立しているのに対して、上外縁が斜行縁となっている。今次の調査で出土した軒平瓦のうちで上外縁が斜行するのはこの型式のみで注目されるところである。

胎土は、砂粒・小石の混入が多く、焼成はほとんどが、きわめて軟質であって瓦当面のいたみがはげしくなっている。色調は、黒灰色のもの、灰白色のもの、黄灰色のものなどがある。

⑧ NS 209 (均整唐草文軒平瓦) [第45図-4・5, 第48図-2・3, 図版第65-3・4]

II号窯から1点、焼土壙から6点の計7点が出土している。

内区中心飾はいわゆるC字形であるが、上端が深く巻き込み、下端が連結しているために、他のC字形のタイプとは、やや異った印象をいだかせる。中心飾からのびる唐草は、左右とも2-2-2-1と4反転する均整唐草文で各反転のつけ根には副葉が描かれている。外区珠文は上・下外区はともに11、脇区は1個が作られている。上・脇縁はほぼ直立縁で下外縁のみが斜行している。外縁の幅は既して細めに作られているようである。

胎土は砂粒・小石の混入がやや少いようであるが、焼成は甘いものが多い。色調はほとんど



第46図 西群瓦窓跡出土 軒平瓦 拓影（縮尺5%）

全てが、表面が0.5~1cmの幅で黄灰色、それより内部が黒色になっている。

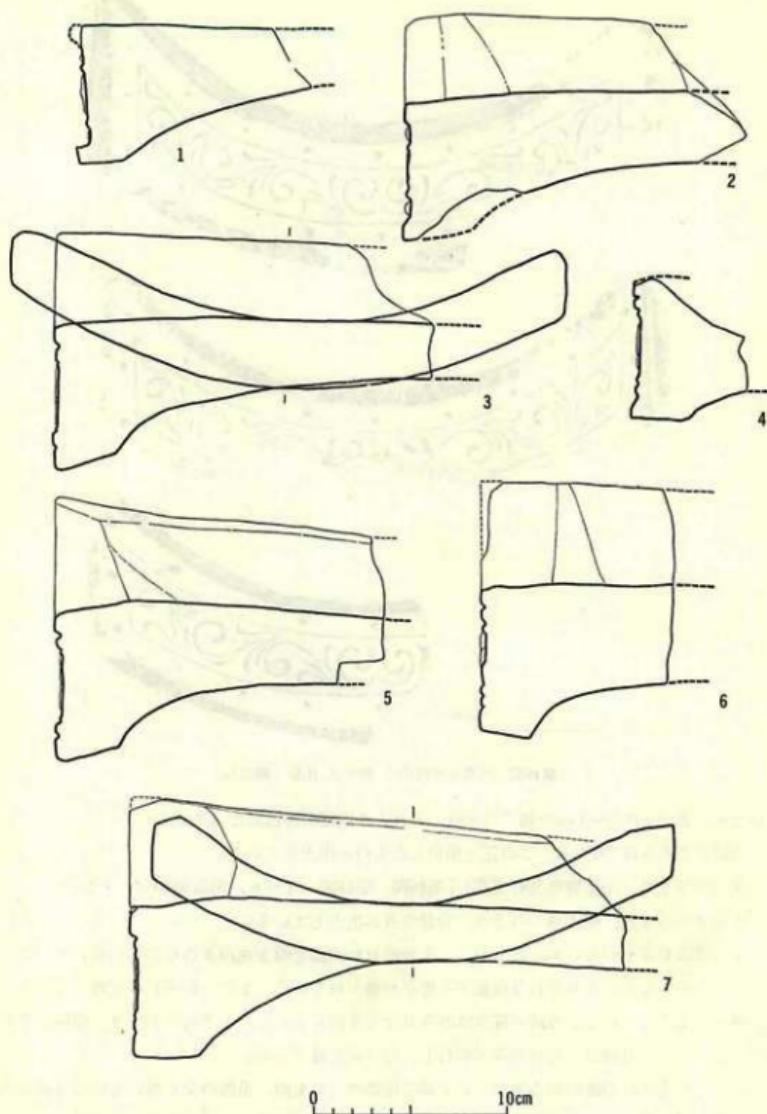
福岡県般若寺跡¹¹等から、この瓦と酷似したものが出土している。

⑨ NS 210 (均整唐草文軒平瓦) [第46図、第48図-4~6、図版第66-1・2]

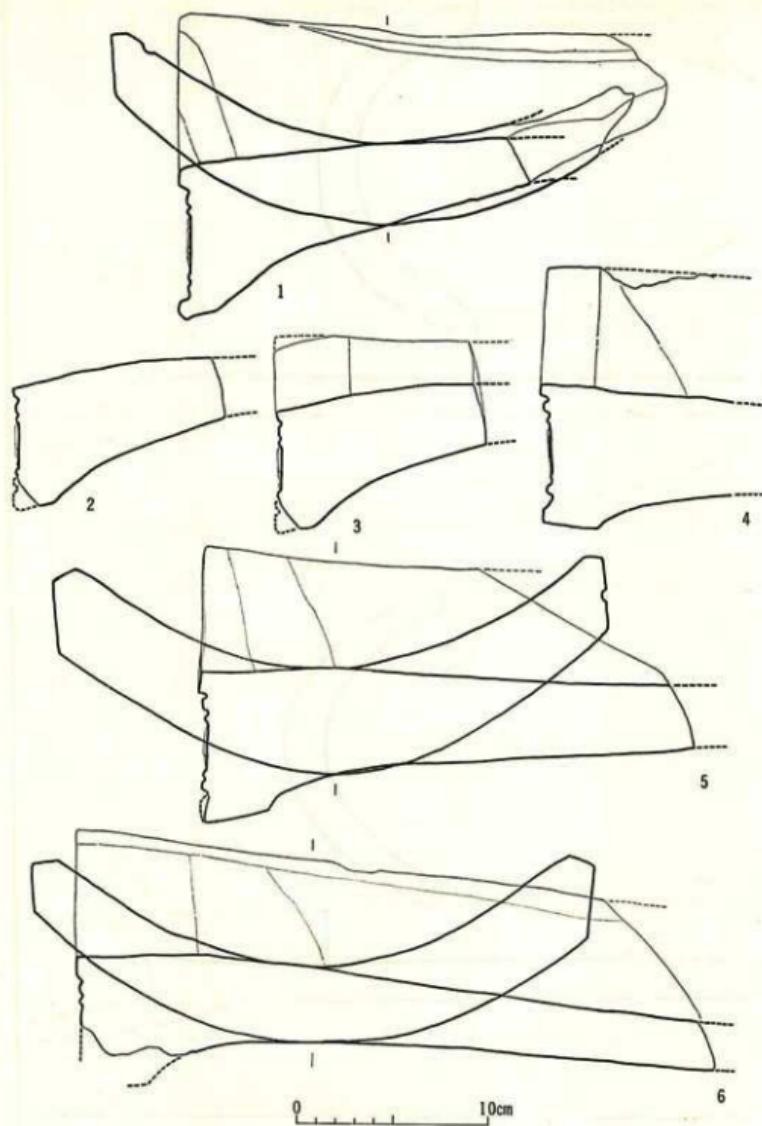
I号窯から1点、焼土墳から2点、合計3点が出土している。

中心筋はC字形が向いあつたもので、それぞれの頭部先端を逆向きのC字形が巻いている。この中心から左右にそれぞれ3反転する唐草が描かれている。またそれぞれの主枝には幾本かの副葉が配されている。外区の珠文は205Bなどと同じく少く、上下外区とも9、脇区が1個作られている。外縁は下外縁のみが斜行し、他は直立縁である。

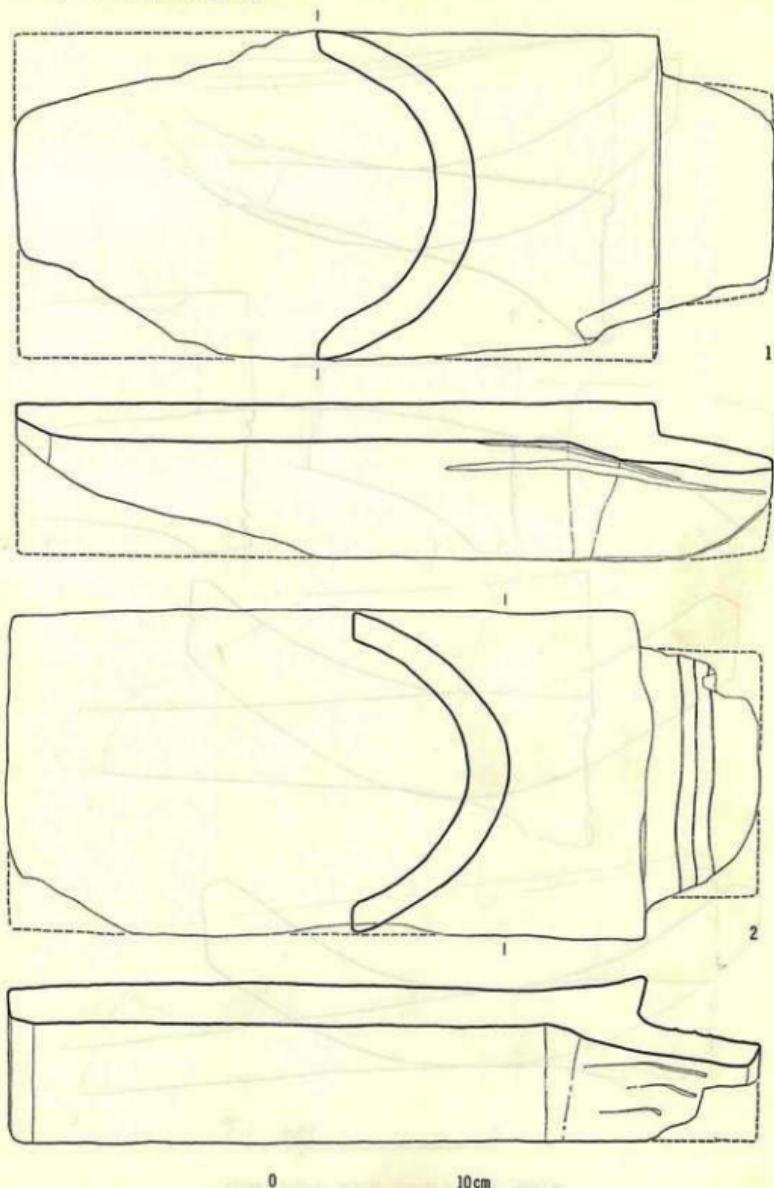
なお、左脇区に範傷のあるもの、右上端に範傷のあるもの、範傷の全く無いものの3種がある。第46図の2→1→3の順に製作されていったものと推測される。また2の外縁頂部には、内側から5mmほどの位置に範の外郭線と考えられる段が入っている。この型式の他の瓦にも、また他の型式の瓦にもこのような痕跡はほとんど残されていないが、いずれも、外区珠文帶か



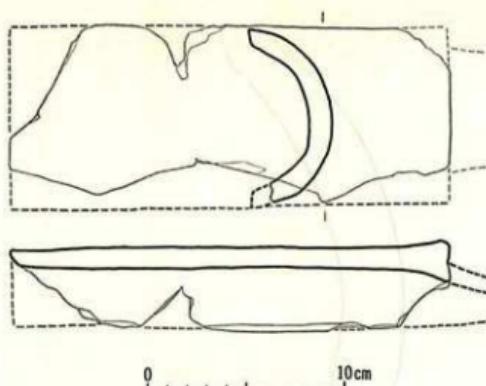
第47図 西群瓦窯跡出土 軒平瓦 実測図（縮尺1%）



第48図 西群瓦窯跡出土 軒平瓦 実測図（縮尺1/5）



第49図 西群瓦窯跡出土 九瓦 実測図（縮尺1%）



第50図 西群瓦窯跡出土 丸瓦 実測図（縮尺1/6）
て小型のものである。

① a類〔第49図、図版第67—1・第68〕

完形のものは出土していないが、それに近いものが何点かあり、また軒丸瓦で、瓦当面の削落したものが多く出土しているため、全体をうかがうことができる。

多少の個体差はあるが、作りはほぼ同様で全長約39cm、幅約17cmほどである。瓦の厚さにはやや個体差が目立ち、厚いもので2.7cm、薄いもので1.6cmほどであるが、2cm前後のものが多い。高さは8cm前後で、瓦幅の2分の1の8.5cmよりやや少く、円筒の半截面を5mm程度削って整形したものと考えられる。玉縁は個体差がかなりあり、短いもので5.5cm、長いもので7cmを測る。整形の後の乾燥の際に、玉縁のほうを下に置いていたり、玉縁端は、全ての個体がややつぶれている。また、ごく少数ではあるが、玉縁の凸面に、長軸と直角の方向に、ベルト状に1~3本の細い隆起線が作られているものがある。凸面をきちんと廻っており、整形の際に指なでなどによって偶然に作られたものとは考えられない。しかし、いかなる目的で作られたものかは判然としない。

筒部凸面は綱目痕を縦方向のヘラなどで消してあるが、部分的に綱目痕が残っているものが多い。玉縁や玉縁に近い筒部は最後に横にハケなでをしている。また軸に対して直角の向きに板を置き、曲面にそって回転させながら表面を押しつけたような痕跡が2、3条残っている瓦が数点みつかっている。それぞれの瓦でその位置も間隔も異り、どういう性格のものか不明である。

凹面は平織りの布目痕が残るが、布目は粗密さまざまである。また布のあわせ目と見られる痕跡を残す瓦もある。玉縁部ではしづめているために、布のシワが目立つ。

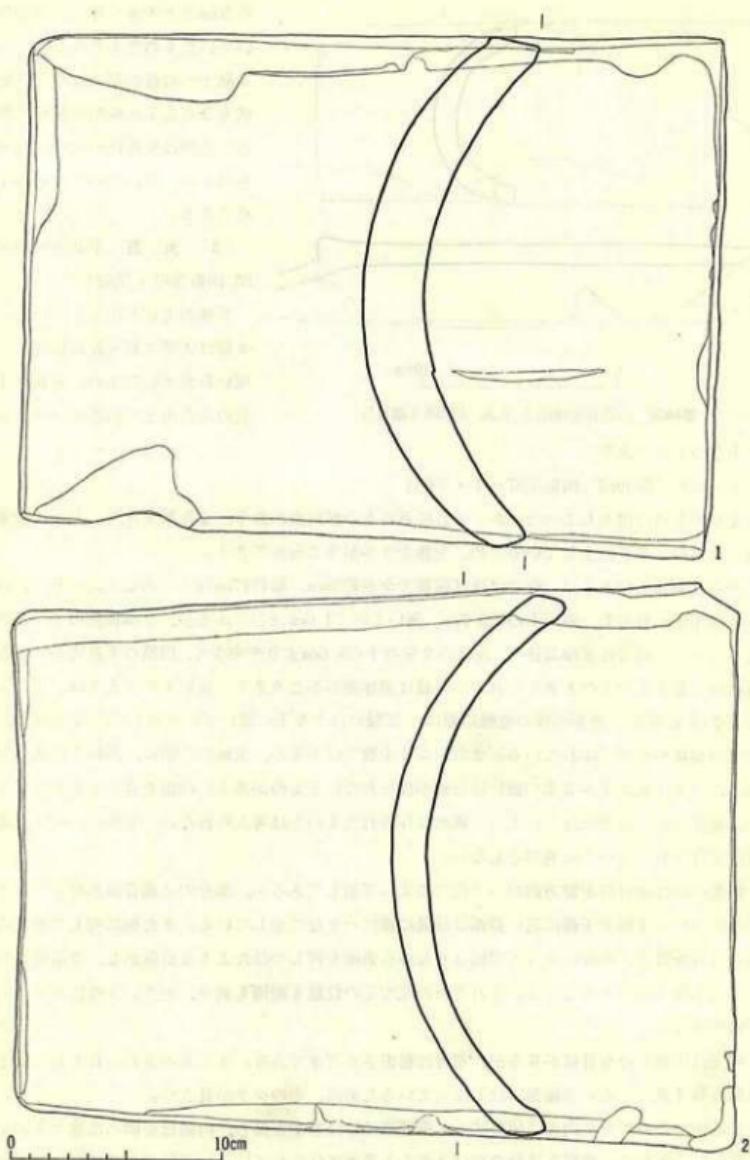
先端面は垂直かやや内面に傾斜する。両側面はほぼ水平を保ち、内側縁を斜めに落すものもわずかに含まれる。筒部と玉縁の段はきちんと垂直に作られている。玉縁の先端は軸に対して斜めに切られるもの、ほぼ直角になるもの、直角に作りさらに端を斜めに落すものなど変化に

ら5mmほど大きく作った範を用いていたものであろうか。

胎土への砂の混入は少く、焼成も3点とも比較的よくある。色調は黒灰色のもの、黄灰色のもの、灰白色のものが各1点である。

(3) 丸 瓦 (第49図～第50図、図版第67・第68)

2種の丸瓦が出土している。a類は大型で軒丸瓦の筒部にも用いられているもの、b類は1点のみの出土であるが、きわめて



第51図 西群瓦窯跡出土 平瓦 実測図（縮尺5%）



第52図 西賀茂瓦窯跡出土「官」銘平瓦 拓影（縮尺 $\frac{1}{2}$ ）

削り整形がされている。また端面から凹面にかけて、さらに斜めにヘラ削りを行っているものもある。また側面は垂直に削られているため、凹面に対しては鋭角を、凸面に対しては鈍角を形づくっている。

凹面には、縦方面に、4～5条の段がかすかに付いているものがある。また4枚の平瓦をたてて並べると、ほぼ径38cm（広端）の円筒状を呈する。これらのことから、いわゆる桶巻作りの手法によるものであると考えられなくもないが、1) 桶巻作りに普通みられる分割痕が全くみられない、2) 桶巻作りの場合、布を桶に1周させるため布の両端のあわせ目痕ができるはずであるが、これが全くみられない、などの事から、この時期に一般に行われていたとされる、一枚作りによるものと考えるべきであろう。ただし、破れた布を補修したらしい跡のあるものは、わずかではあるが見ることができる。

凸面は、全てが縄目印きであり、格子目印きなど、他の文様は見られない。この縄目痕は從来印きによるものと言われているが、やや凹んだ部分にも縄目が見えること、縄目が縦方向にきれいに描かれていること、更に瓦凸面の端から端まで、ほぼ通っていると思われるものが見られることなど、いわゆる燃糸文の手法によるものと考えた方が理解しやすいものも認められた。しかし、焼成がいずれも軟質のため縄目の反復などが確認できないので断定はできなかった。

平瓦には「官」銘の印を押捺したものも見られた（第52図）。銘は正字の陰文で、端面に凸面

富んでいる。

② b類〔第50図、図版第67—2〕

a類に比較して、きわめて小型のもので、1点がI号窯前庭から出土している。玉縁と一方の側端部が欠損している。残存長（玉縁を除いた箇部）22.2cm、復元幅は9.5cmほどで厚さは1cmである。形はa類をそのまま縮少したものであるが、表面の摩耗がはげしく、内外面とも、布目や縄目の痕跡は確認できない。

胎土に砂粒の混入が多く、焼成の甘い点は他の瓦と同じである。全面黄白色を呈している。

（4）平瓦〔第51図、第52図、図版第69〕

完形のもの数点を含み多数が出土している。大きさは、多少の差はあるものの、ほぼ同じと考えられ、一つのタイプとしてまとめられるようである。

全長は大きいもので37cm強、小さいものでも35cmほどである。幅についてみれば広端部で26～27cm、狭端部で23.5～25.5cm、高さは8～9cmである。厚さにはかなりの個体差があり、薄いものでは1.7cm、厚いものでは3.8cmと、2倍以上の差が認められる。

両端面は、垂直か、凹面向ってやや斜めに、ヘラ

の方を上にして押捺されている。この瓦の焼成はすこぶる堅硬で、焼きひずみを生じている。I号窯の焼成室から出土した。

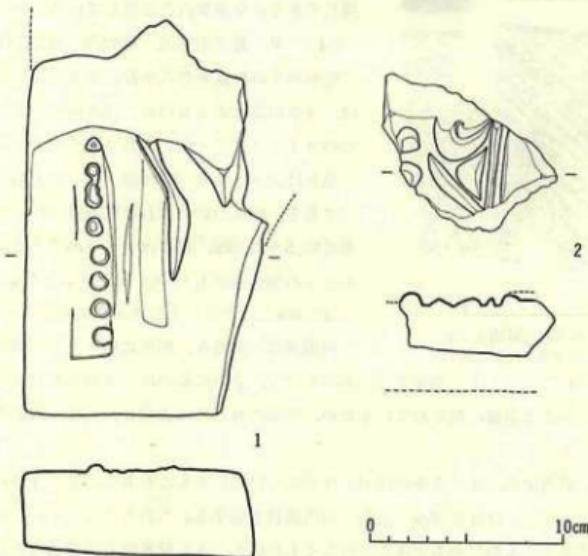
(5) 鬼瓦 (第53図、図版第74—1・2)

破片が2点出土している。

① a類 [第53図—2、図版第74—2]

焼土壙からの出土品である。周縁部の破片と考えられ、珠文2個と、界線で区切られた文様帶が残っている。

東寺観智院の二彩鬼瓦の周縁部の文様ときわめてよく似ている。ただし現存している中央から右半分にかけての周縁部には、当てはまる個所が無いので、同范であるとすれば、左半分の



第53図 西群瓦窯跡出土 鬼瓦 実測図 (縮尺1/6)

いずれかの位置に来るものであろう。

胎土はやや大粒の砂の混入が多く、焼成はやや甘い。表面は黒灰色で、内部は灰白色を呈している。

② b類 [第53図—1、図版第74—1]

II号窯前庭部から出土している。左側脚部で、珠文が縱に8個、また上顎のキバの先端と考えられるものがかすかに残っている。文様の作りは粗雑で、全体に平面的な作りのように考えられる。窓間にて類例を知らない。

現長20.6cm、下端幅12cmで、下端部の厚さは3.8cm、上にゆくに従ってやや厚みを増す。胎土の砂粒の混入は比較的少い。焼成はやや軟質で、表面・内部ともに黒灰色を呈している。

(6) 塙 (第54図～第56図、図版第70～第73)

塙はその形態、大きさから4種のタイプに分類できる。

(1) a類 [第55図-2、第56図-1、図版第70・第71]

最も多く出土しているタイプで、そのほとんどが、Ⅲ号窯前庭部に積まれていたものである。完形品や完形に近いものだけで60点ほどあり、破片はその数倍が出土している。厚さ3.5～4cm、1辺が30cmをやや越えるほぼ正方形をしている。ただし、完形品の長辺と短辺の平均値をとってみるとそれぞれ約31.6cm、31cmとなり6mmほどの誤差がある。しかしこの程度のちがいは、端部の整形の際に生じるものと考えられ、正方形のものとして作られたと考えて良いであろう。

片面に幅4～7cmの幅でかすかな平行線が認められるものが多い。成形の際に、粘土を置く台として何本かの板を並べた痕跡かとも考えられるが確証は無い。反対側の面は、ハケ状のもので整形された痕が残っている。

(2) b類 [第56図-2、図版第73-2]

長さ27cm、幅15cm、厚さ6.5cmを測る。今回出土した塙の中では最も小型のものである。焼土壙などから8点が出土している。

箱詰めにして成形したらしく、割れた面を観察すると、箱の隅に先ず粘土をつめ、その後に更に粘土を重ねていった痕跡が見える。各面ともきれいに整形されており、板目などの痕は残っていない。Ⅰ号窯では、戸の部材としてこれを利用している。

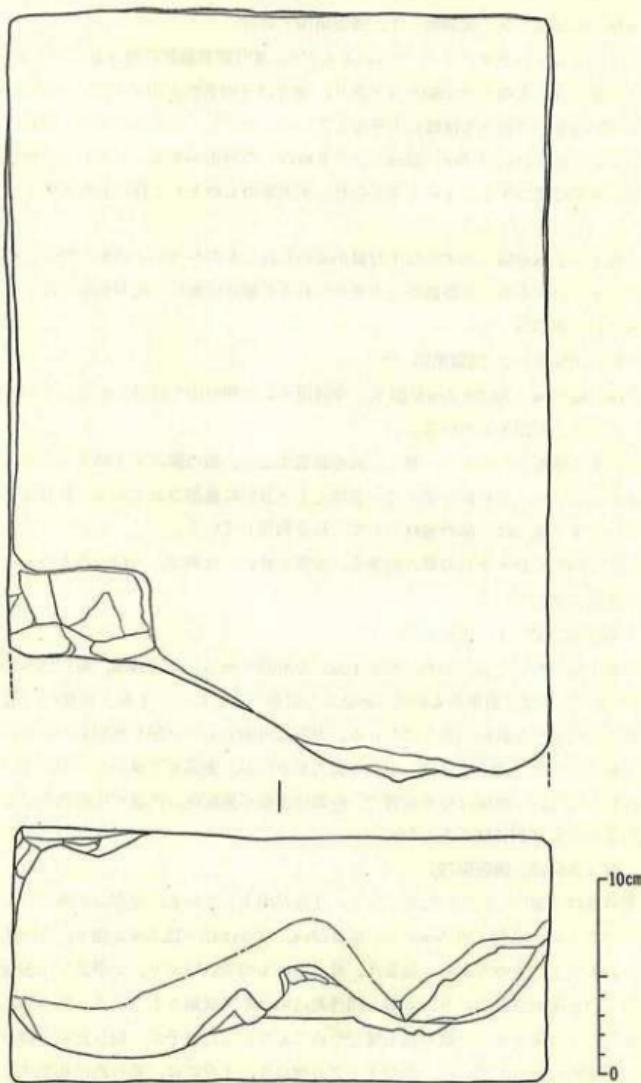
胎土は瓦と同じく砂・小石の混入が多く、焼成も甘い。色調は、灰白色のものから黒灰色のものまで変化に富んでいる。

(3) c類 [第55図-1、図版第73-1]

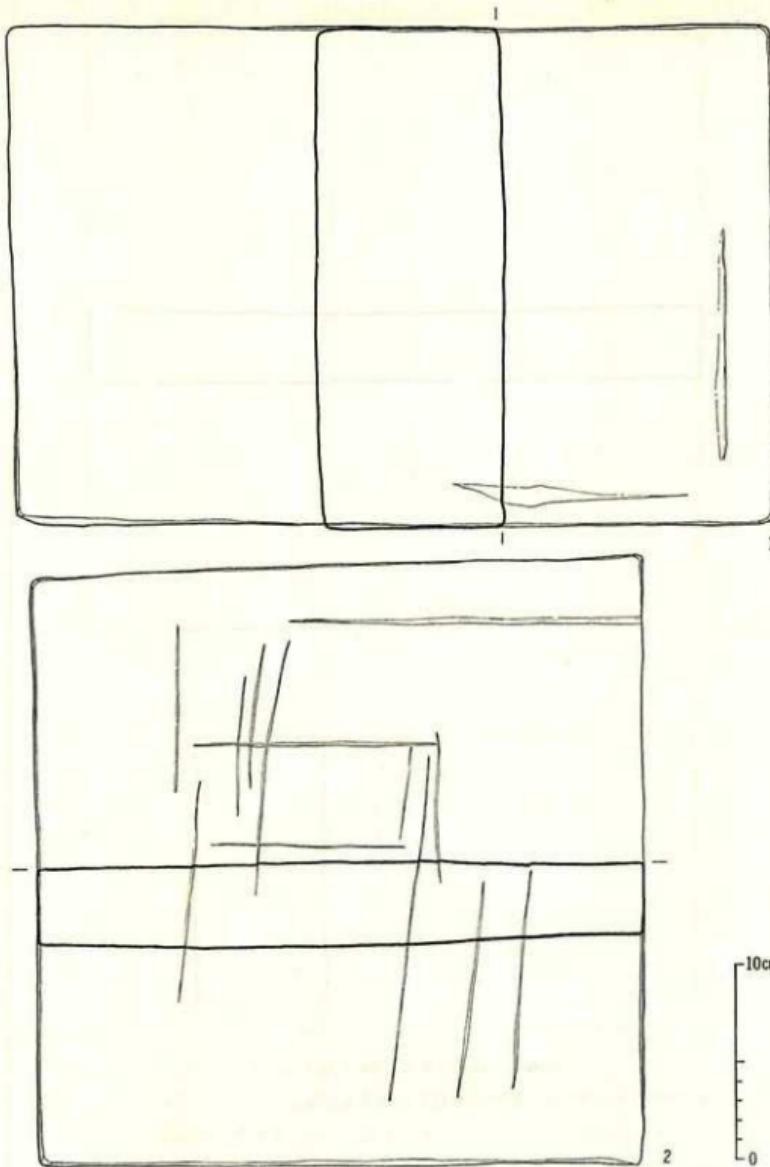
3点が焼土壙から出土しており、うち1点が完形品である。長辺39cm、短辺25～25.8cm、厚さ9.7cmを測る。やはり箱形のものにつめ込んで成形したらしく、b類と同様に、箱の隅に粘土を詰め込んだような痕跡が見うけられる。表面は外面ともヘラ削り整形したのちに、ハケなどでをして整えている。胎土には砂・小石の混入が多いが、表面を丁寧になでつけているため、粗さは感じられない。焼成はやや軟質で、色調は表面が黒灰色、内部が灰白色を呈している。なお完形品の重量は約16kgであった。

(4) d類 [第54図、図版第72]

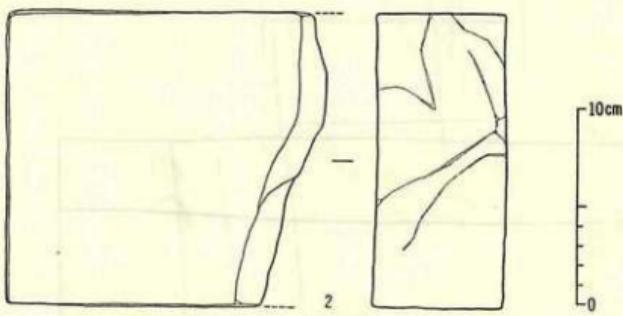
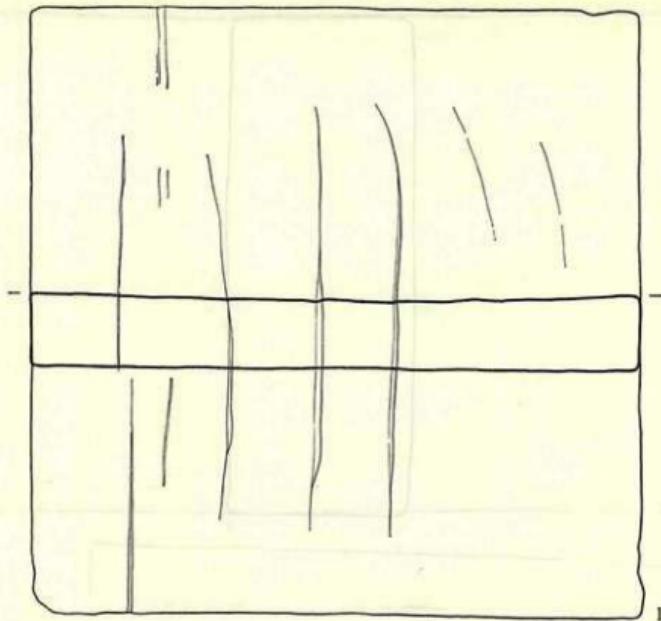
Ⅰ号窯の焚口に用いられていたものなど、3点が出土している。完形品が無いので長辺の長さは不明であるが、現長で39.5cmある。幅は28cm、厚さは13～13.5cmを測り、今回出土した塙のなかで最も大きなものである。重量は、最も重いもので21kgあり、完形品では30kg近い重量があったものと推定される。b、c類と同様箱詰めにして成形をした痕跡一箱の隅に、先ず粘土を押し込みその後ブロック状の粘土塊をつめこんでいった様子が、割れた面の観察で良く見られることが認められる。さらに、このタイプの塙のうち1点には、箱の底に相当する面に布目痕がわざかに残っていた。これによって塙の場合も瓦と同じく、粘土と型の分離を良くするために布をあてがっていたことがわかる。側面にも底面と同じく布をあてがっていたことと推定



第54図 西群瓦窯跡出土 増 実測図(縮尺3分)



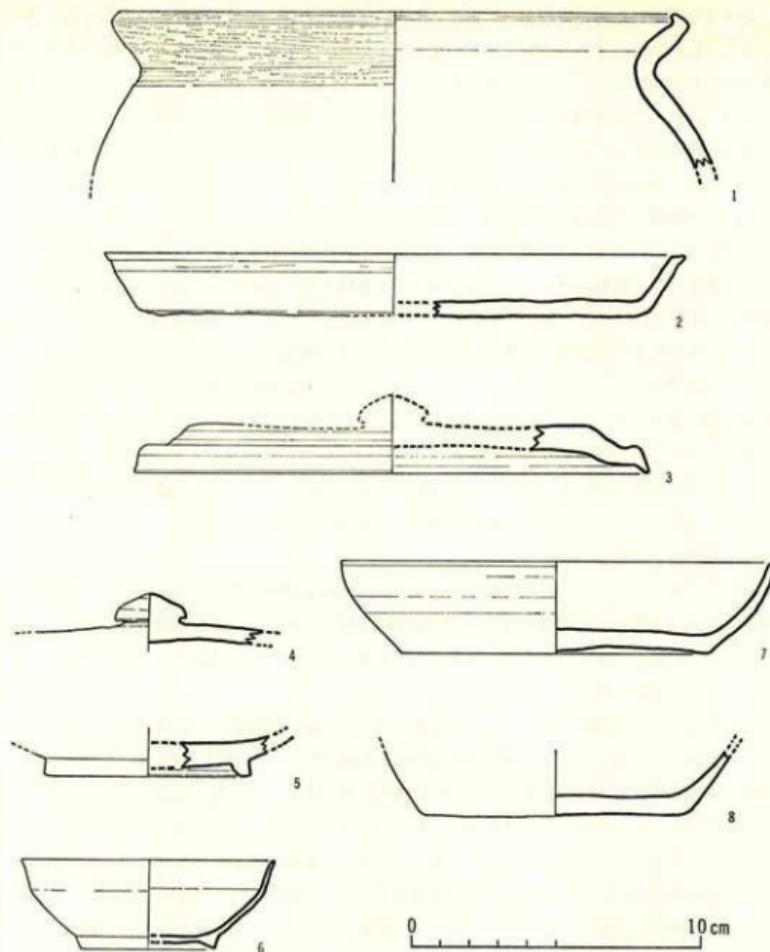
第55図 西群瓦窯跡出土 墓 実測図(縮尺1%)



第56図 西群瓦窯跡出土 塚 実測図（縮尺1/4）

されるが、今回出土の塚の中で側面に布目痕を残すものは認められなかった。

胎土には砂・小石の混入が多く焼成は比較的軟質である。ただし、燃焼室焚口に用いられたものは、焼成後に何度も火に当っているため、ややもろくなっている。色調は灰白色から黄灰色を呈している。



第57図 西群瓦窯跡出土 土器 実測図（縮尺½）

⑤ まとめ

今回出土した壺は4種あったが、そのうち1種は床などに敷く壺で、他の3種は基壇などに積む用途と考えられる長方体のものであった。

a類について見れば、その製作方法は他の3種と同じく箱詰めによるものと考えるのが妥当と考えられるが、布目痕なり、箱の間に粘土を押し込んだ痕跡など、それを直接証明するものは認められなかった。

b～d類は割れた面の観察から、箱詰めによって成形することがほぼ確認された。特にd類では箱の底部に相当する面に布目痕が一部残っており、瓦と同じく型と粘土を分離しやすくなるために布を用いていたことが判明した。

なお、これらの各種壙の用途については、これまで、平安宮跡において実際に用いられている遺構が確認されていない（破片で出土することはある）推定の域を出ないが、はじめに記した用途と考えるのが最も妥当であろう。（寺島 孝一）

（7） 土器類（第57図、図版第74—3～5）

瓦窯後方の壙内焼土等の堆積土層中、及びI号窯の燃焼室内埋土中、前庭部埋土中等から若干の須恵器及び土師器が出土している。焼土等の堆積土層中のものは、瓦、壺、瓦窯構造部の廃材等を壙内に投げてた時期、すなわち、瓦窯の使用時と並行した時期のものと考えられる。又、I号窯燃焼室及び前庭部の埋土中のものは、瓦窯の使用停止後のものであるが、それはほど遠からぬ時期のものであると考えられる。このように、平安宮内における、土器の絶対年代を推考し得る資料を欠いている現状において、当瓦窯出土の土器資料は、ある程度、年代を限定し得るものであり、土器編年研究上貴重な資料といえる。

なお、出土土器が当瓦窯において焼成されたものかどうかについては、確定的な事実を得ることはできなかったが、恐らく密接な関連をもつものであろう。

① 壙内出土土器

塊〔第57図-8〕 平底の塊形品の底部残欠。器外面は黒味を帯び、内面は灰色を呈す。胎土は細かく、軟質で、土師質に近いが、須恵器の生焼けであろう。底部の中央部は器内に厚味があるが、外面はほぼ平坦である。体部は若干丸味を持つが、ほぼ直線的に開く。非常に軟質であるため、整形の痕跡をほとんどとどめていない。

塊〔第57図-7、図版第74-3〕 須恵器の平底塊形品。胎土細かく、硬質であるが、焼け歪みが激しい。歪みを正した口縁部の径15.0cm、器高3.2cm、底部径11cm。器壁は底部より心持ち内湾気味に開いてから、胴張りさせつつ口縁部に移行する。口縁部は若干内湾させ、端部を丸く仕上げている。内面は、口縁端部から底部周辺までココナデによる器壁の整形がなされ、底部は不定方向のナデの痕跡を見る。外側面もココナデ整形であるが、まず、口縁部を丸く仕上げた後に体部側面をナデしているため、口縁部より3～5mm下方に、かすかな段がつく。底部はほとんど整形されず、粘土ひもの巻き上げの痕跡をとどめる。切り離し部には、細いヘラ状工具による削痕がこる。

皿〔第57図-2、図版第74-5〕 須恵器の皿。同心円復元による口縁部径20cm程、底部径約17.6cm。器高は2.2cm。器壁は、ほぼ直線的に外方に開く。口縁端部は、心持ち外反し、上端部に幅5mm程の平坦部をつくり、その下方外面に幅4mm程の浅い溝が走る。口縁端部を平坦に仕上げる時の指の圧痕と思われる。底部はほぼ平坦。器壁内外面、及び、内底面周辺に及んでココナデによる整形がなされている。外底面には不定方向のナデの痕跡を見る。

壺〔第57図-1〕 土師器の壺。胎土細かく、内外面赤黄色を呈し、焼き上りも非常に硬質である。外面口縁部にススの附着がある。口縁部は「く」字状に短く外反し、端部に幅6mm程の

平坦面をつくる。体部は、頸部よりゆるやかな曲線を描いて下るが、遺存部は少く、下方部の様相については不明。口縁部内外面はヨコナデによる整形をほどこし、体部内面は刷毛により、横方向にナデしている。体部外面はナデの痕跡がなく、手づくねによる整形のようである。

② I号窯出土土器

蓋〔第57図-4〕 壊の蓋の宝珠つまみ。つまみの径は2.5cm、高さ1cm。カサ状に中央部を高く突出させている。次に示すような受部を持つものと考えられる。前庭部埋土中の出土品。

蓋〔第57図-3〕 壊の蓋の残欠。器肉は厚く、形も不整形である。燃焼室中の埋土中の出土品である。なお第57図-5はI号窯表土よりの出土で、外底面に窯印を見る。

瓦器塊〔第57図-6、図版第74-4〕 前庭部表土よりの出土品で、いわゆる瓦器の小型の塊である。摩滅していく、暗文は認められない。口縁部径8.8cm、器高3.1cm。高台は断面三角形状のものが貼り付けられ、径4.6cm、高さ0.3cmある。器高に対する口縁部径の比率（器高／口縁部径×100）が約35で、高台の径も比較的大きく安定しており、白石太一郎氏のいう第Ⅱ段階に相当するものと考えられる。

（田中 勝弘）

註

- 1) 九州歴史資料館編『九州の古瓦と寺院』(1974年)。

第6章 山城盆地における窯跡とその分布

平安京所用瓦の製作地としては、延喜式木工寮に「凡自小野・栗栖野両瓦屋至宮中、車一両貨^文」の記事を見、小野及び栗栖野に瓦屋の存在したことが知られる。

栗栖野の瓦屋については、京都市左京区岩倉幡枝町に所在する舌状台地に築かれた平窯を中心とする一帯に比定されている。ここからは、代表として、軒瓦の瓦当面に「栗」字銘を持つ瓦が出土し、またこの地域が、いにしえの栗栖野郷に含まれることなどから、この地が式に記載された栗栖野瓦屋に相当するものであろうと推定されたのである。

小野の瓦屋については、京都市左京区上高野小野町に、通称おかいらの森と称し、崇道神社の御旅所と伝える低平な円丘地に、大量の瓦の散布している状態が認められる所があり、ここから、軒瓦の瓦当面に「小乃」の文字を持つ瓦が出土しているところから、ここに比定できるのではないかと推定されている。

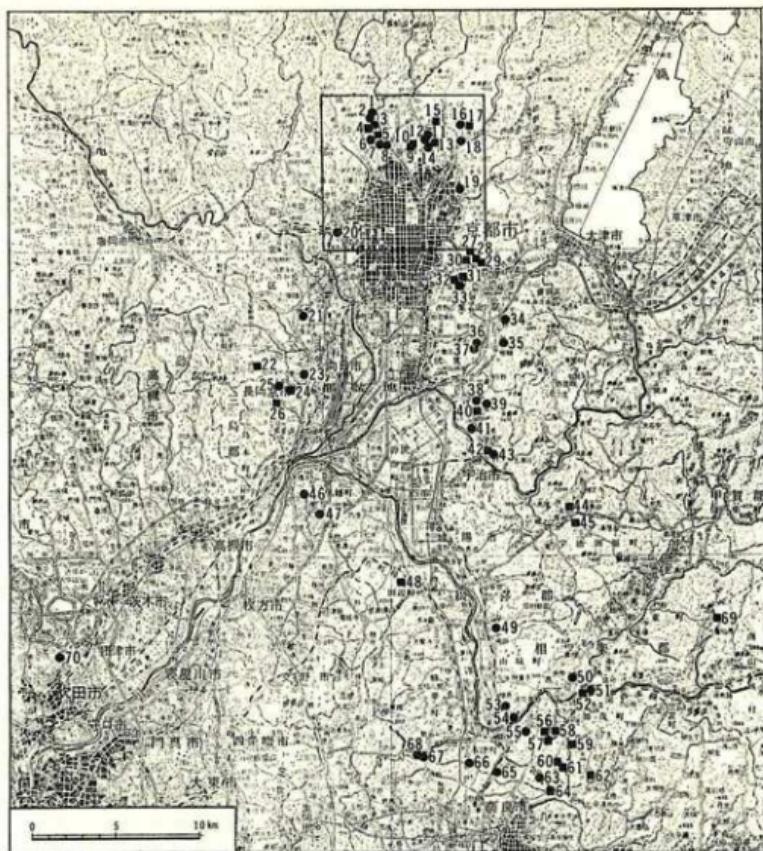
これら両瓦窯群はともに官窯であったと考えられているが、これら以外に、第58図で明らかのように、平安時代の瓦を出土する瓦窯跡は他にもいくつか知られている。代表的なものは、今回調査報告することになった角社瓦窯跡群を含む京都市北区西賀茂の地域に所在する諸群、大阪府吹田市岸部瓦窯跡群等が指摘できる。

西賀茂の地域には、第2図で明らかなように、角社町に、大將軍神社をはさんで、南東方向にのびる舌状台地の東・西両斜面に、3基および4基からなる角社東群・西群瓦窯跡があり、その立地する台地の基部にあたる鎮守庵町には南群3基、北群4基からなる鎮守庵瓦窯跡群などがある。角社及び鎮守庵両瓦窯跡群は、ともに平安時代前期の瓦のみを出土するものであり、この点に関しては、吹田市の岸部瓦窯跡群においても同様である。岸部瓦窯跡群は4基の登窯と9基の平窯から構成されるが、出土する瓦は、いずれも平安時代前期のものと考えられる。

西賀茂の地域には、さらに、角社瓦窯跡群の東方、大宮中ノ社町に大宮河上瓦窯跡、鎮守庵瓦窯跡群北方にも平窯の存在が報じられている。大宮河上瓦窯跡は窯体の所在や形態等については不明だが、出土する瓦より見て、角社・鎮守庵両瓦窯跡群より時期の下るものと思われる。

このように、西賀茂の地域における諸瓦窯跡群は、岸部瓦窯跡群も含めて、比較的短い期間で操業を中止していると考えられ、また、平安時代後期に下る瓦窯跡については、現在のところ知られていない。西賀茂地域のこのような様相に対し、延喜式に記載する瓦屋の所在地と推定されている岩倉の瓦窯群、なかでも幡枝瓦窯跡群からは平安時代の前期から後期にかけての全期間にわたる瓦が出土しており、幾つかの盛衰はあったとしても、長い期間にわたって操業されたものと推察でき、その様相を異にしている。

さて、平安京所用瓦の製作地としては、平安京の北方、山城盆地の北端を占める岩倉と西賀茂の両地域を中心としていた事が知られるのであるが、広く山城盆地全体を眺めると、瓦窯跡



第58図 山城盆地周辺の古窯跡の分布 (次頁以下附表参照)

の分布は盆地南部、南山城の木津町及び精華町を中心とする一帯、山科区から宇治市の北部にかけての一帯、長岡京市から西京区にかけての一帯と盆地の東・南・西に各々集中的に分布していることが認められよう(第58図・附表)。

盆地南端部の諸窯の中には山城町上柏高麗寺瓦窯のように飛鳥時代にさかのぼるものも存在するが、大半は奈良時代の後期のものである。この地域は京都府と奈良県との境界部にあたり、その南方には平城京が存在する。この平城京北方の奈良山丘陵には多くの遺跡が存在するが、最近、丘陵の奈良県側において、瓦窯跡の発掘調査及び確認調査が実施された。それは、中山・歌姫西・山陵・押熊の諸瓦窯跡群の調査であるが、これら一連の調査及び從来より知られている歌姫瓦窯、京都府木津町音如ヶ谷瓦窯跡をも含めて、いずれもが直接平城京や京内寺院等の

『京都府遺跡地図』(京都府教育委員会、1972年)等による。

第58回附表 山城盆地主要窯跡一覧表

図中番号	名 称	所 在 地	立 地	年 代	代	現 状	備 考
1	上 庄 田 坂	京都市北区西賀茂上庄田町	丘陵 地 台	平安時代	代	平 完	○ ○ ○
2	ケ 舟 船	同 上	西賀茂櫛森山	平安時代	代	登 本 須	○ ○ ○
3	大 深 守	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	惠 器 器	○ ○ ○
4	鉢 角	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	登 本 須	○ ○ ○
5	木 宮	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○
6	岩 栗	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○
7	稻 野	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○
8	荷 野	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○
9	木 石	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○
10	花 木	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○
11	12	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○
13	14	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○
15	16	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○
17	18	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○
19	20	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○
21	22	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○
23	24	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○
25	26	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○
27	同 同	西賀茂櫛森山	平安時代	代	告 告	○ ○ ○	○ ○ ○

國名 番号	名 称	所 在 地	立 地	年 代	現 状	備 考	
						期	期
59	栗 新	相樂郡 加茂町	高田 茅田	奈良時代	後	須 存	須起點 片 瓦 須 器 窓
60	西 井	同 上	高田 西原	後	期	破	布目瓦・窓壁片 平瓦
61	梅 平	同 上	尾小 尾田	後	期	平	軒瓦・瓦 瓦
62	市 坂	同 上	東小 井手口	後	期	6基以上	6基以上
63	青 乾	木津町 上	中島 平野	奈良時代	後	軒瓦	軒瓦
64	得 童	同 上	上梅谷 平野	奈良時代	後	瓦	瓦
65	仙 岸	同 上	市坂上人ヶ平	奈良時代	後	瓦	瓦
66	相 榮	同 上	相榮 梅谷	奈良時代	後	瓦	瓦
67	相 榮	精華町	乾谷地所	奈良時代	後	瓦	瓦
68	相 榮	同 上	柘惣得所中七条	奈良時代	後	瓦	瓦
69	大 坂	相樂郡南山城村	室仙房4番 路	平安時代	前	瓦	瓦
70	手 部	大坂筋	吹田市 小路	平安時代	前	瓦	瓦

造営にかかわるものであることが明らかにされた。

山城盆地側の瓦窯跡で平城京との関係が明瞭なものは木津町の音如ヶ谷瓦窯跡だけであるが、木津町の梅谷瓦窯跡、市坂瓦窯跡、精華町乾谷瓦窯跡等はいずれも奈良時代の瓦窯跡であり、平城京造営との関係の深いものであろう。また、発掘調査の実施された乾谷瓦窯跡は平窓である音如ヶ谷瓦窯跡と異り登窓であって、若干、時期のさかのぼる窯跡である。このように、山城盆地の南端の諸窯跡は、山城町高麗寺瓦窯跡のように飛鳥時代にさかのぼるものも存在するが、その多くは奈良時代のもので、平城京への供給窯であったと考えられる。従って、この地域の瓦窯の発展は平城京の瓦の需要に基づくものである。また、奈良山丘陵所在瓦窯の一連の調査では、中山→歌姫西→山陵・押熊→音如ヶ谷・歌姫という変遷が考えられており、奈良時代前期から後期に至る瓦窯変遷が想定されているが、これに基づく瓦窯構造の変遷観によると山城盆地側に所在する瓦窯は、音如ヶ谷瓦窯跡が平窓、乾谷瓦窯跡が登窓と型式上新古の2通りがあるが、現在のところ奈良時代前期にさかのぼるものは知られていない。従って、山城盆地への瓦窯跡分布の拡大は平城京及び京内寺院の瓦需要の拡大にもとづくところが大である。

盆地西部京都市西京区から長岡京市にかけての地域では西京区櫻原廃寺瓦窯跡、長岡京市乙訓寺瓦窯跡、奥海印寺瓦窯跡等が知られているだけで、比較的少い。また、この地域には長岡京跡が所在するが、現在のところその供給窯については明確でない。現在知られている瓦窯はいずれも寺院

に対する供給窯で、登窯2基を持つ櫛原廃寺窯跡が奈良時代前期、他はともに平窯で、平安時代前期のものである。ただ、乙訓寺瓦窯跡は、出土瓦については明瞭でないが、その瓦窯構造よりして、あるいは奈良時代末期に比定できる可能性があり、長岡京へも瓦を供給していたかもしれない。ともかく、この地域の瓦窯跡は、現在のところ、長岡京造営との関係はうすく、その発展は盆地南部及び北部ほど顕著でない。なお、この地域には、西京区小塩窯跡があり、平安時代に大量の縁軸土器を供給している。

盆地東側、京都市山科区から宇治市の北部にかけての一帯にも、多数の瓦窯跡が分布している。おおよそ奈良時代前期から鎌倉時代にかけてのもので、盆地西側の諸窯と同様、いずれも寺院に対する供給窯である。

以上のように、山城盆地における瓦窯は、盆地南部において平城京及び京内寺院に対してその所用瓦を供給し、北部において平安京造営に伴い瓦の生産を行っている。そしてまた、京の造営とともに多数の寺院が建立されるが、その寺院の集中する盆地東部及び西部に瓦窯を集中分布させている。このことは、山城盆地が長岡京、平安京の京城を含み、また盆地の南部において平城京と隣接することから当然の様相であろう。このように、山城盆地における瓦窯は京の造営及び寺院の建立に伴い、その隣地に立地し、瓦生産を行っているのである。

しかし、この場合、瓦生産が律令体制以降官窯として造瓦組織を形成し、京造営に伴う瓦需要を満たすべく、強制的に京及び寺院の隣地に瓦生産の場を選択したのであろうが、陶土、生産技術等瓦生産上必要な条件が、ある程度満たされた地域が選ばれるはずであろう。すなわち、瓦窯において操業を開始する場合の前提条件の必要性である。ここで、最近、平城京所用瓦の生産窯である歌姫西瓦窯跡群の調査において注意すべき結果が提示されている。すなわち、瓦窯群中に7世紀中頃にさかのぼる須恵器窯が検出され、奈良山丘陵一帯に展開される瓦の生産が、以前にこの地域が須恵器の生産地であったことを前提として成立したものであろうとされる点である。このことは、京造営あるいは寺院建立に際して、その近接地において瓦生産を実施する場合、当該地における須恵器生産の伝統あるいは工人達の存在が非常に重要な役割を荷っていたのではないかということを推察せしめるものである。従って、山城盆地における瓦窯の歴史を見る場合、須恵器の分布、変遷等を見る必要があろう。

まず、平安京所用瓦の主生産地である岩倉・西賀茂の地域を見ると、岩倉地域において、木野町窯跡が古墳時代後期のものであり、岩倉稻荷窯跡が飛鳥時代の瓦陶兼業窯であって、当地における須恵器生産の古さをしのばせる。これに続いて、西賀茂の地域で大深町に奈良時代の須恵器窯の比較的大規模な分布が知られており、平安京所用瓦の生産地の選定にこうした須恵器生産技術の存在を無視し得ない。

さかのぼって、平城京関係所用瓦窯の分布する盆地南端部においては、歌姫西瓦窯跡群内で時期的に直接先行する7世紀中頃の須恵器窯の存在が指摘されているとともに、山城盆地側において、多くの瓦窯跡とほぼ同時期と考えられる奈良時代後期の須恵器窯が併存分布しており、瓦窯と須恵器窯との密接な関連がうかがえる。

盆地東部、山科区から宇治市の地域にかけては、奈良時代前期の山科区大宅瓦窯、伏見区小

栗栖瓦窯に先行する須恵器窯としては、山科区の御陵から日ノ岡、花山にかけて多数の古墳時代後期の須恵器窯が存在する。また、宇治市の北部においても、詳細は不明だが、須恵器窯の存在が報じられている。

盆地西部でも、時期不明の須恵器窯があり、平安時代に至っては西京区小塩窯跡で大量の縦軸土器が生産されている。

このように、おおよそ、山城盆地における須恵器生産は古墳時代後期にさかのぼり、以降、奈良時代、平安時代へと継承されているようであるが、これら須恵器窯の分布は、第58図で明らかのように、瓦窯跡の分布と重なる。また、時期的にも、瓦窯跡に対して須恵器窯の先行性と併存性が指摘できる。すなわち、山城盆地における瓦生産地の選定、生産の実施には、須恵器生産の伝統、技術、工人の存在等が大きな役割を負っており、京造営に際しての官窯体制の確立、寺院建立に際しての瓦窯の直営にしても、当該地域の須恵器工人の存在が重要な意味を持っていたのであろう。

以上、山城盆地における窯跡分布を中心に、当盆地における瓦窯の伝統を概観し、須恵器窯との関連性にも触れてきた。瓦窯は京造営関係はもちろん、寺院に関連する場合にも官窯的性格を持つものであるが、律令体制以降平安時代にかけては、在地手工業の変質期であり、当然その影響は瓦生産に対しても及ぶものである。瓦生産が須恵器生産と密接な関連があるとするなら、須恵器生産が一般的に官窯体制をとらないといわれ、瓦生産が制度的に官窯体制を取り得たとしても、時期の下降に伴い、須恵器生産工人の変質は実質的な官窯体制に大きな影響を及ぼしたであろう。こうした、瓦生産と須恵器生産との関係、須恵器生産体制の変質と官窯体制との関係等官営工房の解体過程と在地手工業生産の変質との関連性を追求する上において、山城盆地は平城京から平安京にかけての官営体制下の瓦窯が分布し、さらに、京造営に先行する古墳時代後期以降平安時代にかけての須恵器窯がこれら瓦窯と併存分布していることから、格好の資料を示しているものと考える。

こうした意味において、同じ平安京所用瓦を供給していくながら、岩倉地域のものとは様相が異り、また、平安京造営当初の窯跡と考えられる西賀茂角社瓦窯跡群の今回の調査は、大きな意味を持っているものと考えられる。

(田中 勝弘)

第7章 瓦窯構造に関する考察

はじめに

角社瓦窯跡群は第1次～第3次の調査により、4基を1群として2群から構成されていることが知られた。この4基を1群とする把握の仕方は、たとえば、西群において、窯体の中軸線が4～4.5mとほぼ等間隔に並列し、また、焼成室奥壁を一直線上に置いている等、各瓦窯相互の整然とした位置関係、及び、両群が舌状台地の東西両傾斜面に個別に位置する等の各窯、各群の位置関係によっている。しかし、各窯の出土瓦を見た場合、特に軒瓦において、各窯毎に特徴的なものを出土しており、従って、各窯、各群の位置関係だけから4基を1群とする瓦生産体制の単位群の把握は不十分のように思う。以下においては、さらに視点を変えて、各群を構成する瓦窯個々の構築法を再吟味し、各群が瓦生産体制上の最小単位群を構成するものであることを検討したい。また、その単位群が持つ性格についても言及したい。

(1) 瓦窯の構築法

東群及び西群の各窯に共通した構造として、形態的には、いずれも、焼成室に6条の竈と7条の火道を持ち、また、6本の分焰柱と7孔の分焰孔を持ついわゆる有牀式平窯である点を指摘できる。しかし、窯体の構築状況を詳細に検討すると各窯、各群の間に明確な異同を指摘することができる。

まず、各群各窯に共通した点として、窯体を構築すべき台地傾斜面の掘り方、窯体構築過程における窯壁の先行性及び窯外に煙出しを持たないなどをあげることができる。台地傾斜面の掘り方は、平面において窯の形態に応じてそれよりやや大きめに掘り込み、窯壁は掘り方の壁面に接して瓦を積み上げるなり、スサ入り粘土を貼り附けて構築している。焚口前部については、東群において破壊される等して明確でなく、両群の比較は困難であるが、西群の各窯においては、隣接する瓦窯間にわずかな掘り残しがあり、一窯毎に区画された状況にあり、また、焚口よりハの字形やL形の浅い掘り込みがいざれにも認められ、I号窯の改築後の前部床面とII号窯の当初の床面にはピットが設けられ、排水用と思われる施設を設けている。掘り方の立面においては、各群各窯ともあらかじめ焼成室と燃焼室を区別すべく、また、火焰の上昇を促進させるべく階段状に落差をもたせて掘り込んでいる。すなわち、各窯いずれも、焼成室と燃焼室の段落、焼成室火道の床面は掘り込んだ地山面にスサ入り粘土を貼り附けて固めただけのものであり、従って、両室の落差、火道の傾斜角は地山の掘り方の段階で決定しているのである。

掘り方が完了すると、次に、窯壁が他の構造部に先行して構築される。この点も各群各窯に共通した構築上の特徴である。ただ、窯壁に用いる材料については、東群のI号、II号両窯で

は共に瓦を使用しているが、西群ではⅠ号窯に半截した平瓦を使用した窯壁が見られるのに対し、Ⅲ号窯では掘り方の壁面に粘土を貼り附けただけで、用材に差違を見る。しかし、西群Ⅱ号窯において、改造後の壁面は粘土の貼り附けであるが、当初のものでは瓦を使用した痕跡が認められ、瓦窯の構築上、こうした用材の差違はそれほど大きな問題ではないと考える。むしろ、特に、窯壁を瓦積みで構築する場合、その構築過程の異同に注意すべきであろう。

この場合、東群Ⅱ号窯と西群で瓦積み窯壁を残すⅠ号窯との間で若干の差が見られた。すなわち、東群Ⅱ号窯で、燃焼室窯壁の下方部の横位瓦積みが隔壁下方で階段状に積み上げ、焼成室窯壁の瓦積みに連続させている様子がうかがえ、従って、窯体構築において、まず、燃焼室と焼成室との両室の窯壁の少なくとも下方部の瓦積みが同時になされていると考えられるのである。しかるに、西群Ⅰ号窯では、修築後の燃焼室窯壁も同様、燃焼室と焼成室との窯壁の瓦積みは連続しておらず、各室別個に窯壁が構築されているのである。このように、窯壁構築が他の構造部に先行する点両群に共通するが、構築の仕方に若干の差が認められる。ただ、西群においては、窯壁に瓦積みを見るものがⅠ号窯のみで、両群の各窯に共通した差違とするには困難を伴う。

窯壁の構築が終了すると次に分焰柱、隔壁、火道を形成すべき畝が構築されるが、これらの構築法には群単位での明確な差違のある部分であり、この点については後述するとして、とりあえず、両群各窯に共通した構築法、形態を見る天井部について見ておくことにする。まず形態的には、両群各窯とも、窯体外部に通ずる煙出しの施設を持たず、いずれも、焼成室の天井部にあったものと思われる。この点については、遺存状態の良好な東群においても痕跡すら残していないが、窯の構造上、その存在は否定できない。燃焼室の天井部については、いずれも、窯壁の上方部からのせり出しと同時に隔壁からのせり出しによってドーム状に構築している。隔壁からのせり出しについては、焼成室側において壁面を形成する隔壁が、燃焼室側において壁面を構成していない点、いずれの瓦窯にも認められる。たとえば、瓦積みの隔壁を持つ東群Ⅱ号窯では、分焰柱上に完形平瓦を2列2段まで横位に積み上げ、3段目を縦位に、それより上では横位、縦位を交互に積み上げているのであるが、3段目以上では天井部を形成すべく焚口方向に持ち送りながら積み上げているのである。このことは東群Ⅰ号窯でも同様であり、西群の隔壁にほとんど瓦を使用していないⅡ号、Ⅲ号窯においても、隔壁の用材であるスサ入り粘土を燃焼室側では、ただちに、焚口方向に張り出させ、壁面を構成せず天井部を形成しているのである。

以上、窯体に使用する用材や窯壁の構築法について、各群の間で、また、特に西群の各窯の間で若干の差違が認められたのであるが、およそ、両群各窯の間で共通する構築過程が見られる主要な点を指摘してきた。

こうした両群各窯の間での共通項に対し、各群内では共通するが、両群の間では明瞭に異なる構築点がある。これは先述のとおり隔壁、分焰柱、畝の構築法である。そしてさらに、両群を構成する各窯の規模においても同様である。分焰柱等の構築法において、東群の窯では、有株式構造の畝が燃焼室と焼成室とを分かつ段落傾斜面までのび、隔壁はその畝の上に、前述したよ

うに、平瓦を横架させて構築されている。すなわち、分焰柱は竪の構築と同時に構築され、從って、分焰孔は隔壁の構築に伴って形成される。

一方、西群では、II号窯で明らかなように、竪と分焰柱は全く別過程の構築になる。すなわち、竪は瓦や埴などを使用しているが、上下いずれの部分も東群のように隔壁下方に及ばず、分焰柱は竪の延長として構築されていない。また、竪は分焰柱より高く構築され、隔壁と接する部分には4半分程の平瓦を立てている。分焰柱は半蔵平瓦を竪の中程の高さまで積み上げ、その上に平瓦を横架させ、スサ入り粘土を用いて隔壁を構築しているが、分焰柱と竪との間に隙間で竪に通焰孔を設けているものもあり、また両構造部に空所があって、その間をスサ入り粘土で目貼りしているものなどがあるなど、分焰柱と竪とは連続していない。このように、分焰柱などの構築法に、他の構造部には見られない明瞭な群単位毎の差違が認められる。

瓦窯の規模については、東群では全長、焼成室幅について両窯とも同一計測値をとり、燃焼室と焼成室との落差、焼成室隔壁の高さ、焼成室の斜度についても、ほぼ同じといってよい。焼成室の長さについては、両窯で15cmもの差があるが、これは、隔壁の厚さに起因するもので、両窯で約12cmの差を持ち、この分だけII号窯の焼成室の長さが長くなっているのである。このように、東群の2基の窯は全く同一規格であるといえ、一定規格のもとに構築されたものといえる。

このことは、西群の3基の窯においても同様である。すなわち、I号窯の全長及び焼成室と燃焼室との落差の2点を除く他の計測値を見ると同一か近似した数値を示す。I号窯の規模の差違については、同窯が改造を行っており、全長は改造後の焚口までの距離であり、当初の焚口は燃焼室隔壁の瓦積み状態から改造後より内側にあったものと考えられ、I号窯においても全長は他窯と同様であったと考えられる。両室の落差については、改造後が48cmで当初より40cm程高くしており、87cmという落差は大きすぎるものであることを示しており、元来、他窯の示す60cm程であったものであろう。このように、西群においても一定規格のもとに構築されているといえる。以上のように、両群瓦窯に規格性が認められる。しかし、両群を比較すると、全長では同一規格を有するが、焼成室の長さと幅、及び、斜度、焼成室と燃焼室との落差に差違を有する。すなわち、焼成室の長さは西群が15cm長く、幅は逆に西群が15cm短い。焼成室の斜度は東群が2度、0度とほぼ水平であるに対し、西群は3~5度とやや傾斜している。両室の落差についても平均10cm程の差がある。

以上のように、両群は形態、構造、規模、構築法に非常に近似した特徴を持つが、特に規模、構築法を微細にながめた時、一つの群内で全く同一であり、群どうしを比較した場合、明らかな差違を有していることが知られる。このことは、当初、各瓦窯の位置関係より把握した群構成が瓦生産における最小単位である可能性を一層補強するものであることを示しているものといえよう。

このことを、さらに、平安京所用瓦供給窯で、ある程度群構成が明らかの大坂府岸部瓦窯跡、京都市鎮守庵南群瓦窯跡と比較してみたい。

まず、岸部瓦窯跡であるが、当窯は丘陵傾斜面の上段の4基の登窯と下段の9基の平窯とか

ら構成されている。調査されたものは上段登窯のN₁号窯とN₂号窯、下段平窯のH₁号窯とH₂号窯の4基である。さて平窯の2基であるが、その規模については、H₂号窯で焚口を構成する立て石が欠如しているので、焚口幅、全長で若干差違を有するが他の計測値については大差なく、従って、角社瓦窯跡群同様一定規格をもって構築されたといえる。しかし、角社西群に比べると全長で10cm程短く、焼成室長が50cm短く、幅が5cm程長い。このことは東群との比較においても差違を見る。

構築法については、いずれにしろ角社瓦窯跡群と大差ないようであるが、H₁号窯では分焰柱が7本であるのに対し、焼成室の畝は6本で、2本の分焰柱が焼成室で接合している。このことは、分焰柱と畝が別過程の構築であることを示しているものといえよう。この点に関しては角社西群と類似しているが、分焰柱の高さは畝の高さに等しく、この点では角社東群に類似している。従って、岸部瓦窯跡群は一定規格の瓦窯跡群であり、かつ、角社群の西群とも異った構築法を示し、岸部瓦窯跡で一単位群を構成するものと考えられる。

鎮守庵南群瓦窯跡は3基からなるとされるが、詳細のわかるものは第3号窯と第4号窯の2基である。当窯跡の場合、計測値に少しづつの差違を有するが、焼成室の長さが1.7m、1.8mと全長及び焼成室幅に対して長く、焼成室床面（火道）の斜度が13度と10度と大きいこと、焼成室と燃焼室の落差が1m、0.9mと深いことなど、共通した特徴を有している。また、両窯とともに分焰柱の高さが畝の中程の高さしかなく、隔壁がその用材に平瓦1枚に小破片を添えただけのものといわれ、構築法的にも近似している。従って、角社及び岸部両瓦窯跡ほどではないが、これらと同様、まとまった様相を示している。また、構築法的に、角社西群と類似するが、規模や火道の斜度等において顕著に相違し、岸部瓦窯跡とも異なる。

このように、平安京所用瓦を出土する瓦窯跡で、群を構成し比較的構造のよく知られる岸部、鎮守庵両瓦窯跡についても、各群を構成する瓦窯に規模、構築法の面などで規格性が認められ、各群とも非常に類似した形態、構造を持つ反面、群毎の比較では各々に差違が認められる。角社瓦窯跡群とともに、これら2群に見る非常に近似した形態及び構造は、各群相互に同范瓦を出土している点を加味して、これら各群がほぼ同時期に操業されていたために生じた現象と考えられ、また、各群を構成する瓦窯が各々規格的であり、かつ、群単位毎に構築法あるいは規模において相違しているのは、各群が各々瓦生産体制上最小単位群を構成し、単位群毎に異なる組織単位によって運営されていた結果によるものではなかろうか。

以上のように、岸部、鎮守庵両瓦窯跡も加えて、角社東群、西群が各々瓦生産体制上最小単位をなすものであるなら、これら各単位はどのような性格を有するのであろうか。このことについて、次に、特に瓦窯構造の面から考えたい。

(2) 単位群の性格

単位群の構成、ひいては性格について考える上で、角社瓦窯跡群の内西群に注意すべき点が見られる。すなわち、西群II号窯による窯体の改造であって、II号窯は本来焼成室に畝を持つ有株式の平窯であったものを、畝を除去し、燃焼室を埋め立てて、新たに、両室全面に炭を

敷きつめた無牀の平窯としているのである。当窯の特徴は、焼成室に敵を持たないこと、両室の間に落差がなく、全体として、焚口に向ってわずかに傾斜させている点である。このように、少なくとも、焚口を閉鎖し、操業を停止した段階では3基の有牀構造を持つ平窯と1基の無牀の平窯とから構成される単位群に変化させているのである。このⅡ号窯の改造は他の3基に対して明確に異なる構造上の変化であり、このことについて、ここで考えられることは、焼成対象の差違である。

このような構造を異にするものを含んで単位群を構成している類例は、角社瓦窯跡の西方に所在する鎮守庵南群瓦窯においても見られる。当群は3基の瓦窯から構成されているが¹⁾、そのうち第3号、第4号窯が有牀構造を持つものであるのに対し、第1号窯は、焼成室を残すのみであるが、幅約1.4m、残存長約2mと登窯様でありながら床面は平坦であり、奥壁後方に煙突基部を遺存する構造のものである。この2種類の構造差について、遺物の出土状態の詳細な検討から、第3号、第4号窯が平瓦と埠とを焼成していたのに対し、第1号窯では平瓦以外に丸瓦、鶴尾も焼成しており、あるいは、綠釉の存在する可能性もあると考えられている。また、第1号窯出土瓦は焼成が堅緻で、「官」字の刻印瓦片が集中している点も指摘されている。

さらに、平安京所用瓦を出土する先述した岸部瓦窯においても、計13基の瓦窯のうち、上段に登窯4基、下段に有牀構造を持つ平窯9基と2種類の構造を持つ瓦窯から構成されている。このうち登窯であるN₁号窯、N₂号窯では床面に敷きつめた平瓦片上に綠釉の点滴が見られ、綠釉土器、綠釉軒丸瓦等が出土することなどから瓦陶兼業窯で、しかも、綠釉屋瓦、綠釉土器を焼成していた窯であるとされている。一方、平窯は調査されたH₁号、H₂号窯から綠釉瓦等の出土を見ない。このように、岸部瓦窯においても、2種類の構造を異にする瓦窯は、明らかに焼成対象が異っていることを示している。従って、角社西群におけるⅡ号窯の改造は、改造以前の焼成対象以外に別の焼成物を対象とする必要上なされたものと考えられる。角社西群の場合、窯体内、灰原よりの出土遺物に他窯との間で顕著な差違を見出しえないが、ただ、細片ではあるが鬼瓦が出土しており、あるいは、こうした大型のものを焼成していたのではないだろうか。

鎮守庵瓦窯跡では、通常の平窯では平瓦と埠を焼成し、登窯様の第1号窯では鶴尾等の大型品が含まれている。また、瓦窯ではないが、須恵器窯である大阪府和泉光明池K-M38Ⅱ号窯跡では大型の甕や壺を焼成するのに床面平坦な平窯様の登窯を用いており、大型品は登窯を用いて急激に高火度焼成するより、低火度で長時間かけて焼成することを推定させる。従って、角社瓦窯跡群は、当初、平瓦、丸瓦、埠等を焼成し、次いで、Ⅱ号窯を改造することにより、新たに、鬼瓦や鶴尾等の大型品を焼成したのであろう。

以上のように、構築上単位群と把握し得た瓦窯群は各群毎に丸瓦、平瓦、軒瓦、埠、鶴尾、鬼瓦等平安京造営に必要な瓦類を一式焼成し得る構造のものより構成されているといえる。ただ、この場合、当初より焼成対象によって構造の異なる窯を構築して群を構成する岸部瓦窯、鎮守庵南群窯と一方の角社瓦窯跡のように、操業途中に新たな構造の窯を加える場合とがあり、単位群運営上若干の差違を見るが、しかし、本来、単位群は瓦類一式を焼成すべきものであっ

たことは明らかであろう。こうした単位群構成のあり方は、各群が瓦生産体制上、最小の生産単位を構成していたことを示すものと考えられる。すなわち、距離的に近縁関係にある角社東群、西群、鎮守庭南群の各窯において、その出土瓦、瓦窯構造よりして、各群が時期差を有する操業になるものと考え難く、ほぼ、同時操業と考えられる。そうした場合に、3単位群が統括された組織体であるならば、焼成対象による瓦窯構造の差違は各単位群内に生じさせるより、統括したものの中で、差違を生じさせるのが妥当であろう。従って、各単位群は各々独立体として把握すべきものと考えられる。すなわち、各単位群は、瓦の生産に当つて一定のノルマを課させられた、各個の工人単位による操業になるものではなかろうか。

小 結

以上のように、平安京造営当初の所用瓦生産について、その瓦窯の構築状況より、角社東群、西群が鎮守庭南群、岸部瓦窯群等をも含めて、各々単位群を構成し、その単位群を構成する瓦窯の構造より各単位群が瓦の各種一式を焼成すべくつくられていることを指摘した。そして、さらに、このことから、各単位群の操業が各々別個の工人組織の手になるものであろうと考えた。このように考えてみると、いわゆる官窯体制との関連が問題になってこよう。以下では、この点について若干の考察を加え、小結にかえたい。

さて第6章でもふれたごとく、このような西賀茂及び岸部瓦窯跡と岩倉盆地の瓦窯跡群との様相を比較する限りにおいて、平安時代前期の西賀茂、岸部、幡枝と比較的広範囲な瓦供給地域が、それ以後、幡枝の地域へ集約された状況がうかがえる。このことについては、岸部瓦窯群が遠隔の地にあるため、その操業を短期間で中止したものと考えることもできるが、西賀茂瓦窯跡群については他の理由によるものと考えなければならないであろう。現在のところ、岩倉盆地の瓦窯跡群の調査例が少ないため推測するにすぎないが、両地域の様相の差は、一般的に、9～10世紀を中心に集中するとされる手工業生産における官営工房の再編成の過程に基づくものではないかと考える。また、角社瓦窯跡群等で明らかにした単位群の様相は律令期の官営工房の解体とそれに対応する在地の手工業生産の変質、さらに、そうした過程での官営工房再編成の前段階的な官窯体制を示しているのではないかろうか。

官窯再編成の過程については、文献的には、造瓦関係の職掌を専門化させた時期が『類聚三代格』承和元年(834)の太政官符で木工寮長上工14人のうち造瓦長上工1人を認めた時点と考えられる。平安遷都後40年の事である。しかし、その後、『続日本後紀』承和2年(835)に木工寮長上工18人、造瓦長上工2人とし、さらに、『文德天皇実錄』嘉祥3年(850)には、造瓦使の存在が知られる等幾変転しているようである。こうした過程を経た後に、『延喜式』(907～927年)によって、卷第十八式部上で「凡木工寮長上工。木工七人。土工一人。瓦工二人。穀舗工一人。檜皮工一人。鍛冶工一人。石灰工一人。並與「考」と規定し、名実ともに官窯の再編成を完成させた様子がうかがえる。そして、その直属の瓦窯、すなわち、官窯として小野、栗柄野両瓦屋が設定されたものと考えられる。小野、栗柄野両瓦屋の記事は式において初見とするが、上述の過程以前には西賀茂瓦窯跡群とともに、すでに存在していたことは、その出土遺物

より首肯できるのであるが、文献的に再編制に着手する以前においては、『類聚三代格』承和元年太政官符に「……瓦之脆弱、無師之所致也……」と見る如く、官窯体制上制度的にも、組織的にも未整理の段階であったもの様である。これらの事を首肯するなら、岸部、角社、鎮守庵等瓦窯跡群が短期操業で停止し、その主生産地を岩倉盆地の瓦窯群へと集約させた原因が、こうした官窯体制の再編成によるものと考えられよう。

それならば、官窯再編成に着手する以前、すなわち、平安京造営当初の官窯体制の内容はどうのようなものであったのであろうか。すでに律令期の官営工房は解体過程の道を歩んでおり、それに応じて、これらに関連する在地の手工業生産の変貌は変貌しており、瓦窯においても例外的ではなかろう。というのは、岸部瓦窯跡で綠釉土器を生産している例などよりして、瓦生産にたずさわった人が土師器、須恵器の生産工である可能性がきわめて強いと考えられ、また、この須恵器、土師器が官営工房において生産される場合がすこぶる少ないとされているところから、在地の手工業生産の変貌は、当然瓦生産にたずさわる工人達にも影響を及ぼしたものであろうことが考えられるのである。こうした在地手工業の変貌の特徴は、分業化、専業化であり、小工匠集団の成立であろう。こうした手工業生産の変貌に対して官営工房の再編成が強行されるわけであるが、再編成の過程においては、むしろ、こうした変貌を全く無視し得ず、ある程度許容した形をとらざるを得なかったであろう。瓦生産においては、単位群として把握したものが小工匠集団による操業単位と考えられる可能性があり、官窯体制としては、小工匠集団を1個の独立体として把握した上で、これら小工匠集団の集合を官営工房として平安京造営に際して瓦を供給させたのではなかろうか。こうした体制が『類聚三代格』承和元年太政官符にいう「……瓦之脆弱、無師之所致也……」の状態であったと推察し得よう。

(田中 勝弘)

註

- 1) 『鎮守庵瓦窯跡概報』によれば、南群は3基からなるが瓦窯跡の番号は第1号窯、第3号窯、第4号窯と表記されている。

第8章 出土瓦よりみた考察

(1) 同范瓦の問題

平安宮または京より出土する瓦の中には、平安京造営以前の瓦が搬入され再使用されているものがある。それらの瓦の中には平城宮式、難波宮式、長岡京式と各種の瓦が含まれている。平城宮式のなかには、軒瓦のモチーフは同じであるが、いまだ平城宮跡から出土していない瓦もあるようで、この点は今後、資料の増加をまって検討する必要があろう。

要するに同范瓦の場合、他宮式の瓦と共通するものは、再使用されたものか、工人と范の移動があって、平安京造営時点で改めて製作されたものかの点は、考慮する必要があるとはいえる。

他宮式の瓦との関係で問題になるのは、近時、報告されている長岡京出土の複弁八葉蓮華文軒丸瓦と均整唐草文軒平瓦¹¹⁾である。前者は大阪府吹田市岸部瓦窯跡や西賀茂角社東・西両群瓦窯跡で出土しているN S 154 Aと同范であり、後者はN S 205 Aの瓦と同范と推定される。

これらの瓦の長岡京より出土することは、平安時代になっても長岡京の一部が何らかの施設として利用されていたことを示すものか、あるいは、これら瓦の製作年代を、平安京造営以前にまでさかのぼらせて考えた方がよいのかといった問題を提起するものであるといえよう。

同范瓦の范と工人の移動との関係を考える時、問題となるのが、均整唐草文軒平瓦のうち型式番号N S 202 Aの瓦である。写真あるいは拓影等でみると、この瓦は大阪府岸部瓦窯跡出土瓦と同范品と推定される。西賀茂出土のこのタイプの瓦は、個別の記載の際に指摘した如く、瓦の側面にヘラ削り整形後につけられたと思われる縄目の痕を残しているという特色が認められた。この事実は、西賀茂角社東群Ⅰ・Ⅱ号窯跡、醍醐の森瓦窯出土瓦全体に共通して認められる特色である。なお角社西群瓦窯跡出土品中、N S 204 の瓦の一部にも側面に縄目の痕の認められるものもあるが、他の型式の軒平瓦には全く認められない。一方、大阪府岸部瓦窯跡出土のN S 202Aと同范と推定される瓦には、側面に縄目の痕を残さぬとのことであった¹²⁾。従って使用された范は同じであっても、製作技法のくせからみて、工人は別であったことを示すものかも知れない。

このことは、前段にも指摘した如く、他宮跡との同范瓦の場合には製品の搬入か、范を移動して瓦を新たに製作したものかの点の検討が必要であることを示し、あるいはほぼ似かよった時期の、位置的に離れた関係にある瓦窯跡出土の同范瓦のうちには、范は移動しても、それを用いて瓦を製作した工人達が同じか別のグループに属するのかといった点を考慮する糸口を与えるものとなろう。従って角社東群瓦窯と醍醐の森瓦窯の工人グループ中には密接な関係のあったことが推定しうるかもしれない。

(2) 瓦窯の操業年代について

西賀茂瓦窯の操業されていた時期は、ではいつ頃と考えられようか。この点について、瓦窯跡より出土する瓦全般からみて考えてみたい。この際ことわっておかなければならないことが一点ある。すなわち、発掘の結果、出土した瓦を、即、その窯で焼いたものと比定できないことである。以下の論は、出土した瓦は、少なくとも角社東・西両群、鎮守庵、醍醐の森各瓦窯で製作し、焼成したものとしての考えであることを最初にお断わりしておきたい。

平安京より出土する軒瓦全体のうち、前期と中期の瓦の識別を、最も明確にされたのは木村捷三郎氏の論考と考える。氏は平安時代の軒丸瓦のうち、瓦当と筒をとも土でつくったものある瓦に著目されて、一本造り鎧瓦の存在を指摘された³⁾。一本造り鎧瓦とは、言葉をかえていえば、軒丸瓦の瓦当の裏面に、筒の凹面とひき続く布目痕を残すことにより端的に識別しうるものである。氏は、これらの瓦の出土する仁和寺円堂院その他の場所の建物の創建時の年代を、文献学的に検討されることにより、一本造り鎧瓦の年代を考定し、また伴出する軒平瓦のセット関係を比定された。ただ木村氏は平安時代の一本造り鎧瓦の始まりの時期については慎重に、前期のいつからかというとどめておられる。

さてこれまで西賀茂角社・鎮守庵・醍醐の森など、発掘調査された瓦窯群跡からは、木村氏のいわれる一本造り鎧瓦は、1点も出土していない。このことは注目に値しよう。

逆にいえば、のことより、我々の調査した西賀茂瓦窯跡群の操業されていた時期を限定するのではないかと考えるのである。

西賀茂瓦窯跡、とくに私の整理した東群Ⅰ号窯跡の出土瓦をみると、以下のような特色が認められる。

第1に胎土は砂粒の混入が多いこと。

第2に焼成は、軟質のものと硬質のものに大別されるが、軟質のものが圧倒的に多いこと。

第3に色調は、淡灰色、淡褐色など表現の仕方はいろいろあろうが、いずれにしろ、大多数のものが淡い色調を示していることである。

第4に以上のような事実一土・つくり・焼きの粗雑さーが必然的にもたらせたものか、軒丸瓦をみると、瓦当と筒の剥離したものが90%以上の高率を占めているという事実である。

これら4点のことは、瓦窯跡に遺棄されている瓦の本来もっている性格であって、製品として実際使用されたものとは、別の状態を示しているのではないかという考え方もなりたとう。しかし平安京、特に平安宮内より出土する瓦を見てみると、軒丸瓦以外の瓦をも含めて、先に指摘した4点のことは、おそらく西賀茂で製作されたと推定されるこの時期の瓦全体に共通する要素であったといいうのである。

問題になるのは、前述4項のうち、第4番目の項目である。西賀茂出土、特に東群Ⅰ号窯跡出土瓦中、軒丸瓦では、瓦当と筒の剥離するものが大多数を占めるという顕著な事実をもって、私は先に西賀茂瓦窯操業時の下限を考えてみたことがあった⁴⁾。

論旨は、『類聚三代格』承和元年(834)の条に、近時、造瓦の技術が粗雑になり、よろし

くないことがあるが、このことはよき簡のないためで、そのため長く木工寮に直属している模造りの子鳥を、定員が許すならば長上工の一員とし、瓦造りを指導させたいがという造瓦使よりの申し出に、太政官が許可を与えたということである。こうしたことが問題とされた歴史的背景にはどういったことが存在したと推定されるかというと、私は西賀茂瓦窯跡出土瓦に認められる前述4項目のことなどが存在しているのではないかと考えた。その結果、瓦当、特に軒丸瓦の瓦当の剥離しやすさを補い、また胎土の粗雑さ、つくりの甘さ、焼きの軟らかさ等を防ぐために工夫がこらされ、新たに造りだされた瓦が、木村氏のいわれる一本造り鎧瓦であり、さらに京都市左京区幡枝あるいはオカイチの森に所在する瓦窯跡—『延喜式』に記される栗栖野・小野瓦屋—より出土する瓦全般に認められる、前代とは一転した胎土の緻密さ、焼成の堅致などをともなった一連の造瓦技術の向上の中に、『類聚三才格』の承和元年太政官符の効力を認めたと思うのである。

この論旨に対し、木村捷三郎氏より個人的な形で御教示をいただいた。そのことは何かといふと、西賀茂瓦窯跡群、とくに東群I号窯出土軒丸瓦の瓦当と筒の剥離というのは、自然に剥落したものではなくて、何らかの必要があって人為的に、瓦当と筒とをはずしたものではないかとの御指摘である。これが人為的なものとすれば、先の私論は重要な根拠の一つが弱くなるので、この点について資料は少ないので、再検討を試みた。時代も地域も異なる資料ではあるが、結論的にはいえば、軒瓦を瓦窯構造に使用した平窯の場合、瓦当の部分はそのままの形で使用している例が通例であるといえよう。ただ平窯の場合、焼成室あるいは燃焼室の天井の架構状況は、これまでの調査例では残りが悪く、先に述べた軒丸瓦の瓦当部のみが、天井に用いるために意識的に筒をうち欠いたものであったのかどうかの検討は、今後に残されているといえよう。

いずれにしろ、本報告では、前回の私論と同じく、前述の4項目の事実と、『類聚三才格』承和元年の太政官符と、西賀茂においてこれまで発掘調査された限りの瓦窯跡より、一本造り鎧瓦の出土を認めないと3点を考慮して、西賀茂瓦窯一角社東・西両群、醍醐の森、鎮守庵一の操業時期の下限を、834年を目安とし、9世紀の中頃までにおさまるものと考えておきたい。上限は793年と一応比定しておく。

(3) 文字瓦の問題⁹

先に比定した西賀茂瓦窯操業の下限が、9世紀の中頃までといった考えは、では何らかの形で補強することはできないであろうか。

この際、利用しうるのが文字瓦の問題と、次節に記す軒瓦の瓦当文の製作と範の関係である。西賀茂では、先述してきたような文字瓦が出土している。これらの中で、まず瓦の製作年代の一端を示す手がかりになるのではないか、と考えられるものにN S 204の瓦があげられる。この瓦は、瓦当中心に「近」の正字が表出されている。この瓦と同範で文字をもたぬものが、淳和院跡¹⁰および政所政治郎氏蔵西賀茂角社町出土品中に知られる。

淳和院の創建年代は、文献学的にあまり明確ではないようであるが、いちおう淳和天皇の在

位期間中に創設されたと考えられている。淳和天皇は弘仁14年（823）から天長9年（832）まで10年間に在位した。この期間は、前節で比定した西賀茂瓦窯操業の下限内に、ぴったりとおさまるものである。

「近」の字は、瓦当の範に彫りこまれたものであって、瓦当文作成後、印を押捺したものではないことは、銘の位置がいずれの場合にでも同じであることより判断しうる。本来、瓦当中央に文字をもたぬN S 204が、西賀茂瓦窯で製作されていた時期があり、一ることは政所氏資料より考えられるところであるが—それが、ある時点で何らかの必要があって、文字を範に彫り込んだ瓦が製作されたということになる。同様な現象は、平安時代中期のいくつかの軒瓦にも認められる—例えは「小乃」銘均整唐草文軒平瓦や「河上」銘均整唐草文軒平瓦、「川」銘単弁八葉蓮華文軒丸瓦などが代表例としえよう。このことが何を意味するのかは後に少し触れるとしてここでは詳論しない。

問題は淳和天皇在位期間中に、先述の瓦が用いられたものかどうかという点が残るといえよう。淳和院よりは、平安時代中期の瓦も出土はしているが、ここに指摘した均整唐草文軒平瓦に関しては、瓦当のモチーフからみて、後のべるよう長岡宮型式を原型とするいわゆる平安時代前期のものと判断されるということは動かせまい。

いずれにしろ上述例の瓦の出土および文字の問題は、第2節にのべた西賀茂瓦窯の操業年代の下限を補強する一つの材料としうるのではないかと考える。

ただここで問題になることが一つある。それは西賀茂出土文字瓦全体をひっくるめて考えた時、文字のもつている性格をどうとらえるかという点である。文字の意味に対する解釈の仕方によれば、上述した年代論とは異った考え方も導きだせよう。

端的な例は、鎮守庵瓦窯跡出土文字瓦の意味を解された報告者の意見¹⁷である。概報によれば、中房に官の字をもつ軒丸瓦の「官」は太政官を示し、また平瓦や丸瓦に押捺された「官」字も同じ意味と解された。さらに軒平瓦のうち「近」の逆字を中心にもつ瓦は近衛府、「中」の字を中心にもつ軒平瓦の中は中務省を意味するとされた。文字の意味が、そのように主要官衙の略字と解されるならば文献上からみて、これら主要官衙は、造宮職の停廃された延暦24年（805）までに造営されていたであろう。従ってこれら文字をもつ瓦も—それら瓦を製作した鎮守庵瓦窯の操業下限も—造宮職の停廃されるまでに含まれるというものが、報告者の大意と理解される。

この考えがなりたつためには、「近」・「中」・「官」だけの資料ではなく、平安時代全般の瓦当面に文字のある瓦、場合によっては、刻印した丸瓦や平瓦の文字瓦も含めて、文字の意味をすべてそう解しうるものかどうかの検討という前提作業が必要であろう。

確かに瓦の文字が、瓦の供給先あるいは使用場所を明示したものとする考えを、裏づけるような資料はいくつかある。未発表資料が多いため詳論は別の時を待ちたいが、「左兵」の字をもつ均整唐草文軒平瓦とか、「西寺」銘をもつ軒丸・軒平瓦あるいは「左寺」銘をもつ軒平瓦は存在する。「左兵」の瓦は法金剛院の前身の天安寺跡から出土し、「西寺」銘の瓦は西寺跡を中心として出土し、瓦窯跡は大阪府枚方市牧野にあり、「左寺」銘の瓦は、東寺を中心に出土することは周知の事実である。「左兵」が左兵衛府（士）などを表すと考えられるなら、いずれの場

合も、使用先あるいは供給先を明示したとする考え方は成立をみることになろう。

鎮守庵概報では、また「官」の刻印のある瓦をとりあげて、「官」の字は奈良・平安時代にあって、「私」に対するものとしては文献の上では使用しない。文献学上の資料で、当時、「私」に対する字は「公」である。従って「官」は官窯といったことを意味せず、官僚機構の最上に位する太政官の官としか解しようがないとされた。この点については、なお「官」を担当役所を指すといった解し方も、存在する余地はあるとのことである。ということを認めれば、「官」字はすべて太政官を示すという必然性もなかろう。官窯あるいは官用といった表示の略と素直に解してもよいのではなかろうか。ただ修理職の造瓦に限っていえば、奈良・平安時代とともに「修」ないし「理」の刻印が押捺され、官という字を使用しないのは、修理職が令外官司であるからかという疑惑は残るとしても。では以上のように「官」の字を官窯の意の略と解すれば、西賀茂の各瓦窯で出土する「近」とか「中」字は何と解されようか。この際、参考となるのが平安時代中期初頭に製作されたと考えられる、先述した「河上」や「小乃」・「栗」・「左」などの瓦当文に銘をもつ瓦の存在である。

「小乃」・「栗」については、延喜木工寮式車載の項に記された小野瓦屋、栗栖野瓦屋の略字と解されている。これらは郷名から転化して瓦屋の屋号とされたものである。「河上」や「左」の銘も、瓦屋の所在する地名から転化して瓦屋の屋号とされた蓋然性が高いといわれる。

話はとぶが、中国の漢代には、官営の工房として少府に属する尚方が存在していた。尚方は製作する品目に応じて、前漢代すでに職掌の分化が行われ、後漢末には左・右・中の三尚方にわかれ、三国代に入ても前代の三尚方の職掌分化が継続されたとされる。これら中国の工人掌握組織が、即、奈良もしくは平安時代の手工業生産に反映しているといった短気な結論はつしみたいが、例えば西賀茂瓦窯跡より出土する「近」とか「中」の文字も、後の平安時代中期における、瓦屋の所在地から転化して瓦屋の屋号とされた伝統に先立つものとして考えられる余地はないものか、ということをここでは指摘しておきたい。「近」、「中」、(遠)、あるいは「左」、「右」、「中」、もしくは「上」、「中」、「下」といった文字は、そのような意味で、官窯の組織を一体となって構成する瓦屋の屋号の略称と考えることはできないかというのである。

いずれにしろ、「官」、「近」、「中」などの字を官衙の文字の一字をとったと解する考え方も、なお考慮する余地があるとすれば、西賀茂出土のこれら文字をもつ瓦をすべて、造宮職の停廃されるまでの所産とする必然性はなくなり、第2・3節でのべてきた、瓦窯操業の年代下限論に抵触するものとは、文字瓦からもなし得ないと考える。

ではこれら軒瓦あるいは丸瓦・平瓦・堺などに文字、もしくはそれに相当する記号をもつものは、どういった性格を示すものと考えられるのか。次にこの点を検討しておきたい。

平安博物館で所蔵もしくは保管する瓦を通覧すると、平安京より出土する文字もしくはそれに相当する記号をもつ瓦は、

- ① 瓦当に銘をもつもの。
- ② 軒瓦の瓦當面以外の個所に文字を刻印するもの。
- ③ 丸瓦・平瓦・堺などに文字もしくは記号の印が押捺されたもの。

④ 丸瓦もしくは平瓦にヘラ書き、あるいは指書きされた文字あるいは記号をもつもの。

⑤ 軒瓦およびそれ以外の瓦にヘラ書きの記号のあるもの。

以上、大別して5系に分類しうる。

西賀茂瓦窯跡出土のものは、上述5系のうち、①と③に限られ、角社東群I号窯出土の壇に、ヘラでいたずら書きした鳥風のものが表現されている以外、④・⑤に属するもののはほとんどないことは注意される。②は、「木工」の印を押捺した軒瓦が代表で、9世紀後半以後の瓦と推定される。平安宮出土瓦を検討した場合、④・⑤はむしろ平安時代後期の瓦に多く、前期にはみうけられないようである。

①に表現された文字を瓦屋の屋号と考えるか、使用先あるいは供給先、もしくは造瓦組織も含めて官僚機構のトップの略字と考えるかについては、問題の存することを先にのべた。

③の類の文字もしくはそれに相当すると考えられる記号については、その性格を別稿⁹⁾で論じた。

結論のみをいえば、これら③の類は、瓦屋を監督する吏人もしくは、瓦屋の工人の長によって実施された、所属工人の仕事に対する数量検印ではないかと考える。

④・⑤の類が、あるいは、その瓦を直接製作した工人のしるし—窯印と一般に須恵器などにつけられたもので呼びならわされているものは、製作工人のしるしかーではないかと考えられるのと、③はやや趣を異にしているとここでは考えておきたい。

いずれにしろ、平安京より出土する平安時代の文字もしくはそれに相当する記号は、後期に認められる梵字文や宝塔文以外、軒瓦にしろそれ以外の瓦類につけられるにしろ、瓦製作の工房内もしくは、建築物を造営する際、集積された段階までしか意味のないものと考える。

従って、上述してきた文字もしくはそれに相当すると考えられる記号は、特に③の類に端的であるが、瓦の窯詰め直前における工人の仕事量に対する検査か、あるいは瓦の集積場における仕わけ—どこの瓦屋から何枚入っているといった、ブロック積みされたものの製作場所を容易に把握しうる役割—といった性格が最も強いのではないかと推定する。

(4) 軒瓦の瓦当文の作成と窯の関係¹⁰⁾

前節までに西賀茂でこれまで発掘調査された瓦窯の操業時代が、どのような時期と考えられるか、ならびにそれに附隨する問題についてのべた。では造瓦技法の上から本瓦窯跡群出土品の特色を抽出することは、如何にできようか。

丸瓦は奈良時代よりの伝統をうけついでいる。平瓦については、一枚造りであることの証拠をいくつか提示した。熨斗瓦については、平瓦の桶巻きづくりと同様な、あらかじめ刀削により、瓦の四面から切れ目をいれて後、二つに割るといった手法をとっていることが判明した。壇や鬼瓦は、べんとう箱につめたような方式でつくられていることが、断面の観察から明瞭にし得る。問題は軒瓦にしばられる。

これまで造瓦の技法を検討するに際し、対象とされたものは、丸瓦・平瓦に主体がおかれ、軒瓦の文様をどのようにして作成したのかについては、深く追求されることがなかったように

思う。この点について私見の範囲では、木村捷三郎氏が平安時代中期の瓦をとりあつかわれた際に、簡略に触れた論考¹⁰⁾と、星野徹二氏が、氏の所蔵されている白鳳時代の瓦を中心に展開された論¹¹⁾に限られている。筆者も、これら先学の駆尾に附して、主として軒丸瓦の瓦当と範の関係について、発表することがあった¹²⁾。その発表の中核が西賀茂瓦窯跡群出土軒瓦を中心とし、軒瓦製作の上で平安時代前期前半の瓦が、どのように把握しうるものであるかに着眼をおいたものであるので、ここに要点のみを簡略にのべておきたい。

軒瓦の瓦当文を作成する際、問題となる第1段階は、範が下におかれていたかどうかの点である。

④ 範が下に置かれ、上から土を範におしこんで瓦当を作成し、その後、先に製作しておいた丸瓦ないし、平瓦を瓦当裏面の切りこみ部にはめこみ、上、下に支持土を加えて整形し完形を得る場合。

⑤ 先に軒瓦の形だけを完整した後、上ないし横から範をおしあて、軒瓦の瓦当文をつくりだす場合。

次に範の型がどのようなものかが問題とされる。

④の場合、主として範は、瓦当の周縁外側までかぶる場合—これをA型とする—と周縁部分までの場合—これをB型とする—の2類に大別しうる。なおA型の場合、軒丸瓦では範が瓦当文側のみの場合—A-I型—と範とその上に左右にわかれる枠のある場合—A-II型—とに区分しうる。

A-I、A-II、B型の各範は、大多数が木製の材を用いたと推され、その形は長方形ないし円形であったと考えられる。特に西賀茂瓦窯跡出土品の場合、範は長方形の材に彫りこまれたものが主体をなしていたのではないかと考えられるが、この点については第6節にのべる。

⑤の場合、瓦当の範は、珠文帯を含む文様部だけが大多数を占める。これをC型とする。なかにはB型の範を用いたものも存在する。C型の範の場合、④とは異り、範の形は円形もしくは梢円形である。木範が大部分と推定される。

さて、西賀茂瓦窯跡群出土の軒瓦を、範型とモチーフを中心に分類してみると、軒丸瓦の場合、範型はA-I型が大部分をしめていることは注目に値する。

軒平瓦の場合、A、B両型はあるが、軒丸瓦と同じくC型のないことが注意される。

次にA、B、Cの3型式の範を用いた場合、瓦そのものにどのような特色が認められるか、要点のみを順次のべる。

1) A型の範の場合

瓦の外周まで、すっぽり範がかぶるため、外周に範の痕を残している場合が多い。丸瓦を接合した部分は、瓦当と筒の境をなでつけるため、範の痕は消え、A型であることを識別しにくい。範線の痕は、瓦当文様の一番深い部分と普通対応している。瓦当面作成時に粘土を貼り合せる場合があるが、その貼り合せの痕とは、文様の一番深いところとその痕が対応しているかどうかで識別しうる。

範から抜く時にそうなるのか、周縁の断面は、△形を呈するものが多い。B・C両型と異なる

ところである。

2) B型の範の場合

範は周縁まで、あるいは周縁よりやや広くなる場合もあるが、かぶらない。従って外縁は断面U形を呈する。範線の痕を周縁上にとどめる場合も多い。その際、外縁断面は凸形を呈する。

3) C型の範の場合

一本造り鉢瓦に主として使用される範型である。A型の範は完全に、B型の範ではいずれにしろ、瓦当の周縁はある程度規定され、正円を保ちうるが、C型の範ではその作業のちがいから周縁の幅が一定しないものが多い。

ではこれら範型は、時代的にどのように変遷しているか。ごくおおまかに検討してみたい。

飛鳥時代—A-I型とB型が存在する。

白鳳時代—A-I型は山田寺式種先瓦に認められる。また坂田寺出土軒丸瓦にも類品がある。この時期A-II型が出現する。滋賀県雪野寺出土の瓦、その他が相当する。A-II型とは、一段の範を下におき、さらにその上に左・右もしくは上・下にわかれる枠をおき瓦当をこの範と枠の中で作ってしまう。川原寺式軒丸瓦から、藤原宮式瓦の一部にまで続くと考えられる。福岡県天台寺跡出土の軒瓦の頭の部分に文様のある瓦も、このA-II系統の範に属すると考える。

一方、大官大寺式瓦に代表されるB型の範を用いたものも存在する。

奈良時代—A-I型が主流を占める。東大寺式軒丸瓦に代表される。対になる軒平瓦はB型の範を用いている。難波宮に代表される重圓文軒丸瓦、重郭文軒平瓦は、ともにA-I型の範を用いている。

平安時代—9世紀中頃までと考えられる西賀茂瓦窯跡出土軒丸瓦の大多数は、A-I型の範を用い、軒平瓦にもNS204は、確実にA-I型の範を用いている。他はB型と推される。C型のないことは先に述べた。

9世紀中頃～10世紀にかけては、一本造り軒丸瓦が盛行し、範型はC型が主体となる。時にB型も認められるが、先述したように範の位置の下におかれていたかどうかで、意味を前代のものとは決定的に異にする。

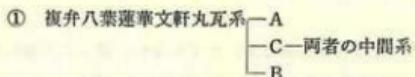
11世紀以降はB型が主流を占めているようである。

以上、簡略に範型について触れた。ここでも西賀茂瓦窯跡出土軒瓦の造瓦技法が、奈良後期と直結するものではあっても、小野や栗柄野瓦屋から出土する一本造り軒丸瓦の瓦当文の製作手法とは、一時にせよ断絶のあることが明らかになったと考える。

(5) 軒瓦のモチーフの系統

ごく限られた種類の瓦、すなわち軒丸瓦22種、軒平瓦13種といった中で、文様構成細部を云々することに、たいした意味あいはないかも知れない。ただこれら限られた数の瓦でも、瓦全体の流れの中で、どのようにモチーフの上から位置づけしうるかということは、第4節でのべた軒瓦の範の型式と重ね合せてみる時、西賀茂瓦窯を構成する工人の系譜をたどるよがともしうるかもしれない。

軒丸瓦は4系統に大別しうる。



② 単弁八葉蓮華文軒丸瓦系

③ 単弁十二, 十四葉蓮華文軒丸瓦系

④ 単弁十二, 十四, 十六葉蓮華文軒丸瓦系

①—Aの系統 NS 152A, NS 152B, NS 152C, NS 153?

①—Bの系統 NS 151A, NS 151B, NS 155

(亜型式 NS 107, NS 109?)

两者の中間系である①—Cの系統

NS 154A, NS 154B, NS 153, NS 156 (亜型式 NS 104)

①の系統の亜型式 NS 109

②の系統 NS 111

③の系統 NS 110 (NS 108)

④の系統 NS 101, NS 102, NS 103 (NS 105とNS 106は系統不明)

①—Aと①—Bの相異点は、Aでは中房は圓線をなすのに対し、Bでは中房は段状に突出していること。Aでは弁間文は撥形であるのに対し、BではT形を呈することが最大のポイントである。

①—Cの系統は、中房が段状に突出したり、逆に凹んだりしながら、しかも弁間文は撥形を呈したり、内外区をわかつ界線が二重になっていたり、ヴァリエイションを呈していることは第85・86図に明らかな通りである。

これら①—A, B, C系統の祖型として、モチーフからみれば、奈良後期の東大寺式瓦の存在することは別稿でふれた。また先述の範型からみても、それら大多数はA-I型の範を用いて造られており、この点も東大寺式軒丸瓦と共通するものであることを論じた。

モチーフ、造瓦技法の東大寺式軒丸瓦と共通することは、西賀茂瓦窯操業時点一いかえれば、8世紀末～9世紀中頃の期間一に、かつて造東大寺司に所属していた造瓦工人の伝統をうけついだ工人の動員が、あり得たのではないかということを推測せしめる。これら一群の瓦は、いずれにしても、奈良後期に確立した、モチーフならびに造瓦技法の掉尾を飾るものであったといえよう。

しかしそのモチーフからみて、これらは東大寺式軒丸瓦に比較する時、彼を第1とすれば、第4型式目に属すると推定される。型式学的な見地よりも、これら瓦を生産した瓦窯の操業時期をすべて9世紀初頭におくことは、危険が伴うと私は考えている。

②の系統のモチーフは、大阪府岸部瓦窯跡出土の縁軸单弁八葉蓮華文軒丸瓦の流れをうけついだものとも解される。この類の瓦自身は、幡枝瓦窯跡からも同范品が出土している。同范で

無釉のものも平安宮跡から出土をみる。範型は東京国立博物館藏平安宮跡出土品よりみて、A-I型かと推定されるが、なおやや疑念を残す。

③の系統は、岸部瓦窯跡出土例では十六葉に対し、NS 110が十四葉であること以外、しいて一括し得ない。しかし②の系統と同じく岸部瓦窯産の瓦から由来するものと考えておきたい。範型はA I型である。

④の系統は、西賀茂東群I号窯を主とし、東群II、III号窯にも少数知られるが、他の瓦窯跡もしくは、平安京跡内からは、これまで知見にほんどのぼらぬ資料といえる。興味深いことはNS 102は、NS 101を手本とし、NS 103はさらにNS 102を手本として、モチーフを作成したものであることは第85図で明瞭であろう。

軒平瓦のモチーフは下記のように5系統に分類しうる(第87図)。いずれも中心筋りをもつ均整唐草文軒平瓦である。

- ① 中心に山形をいれる系統。
- ② 中心筋りに爪風を呈する系統。
- ③ 中心筋り
- ④ 中心筋り
- ⑤ 中心筋り

①の系統 NS 202A, NS 202B, NS 206B, NS 206A

②の系統 NS 207, NS 208 → NS 201

③の系統 NS 205B, NS 205A
↑

④の系統 NS 209, NS 210

⑤の系統 NS 204, NS 203

①の系統は、モチーフに退化は認められるが、祖型として東大寺式軒平瓦が製作時工人の頭にあったことは確実である。NS 202 Aは岸部瓦窯跡出土品と同範である。しかし第1節に述べたが、細部の手法で岸部瓦窯跡出土例とは異っている。NS 206 A・BはこのNS 202 Aの亜型式と考えられる。範型はいざれもB型である。

②の系統 岩倉幡枝瓦窯跡では、NS 207の同範瓦が出土し、縁釉が認められる。軒丸瓦①-A系統の瓦とセットを構成して東寺觀智院では所蔵されている。軒丸瓦②とセットを構成したかどうか不明。軒平瓦①の系統の退化ともみられよう。範型はいざれもB型である。

③の系統 NS 205Aは、岸部瓦窯跡出土品と同範である。NS 205Bとモチーフとしてどちらが先といえようか。Aには瓦当中心、向って右に間枝が范傷でくっついている。いざれが先か岸部瓦窯の操業の年代とも関連して重要なが、問題を残しておきたい。

NS 201は、このNS 205 A, BとNS 207とを頭においてつくりあげられたモチーフであることが明瞭である。範型はともにB型である。

④ NS 210は③に近い。むしろ唐草の工合からすれば③にいれた方がよいかも知れない。NS 209はむしろNS 207と関連させて系統を解消しうるかも知れない。範型はB型である。
⑤ NS 204とNS 203は破片では珠文の間隔の異なることでしか見分けがつかない。長岡宮式

瓦に類似のモチーフをたどりうる。範型はNS204がA-I型、NS203はB型である。

以上のような軒瓦のモチーフから軒丸・軒平瓦のセットをつかまえることは推定し得ても確實とはいえない、保留しておきたい。ただ各時期の異なる系譜の瓦が、祖型として考えられることは、西賀茂瓦窯操業時に勤員された瓦工人の背景に異なるものがあったことを示しているといえよう。

(6) 同范瓦における瓦当文と筒の対応関係

同範の軒瓦については、問題の存することを先に述べた。ここでは、瓦屋という造瓦工人の組織体において、工人がどのような動きをしていたか検出し得ないかどうかの観点から、再度、同范瓦、特に軒丸瓦をとりあげる。その視点は、同范軒丸瓦において、瓦当面に対して筒がどのような位置関係にあるかの点よりみた検討である。

資料として西賀茂発掘出土品以外に、平安博物館で所蔵・保管している平安京出土品をも使用した。出土点数が少なく、必ずしもすべてについてといいきることはできないが、9世紀中頃までの代表的な西賀茂瓦窯跡出土瓦においては、以下の諸点を明らかにしうると考える。

① 同范軒丸瓦に於ては、瓦当文と筒の対応関係をみると、a型とa+180°型の存すること。検出し得た瓦すべてに共通することである。このことは瓦当文に対し、筒が互いに正反対に位置するような瓦が、同范瓦のうちに存していることを示している。

② NS101に端的なごとく、この両タイプは、胎土・焼成・色調に関しても顕著な差違が認められ、なかでも瓦当裏面の整形の仕方が、明確に2大別しうるという特色を存するものがある。

のことから2つの点が問題としうる。すなわち、

④ 瓦の範が、円形もしくは方形であったか。また範の一部に筒の位置を明示する目印のようなものがあったかどうかといった範型に関する事。

⑤ 同じ範型を使用した工人は、すべて同一人であったかどうかの識別に関する事。

⑥ については、同范軒丸瓦の筒の位置が、ほぼ正確に180°異なるものが、検出し得たすべてについて認められることから、範型は円形であるよりもむしろ方形一あるいは長方形一の範である可能性が高い。また、範型に筒の位置に対応する、目印のつけられていた蓋然性が高いことなどが考えられる。

⑦ 対象とした軒丸瓦が、それぞれ同范品中において、一定時期（同一時期）の所産であるならば、少なくとも同じ範を用いて最低2人一（といいい方がわかるければ）少なくとも2系統の工人グループの工人が、軒丸瓦の製作に従事したことを示していると考える。

製作時間を異にしたと考える場合に於ても同范軒丸瓦中には、工人の手の異なるものがあったことを示しているといえよう。「官」の字をもつNS109の瓦において、範型の傷からみて、先に製作された瓦は、屋根において「官」字が天地逆になる。このことは、後の時代一特に平安時代末～鎌倉時代、俊乗房重源などの影響のもと一に盛行したといわれる東大寺、興福寺などの寺銘いりの瓦とは異なるところで、第3節に触れた「官」字の解釈に一考を与えるものとな

るかもしれない。

(7) 同範軒瓦からみた瓦窯群相互の関係（第59図、第10表）

軒瓦の個別の解説のところでのべたように、各瓦窯跡からは群をこえて共通する同範瓦の出土が知られた。この点を目安にして各瓦窯群が相互にどういった関係にあったのかを検討しておきたい。ただ出土瓦は種類も数も限られており、また瓦窯跡に遺棄された瓦は直接その瓦窯で生産されたものとは即座に断定しがたい点など、資料的に問題もあるのであまりつきつめたことは考えない方がよいのかも知れない。ここではそれらのことを承知の上で現在の知見の範囲で検討したものであることを最初におことわりしておきたい。いずれ別稿で、平安時代中期まで含めた洛北官窯系の瓦屋のあり方を検討したいが、それへの第一段階のつもりである。

平安時代の瓦のことを考える時、まず重要な位置を占めているのが、大阪府吹田市岸部瓦窯出土瓦と、大阪府枚方市牧野瓦窯跡出土瓦であろう。後者はひとまず検討を将来にゆだねるとして、ここでは岸部瓦窯跡より出土している瓦を検討しておきたい。報告されている資料に基づけば、ここでは軒丸瓦4種・軒平瓦5種が出土している。これらは大別して4つのグループにわけられる。

第1は緑釉単弁八葉蓮華文軒丸瓦と緑釉均藍唐草文軒平瓦の組み合せである。これらの瓦を祖型として、モチーフにやや便化の痕は認められるが、西賀茂醍醐の森瓦窯跡出土の（緑釉）単弁八葉蓮華文軒丸瓦（N S 111）が生みだされ、醍醐の森瓦窯跡で軒平瓦は出土していないが、軒丸瓦が同範であることよりみて岩倉幡枝瓦窯跡で出土している一対の緑釉軒瓦が造られたものであることは明らかである。

第2のグループは、N S 154 A、N S 202 A、N S 205 Aと同範の瓦である。ただこれらの瓦のうち先述した如く、岸部瓦窯跡出土のN S 202 Aと同範の瓦は、側面に縄目叩きの痕を残さず、西賀茂出土のN S 202 Aでは側面に叩きの痕を留めているといったちがいが認められた。

第3のグループは、単弁十六葉蓮華文軒丸瓦である。この瓦を祖型として、N S 110が造りだされたと考える。

第4のグループは、均藍唐草文軒平瓦2種であるが、これは岸部瓦窯にのみ出土が知られ、山城北部の瓦窯跡ではこれまで同範瓦が出土していない。また平安宮内より出土する同範の瓦をみても、胎土・焼成・つくりより判断してすべて岸部産のものが選ばれたものといいうる。

この岸部瓦窯より範を移し、あるいは岸部瓦窯の瓦のモチーフを祖型として出現した瓦を焼いたのが、まず西賀茂醍醐の森瓦窯と考える。醍醐の森の瓦はこれまでの資料でみると大別3グループにわけられる。

第1は先述した岸部瓦窯の緑釉軒丸瓦の影響を受けて造り始められたと推定される N S 111 である。同範であるが、範傷のあり方よりみて時期の遅れるものが岩倉幡枝瓦窯跡で出土していることは先述し、またすでに別稿で述べておいた。幡枝ではこの軒丸瓦と一対をなす緑釉均藍唐草文軒平瓦も出土しているが、この瓦もすでに醍醐の森の段階で製作されていた可能性が高い。

第2のグループは、NS 202AとNS 205Aで、これらは岸部で用いられていた範がもち運ばれてきて、この地で製作されたものといえる。ただ先述した如くNS 202Aでは側面に糸目叩き痕を留めており、範は運ばれても製作した工人(グループ)は岸部とは異なるのかもしない。

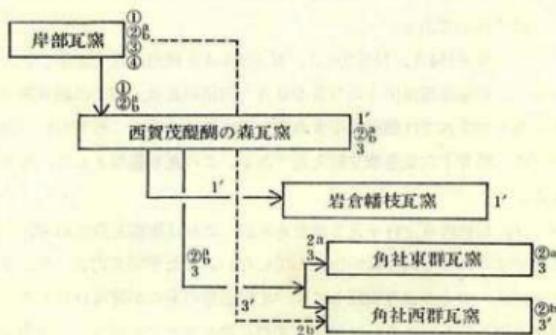
第3のグループはNS 107, NS 204, NS 206Aである。これらのうちNS 206Aは、岸部瓦窯出土のNS 202Aと同範の瓦よりモチーフは由来したとも理解しうるが、他は関係をもたず、これらはこの段階で、醍醐の森瓦窯において製作されたものと考える。

ついで同範瓦のあり方をみると、醍醐の森瓦窯跡出土の先述した3グループの瓦は、範が別個の新しい瓦窯に運ばれ、醍醐の森瓦窯そのものは解体したと推定される。すなわち第1のグループは幡枝瓦窯に範が運ばれそこで製作されだす。

第2のグループのうち、NS 202Aの範は角社東群瓦窯へ運ばれる。ここでも瓦の側面に糸目叩きの痕を留めているので、この際はそれを使用していた工人(達)も移動した可能性が高い。一方NS 205Aの範は、角社西群瓦窯へ運ばれ製作されたと考える。なおごく少数ではあるがこのNS 205Aの瓦は角社東群瓦窯でも出土しているが、数量的には圧倒的に西群瓦窯の方が多い。東・西両群の瓦窯跡の関係は後にあらためてのべる。

さらに第3グループはすべて範が角社東群瓦窯へ移されたと判断される。

したがって以上のべてきたことを簡単に図式化すると範の動きからみて以下のよう変遷のあったことが推定されよう。



問題は角社東・西両瓦窯跡出土の瓦のあり方をどう理解するかにあるが、ここであらためてそれぞれの群で出土している瓦を分類してみると以下のような結果を得た。

角社東群瓦窯跡出土の瓦は、大別すると4グループにわけうる。

第1は、NS 107, NS 202A, NS 206A, NS 204である。これらはすべて醍醐の森瓦窯より範を移したものである。なおNS 203はNS 204とモチーフが接近しておりこのグループに入るとしておきたい。

第10表 型式別同范瓦出土遺跡一覧表

●総論

出 土 地 型式番号	瓦 窯					平 安 宮				寺 院				そ の 他	
	西東 賀茂 茂 I 社号	西東 賀茂 茂 II 社号	西賀茂 角社 西群 社号	西賀茂 角社 鎮守殿 社号	岩倉 櫛枝 部	朝堂 院	豊樂 院	内裏	その 他	東寺	西寺	北白川 庵寺	北野 庵寺	広隆 寺	
NS 101	○	○													
NS 102	○														
NS 103	○														
NS 104	○														
NS 105	○											○			
NS 106	○														
NS 107	○						○	○	○			○			
NS 108	○						○	○	○			○			
NS 109			○	○			○	○	○			○			
NS 110							○	○	○						
NS 111					○	●	●	●	●						
NS 151A	○	○					○	○				○			
NS 151B		○					○	○							
NS 152A		○					○	○							
NS 152B	○	○					○	○							
NS 152C		○					○	○							
NS 152D		○					○	○							
NS 152系		○				○	○	○	○			●	●		
NS 153	○	○					○	○	○			○			
NS 154A	○						○	○	○			○			
NS 154B	○						○	○	○			○			
NS 155		○					○								
NS 156		○					●								
NS 201	○	○			○										
NS 202A	○	○			○		○	○	○	○		○			
NS 202B			○				○	○	○						
NS 203	○	○	○				○	○	○			○			
NS 204	○	○	○				○	○	○						
NS 205A	○	○	○				○	○	○			○			
NS 205B	○		○				○	○	○			○			
NS 206A	○				○		○	○	○			○			
NS 206B			○		○		○	○	○			○			
NS 207			○	○	○	●	○	○	○		●	●	○		
NS 208			○	○	○		○	○	○						
NS 209			○	○	○		○	○	○						
NS 210			○				○	○	○						

○平城京東三坊大路

○河内百勇寺

○二条城前

○御池御小路

○淳和院

○長岡京左京三条二坊

○乙訓寺

○指城下立売上ル

○羅城門

第2は、NS154A・BとNS205A・Bである。岸部瓦窯に同范をもつNS154A、NS205AをプロトタイプとしてそれぞれB型式が出現したのではないかと推定されるが、これらは角社西群瓦窯跡でも出土し、どちらかというと後者の出土数が多く、基本は西群にあると考えておきたい。なおNS154Aは岸部瓦窯の瓦と同范であるが、これまでのところ醍醐の森瓦窯では出土していない。しかし范はすでに移されていた可能性が高い。

第3のグループはNS151AとNS152D・NS153である。前者はモチーフ、造りよりみて西群瓦窯のグループと親縁関係強く、後者は西群瓦窯で主として生産されたものといえよう。

第4のグループはNS101、NS102、NS103、NS104、NS105、NS106、NS108とNS201で、これらは東群瓦窯独自の瓦といえる。しかもモチーフからみて、例えばNS101→NS102→NS103は明らかである。

従って東群瓦窯での瓦のあり方は、醍醐の森から范を移したものと、東群瓦窯独特のものとに大別し得、一部の瓦が、西群のものと共通するが、数量的には少ないと整理できようか。

では角社西群瓦窯での瓦のあり方はどうか、ここでも瓦は大別して4グループにわけうる。

第1は岸部瓦窯さらに醍醐の森瓦窯を経由して范を移し、あるいは岸部瓦窯の瓦をプロトタイプとして亞型式をつくりだしたと考えられるもの。NS154A、NS205A、NS210とNS110とNS202Bがこれに相当する。

第2は造東大寺司の工人の動員の結果工夫されたか、あるいはそこまでいわなくとも東大寺軒瓦にモチーフの近いグループ、NS152A、NS152B、NS152CとNS152D、NS207、NS208、NS206Bをあげ得ようか。

このうちNS152C系とNS207は范を移して模倣にあり、ここでは縁粧がつくられている。一対のものが東寺般智院藏品にあることは周知のことである。

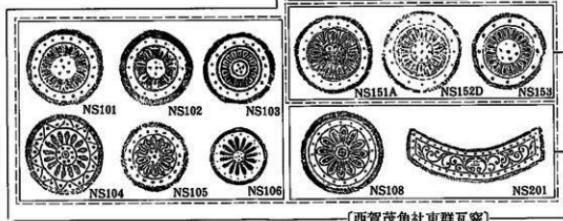
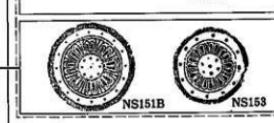
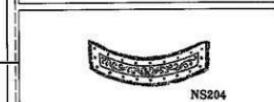
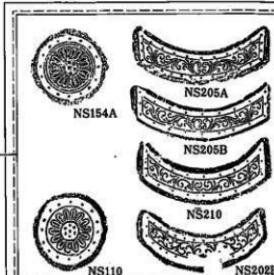
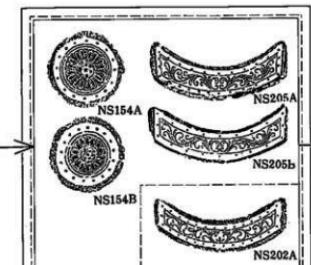
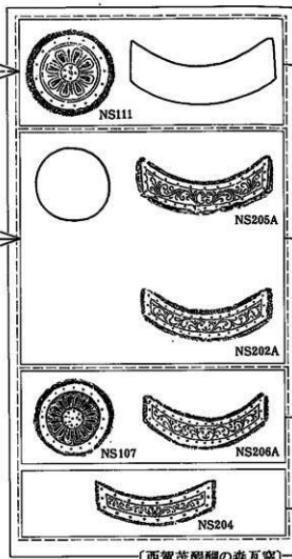
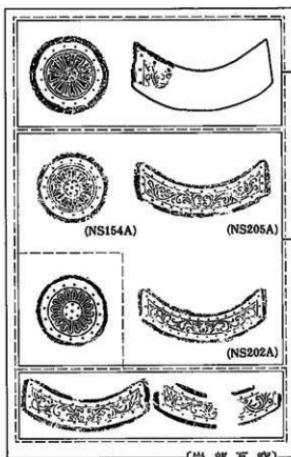
第3のグループはNS107、NS153、NS151Bで、前二者は角社東群と同范、最後のものは角社東群出土のNS151Aのプロトタイプともし得よう。出土数がNS153の場合、西群に多いことは先に述べた。

第4のグループはNS109、NS155、NS156、NS209で、これらは西群独自の瓦とし得よう。

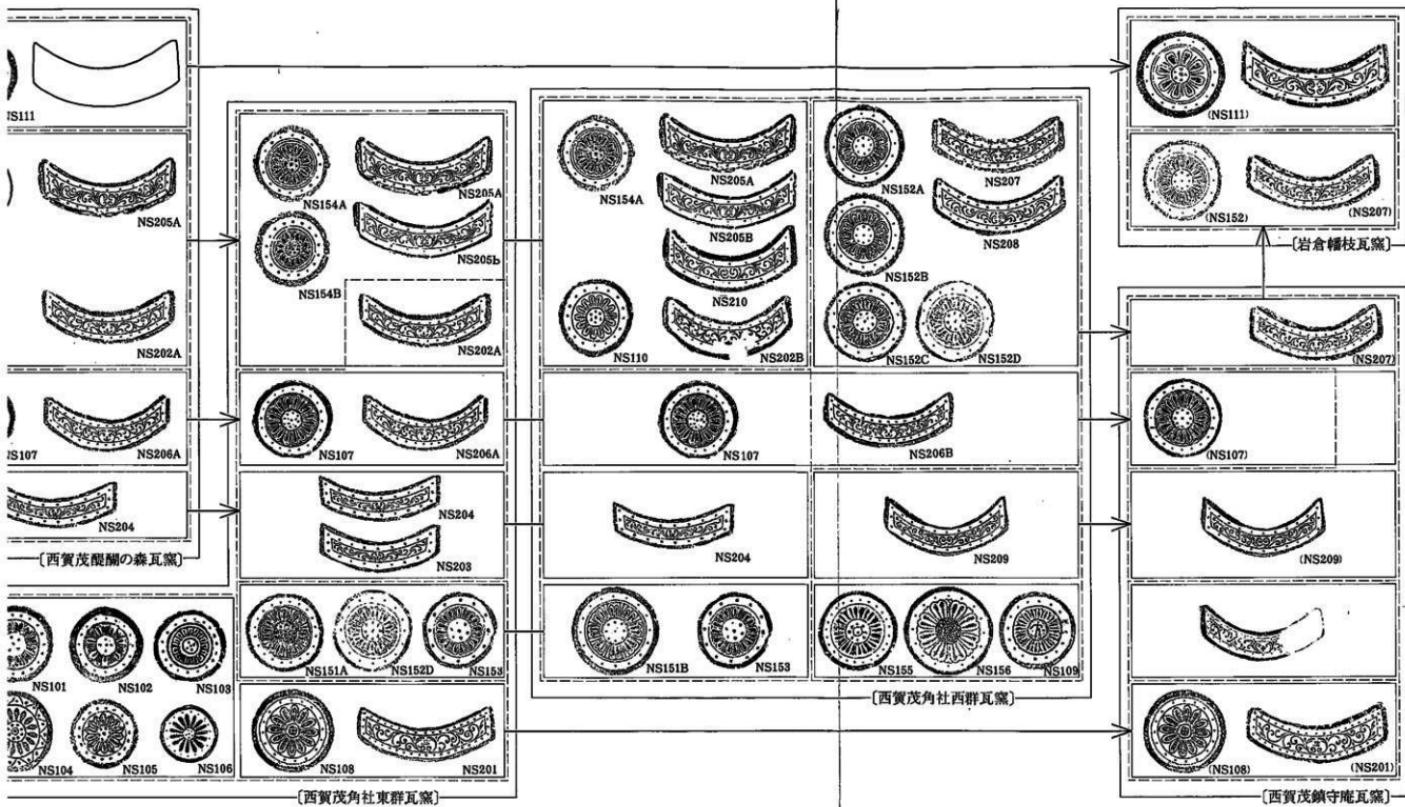
従って、角社東西両群の瓦のあり方を整理すると、まず醍醐の森瓦窯から代表的な范を移して（東群ではNS202A、西群ではNS205A）瓦造りを始めた段階、この時、同時に西群では（東寺造営に關係する頃か、あるいはそれに先立つ段階）東大寺式軒瓦のモチーフをうけついで瓦をつくることがあった。

ついでそれらの亞型式がつくれられ始め、その段階になると、両瓦窯に共通するものの一方ではあるが（NS107、NS153）他方ではそれぞれ独自の瓦をつくりだす傾向（代表例として西群ではNS109、NS209、東群ではNS108、NS201）があるといえる。

両者に共通するもののあることは、東西両群がそれぞれ相似した時期に操業しながら互いに地域的に近いこと、その他もあって相互の窯を製品を焼成する際には利用しあったものか、ある



第59図 出土瓦からみた各瓦窯の相互関係



第59図 出土瓦からみた各瓦窯の相互関係

いは岡者とも数の少ないものは、墻体その他に、運んできて利用されたものかともおもえる。

最後に角社西群瓦窯跡よりさらに西方約200mの別の丘陵の麓に、鎮守庵瓦窯跡群が存在する。南群では3基、110m離れた北群では4ヶ所の灰原が確認されている。南群のI号窯は平窯とはやや構造を異にしていた。出土した瓦はごくわずかしか知られていないが、ここでは大別3グループに整理しうる。

第1は中心に「中」銘をもつ均整唐草文軒平瓦であり、ここでしか出土していない。

第2は角社東群瓦窯跡と同范の瓦、NS 108、NS 201である。

第3は角社西群瓦窯跡と同范の瓦、NS 207、NS 209である。なお角社東西両群と共通するものとしてNS 109も出土している。

他の角社東西両群と共に第2・第3グループについては、範の移動を考えておきたい。
したがって角社東西両群瓦窯一鎮守庵南北両群瓦窯への操業の移行が推定し得よう。

以上のように同范瓦を中心として、それぞれの瓦窯群での瓦のあり方を整理してみると当時の瓦屋での範のあり方、ひいては瓦屋のあり方がおぼろげながらもこれまでより理解が深くなるのではないかといえよう。

岸部瓦窯が活動していた下限は不明であるが、何らかの理由があって平安京(宮)に近接した洛北に造瓦機械を設置しなければならなくなったら、一部の範一工人達の動きがこれにともなったかどうかはおくとしても一を運んで新たな瓦窯の中核を形成せしめたことは端的にいえよう。平窯の構造そのものも、岸部のものと西賀茂のものでは基本的に一致しており、指導的立場にある工人達の動いた可能性は強い。ついで醍醐の森では一部新しい瓦はつくりだしたもの、その種類は多くない。これは縁釉に関係したものが早い段階で幡枝へ動き、他は角社東西両群へ、範をもったまま移行してしまい、はやい段階でこの瓦窯(群)は解消したものと判断される。なぜ移行したのか、あるいは解消したのかその理由としては土のよさと、水と燃料の問題、窯の開かれた立地、供給先との距離・搬出の便・不便など種々なことが考えられよう。

角社東西両群は地理的には同じ丘陵の東西に位置し、距離的には70~80mの間にあり非常に近い。醍醐の森より移行した工人達の一派は、同時に窯を開き、互いに範をかしあう、あるいは製品を互いの窯で焼きあうということがある時期にあったのかも知れない。ただ西群の主流をしめる瓦はどちらかといえば東大寺系の瓦の流れをくむものであり、これを醍醐の森瓦窯から移してきた範との前後でとらえることは現段階では困難である。しかしいずれにしろ当初は互いに共通するものをもっていたが、次第に東・西両群の独自性を強めていったと解しうる。ただ強めたといっても、もう一つ上の段階では一つの組織体の中にとらえられており、その形態を維持したまま、鎮守庵南北群へ移行したといえよう。

縁釉同范瓦の動きをみると、NS 152系とNS 207は西群とか鎮守庵ではいまだ確実なものはみないが、幡枝では縁釉としてつくられている。岸部→醍醐の森→幡枝といったNS 111とそれに対をなす軒平瓦の動き方をみても、縁釉瓦を生産するのにたずさわった工人達は、無施釉の軒瓦をつくる工人達とはまったく別の動き方をしていることが推定しうる。彼等は造瓦工人グループの中にあっても特殊な位置を占めていたのではなかろうか。

N S 156 は角社西群には釉が施されていないが、平安宮采女町跡では緑釉のものが出土しておりこの瓦も将来、幡枝附近で出土する可能性は高い。

以上のことから、別の地域に新しく瓦窯群（瓦屋とこれをとらえてもよからうか）を開設するに際しては、一つの瓦屋がまるまる別の地域へ移るのではなく、一部の範が移された（それにもなって工人の一部も動いたであろうが）。そしてその範を用いて軒瓦を造ると同時に、それにモチーフ・造瓦技法の由来する瓦が新たに造り始められるといった構成をとっていたことが判明したといえよう。

時には以上の他に、まったく別系統の範をもった工人達も別の瓦窯から移され一つの瓦屋を形成していたことが、推測しうる。

さて以上の結果より次のようなことが推定しうる。

まず第1に岸部・幡枝をも含めて、種々錯綜した関係に同範瓦はあるが、モチーフの系統と、そのバリエーションと瓦窯群でのあり方を加味した場合、当初岸部で使用されていたうちの範の一部一軒丸瓦1種、軒平瓦2種のみが、西賀茂に運ばれた。岸部の瓦でも西賀茂の同範例をみぬものもあることより、一部範の西賀茂に運ばれた以後、岸部の操業がストップしてしまったかどうかは、断定し得ない。この際、範は移され、一部工人の移動も考慮されても（工人の移動は、群ごとに細部の瓦窯構造に変化はあるとしても、大筋に変化のない平窯を築いていることから考えられる、あるいはこの平窯構築の采配は工よりも上のクラス、将領もしくは長上工の移動のみを考慮した方がよいのかも知れぬが、これは後で考えることにしたい。）実際、範の作成、丸・平瓦をも含む直接瓦製作に従事した工・夫のクラスの人々は、すべて岸部の工人を移動したのではなくて主力は西賀茂附近に在地していた須恵器工人達を使用した可能性の推定されること、N S 202 A の側面に西賀茂一帯の出土瓦のみ縋目の痕を認める点から類推しうると考える。

また角社東西群瓦窯から鎮守庵南北群への移行が認められるならば、少なくとも現在判明する限り、岸部瓦窯でのあり方も考慮して3～4基1群が1単位となり、同時に2単位が操業されていたのではないかと推定しうる。

奈良後期の段階では、例えば天平宝字三歳（759）の「造東大寺司造瓦所解」には、（将）領2人、瓦工8人の姓名があげられ、天平宝字六歳（762）三日一日の「告解」にはさらに仕丁18人が算定しうる。

いくつかの資料からの推論は、いずれにしろ奈良後期の造東大寺司の瓦屋の構成は、司工（将領・瓦工）と仕丁、もしくは司工と雇工の両者形態の存在したことを示している。小林行雄氏は、これらは2烟の瓦屋に相当するもので、1烟いいかえれば1基の瓦窯には、将1人、工4人、仕丁（雇工）9人前後の人数を必要としたものと解する。

下って10世紀初頭の『延喜式』木工寮作瓦の条には、

工二人。夫八十人。作瓦窯十烟、煙別工四人、夫八人、焼雜瓦一千枚料。

薪四千八百斤

とある。

平安中期初頭では、造東大寺司造瓦所の1烟の工人の割合は、比率的には変化はないが、瓦窯の数が5倍になっていることが推定されている。

両者の中間を示す、西賀茂の段階すなわち8世紀末～9世紀初頭の段階での造瓦工人の組織は、文献のように、それに従事した工人の数を割りだすことはできないが、4基一群の瓦屋があり、その2単位が一つにまとめられて操業されていた蓋然性は高いということが結論づけられよう。

なお最後につき加えれば、在地の須恵器工人であらたに瓦工もしくは夫として勤務されたものは、蔽田嘉一郎氏の御教示¹³⁾によれば、鴨氏の神人であった人々で、前引『類聚三代格』承和元年条型作子島の鳥は島の書きちがいで八咫鳥鴨氏の一族であろうかとのことである。NS 101の瓦当面に露出している須恵器片の細碎がわり、あるいは、須恵器をも造瓦工房周辺で製作していたものの（須恵器の細片で時期は不明であるが）まじったものか、その工房におけるあり方を考える時、彼らが、土師器生産を荷っていた羽東（師）部→泥部→波都加此乃友造一のまた一分派であったと推定する際のよりどころを与えるものとなるかも知れない。

（近藤喬一）

註

- 1) 高橋美久二「長岡京左京三条二坊の調査」（『京都考古』第11号、1975年）。なお平城京東三坊大路側溝中よりも、NS 202Aと同窯の岸部製品と推定される瓦が出土している。
- 2) 柳江門也氏の御教示による。
- 3) 木村捷三郎「平安中期の瓦についての私見」（財団法人古代学協会編『延喜天慶時代の研究』所収、1969年）。
- 4) 近藤喬一「平安時代の文字瓦について」（『古代文化』第25巻、第2・3号、1973年）。
- 5) 註4参照。
- 6) 西田直二郎「津和院舊蔵」（『京都府史蹟蹲地調査会報告』第8編、1927年）。
- 7) 『鎮守庵瓦窯跡概報』。
- 8) 註4参照。
- 9) 近藤喬一「平安京古瓦概説」（『平安博物館編『平安京古瓦図録』、1977年）参照。なお第8章の第1節～第4節までは一部この概説と重複しているところのあることをお断りしておきたい。なお本稿は51.1.13稿了し52.8.10補稿了である。
- 10) 註3参照。
- 11) 星野龍二氏の平安博物館における「瓦の会」での発表（昭和49年2月27日）。
- 12) 昭和50年5月11日に行われた、日本考古学協会昭和50年度総会に於て、「瓦の範と瓦当の関係」と題して研究発表をおこなった。
- 13) 蔽田嘉一郎「羽東部の森」（『續日本紀研究』第134号、1967年）。

第二部

西賀茂醸醸の森瓦窯跡

はしがき

昭和48年12月、京都市北区西賀茂において、西賀茂土地区画整理組合が区画整理の工事を行っていた所、同区西賀茂川上町3番地、通称「醍醐の森」の東斜面で瓦窯跡が1基発見された。遺跡附近には道路が作られたが、その道路の東西両側に側溝を作るため幅1.2m、深さ1m以上の溝が掘られた。このため本瓦窯跡がそれにかかり一部破壊されたのであるが、道路中央部は地表面をうすく削っただけであったため、その部分は破壊をまぬがれていた。破壊された部分は全体の約5分の2におよび、おびただしい量の焼土、平瓦、丸瓦片が散乱していた。瓦の多くは小片となっていたが、それらの瓦片から、この瓦窯は平安時代でも古い時期に相当するものと考えられ、本瓦窯跡南方に広がる西賀茂角社瓦窯跡や鎮守庵瓦窯跡と共に一大造瓦地帯を形成する一支群の一つであることが推定された。また本瓦窯は、単に古代瓦窯のあり方や生産力の問題についてだけでなく、平安宮造営に関係するものとして極めて重要な意義をもつものと考えられた。古代学協会はその重要性にかんがみ、昭和48年度文部省科学研究費総合研究A「平安宮跡の総合的研究」計画の一環として発掘を行った。

調査は昭和48年12月3日より同月15日まで行われ、担当者、調査員等は次のとおりである。

調査担当者 上野 佳也・寺島 孝一・松井 忠春

調査補助員 谷口 俊治・藤井 和男(以上、大谷大学)、寺田 行夫(京都産業大学)

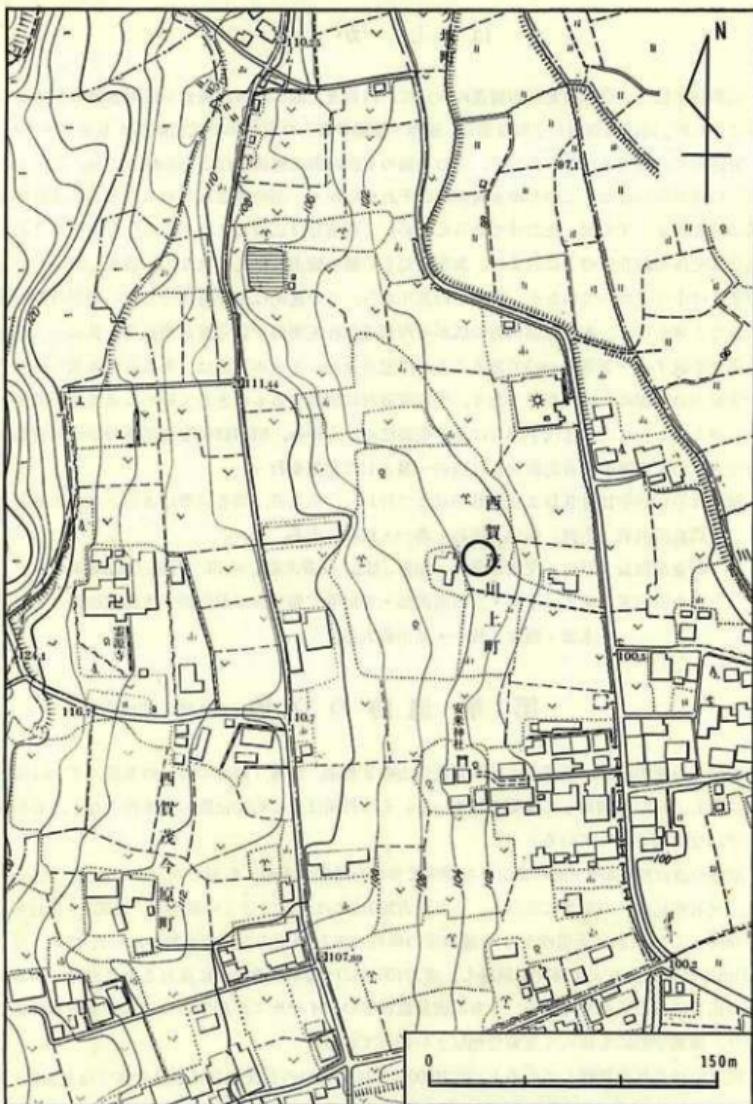
調査協力者 橋本 庄次・吉田辰次郎・吉田竜太郎・吉田源之助・生島徳次郎・吉田格太郎・橋本 政一・品川仙太郎

第1章 遺跡の立地(第1図、図版第75上)

醍醐の森瓦窯跡は、京都市北区西賀茂川上町3番地、通称「醍醐の森」の東端、標高102mに位置し、斜面を利用して構築されている。その斜面は東に約30m降って水田となり、北側も緩やかな斜面となっている。

醍醐の森は標高479.8mの城山から東南に伸びた尾根の東端、船形の送り火の船山(標高313m、別名妙見山)の東麓にあたる。また西方200mには一絲文守〔佛頂國師〕(1608~1646年)を開山とし、後水尾天皇ゆかりの臨済宗の禅院である清涼山靈源寺が静かにたたずみ、南方120mには由緒ある安来神社が鎮座し、東方400mには鴨川が清らかに流れる絶景の地にある。森の広さは八千数百平方mで、うちに樹齢数百年のシイやモミが群生している照葉樹林群落であり、植物学的にも極めて重要な地域といわれている。

附近の諸遺跡を概観してみると、南方500mには先述の西賀茂角社瓦窯跡や鎮守庵瓦窯跡¹⁾、南々東800mには平安時代中期の大宮河上瓦窯跡、東方3kmには官窯として著名的な幡枝栗栖野瓦窯跡²⁾等をはじめとして、そのほかに船山、大深の岡須恵器窯跡もあり、周辺地域一帯は古代において一大窯業地帯を形成していたと推定される。それはおそらく、洪積世において本地



第1図 保原の森瓦窯跡 位置図

域一帯の標高110~120m附近に、旧山城湖が形成した湖成段丘が広がっていて、洪積層が堆積し、その粘土が良好な蒸葉原料となり、またこの附近は燃料も入手し易かったことによるものと考えられる。

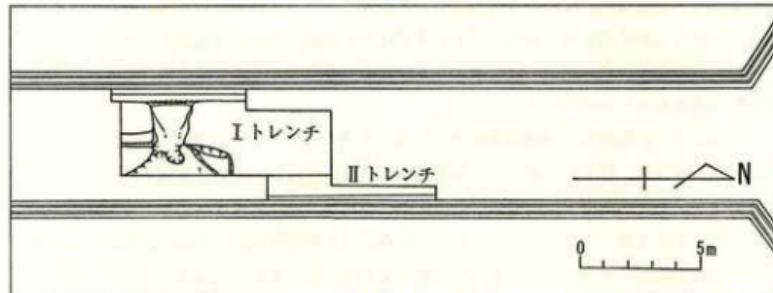
本瓦窯跡附近では窯跡以外の遺跡は明らかになっていないが、附近の水田中に須恵器片や土師器片の散布が認められ、住居跡等の遺跡の存在が十分考えられる。

第2章 調査経過

焼土及び瓦片が最も多く、かつ集中的に散布している地点を中心に、南北約5.2m、東西約3.6mのIトレンチを設定し調査を開始した(第2図)。

まず表土を約15cm程剥ぐと、焼土が約3.0×2.5mにわたって現われた。次に焼土の排出作業に取りかかったが、道路側溝からみて壁面の穹窿部が崩壊する危険が考えられたため、上面で検出した両壁面瓦の先端部より垂直に掘り下げていった。その結果、道路側溝の断面から推定されていた燃焼室の状況が明らかになっていたが、燃焼室天井部はすでに崩れ落ち、燃焼室内にはその天井を構成していたと考えられる焼土と瓦が充満していた。しかし、焚口部より前庭部にかけては灰層や瓦はそれ程多量にはみられなかった。なお、本瓦窯跡の全容を明らかにするため、調査期間中本瓦窯跡の道路西側の民有地の発掘調査を希望したが、その要望が満たされぬまま本調査は終了した。その部分には焼成室の奥壁部がなお存在している可能性があった。

次に本瓦窯とは別に、近くに他の瓦窯跡の存在が考えられたため、道路東側の側溝に沿って南北約4.5m、幅1.5mのIIトレンチを設定し調査を行った。表土下約90cmまでは焼土や瓦と共に近世の遺物を包含した擾乱層で、これは区画整理工事の際にブルドーザーによって削平された土を埋めたものと考えられ、その中から平安時代の軒平瓦や丸瓦片、平瓦片が出土した。それより下は比較的安定した層序を見せ、丸瓦片が発掘された。そして表土下約1mで、ややつき固められた黒褐色粘質土層にあたる。その上面からは軒丸瓦(N S 111)が完形で出土した。このレベルが本瓦窯の前庭部とほぼ同じであることから、この面は瓦の製作場と関連があ



第2図 醍醐の森瓦窯跡 トレンチ位置図

るのではないかと考えられる。さらにその性格を把握するため、トレンチを両側に約2.5m拡張して発掘を行ったが、擾乱が著しく、性格を明らかにすることはできなかった。ただ瓦の保存状態は良く、丸瓦片、平瓦片と共に軒平瓦（NS202A、NS205A）が2点出土した。

この調査に加えてさらに、本瓦窯跡附近の遺物の散布状況を調査した結果、他の瓦窯跡の存在を裏づける焼土が、本瓦窯跡南方の西側斜面に認められた。本瓦窯跡の東側は一段と低くなり低湿地となっているから西側の民有地の南側斜面に他の瓦窯跡が存在することは十分考えられた。

調査は、雪の舞い散る冬の寒風のもと12月15日まで、発掘、測量、資料収集等を行って終了した。

第3章 遺構

先にも述べたごとく隔壁部より焼成室に至る間は道路の側溝による破壊をうけ、さらに焼成室の後方は民有地で未発掘であるため、ここでは発掘できた燃焼室、焚口、前庭部のみについて記しておく。

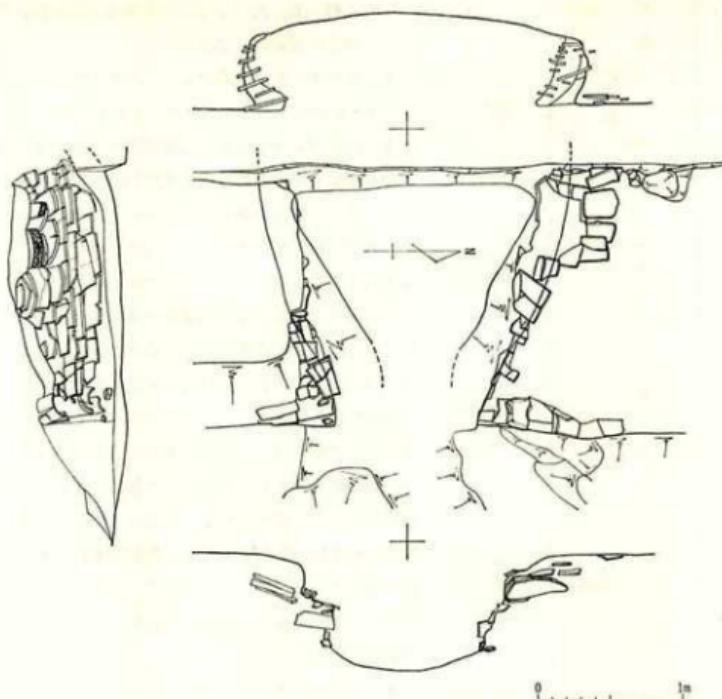
本瓦窯は、主軸をE-Wに取り、標高102~104mの傾斜面を利用して、灰褐色の地山を掘り下げ、スサを混入しない粘土と、半截平瓦及び丸瓦を交互に積み重ねて壁面を構築した、いわゆる「半地下式有牀平窯」に属する。

燃焼室（第3図、図版第75下～78上）は、平面逆三角形を呈し、その壁面は、後述するb、c類のやや薄手の半截平瓦や丸瓦と粘土とを交互に積み重ねて築かれていた。その規模は奥壁幅約2.4m、焚口から奥壁まで約1.7m、現存高75~85cmであった。床面から約30~35cmまでは粘土と瓦が交互に重なり、瓦はその側面を壁面にそろえてへ状に使用されていたが、弧状になり始める部分すなわち北壁では床面より6段目から、南壁では5段目から、逆にへ状に使用されていた。しかもそれは平瓦の広端面を窯内に向けて、積み上げられていた。これはへ、の瓦を一対として持ち送りしやすくしたものと考えられる。なお南壁では後述するNS204の均整唐草文軒平瓦を用い、北壁でも瓦当面の剥落の著しい軒平瓦が用いられている。全体的に見れば、燃焼室壁面使用瓦の主体は平瓦・半截平瓦であるが、南壁では底面より2段目の中央部に玉縁を隔壁部に向かって、北壁では底面より5段目の中央部に、逆に玉縁を焚口に向けて後述するb類の丸瓦が用いられている。

天井部はすでに崩壊し、窯内に埋没していたため明確ではないが、出土遺物からみて、丸瓦、平瓦、軒丸瓦、軒平瓦を使用し、壁と同様な構築法を用いていたと推定される。

底面は平坦で、縦断面では隔壁部附近で約15°の角度で急に7~8cm立ち上っているが、これはそのまま隔壁部につづいていたと考えられる。南北の横断面からみると、床面中央部は凹み、両壁面に近づくにつれやや立ち上りへ状を呈している。床面の色調は、中央部では濃青灰色、両壁面附近は赤褐色で、中央部は堅いが、その周辺はやや柔かい。

焚口は幅約1.2mで、地山の傾斜面上に南北方向に丸瓦をへ状にし、広端面を窯に向けて4



第3図 横断の森瓦窯跡 実測図

段に積み上げ、その丸瓦の上に石を積み重ねて窯門としていたと考えられる。窯門の南端の部分は石が燃焼室の中に崩れ落ちていたためこの形は明らかでなかったが、北端の部分は原形をとどめていた。そこでは幾重にも重ねた瓦の上の石の上面にさらに平瓦を伏せてあった。石の上面は平坦であり、この石は表面がよく焼け白色になっていた。

前部の床面は、焚口部よりや立ち上りつつ、東に向って灰層が広がっていたものと推定された。前部にすてられた瓦の出土量は多くなく、ことに大型破片は認められなかった。

第4章 遺 物

出土遺物は瓦類が主である。燃焼室内からは軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、堺が、またⅡトレンチから軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦が出土した。そのほかに表土層内より摺鉢形土器を始めとした陶器類、土製人形、歎骨、寛永通宝が発掘されたがすべて近世後期以降のものであるため本項では省略することにする。

第1表 保留在瓦窯跡出土軒丸瓦計測表

単位mm. ()内は推定値、Kは周縁、Sは珠文

型式番号	名称	出土			内区			外区			胎			焼成			色調			體積			備考				
		中房 底径	中房 高さ	中房 幅	弁 区段	弁 幅	弁 高さ	内縁 幅	内縁 高さ	外縁 幅	外縁 高さ	文様	土	硬質	軟質	灰褐色	青灰色	良好	小石含む	小石含む	硬質	軟質	灰褐色	青灰色	備考		
NS107	単弁十六葉蓮華文軒丸瓦	177	52	(1+8)	35	17.5	(16)	27.5	11.5	(S22)	16	11	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文
NS111	単弁八葉蓮華文軒丸瓦	202	43	1+5	39.5	26	8	40	22	K1 S16	18	11	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文	素文

(1) 軒丸瓦(第4図-1~3, 第6図, 第9図, 図版第79, 第1表)

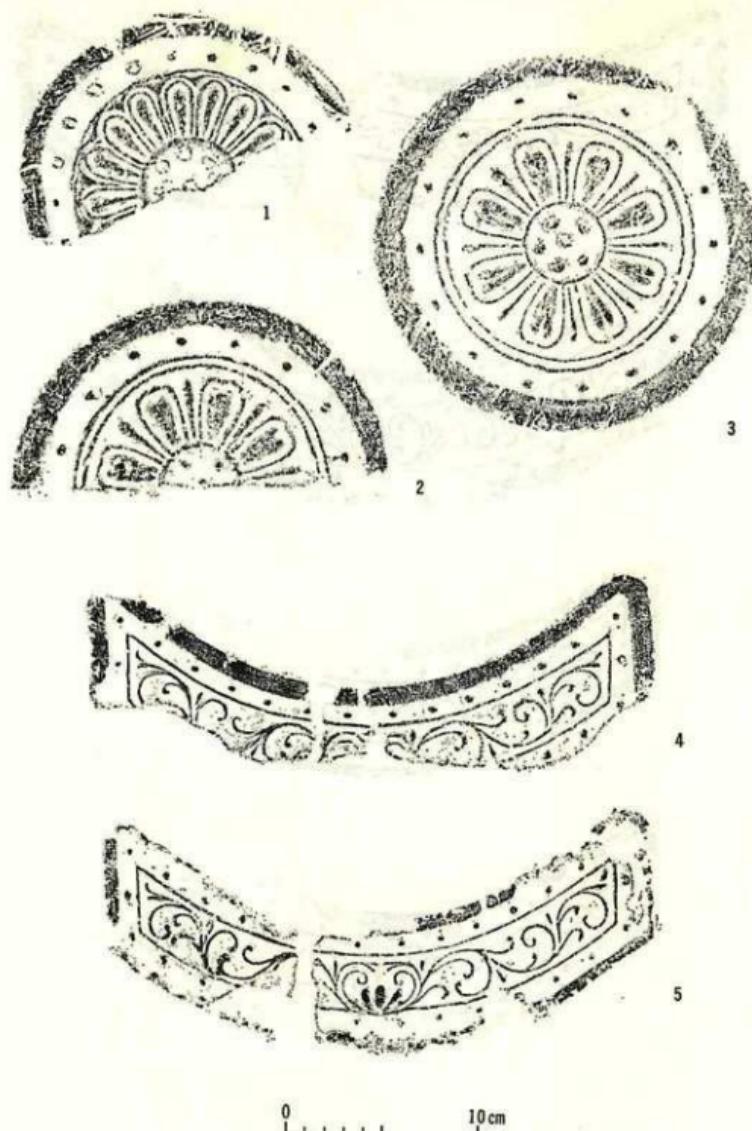
① 単弁十六葉蓮華文軒丸瓦(NS107) [第4図-1・第6図-1, 図版第79-3・4]

1つは大型破片で燃焼室隔壁部より、他の1つは焚口の上部から出土した。中房内に1+8の蓮子を配し、それを単弁十六葉の花弁が取り囲む。花弁は不ぞろいで、弁子が細く盛り上る。弁間文の位置は3花弁毎とは限らず適当に設けているようである。弁間文と界線との間隔はほとんどなく高低差のみで分かれている。外区の珠文は比較的小型であるが高さは高く、その一つは周縁と接続している。周縁表面は粗雑で、外周には範型痕が顕著にみられ、さらにヘラ削りされている。筒部凸面は縱方向にヘラ削り調整を施し、凹面には細かい布目痕がみられ、瓦当面との接合部にはヘラ先き痕や指ナデ痕が認められる。焼成は表面にひび割れが生じているほど堅緻であるが、筒部凹面は、焚口上部出土のものをのぞいては高熱を受けたためかもろくなっている。胎土は小石を含むが良質で、色調は灰褐色である。

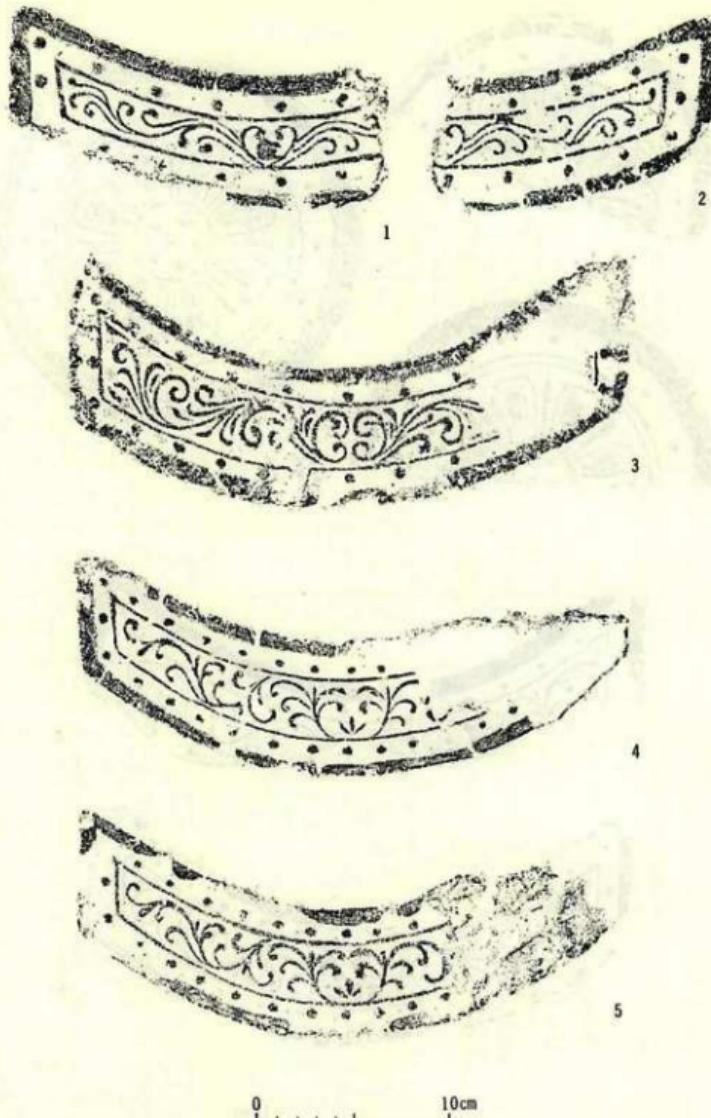
② 単弁八葉蓮華文軒丸瓦(NS111) [第4図-2・3, 第6図-2・3, 図版第79-1・2]

燃焼室及びIIトレンチより出土した。燃焼室内出土の軒丸瓦(第4図-2)は瓦当下半部を欠失するが、筒部は玉縁先端まで復元でき、全長は45.5cmである。IIトレンチ出土の瓦(第4図-3)は、瓦当部のみであるが、ほぼ完形である。

この型式の瓦は、平安宮跡出土の綠釉軒丸瓦として代表的な型式の瓦であり、1+5の蓮子を有する中房を、桜花形をした八葉の花弁が取り囲み、外区とは二重圓線で画している。珠文帯には16個の珠文を廻らし、その中の1つには範衛がみられる。外周には範型痕が顕著である。筒部の凸面は縱方向にナデ調整を施し、凹面にはきめ細かい布目痕が認められる。側面及び玉縁端面は丁寧にヘラ削りされている。焼成は2の表面は比較的堅緻であるが、筒部凹面はやや軟質で、



第4図 限欄の森瓦窯跡出土 軒丸瓦・軒平瓦 拓影（縮尺1/6）



第5図 駿府の蘇瓦窯跡出土 軒平瓦 拓影（縮尺1/6）

単位mm. ()内は測定値、Sは既文

第2表 森瓦窯跡出土軒平瓦計測表

型式番号	名 称	出 土 地	上端幅	下端幅	厚さ	内 区	外 区	脇 区	文深	微 長さ	胎	土 烧成	色調	體數	備 考
NS202A	均整唐草文軒平瓦	燃焼室	284	52	286	31	均整唐草文	17 (S14)	20 (S14)	S1	4.5	軟質	赤褐色	7	両側面 に網目痕 あり
NS204	均整唐草文軒平瓦	燃焼室	(275)	(39)	(274)	69	均整唐草文	22 (S9)	22 (S9)	S1	2	軟質	赤褐色	4	
NS205A	均整唐草文軒平瓦	II トレンチ	282	56	291	75	均整唐草文	20 S11	22 S12	S2	4.5	軟質	赤褐色	1	平凸面 に文あり
NS206A	均整唐草文軒平瓦	燃焼室	(285)	(51)	(285)	72	均整唐草文	20 (S15)	20 (S15)	S1	3	軟質	赤褐色	2	平凸面 に文あり

3はやや硬質である。胎土は緻密で、色調は2は黄白色、3は青灰色である。

この型式の瓦としては、大極殿跡を中心とした朝堂院跡推定地より縁釉の同泡瓦が出土し、栗柄野瓦窯跡出土瓦²¹中にも同泡瓦がみられ、また文様がやや小振りのものが大阪府吹田市岸部瓦窯跡²²から採集されている。

以上の2型式の軒丸瓦以外に、瓦当面を失し文様型式不明の軒丸瓦が燃焼室内より5点出土したが、その中に特筆すべきもの（第9図、図版第82-2）がある。それは玉縁以外の凸面に縁釉が施されていることである。玉縁凸面は網目叩きを施したあと磨消してはいるが、部分的には網目痕が認められる。丸瓦の凹面には細かい布目痕が残っていて、瓦当側より15.5cmの所に直径約6mmの釘穴がうがたれている。この釘穴は、凸面部では内側に窓み、凹面部では釘穴周辺の粘土が剥離していることから、凸面から凹面向ってうがたれたことがわかる。焼成は堅緻であるが凹面がやや軟質で、色調は黄白色、胎土は極めて緻密である。なお、本丸瓦の大きさや厚さ、胎土、色調、焼成はNS111の単弁八葉蓮華文軒丸瓦の丸瓦部分に酷似している。

(2) 軒 平 瓦 (第4図-4・5、第5図、第7

図、図版第80・第81、第2表)

① 均整唐草文軒平瓦 (NS202A) [第4図-4・5、第7図-1・2、図版第80-1・2]

燃焼室及びIIトレンチより計9点が出土した。そのうち、瓦当面が残存するものが5点で、他の4点は瓦当文様以外の特徴から本型式軒平瓦と考えられるものである。燃焼室内出土の瓦当面を残す軒平瓦はすべて頸部が欠失している。瓦当面には、3反転している唐草文が優美に流れている。外区の珠文は比較的小さく、疎連珠である。文様面の深さは総体的に浅い。平瓦凸面には網目痕、凹面には細かい布

目痕がみられ、上端部は大きくヘラ削りされ、瓦当裏面は横ナデ調整が施されている。また側面には縦目痕が顕著であるが（第14図-1・2）、この特徴は本型式軒平瓦に認められる特異なものである。

焼成では、焼成室内出土瓦は全体に火気を度々浴びているため軟質化しているが、IIトレンチ出土の瓦（第4図-5）は堅緻である。

この瓦の同范瓦としては吹田市岸部瓦窯跡出土の軒平瓦があるが、これは側面に縦目痕を有しないという⁶。そのほかに、田阪謙一氏や政所政治郎氏の蒐集品中にもあり、大阪府百濟跡出土品中にも見い出される⁷が、側面の縦目痕の存否に関しては明らかでない。

② 「近」銘均整唐草文軒平瓦（NS204）〔第5図-1・2、第7図-3・4、図版第80-3・4〕

焼成室南壁沿いから3点、南壁使用瓦から1点の計4点、すなわち南壁附近に集中して発見された。中心飾りは、向い合った先端が巻き込むC字形で、中央に型くずれのため不明瞭であるが「近」字を表している。唐草文は、この中心飾りの基部から主葉が3反転し、それぞれに副葉が1葉、左・右両端には2葉が配されているが、左右の唐草文を比べると、伸びや、左右両端の副葉等は趣きが若干異なる。上・下外区には珠文帯があり疎連珠である。平瓦凹面にはきめ細かい布目痕がみられ、凸面には縦目印きが施されている。また側面は丁寧にヘラ削りされている。焼成は軟質で、色調は黄白色を呈し、胎土は緻密である。瓦当表面は特に焼成崩れが著しい。なお「近」字軒平瓦は西賀茂鎮守庵4号瓦窯跡⁸並びに同角社瓦窯跡からも出土しているが、前者は内区文様が全く異なり、後者は同范瓦ではあるが本例のように「近」字が型崩れせずより明瞭である。

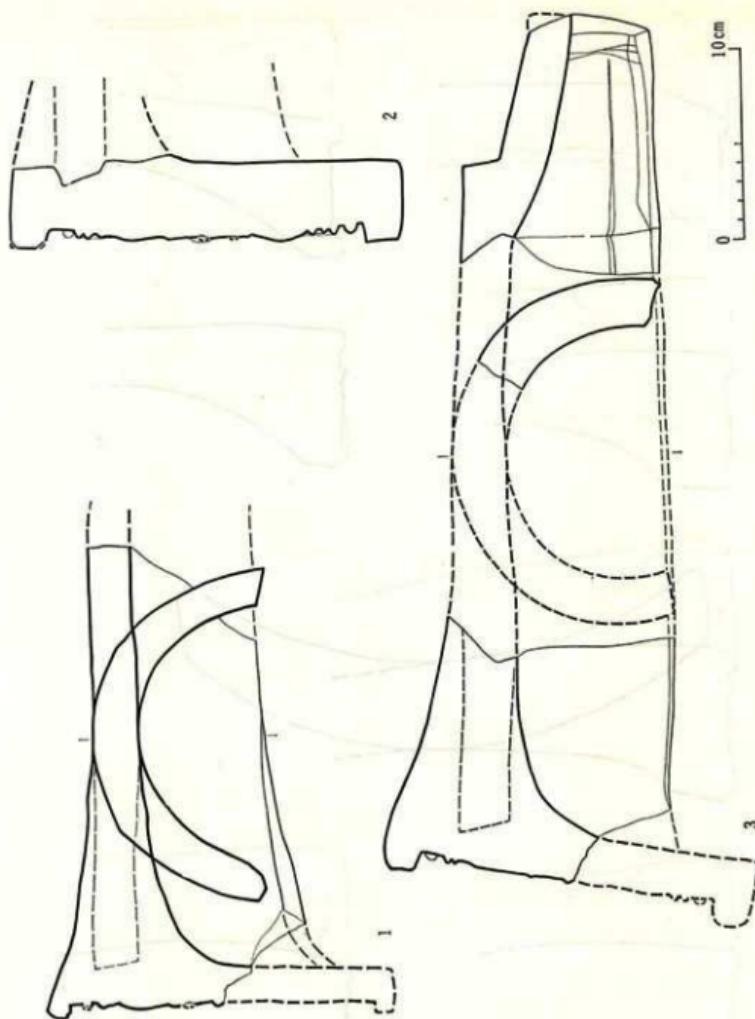
③ 均整唐草文軒平瓦（NS205A）〔第5図-3、第7図-5、図版第80-5〕

IIトレンチより1点出土した。中心飾りは、対向するC字形文様の中に、上部巻込みに1葉、背面に縱に1葉を入れたものを向い合わせていて、主葉は左右各々が3反転し、副葉を数本ずつ配し、左右両端には1葉がつけられている。反転部には三叉状の副葉を配している。外区には珠文帯をもつが、珠文の多くは界線と接している。平瓦凹面には布目痕、凸面には印きの痕が認められる（第13図-1）。焼成はもろく、色調は赤褐色である。胎土は小石を多く含有するが良質である。

④ 均整唐草文軒平瓦（NS206A）〔第5図-4・5、第7図-6・7、図版第81-1・2〕

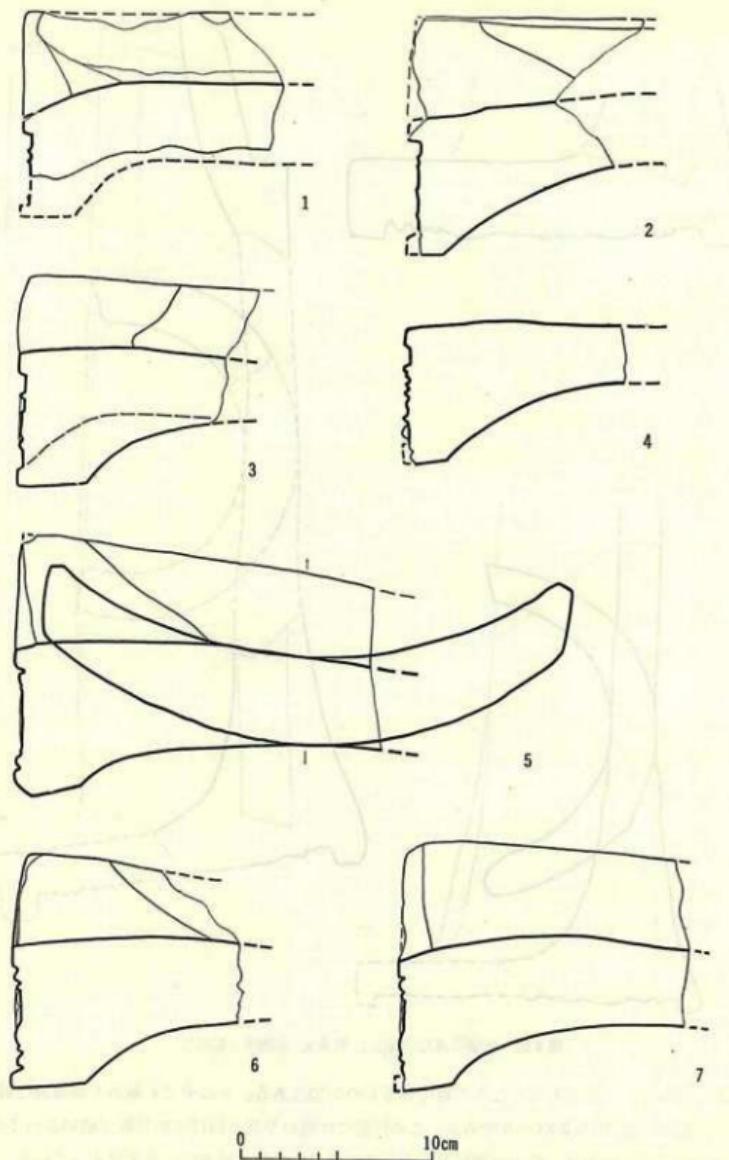
焼成室より2点出土した。上部に立ち上った主葉から中心にむけて2葉、外側に3葉の副葉をかにの爪状に配する中心飾りが山形文様を包んでいる。内側副葉上枝は枝分れして二股になっている。主葉は、外側副葉上枝から4反転し、それぞれに1~2葉の副葉を左・右につけている。外区には珠文帯をもつ。上・下外縁は珠文帯より斜めに立ち上る。平瓦部凹面には細かい布目痕がみられ、凸面にはヘラ削り調整がされている。なお凸面側には一部黒墨をおびた附着物がある。焼成は普通で、色調は赤褐色を呈する。胎土は石英粒を含むが緻密である。

以上の4型式の軒平瓦のほかに、NS202Aのように瓦当面は欠失していても、側面に縦目痕をもつことより文様型式を推定しうるものも存在する。なお軒平瓦の平瓦部であることにはま



第6図 醍醐の森瓦窯跡出土 軒丸瓦 実測図（縮尺1/6）

ちがないが、瓦当面を欠くため不明であるものが10点ある。その中でも極めて特徴的な軒平瓦が第13図一2、図版第81—3である。この凹面には他の平瓦と同様に布目痕が認められるが、凸面には二叉搾状器具で粘土を搾いた3条一对の摺目痕が瓦の縦方向に数十対走っている。また凹面は度々火を受けたためか、剥落し易い状態になっており、黄白色に変色している。凸面



第7図 横瀬の森瓦窯跡出土 軒平瓦 実測図（縮尺3%）

には一部黒味をおびた附着物がみられる。

(3) 丸 瓦 (第8図、第10図、図版第82・第83)

a類 〔第8図-1、図版第83-1・2〕

ほぼ完形品が2個ある。

1は幅16.7~17cm、厚さ0.8cm、全長39cm、2は幅17cm、厚さ1.9cm、全長38cmである。両者は厚さがかなり異なるが、全体の大きさは全く同じである。1の筒部凸面は丁寧に調整され、2のそれは一部跳目痕を残しているが、他の部分は丁寧に調整されている。

側面も丁寧に3回にわたるヘラ削り調整が施され、全く半截痕は認められない。また上端面もヘラ削りが1回施され、さらに凹面もヘラで十分調整が施されている。凹面の布目の細かさの程度は普通である。胎土は石英粒を含むが良質である。

1は凸面が堅く、凹面は柔かい。2は両面共堅いが上端部に向うにつれて柔かくなってくる。これは1はへ状に使用し、2は上端を窓内に、玉縁部を火気の弱い方に向けて用いたために生じたものと推定される。凸面にはいずれも黒色の附着物が認められる。このほかにも瓦当面を欠いた軒丸瓦片があり、その中にはNS 107の筒部と類似しているものがある。瓦当面を欠失した軒丸瓦片はすべて凸面が硬質、凹面がやや軟質になり、凹面が柔かいことはその焼成の際の高温によるものではなく、度々火を受けたことによって生じたものと思われ、これらの点からして、多くは燃焼室の壁面、ことに天井附近を構成していた可能性が大きい。

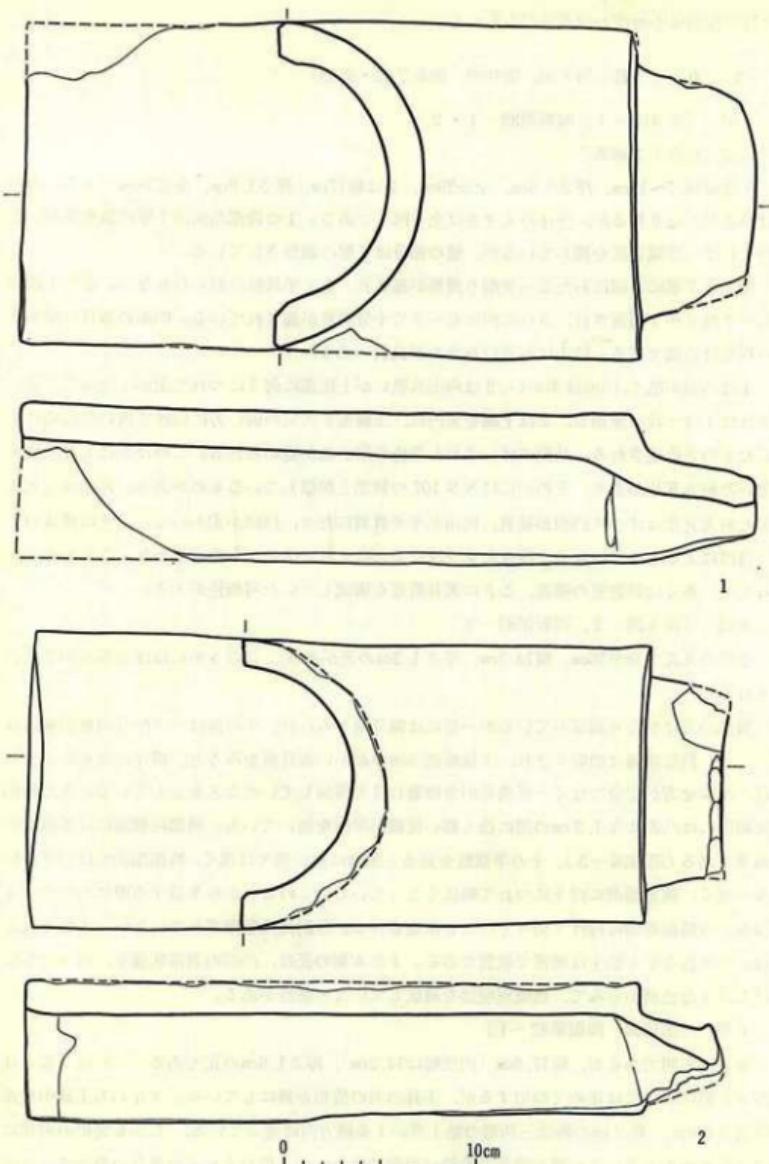
b類 〔第8図-2、図版第83-3〕

小型の丸瓦で全長36cm、幅14.3cm、厚さ1.3cmの瓦があり、このうちにはほぼ完形品が2点含まれる。

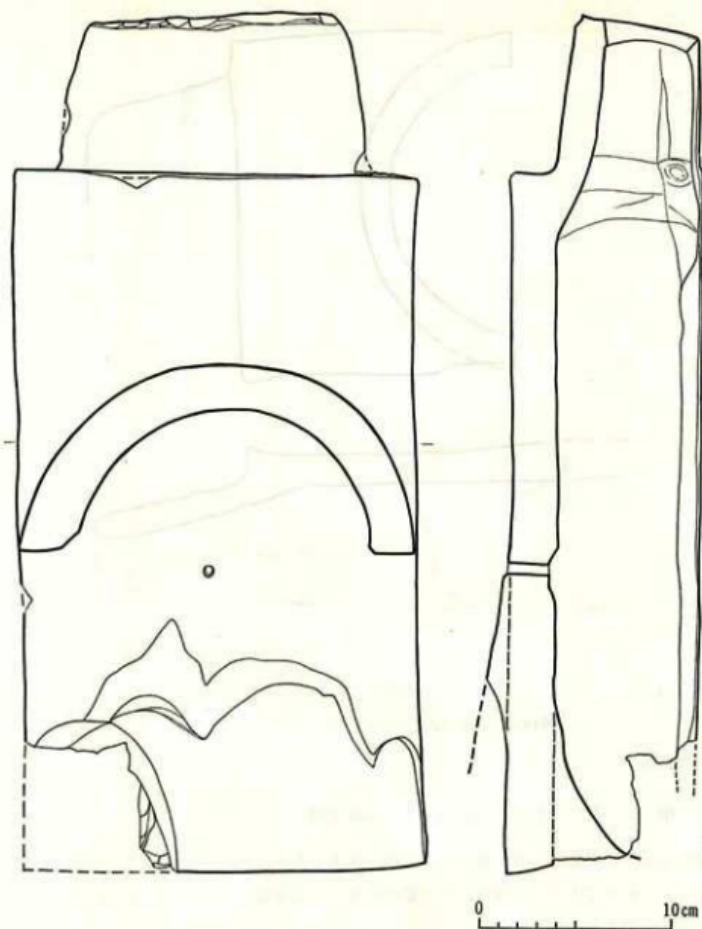
筒部凸面はかなり剥落しているが一部には綱目痕がみられ、その他はヘラ削り調整が施されている。筒部端面は面取りされ、玉縁端部凹面の細かい布目痕をみると、模骨に布をかぶせた時、かぶせ方が完全でなく一部模骨が布の重ね目で露呈していたことを示している。また筒部後端面には凸面より1.2cmの所に浅く細い沈線が半円を描いている。筒部両側面には半截痕が顕著である(第14図-3)。その半截痕を見ると玉縁に近い側では浅く、筒部端面ではヘラの抉りが深く、筒部端面に向うにつれて幅広くなっている。このことから半截する際にヘラ先を玉縁側から筒部端面に向て切り上げたと推定される。分割面は整形されていない。本類の丸瓦は、赤褐色を呈し胎土は緻密で軟質である。また本類の瓦は、凸面の剥落状態や、度々火を受けたような色調からみて、燃焼室壁面を構成していた可能性がある。

c類 〔第10図、図版第82-1〕

長さは不明であるが、幅17.8cm(内法幅は14.2cm)、厚さ1.8cmの瓦である。これはa類とは厚さと幅においては極めて類似するが、玉縁凸面の様相を異にしている。すなわち玉縁中央部に高さ4.6mm、幅7mmの断面三角形の粘土帯が1条横方向に走っている。しかも突帯の両側には沈線がみられる。この帶状突帯の性格は明確ではないが、他の丸瓦との接合の際のすべり止め用に付けられたとする説もある。



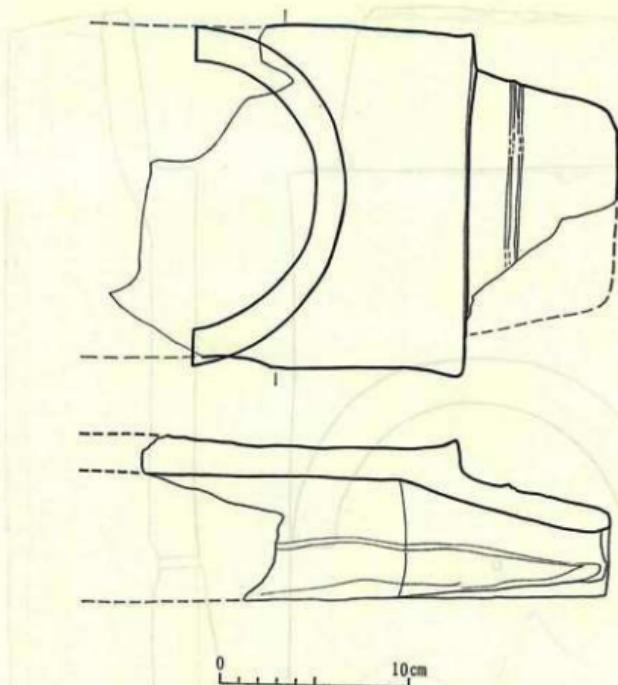
第8図 森瓦窯跡出土 九瓦 実測図（縮尺1/2）



第9図 櫛觸の森瓦窯跡出土 軒丸瓦 実測図（縮尺1/2）

筒部凸面には縄目痕が一部にみられ、さらに横ナデ調整がされている。また黒味をおびた附着物がある。筒部両側面及び玉縁の端と両側面は丁寧に面取りされている。筒部凹面には粗い布目痕がみられ、布維痕も認められる。色調は赤褐色で焼成は軟質、胎土は緻密である。玉縁部は堅緻であるが、上端部に向うにつれて軟質化する。これは a 類と同様の原因によるものと考えられる。

以上本遺跡出土の丸瓦を 3 類型に分けて略述してきた。完形品以外の丸瓦片もほぼ a, b 類



第10図 裂縫の森瓦窯跡出土 丸瓦 実測図（縮尺1/5）

に包含される。

(4) 平 瓦 (第11図、第12図一1、図版第84)

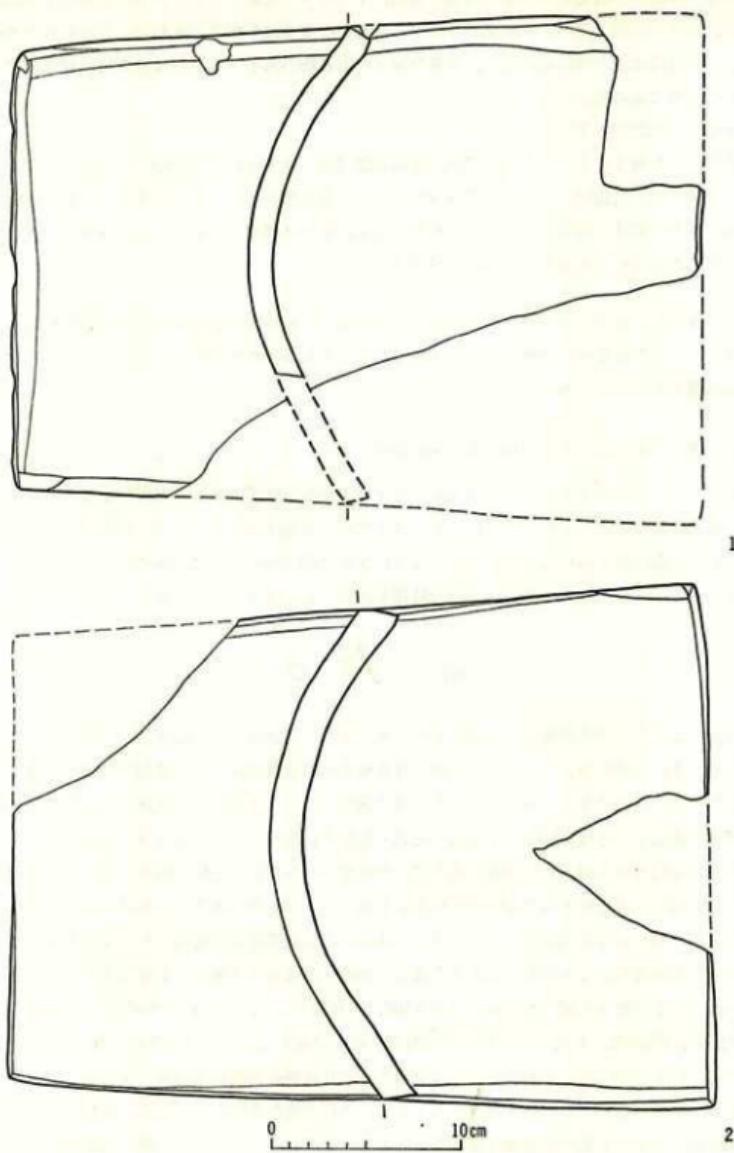
多量の平瓦片が燃焼室内及びIIトレンチより出土したが、復元したのはそのうちの5枚にすぎない。これらは大きさ、厚さ、その他の特徴から3分類できたが、以下それらについて類型ごとに述べることにする。

a類 [第11図一1、図版第84—1]

広端幅は不明であるが、全長36.4cm、狭端幅24.0cm、厚さ2.2~2.5cmである。凹面には細かい布目痕があり、5cm幅の模骨痕が認められる。凸面には5cm幅で17条の繩目が縦走し、しかも乾燥の際の棒痕と思われる痕跡もある。両側面とも2回にわたり面取りされている。赤褐色を呈し、胎土はやや粗く小石を含むが良質で、焼成もよい。

b類 [第11図一2、図版第84—2]

狭端面は不明であるが、全長36.5cm、広端幅27.5cm、厚さ1.9~2.0cmの瓦がある。凹面には普通の細かさの布目痕があり、その布も一部破れている。凸面には5cm幅で、a類より1条少



第11図 醍醐の森瓦窯跡出土 平瓦 実測図（縮尺5%）

ない16条の縄目が縱走している。両側・端面は1回のヘラ化粧がされている。赤褐色を呈し、胎土は良好で焼成は硬い。前庭部から出土したものの多くはb類に含まれる。それらはやや硬質で、凸面には焼土の附着がなく、黒味をおびた附着物がある。これらは焼成後前庭部にすてられたものであろう。

c類 [第12図-1]

広端面は不明であるが、全長35.7cm、狭端幅22.5cm、厚さは1.5~1.6cmの瓦がある。凹面にはb類の平瓦と同様細かい布目痕がみられ、その一部を磨消している。凸面にはb類と同様5cm幅で16条の縄目が縱走している。赤褐色を呈し、胎土は緻密で焼成もよい。本類の平瓦はb類とほとんど同じであるが、厚さに差がある。

以上3類型に分けて平瓦を略述したが、完形品に近いものや大型破片はいずれも燃焼室から出土し、しかも縄目痕には焼土が入り込んでいる。それらは燃焼部壁面から天井部にかけての部分を構成していたものと推定される。

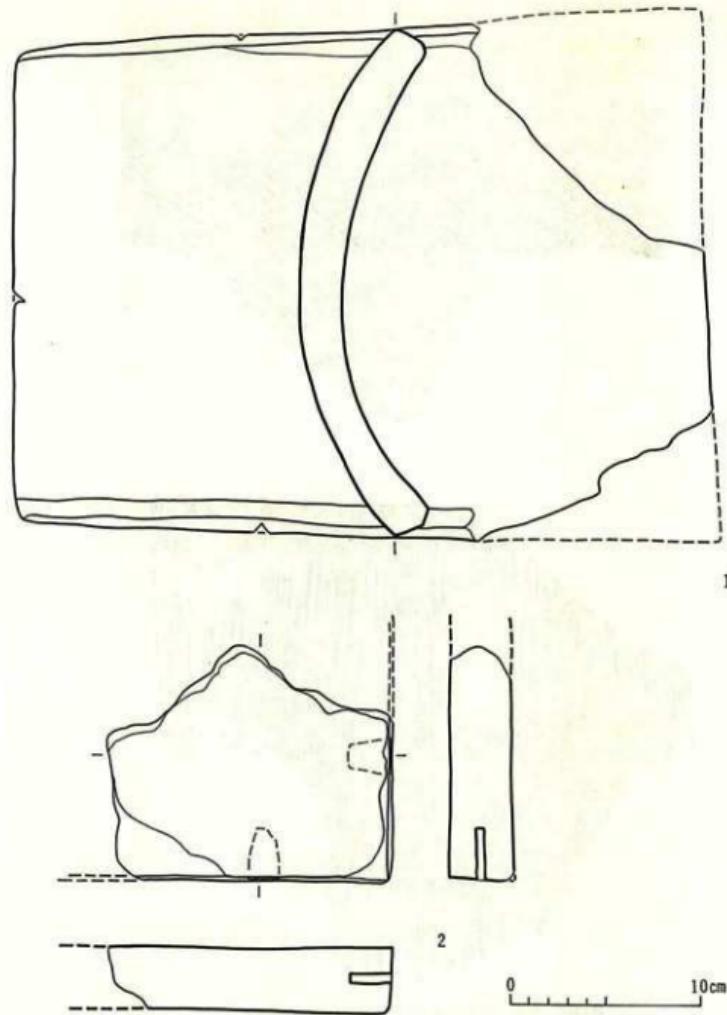
(5) 埠 [第12図-2、第14図4、図版第81-4]

燃焼室より1点出土した。厚さ3.4cmで4分の1程度の断片である。青灰色を呈し、焼成はやや軟質で、胎土は石英粒や長石粒が多く含み粗い。裏面は摩滅している。両側面には埠と埠との接合の際に用いられたと考えられる長さ1.3cm、幅0.35cm、奥行2.0cmの台形状のクサビ穴が1ヶ所ずつうがたれている。この埠の時期を決めるにはまだ問題がある。

結び

以上のごとく土地区画整理の工事により、本瓦窯の一部分はすでに破壊、消失していたにもかかわらず、今回の調査によって瓦窯跡の外部構造や内部構造あるいは遺物等に関して貴重な成果をうることができた。その考察は第一部に譲り、ここでは瓦の出土状況から窯壁使用と使用個所を推定し、それを通じて本瓦窯で焼成・製作された瓦について略述してみたい。

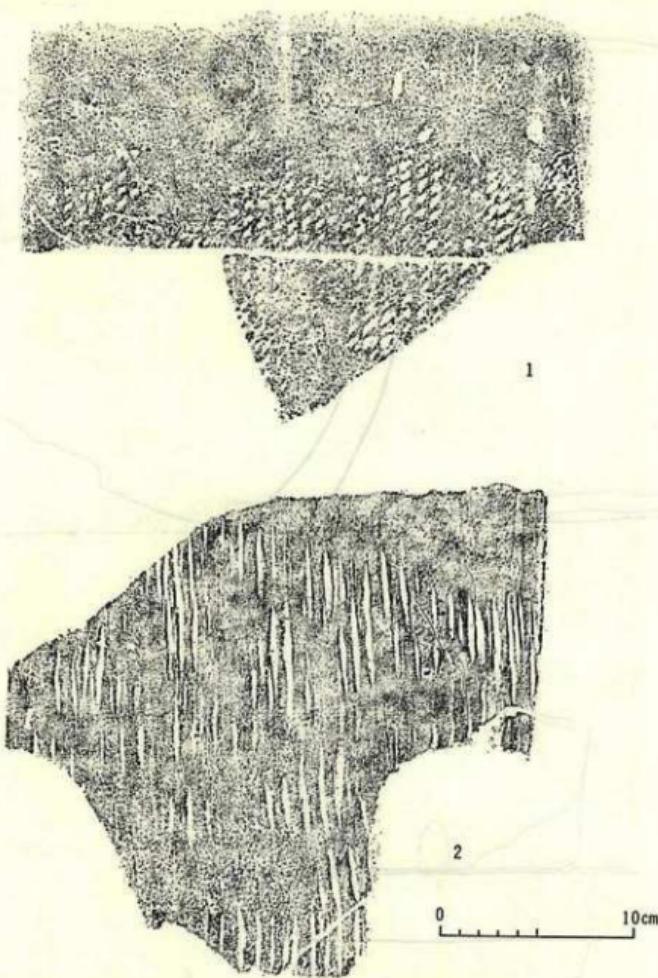
本瓦窯は燃焼室を調査したのみであるが、燃焼室内から多量の瓦類が出土した。この瓦類を検討した結果、ほとんどが燃焼室の天井部を形成していたものであることが判明した。すなわち軒丸瓦は主として瓦当面を正面に向けてへ状にして隔壁部附近に使用され、NS 204は燃焼室の南壁を形成し、NS 202Aは北壁窓櫛部と共に一部は南壁窓櫛部にも使用されていたと考えられる。また焚口上部より出土したNS 107、天井部上面を、IIトレンチ出土のNS 202A、NS 205Aは隔壁部から焼成室にかけて天井部上面を形成していたものと推定されるが、あまり炎のあたらない所に用いられていたのである。これは他の窯内出土の瓦とは異った焼成上の特徴をもっていることから推測されるのである。それは他の窯内出土の瓦は、軒瓦では表面が剥落状況を呈し、丸瓦でも表面は堅緻であっても内面は軟質であるが、このことは度重なる燃焼によって生じた結果であると考えられる。さらにまた平瓦の縄目痕内に焼土が充填している



第12図 櫛觸の森瓦窯跡出土 平瓦・埠 実測図（縮尺1/4）

ことからも、他の瓦は火気の強い所で用いられたことは明白である。しかし上記の NS 107, NS 202 A, NS 205 A の瓦にはこのような特徴はみられない。したがって、これらの瓦は火の比較的強くない場所で用いられていたことが考えられるのである。

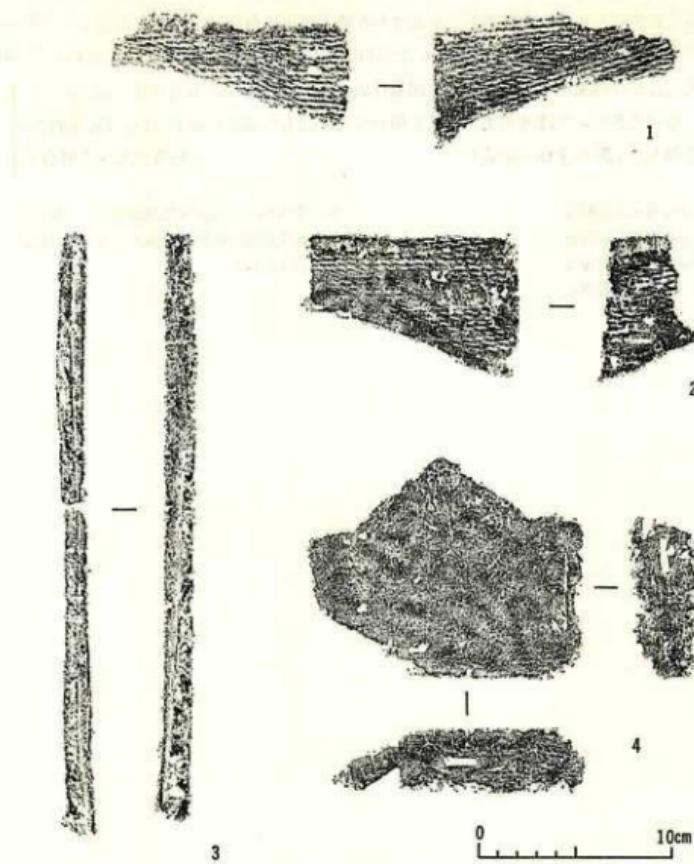
それでは、本瓦窯跡では一体いかなる型式の瓦を製作していたのであろうか。この点につい



第13図 醍醐の森瓦窯跡出土 軒平瓦凸面 拓影（縮尺3%）

て考えてみよう。

普通、窯出しの際に粗悪なものや壊れたものは前庭部から灰原にかけて撒き捨てるのであるが、今回の調査では灰原の掘出し遺物を検出したのではないから、この推測は極めて困難といえよう。しかし窯内から出土し、また内部の壁瓦にも用いられているNS 111と同范瓦がIIトレンチの黒褐色粘土層上面から出土していることから考えて、もしこの上面が製作場である



第14図 醍醐の森瓦窯跡出土 瓦部分 拓影（縮尺1/2）

とする仮定が正しいならば、この型式の瓦が焼成されていた可能性が考えられよう。ただし、前庭部出土の丸瓦片には、本型式の丸瓦と酷似するものは一点もなかったことは問題となるが、この場合でも、前庭部出土の平瓦の縄目痕内に縄釉の変色したらしい黒味をおびた附着物が認められていることを考えれば、本瓦窯で縄釉瓦が製作・焼成されていた可能性が大きいといえよう。

いずれにせよ、從来西賀茂地域では縄釉瓦が発見された例はまれであることから、今回の調査で縄釉瓦が出土したことは極めて重要である。

最後に今回の調査に際し御協力頂いた、京都市西賀茂土地区画整理組合事務局長 藤村金三郎氏ほか組合の方々、また発掘用具をおあずかり頂くなど、色々とお世話頂いた浜江氏に深く

感謝の意を表すると共に、発掘調査に参加された橋本庄次氏他向日市の方々及び学生の方々はいうまでもなく、整理に当って御協力頂いた弘田善子氏、大谷大学志水豊章、大岡千尋、中村裕美の各氏に心から感謝申し上げる。また図版作成は平安博物館佐々木英夫氏の協力によるものであり、浄書にあたっては渡辺美栄子氏を煩わした。記して謝意を表したい。尚、本報告は、松井が稿を草し、上野が全体を補定した。

(松井忠春・上野佳也)

註

- 1) 『鎮守瓦窯跡概報』。
- 2) 『京都府報』第15冊。
- 3) 『岸部瓦窯跡概報』。
- 4) 第一部第3章参照。
- 5) 岸本卓二「百濟寺跡の調査」(『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告書』第4輯, 1934年)。
- 6) 註1と同じ。

EXCAVATIONS AT THE SITES OF THE NISHIGAMO ROOF-TILE KILNS

The present paper is the report of the excavations at the roof-tile kilns of early Heian Period in classical Japan. It was considered by the roof-tiles that have been unearthed at the northern part of the Kyoto Basin, there were many roof-tile kilns there in order to offer a large amount of roof-tiles when the Heian Capital was constructed. But formal excavations were never practiced to make clear the actual conditions of the roof-tile kilns, with some exceptions.

The Heian Museum of Ancient History has been concerned with the research on the sites of the Heian Capital for a long time. It is so important, we think, to throw light on the producing districts for the many roof-tiles unearthed from the Heian Capital in order to advance the research on the Heian Capital. Excavations on the roof-tile kilns, therefore, are necessary for the study of the roof-tiles unearthed from the sites of the Heian Capital, furthermore the realities of the roof-tile kilns in that period have hardly been made clear, thus, we engaged in the excavation of the roof-tile kilns reported here.

The excavations were practiced for 4 times from 1970 to 1973. The place of excavations is Sumiyashiro-cho, Nishigamo, Kita-ku, Kyoto and Daigonomori, Kawakami-cho, Kita-ku, Kyoto.

The kilns were half-underground plain kilns with ridges. And 3-4 kilns made one group.

The 1st part of this report contains the kilns of Sumiyashiro-cho, and the 2nd part contains that of Daigonomori.

The sites of Nishigamo-Sumiyashiro kilns exist on the pointed end of a low hill which extends from north to south, the other side of Kamo-gawa river from the Kamigamo Shrine.

On the east side of the foot of the hill, we find 2 plain kilns and 1 fuel hole. Each of 2 plain kilns were constructed with roof-tiles, and these constructions were similar.

At first, the ground was dug taking the shape of Ω at a right angle to the hill, and the fuel holes were found placed at the foot of the hill. The kiln was composed of a fuel hole, combustion chamber, chamber of calcination, and a wall was constructed at the border of both chambers. At both sides of the fuel hole, a pillar

of granite stone or andesite stone was set. The combustion chamber takes the shape of the inverse trapezoid, and its side wall is build with plain roof-tiles, and the surface of it is plastered with clay which was mixed with straw.

The chamber of calcination took the shape of a rectangle, on the floor, six ridges are built with halved plain roof-tiles. Among the ridges, fire ways were formed. When wood was burned in the combustion chamber, the flame went through holes cut through under part of the dividing wall which divided the flames, and then the flames ran through the fire ways. Then, the raw roof-tiles which were piled up on the ridges were baked by flame.

The scale of each kiln was similar. The whole length was about 3.95m, the length of the chamber of calcination was 1.4m, its width was 2m, the hight of the remaining part of the sides was 0.65m from the ridges, the thickness of the dividing wall was 0.5m. The length of the combustion chamber was 1.6m, its width was 1.95m at the dividing wall side. The width of the fire hole was 0.52m, and its depth was 0.7m. Baked roof-tiles were brought out from the chamber of calcination by breaking its ceiling each time.

On the west side foot of the hill at Sumiyashiro-cho, 4 plain kilns were found. Though different in details, they were very similar with the east's. Beyond the kilns, a large hole was dug, and with burned soil and charcoal a large amount of roof-tiles, containing many ornamental roof-tiles, were thrown into it.

From each group of roof-tile kilns, round ornamental roof-tiles, plain ornamental roof-tiles, round roof-tiles, plain roof-tiles, demon roof-tiles, ornamental ridge-end tiles, bricks etc. were unearthed.

Among those ornamental roof-tiles, we can find the same ornament-stamped roof-tiles found on the site of Kishibe roof-tile kilns, Suita-city, Osaka-prefecture. And the same roof-tiles as found on the sites of the Heian Capital were also unearthed.

About 1 km north of the the sites of the Sumiyashiro roof-tile kilns, we excavated one plain roof-tile kiln, which we named Daigonomori roof-tile kiln. It is, we think, notable that green glazed 8 single lotus petalous round ornamental roof-tiles of early Heian period were unearthed here.

The time that these roof-tile kilns were operated is considered to be first half of 9c. A.D. for many reasons. It was very fruitful that we can now presume 4 kilns made one group, and this construction is the minimum number of units for a roof-tile producing system.

図 版

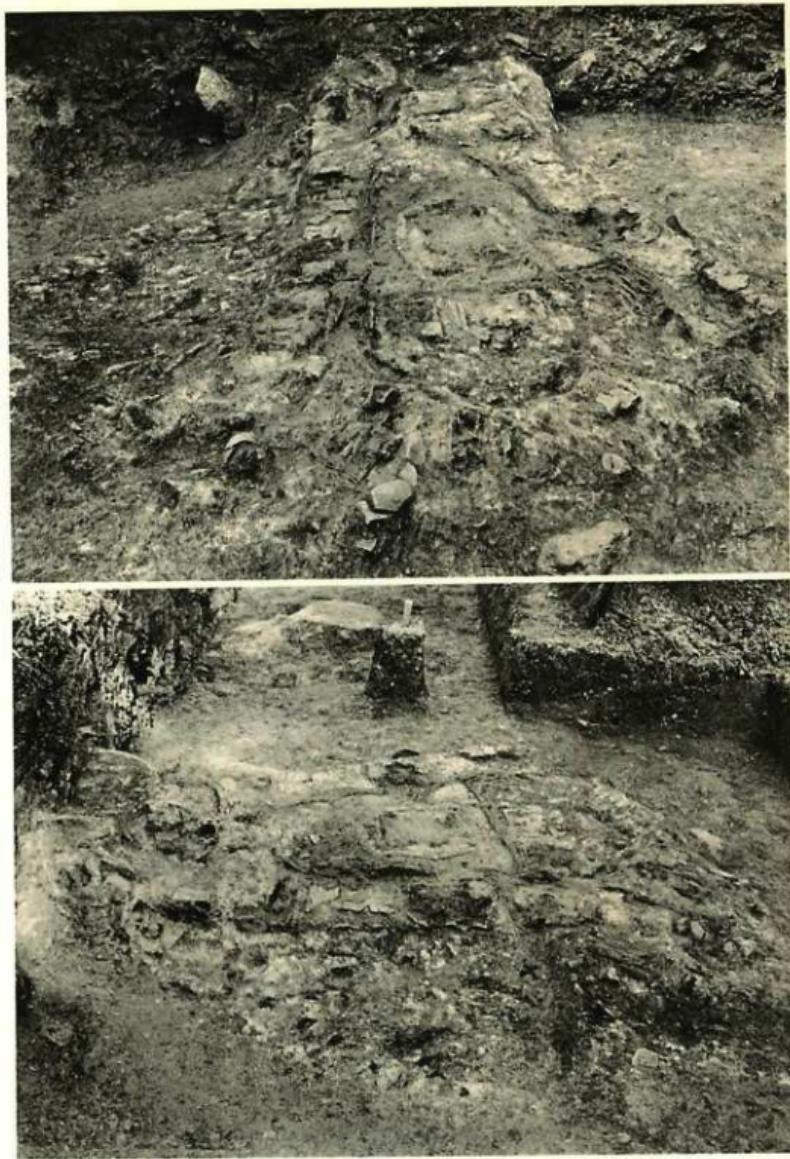


西賀茂瓦窯跡付近航空写真

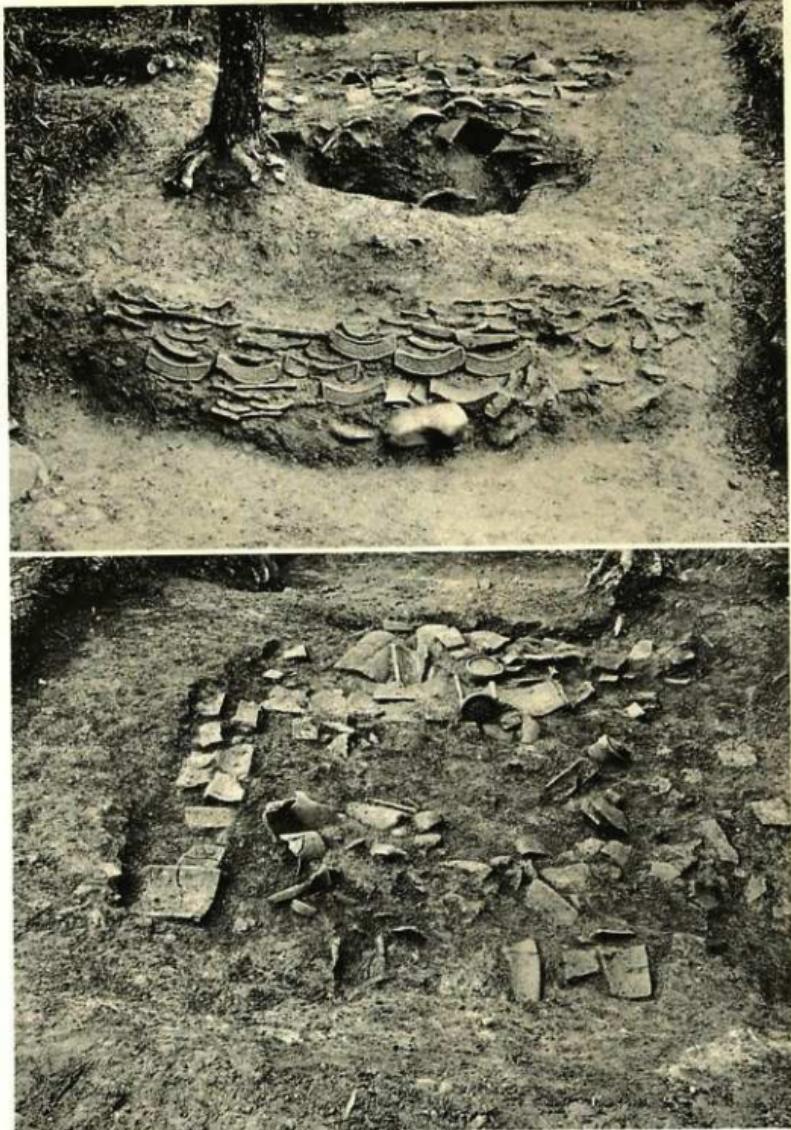
1. 上ノ庄田瓦窯跡 2. 鰐ヶ坂瓦窯跡 3. 舞鶴の森瓦窯跡 4. 今原町瓦窯跡
5. 鎌守庵瓦窯跡 6. 大宮河上瓦窯跡 7. 角社東群瓦窯跡 8. 角社西群瓦窯跡



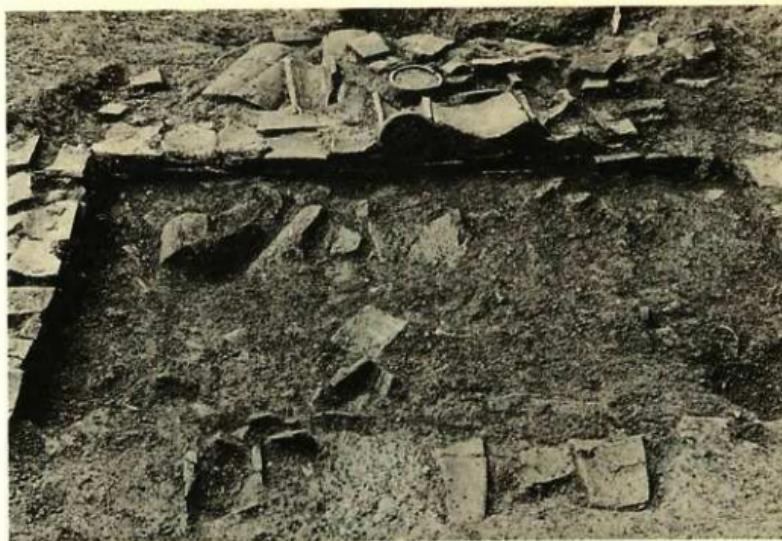
上：角社東群瓦窯跡遠景，下：Aトレンチ



Aトレンチ 上：角社東群Ⅲ号窯跡焚口(左)・造構Ⅰ（東から）
下：造構Ⅰ（手前）・造構Ⅱ（南から）



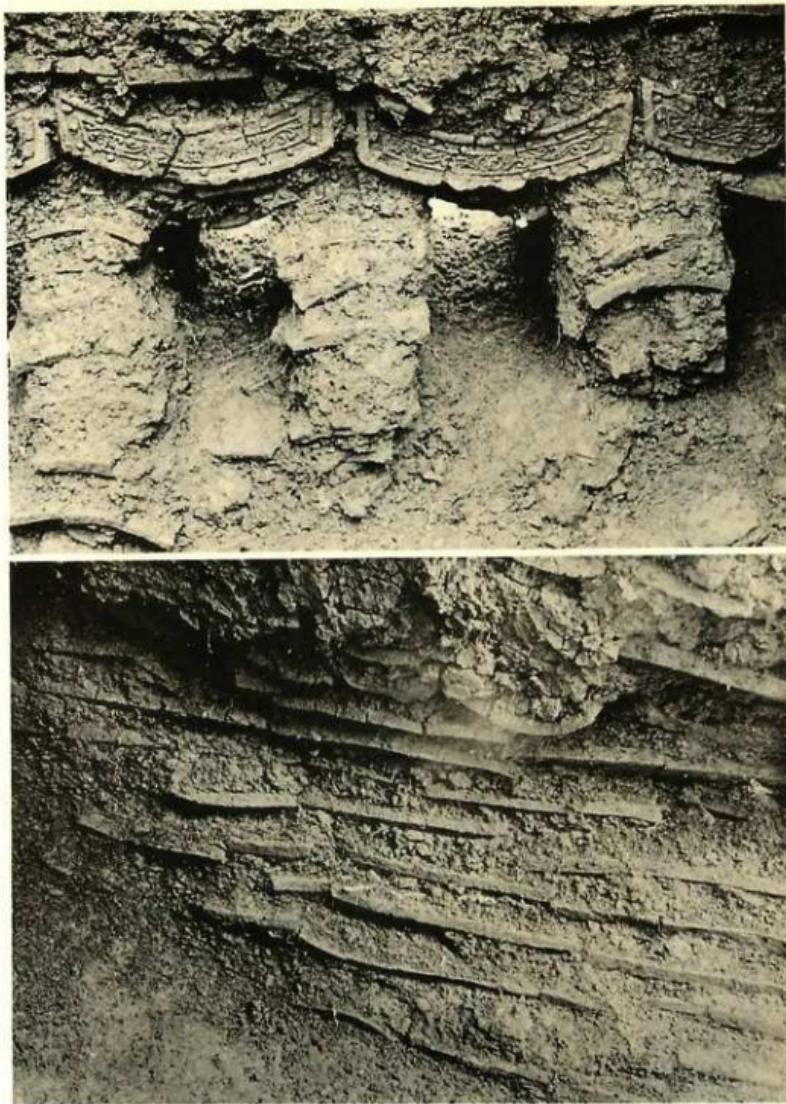
角社東群1号窯跡 上：検出状態(東から)、下：焼成室上面(西から)



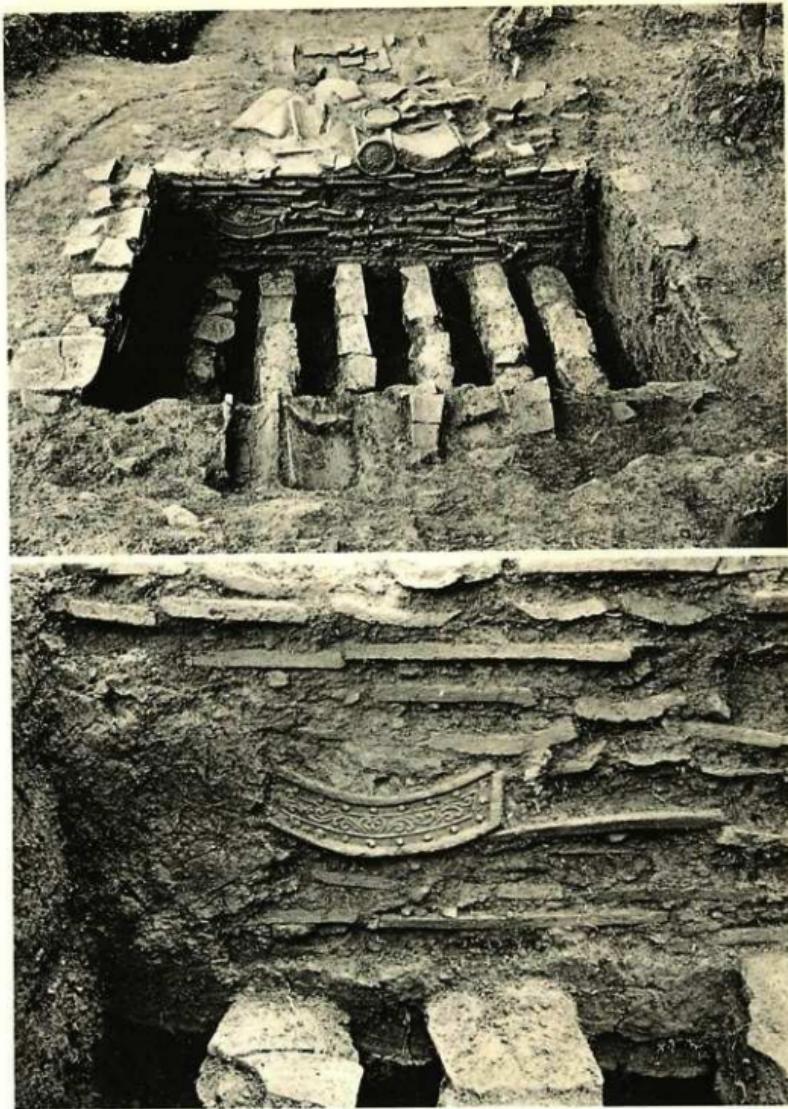
角社東群I号窯跡 上：焼成室(西から), 下：焼成室及び隔壁(北から)



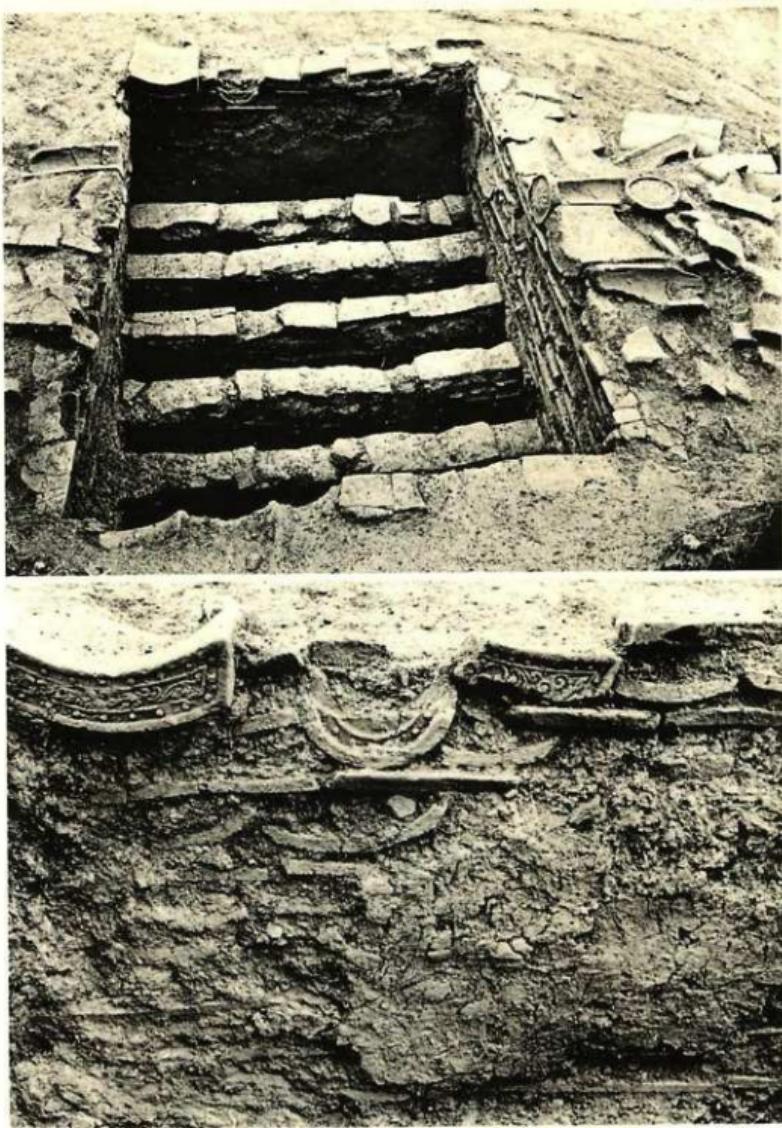
角社東群 I 号窯跡 上：完掘後全景(東から)、下：燃焼室(東から)



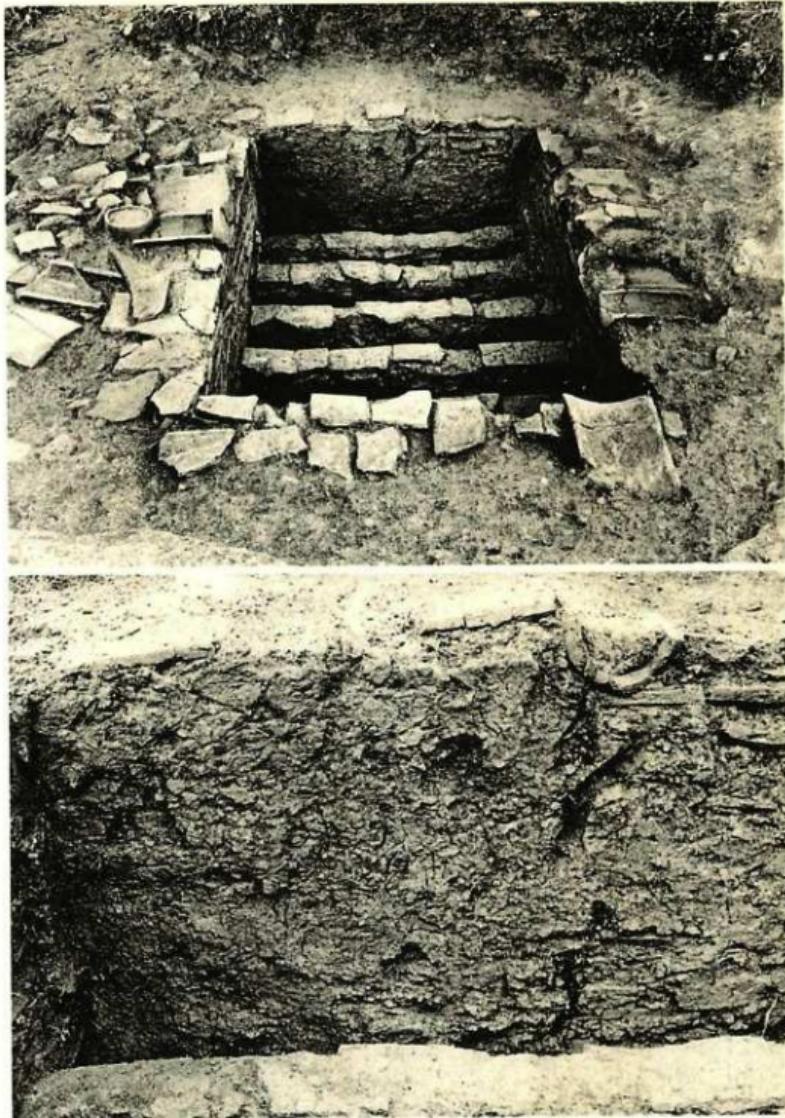
角社東群I号窯跡 上：隔壁下分焰孔(東から)、下：燃焼室側壁(南から)



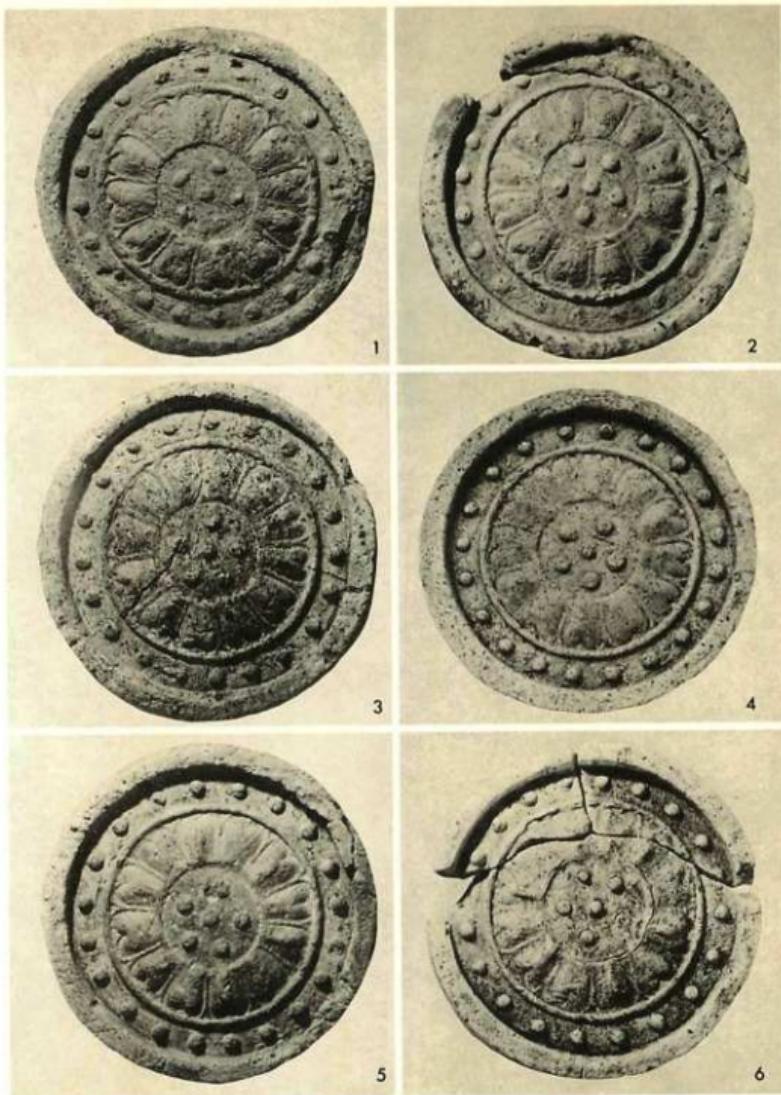
角社東群1号窯跡 上：焼成室(西から)、下：焼成室側の隔壁細部(西から)



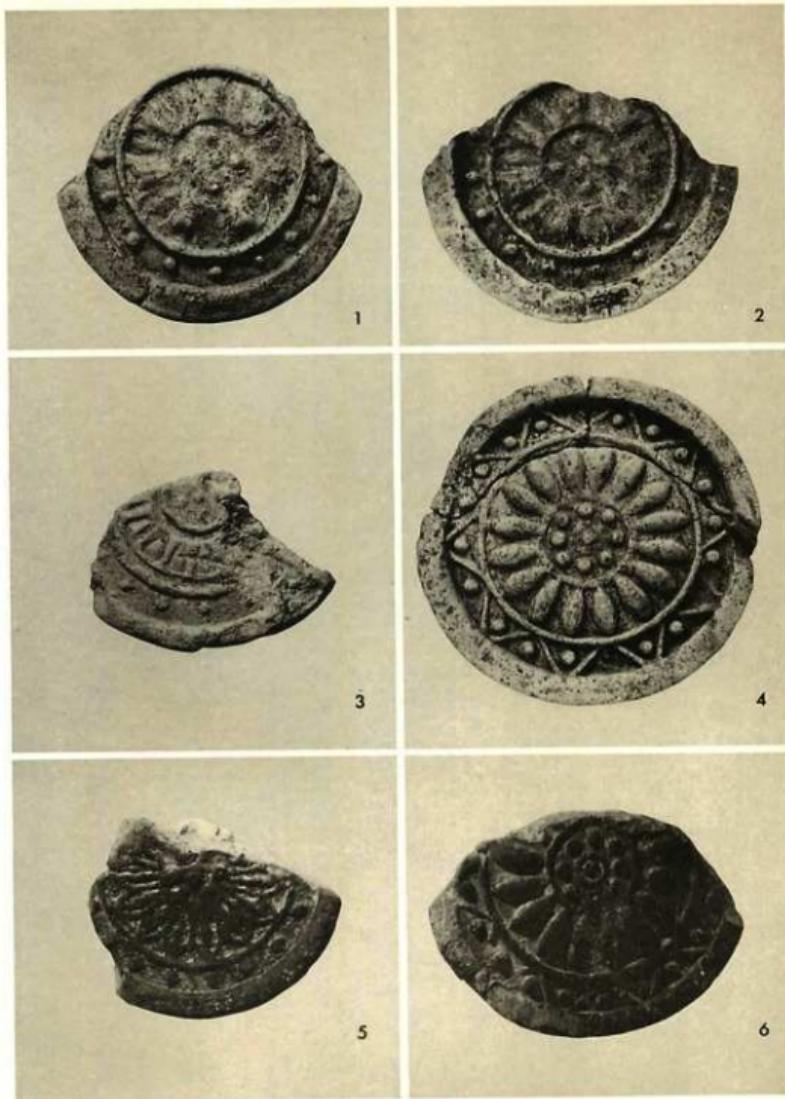
角社東群Ⅰ号窯跡 上：焼成室(南から)。下：焼成室側壁細部(南から)



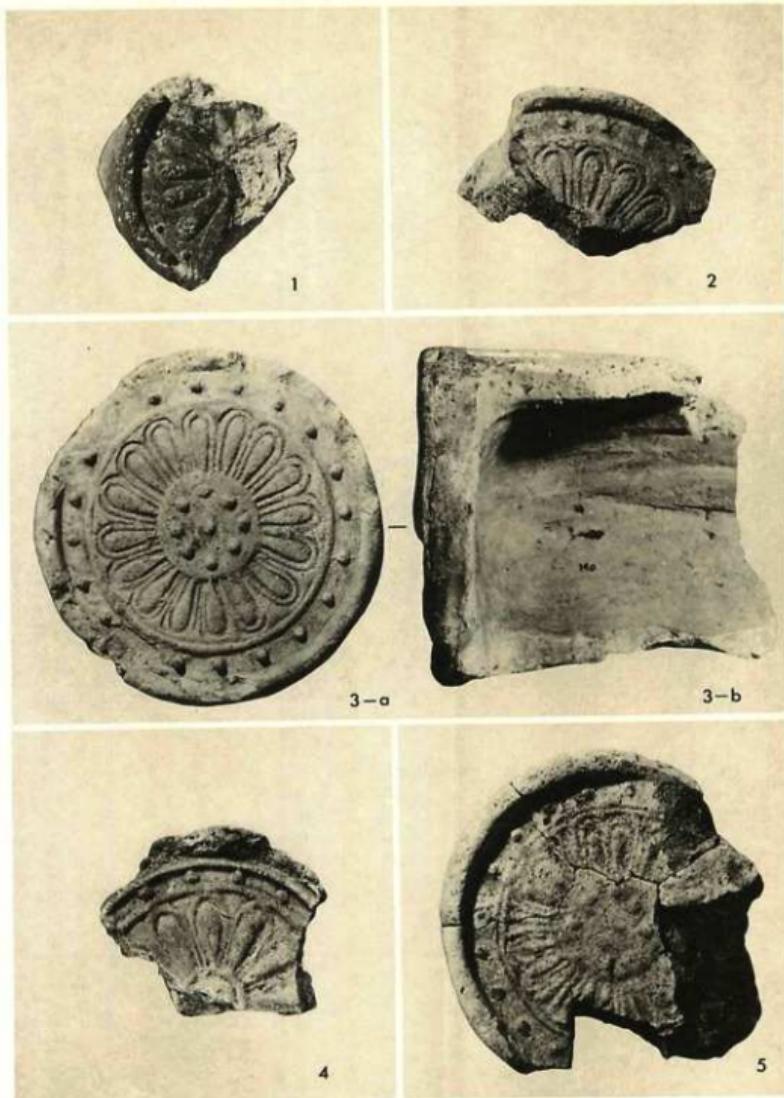
角社東群 I 号窯跡 上：焼成室(北から)、下：焼成室側壁細部(北から)



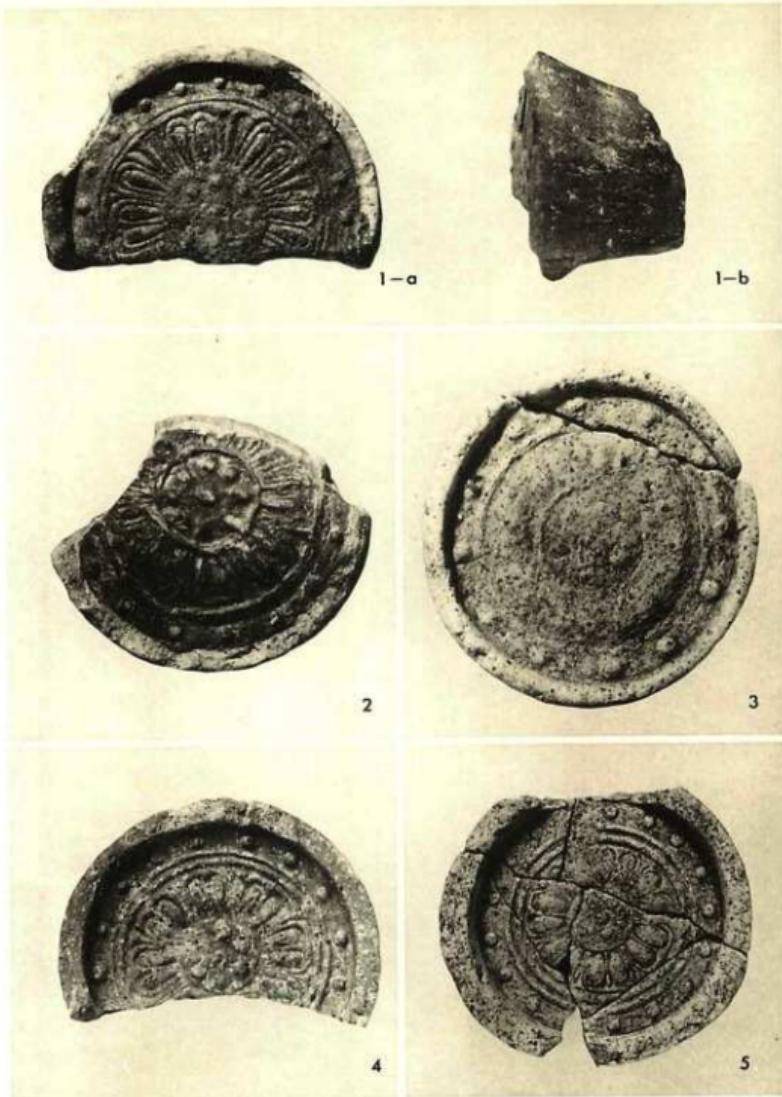
角社東群1号窯跡出土 軒丸瓦(縮尺3分)



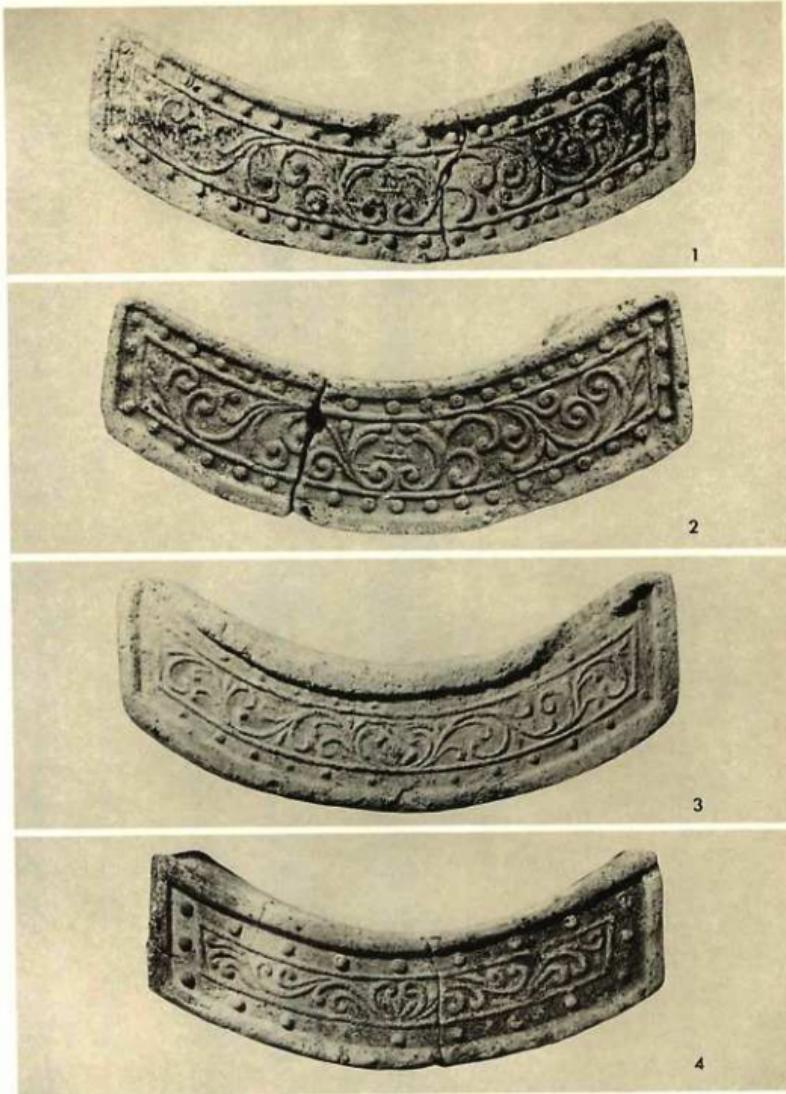
角社東群 1号窯跡出土 軒丸瓦(縮尺2分)



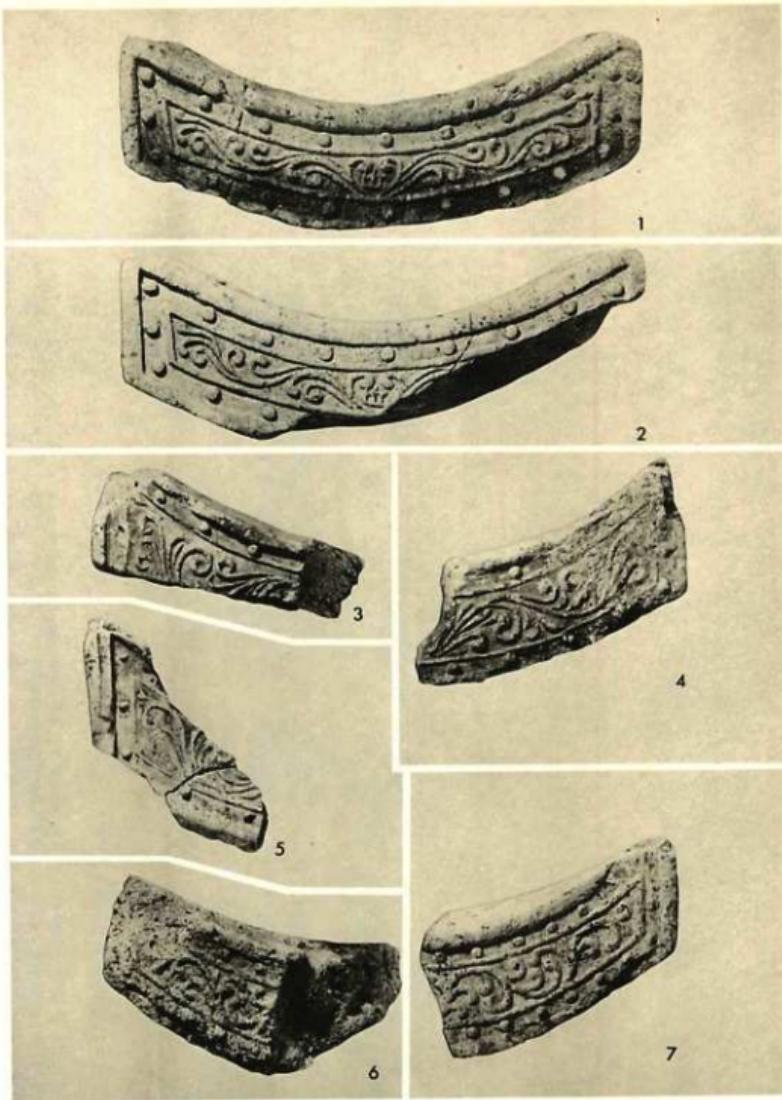
角社東群1号窯跡出土 軒丸瓦(1・2・4・5), 平安宮推定大極殿跡出土軒丸瓦(3)(縮尺1/2)



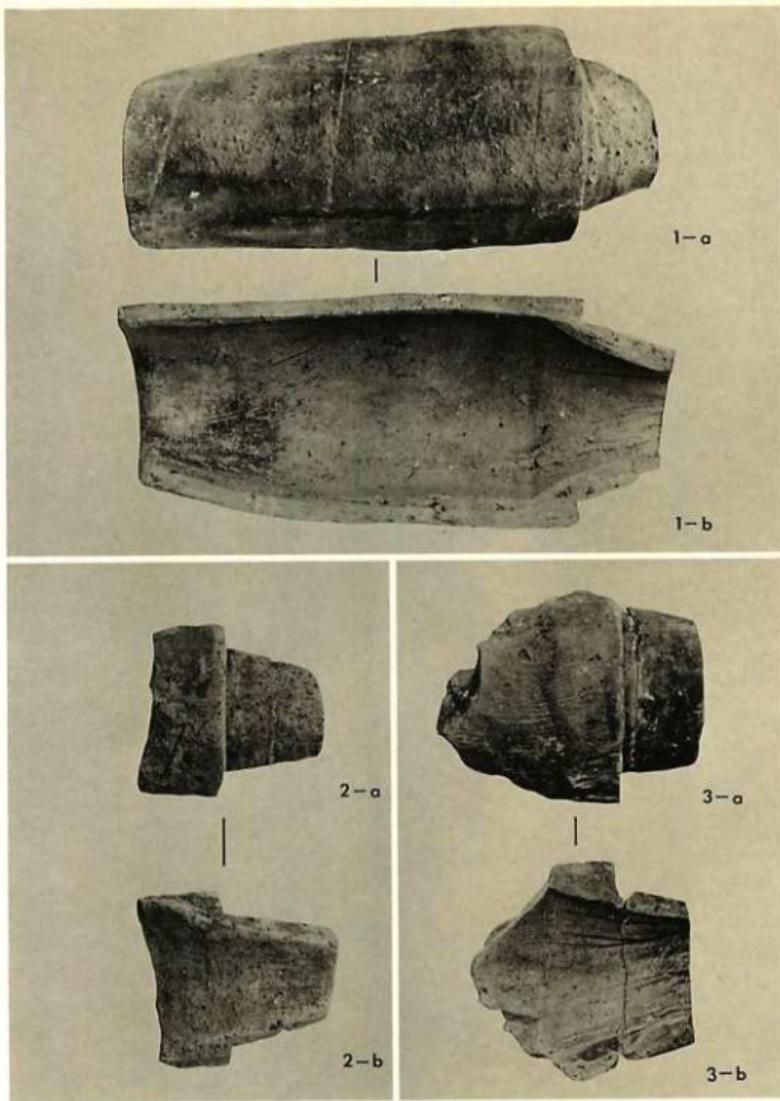
角社東群1号窯跡出土 軒丸瓦(縮尺1/2)



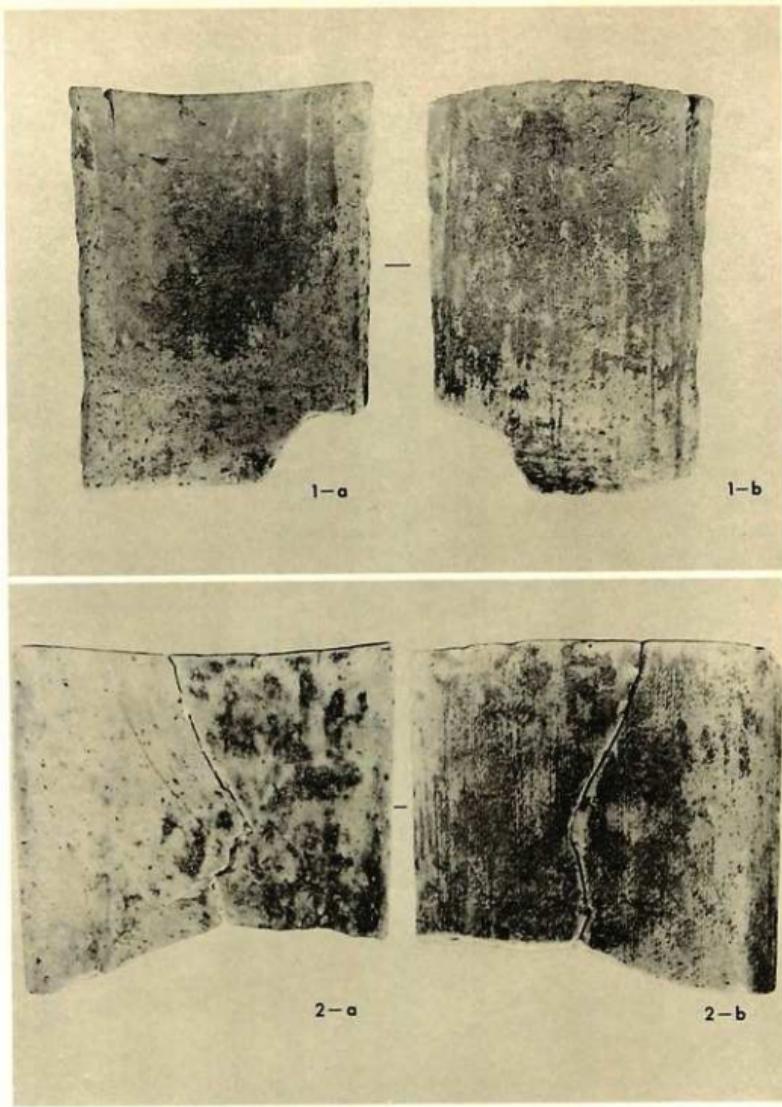
角社東群 I 号窯跡出土 軒平瓦(縮尺另)



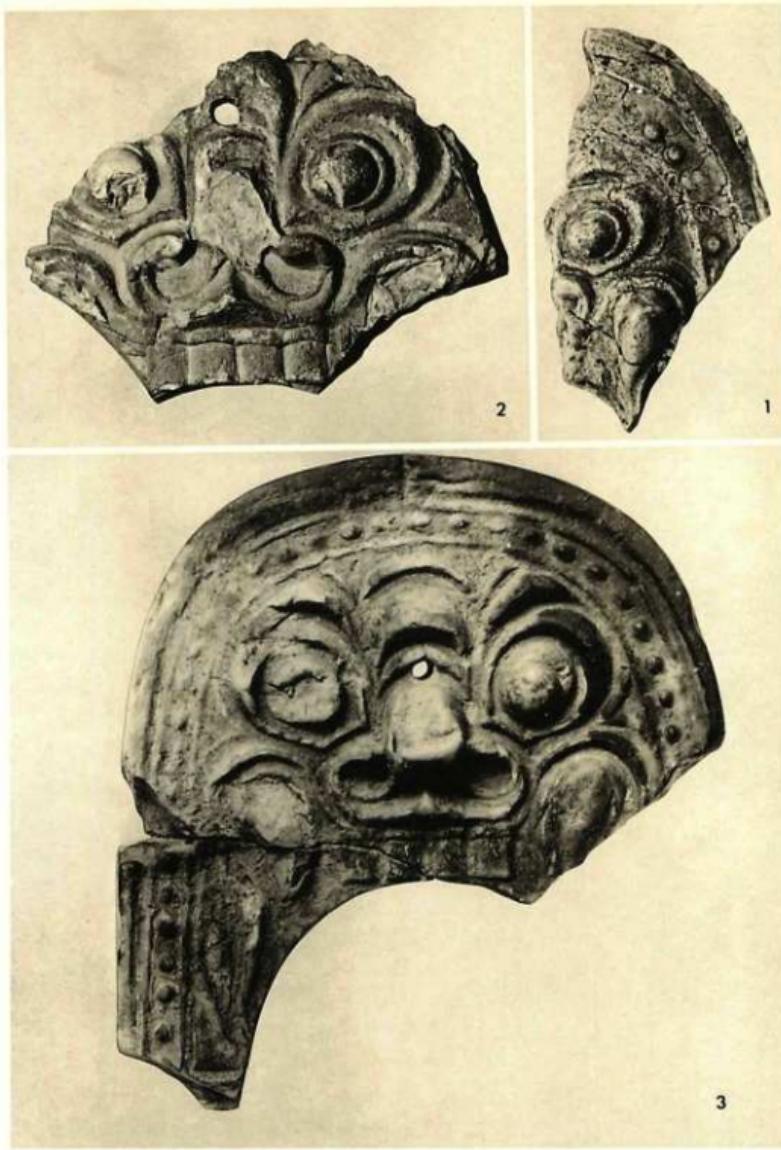
角社東群Ⅰ号窯跡出土 軒平瓦(縮尺5%)



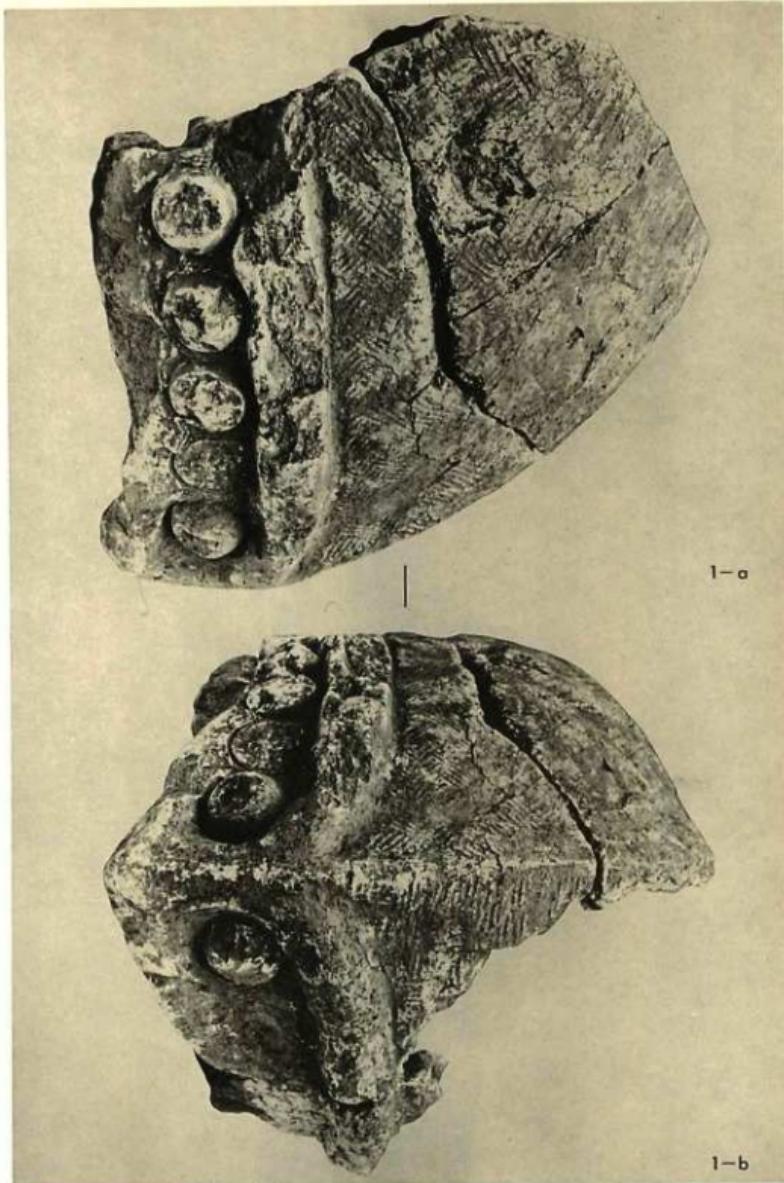
角社東群Ⅰ号窯跡出土 丸瓦(縮尺1/2)



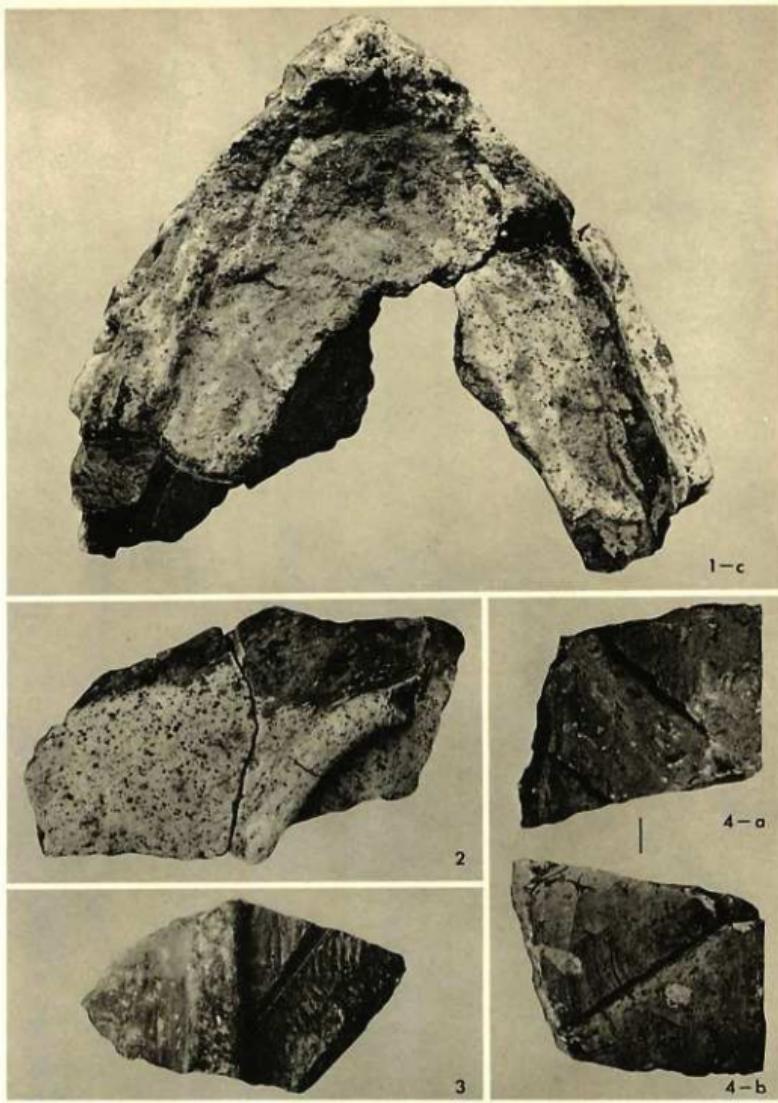
角社東群I号窯跡出土 平瓦(縮尺3分)



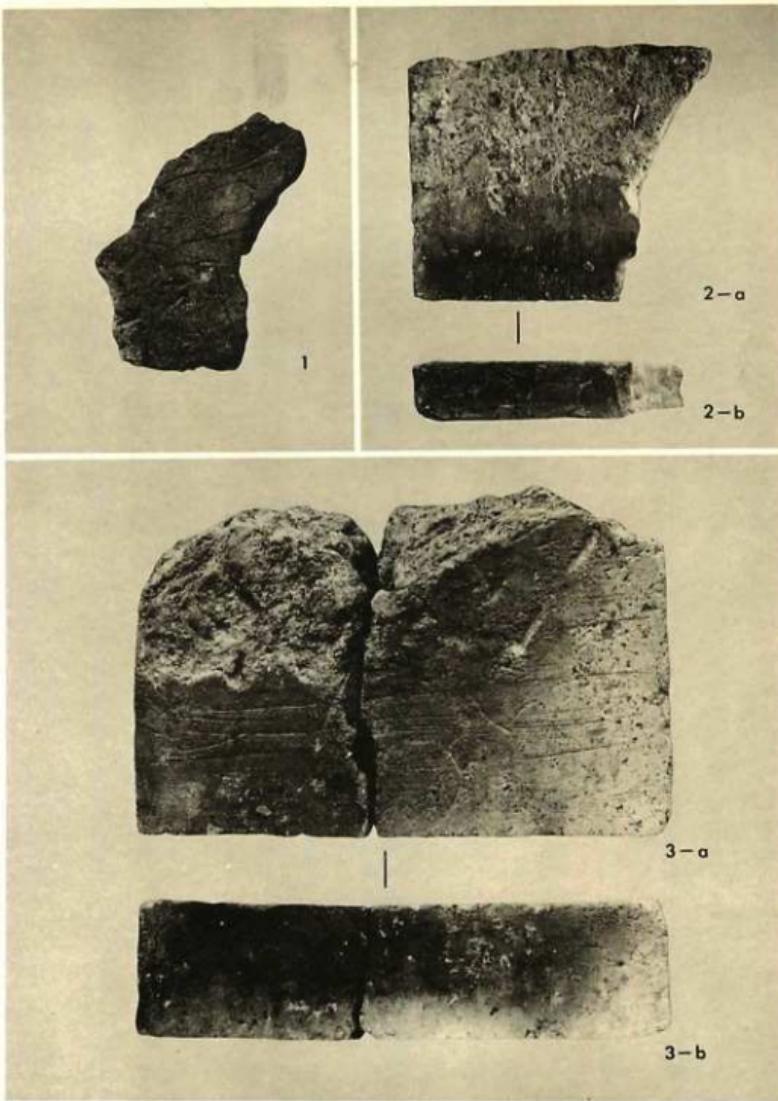
鬼瓦 1. 角社東群Ⅰ号窯跡出土 2. 平安宮内裏跡出土(坂本善平氏藏)
3. 伝長岡宮朝院跡出土(京大文学部藏)



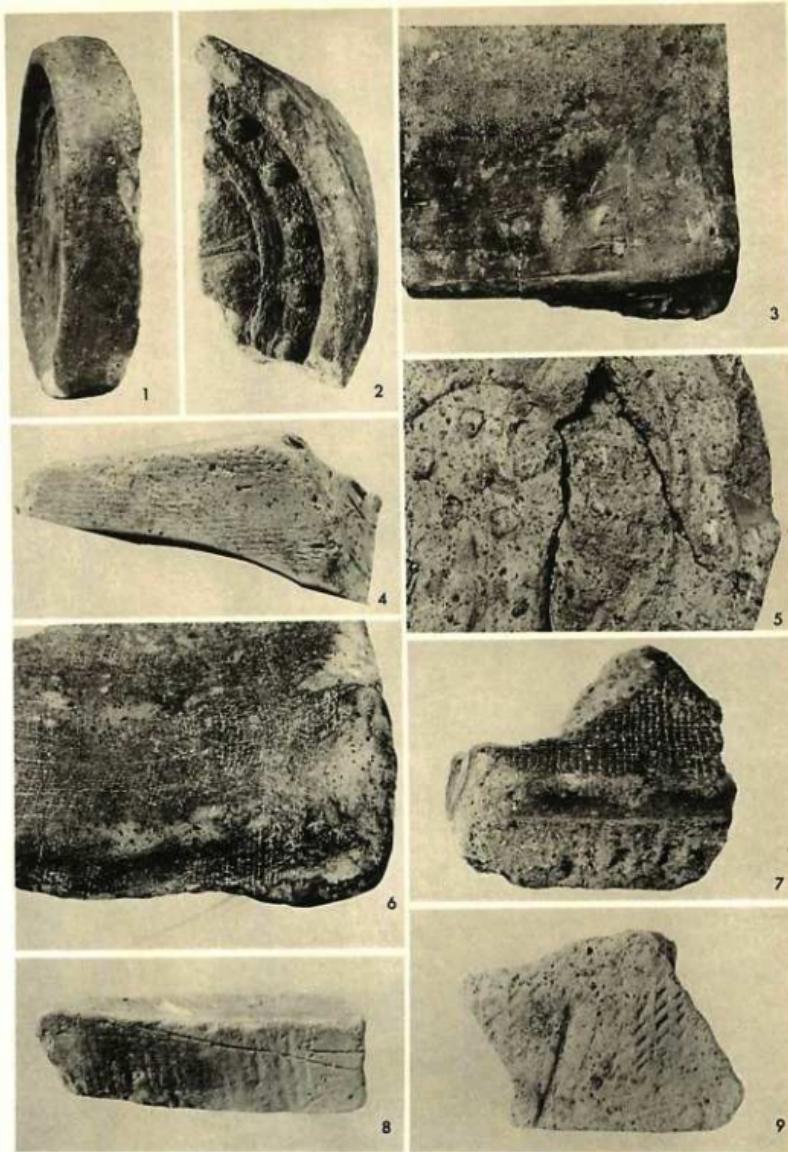
角社東群1号窯跡出土 豹尾



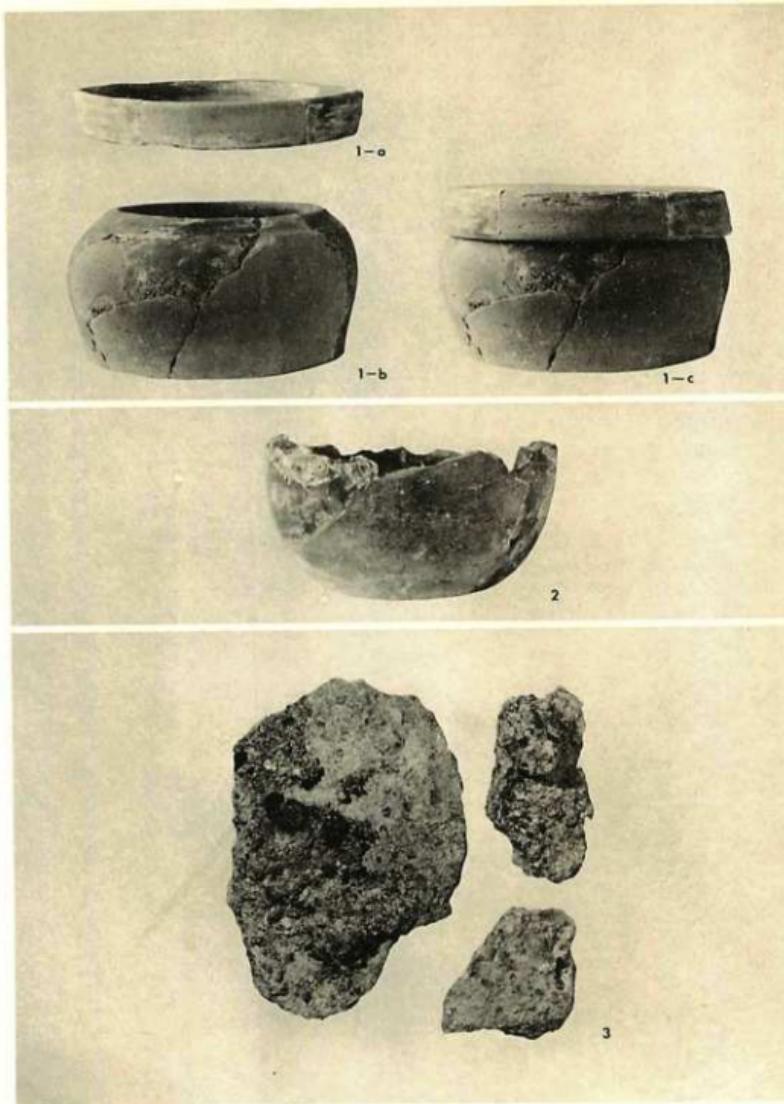
「角社東群Ⅰ号窯跡出土 鶴尾」



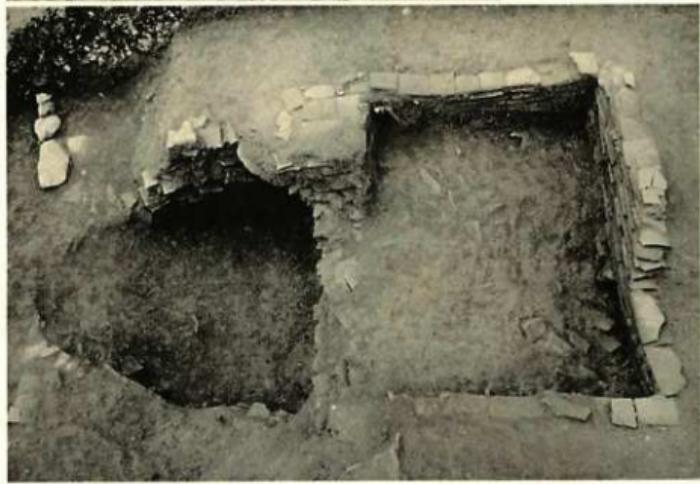
角社東群1号窯跡出土 塚



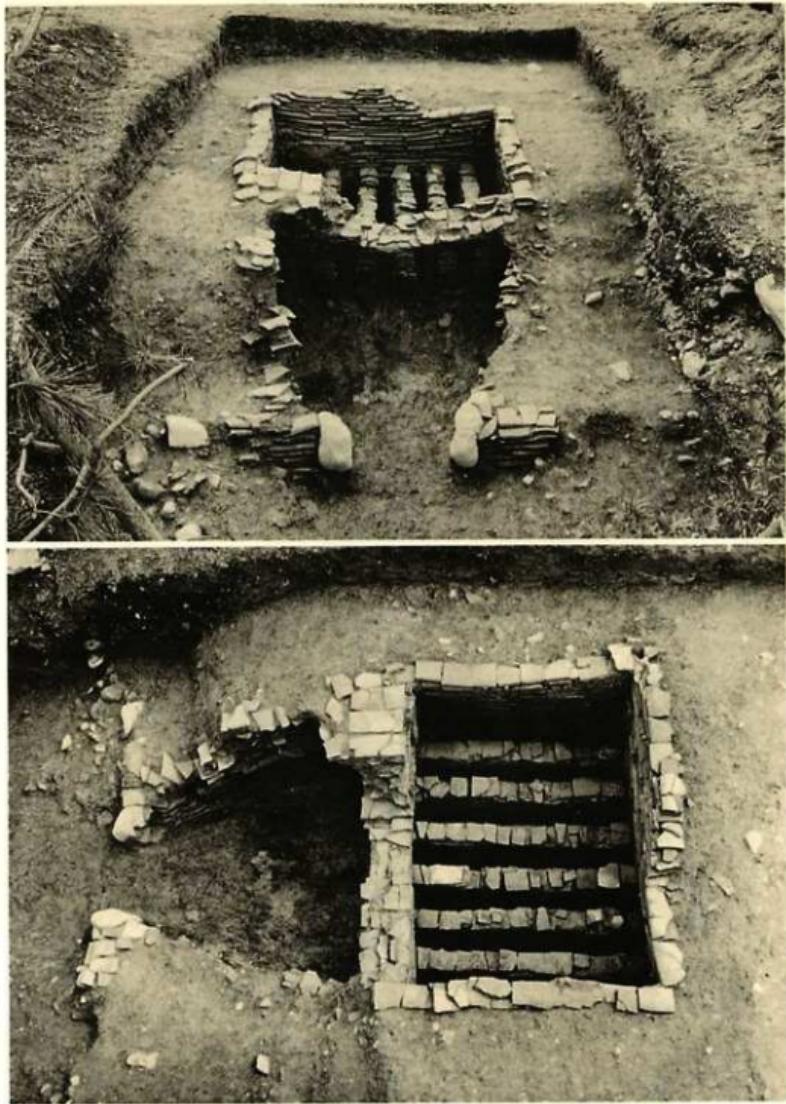
1. 角社西群瓦窯跡出土官銘軒丸瓦 2. 角社東群Ⅱ号窯跡出土軒丸瓦 3. 角社東群Ⅰ号窯跡出土軒平瓦 4. 角社東群Ⅰ号窯跡出土軒平瓦 5. 角社東群Ⅰ号窯跡出土軒丸瓦 6. 角社東群Ⅰ号窯跡出土平瓦 7. 角社東群Ⅰ号窯跡出土櫛斗瓦 8. 角社東群Ⅰ号窯跡出土平瓦 9. 角社東群Ⅰ号窯跡出土軒平瓦



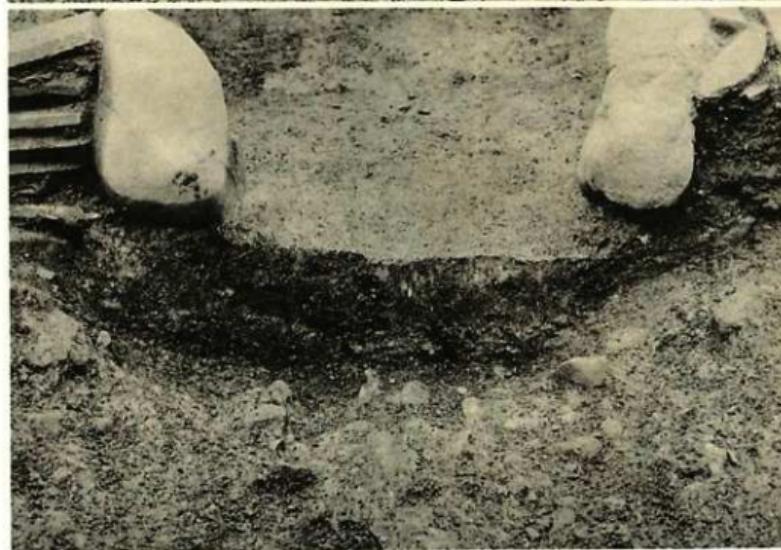
1・2. 角社東郡I号窯跡出土 土器 3. Aトレンチ出土 銅鋤



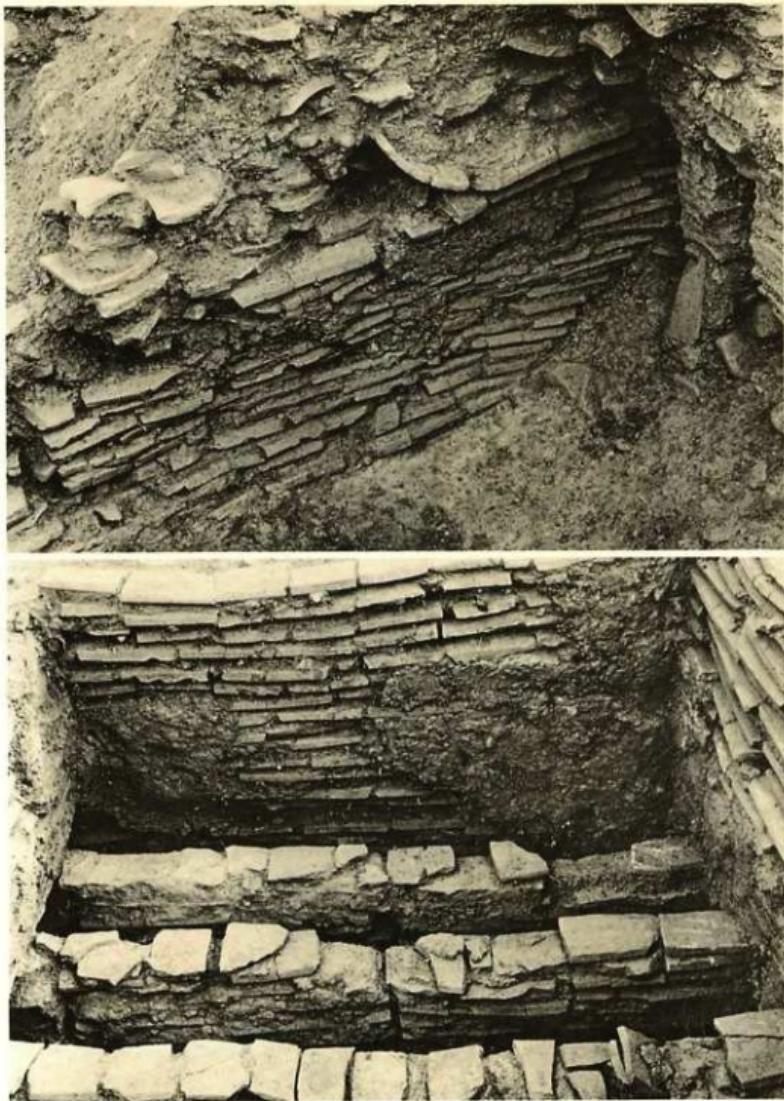
角社東群II号窯跡 上：東から、下：北から



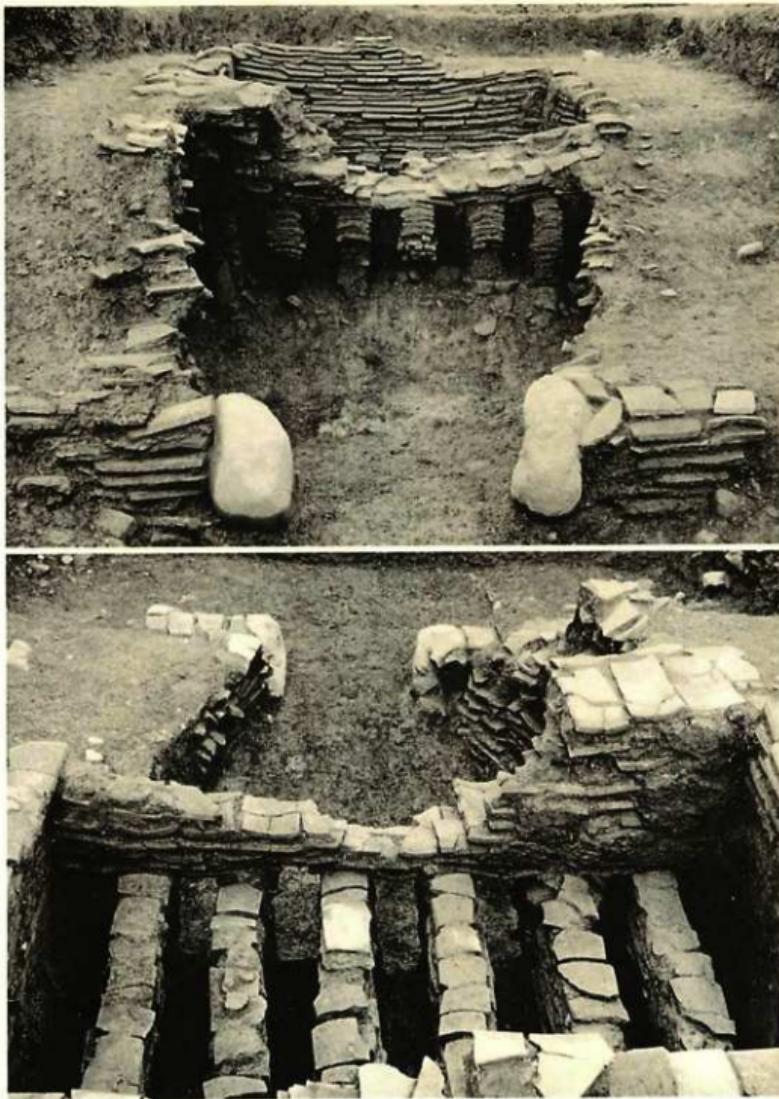
角社東群Ⅱ号窯跡 上：東から、下：北から



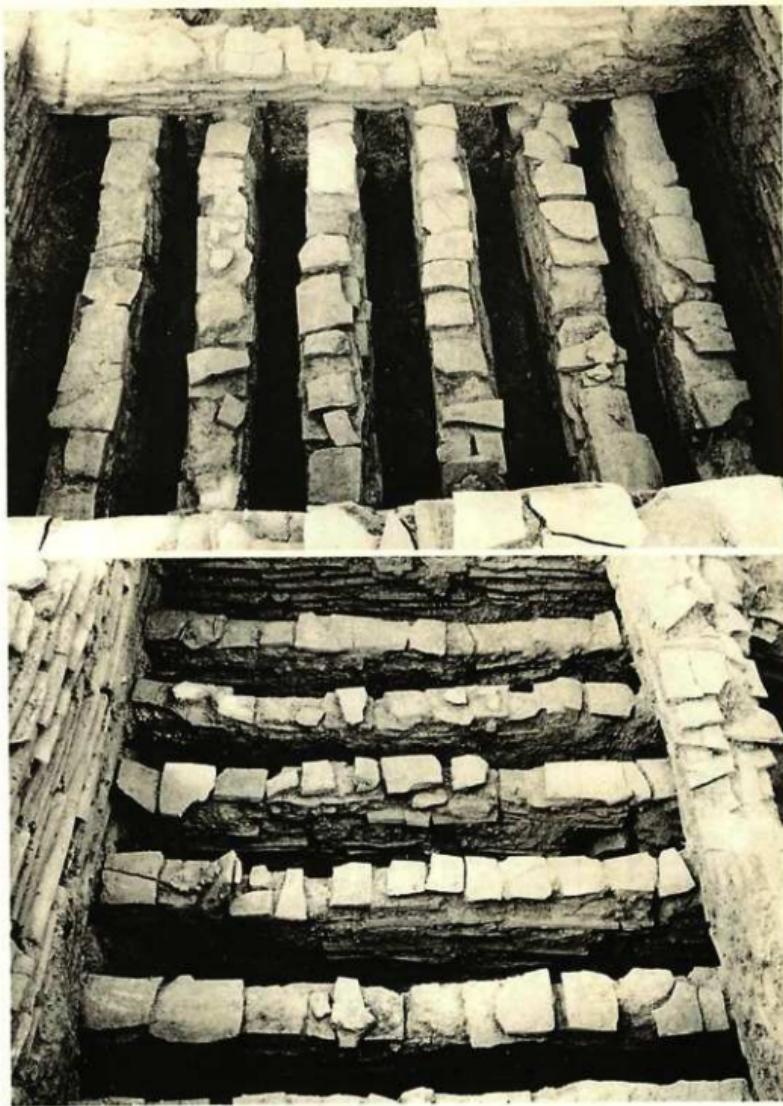
角社東群Ⅱ号窯跡焚口(東から)



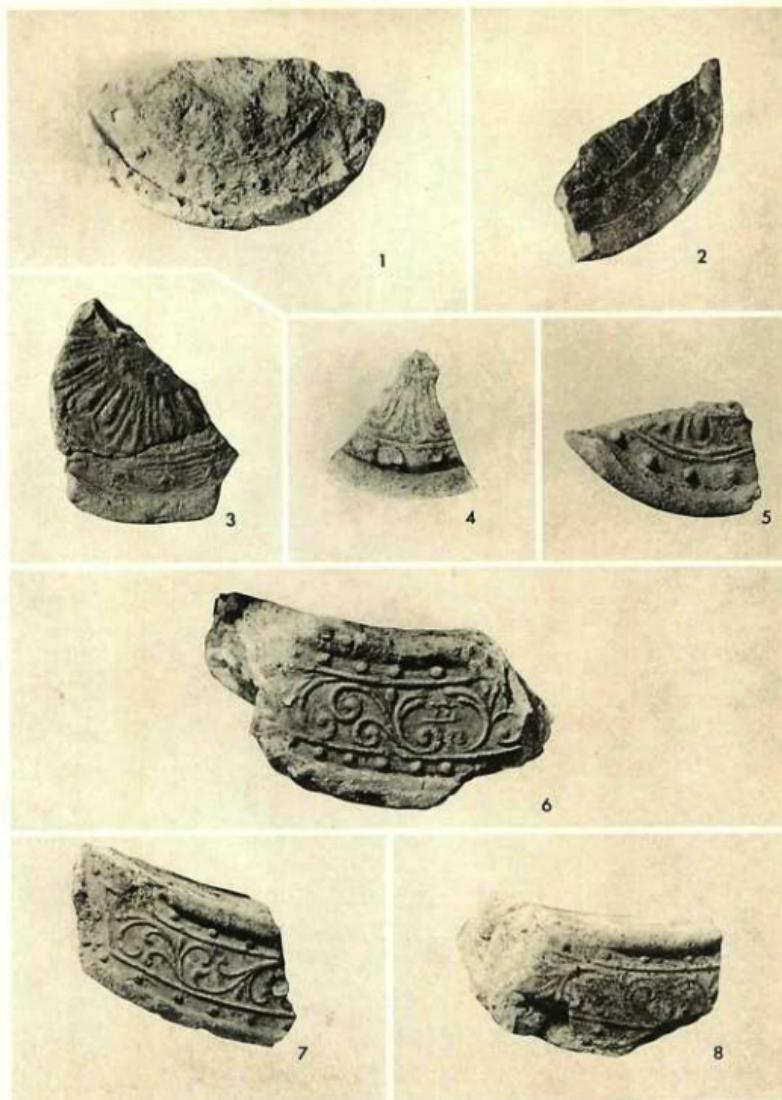
角社東群Ⅱ号窯跡 上：燃焼室側壁(北から)、下：焼成室側壁(北から)



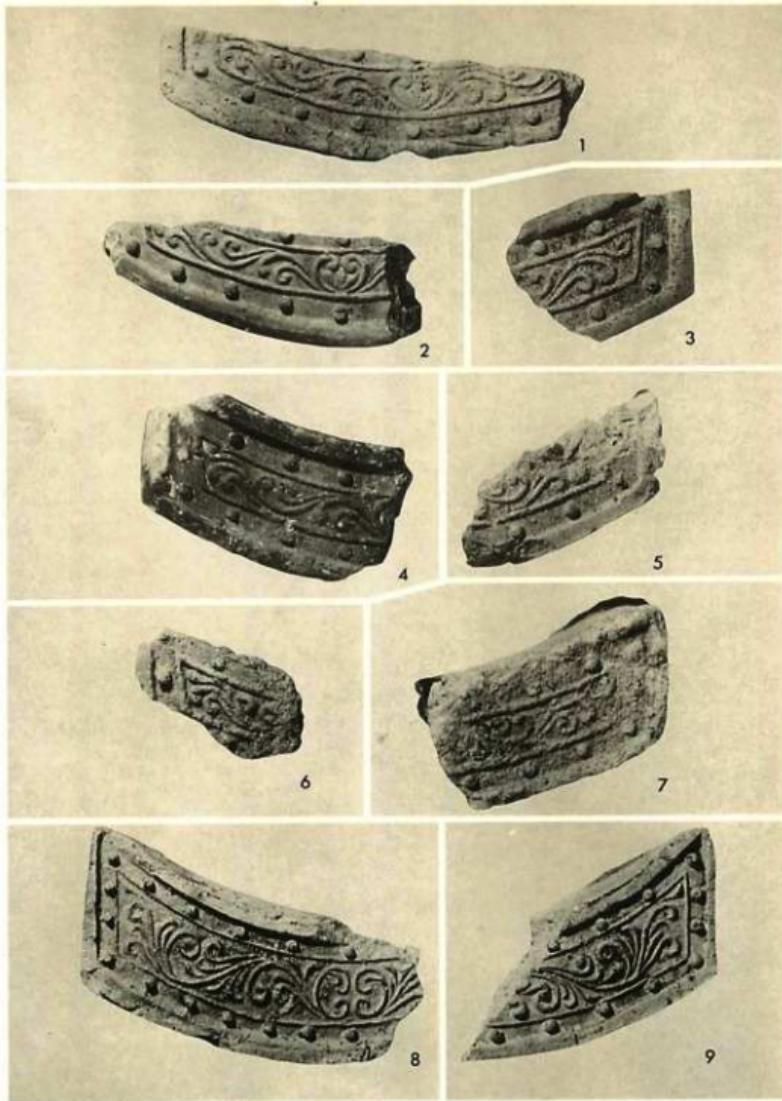
角社東群II号窯跡 上：東から、下：西から



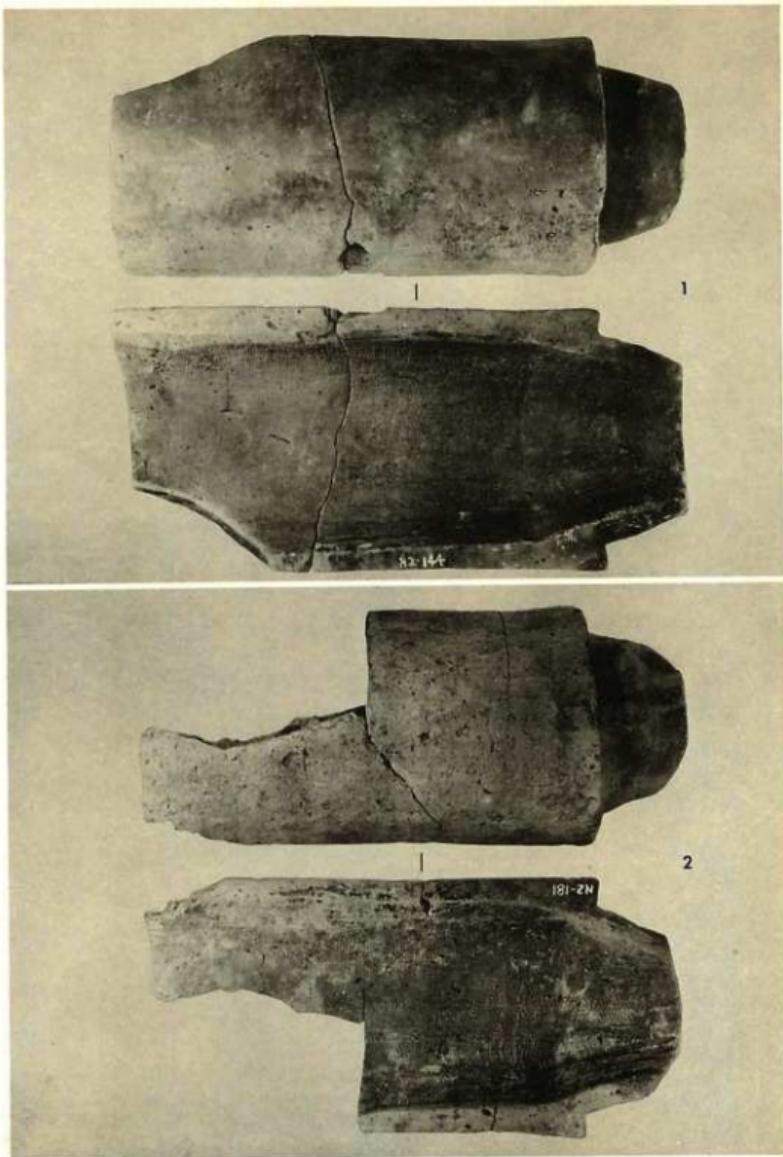
角社東群II号窯跡焼成室 上：西から、下：南から



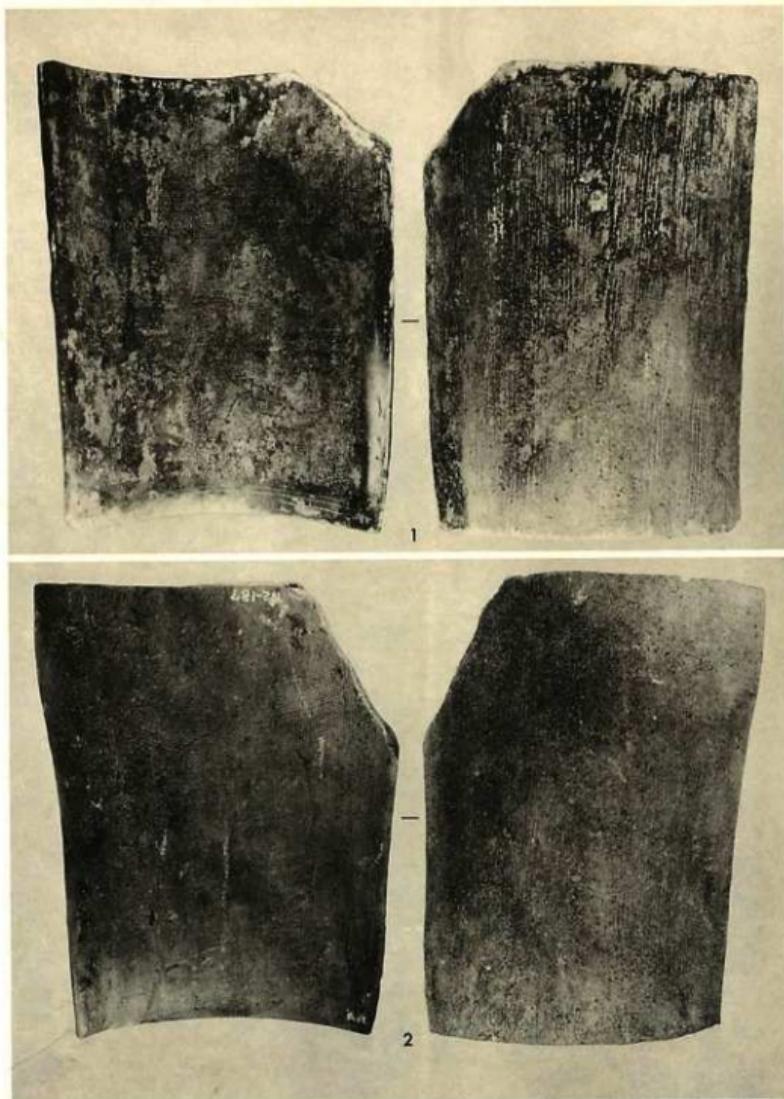
角社東群Ⅱ号窯跡出土 軒丸瓦・軒平瓦(縮尺2倍)



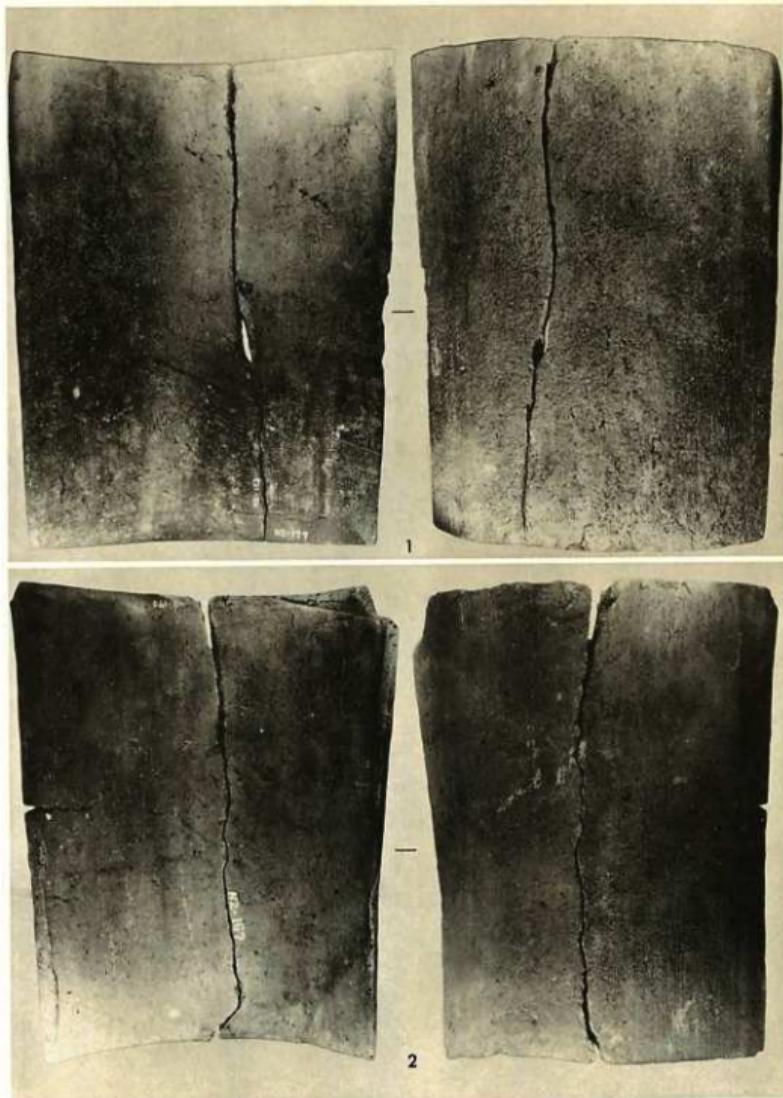
角社東群II号窯跡出土 軒平瓦(縮尺3分)



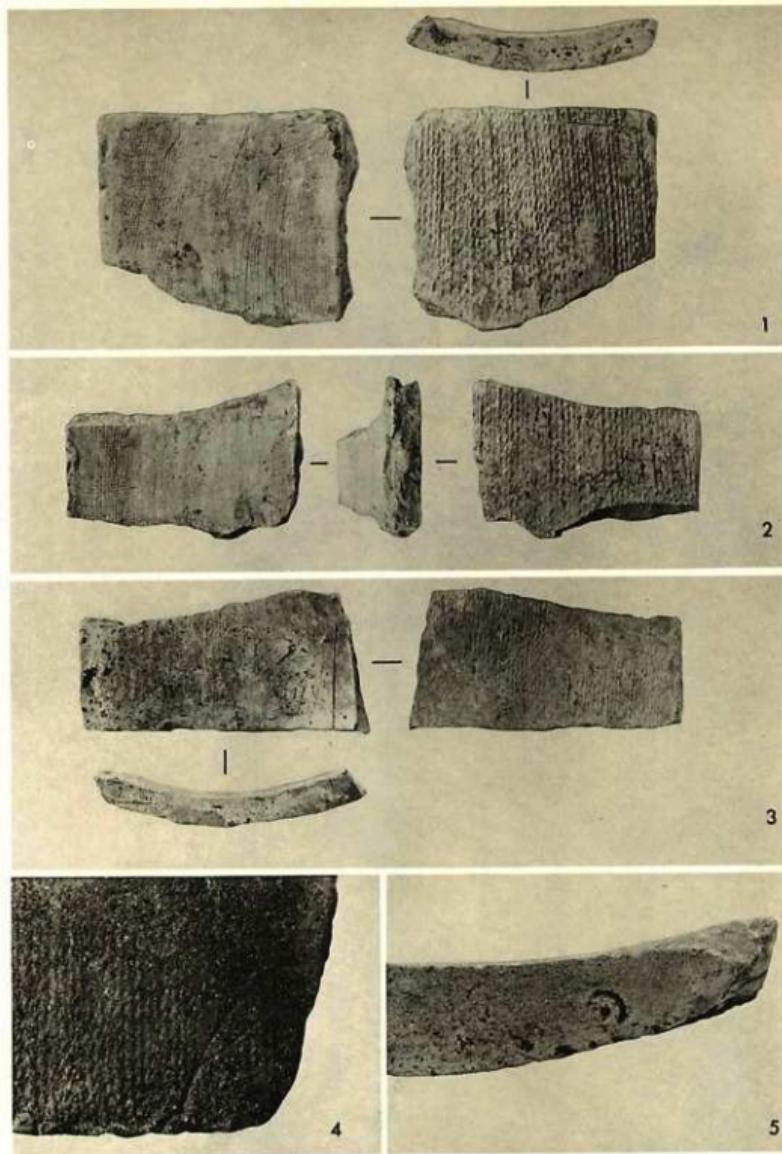
角社東群Ⅱ号窯跡出土 丸瓦



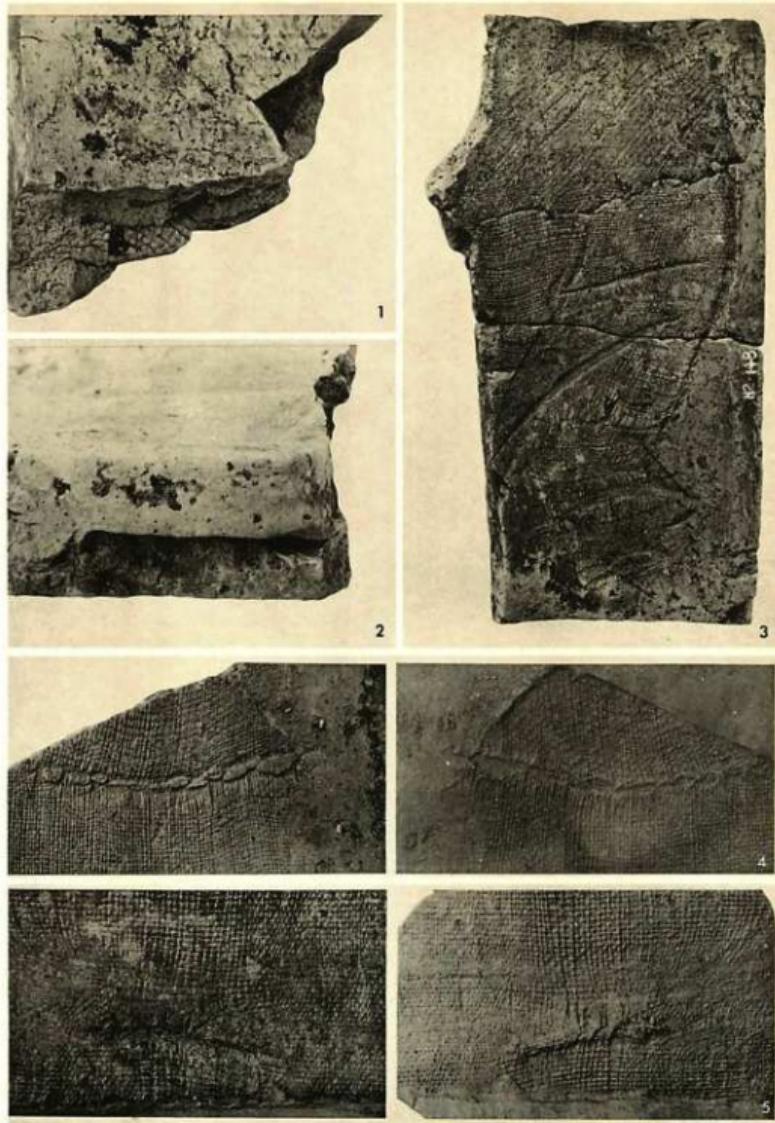
角社東群Ⅱ号窯跡出土 平瓦



角社東群Ⅱ号窯跡出土 平瓦



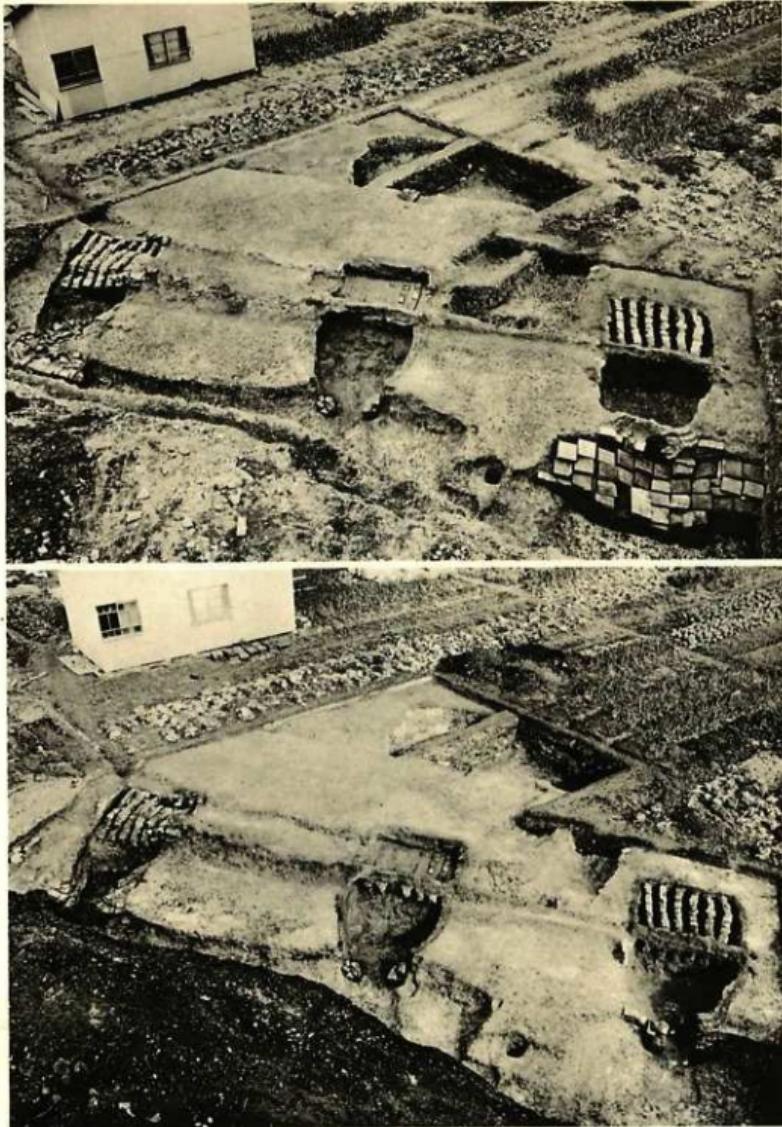
角社東群II号窯跡出土 1~3: 墓斗瓦 4: 平瓦の木葉压模 5: 平瓦狭端面記号



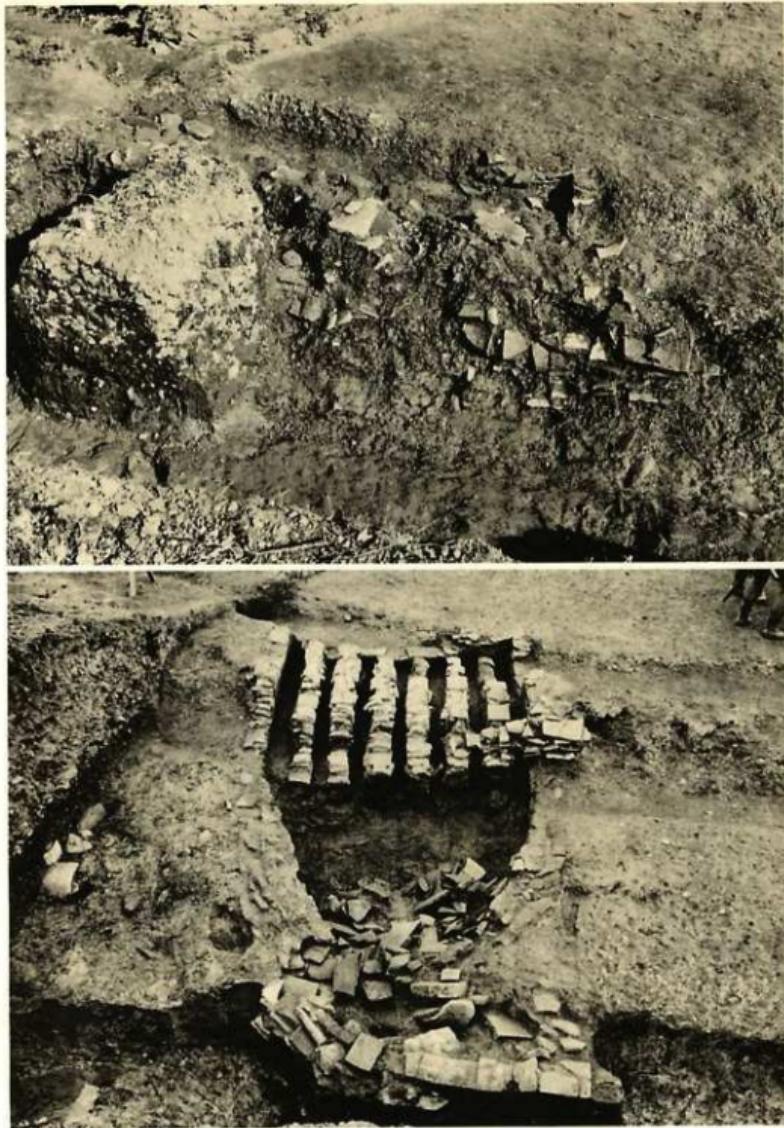
角社東群Ⅱ号窯跡出土 平瓦細部



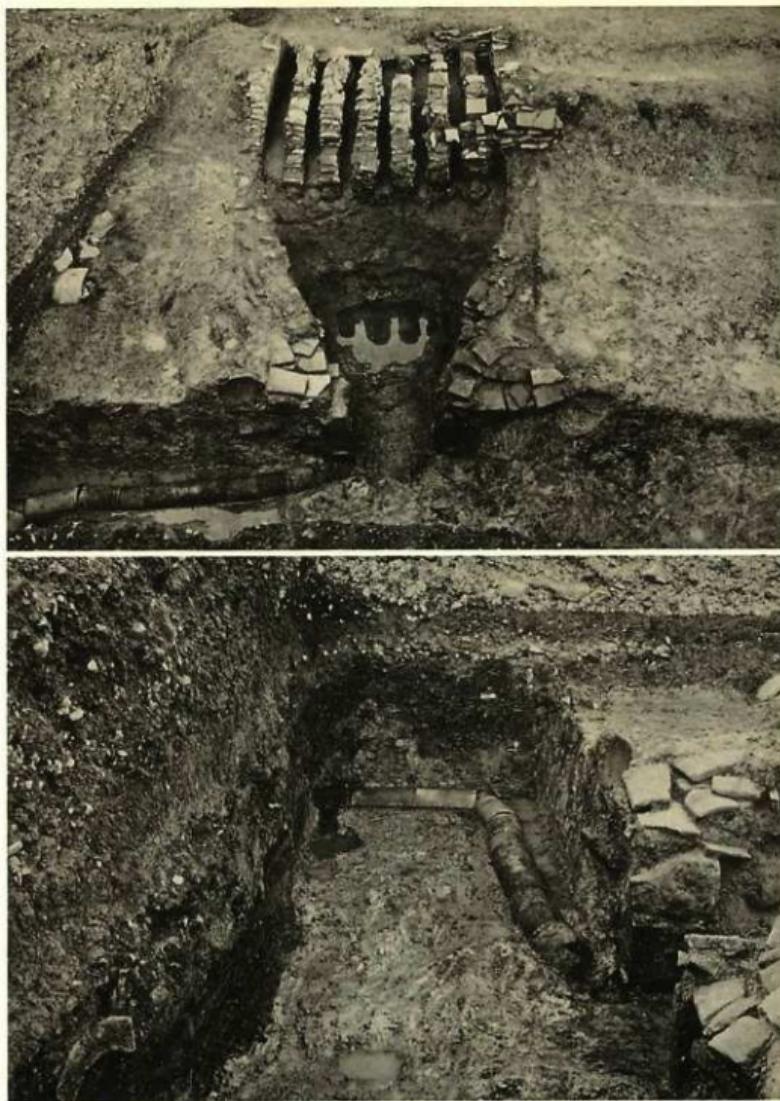
角社西群瓦窯跡調査地区全景 上：南から、下：西から



角社西群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ号窯跡・焼土堆(西から) 上: 焚口閉塞除去前, 下: 焚口閉塞除去後



角社西群1号窑跡 上：窯体調査前、下：焚口閉塞除去前



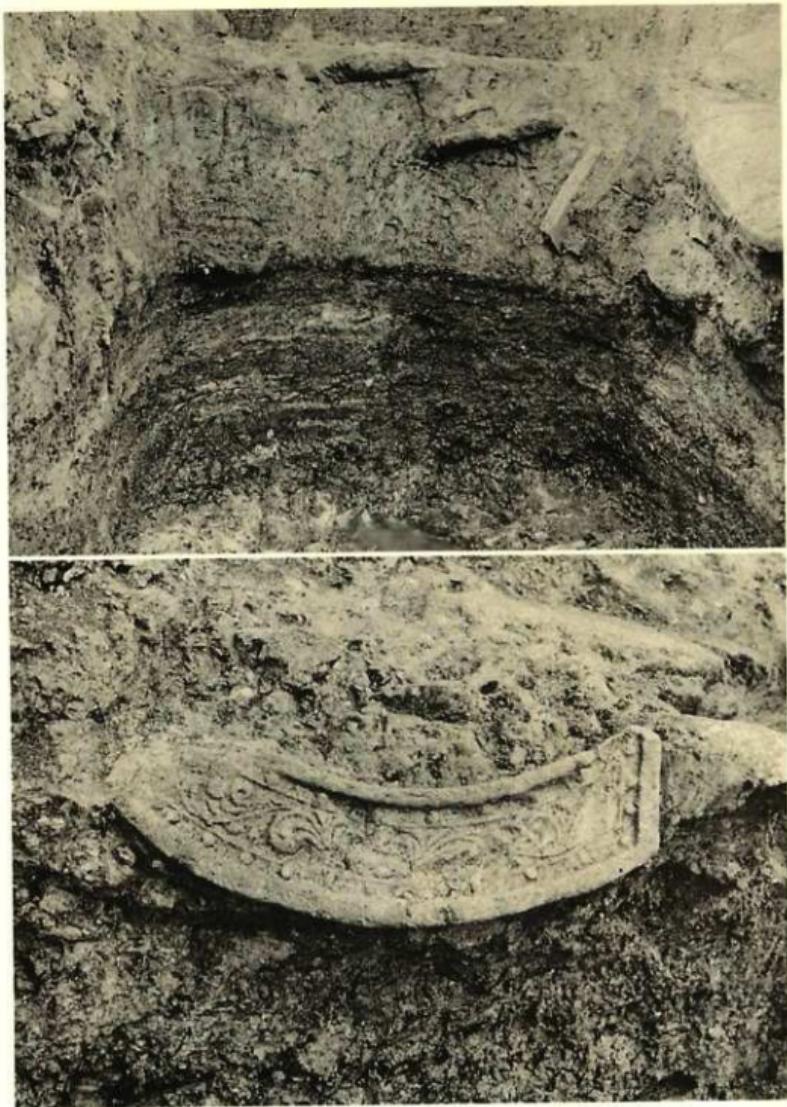
角社西群1号窯跡 上：焚口閉塞除去後(西から) 下：焚口前排水施設(南から)



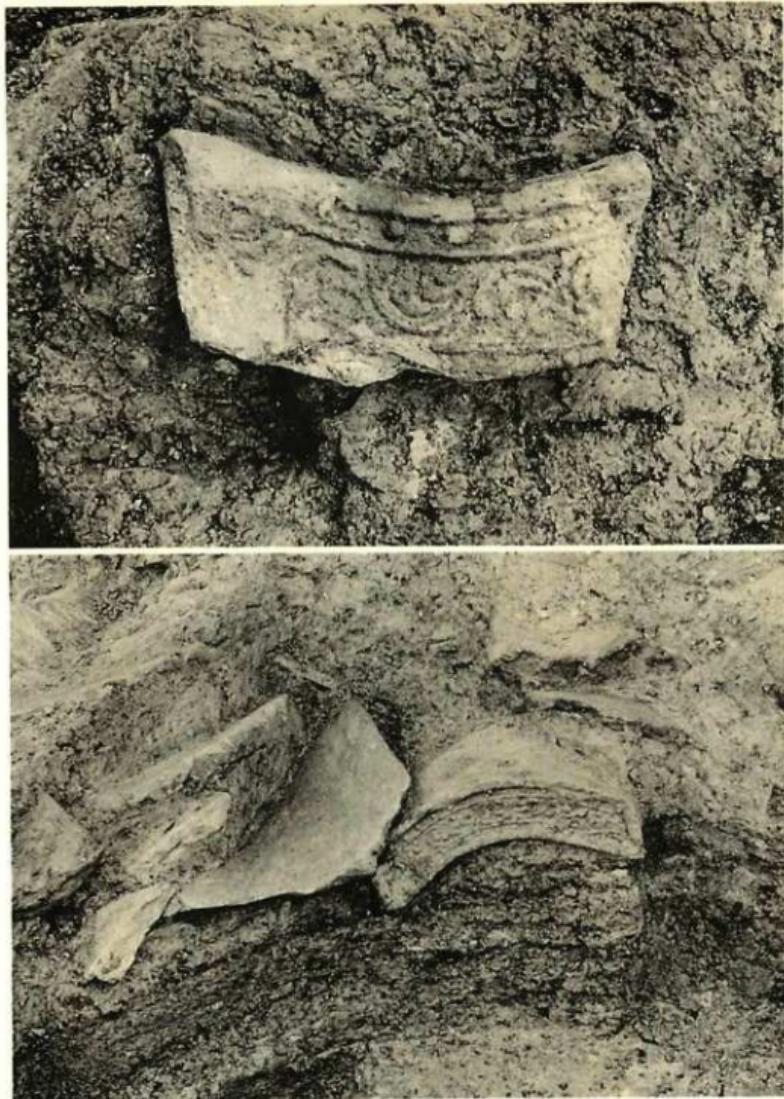
角社西群1号窯跡焼成室 上：北から、下：東から



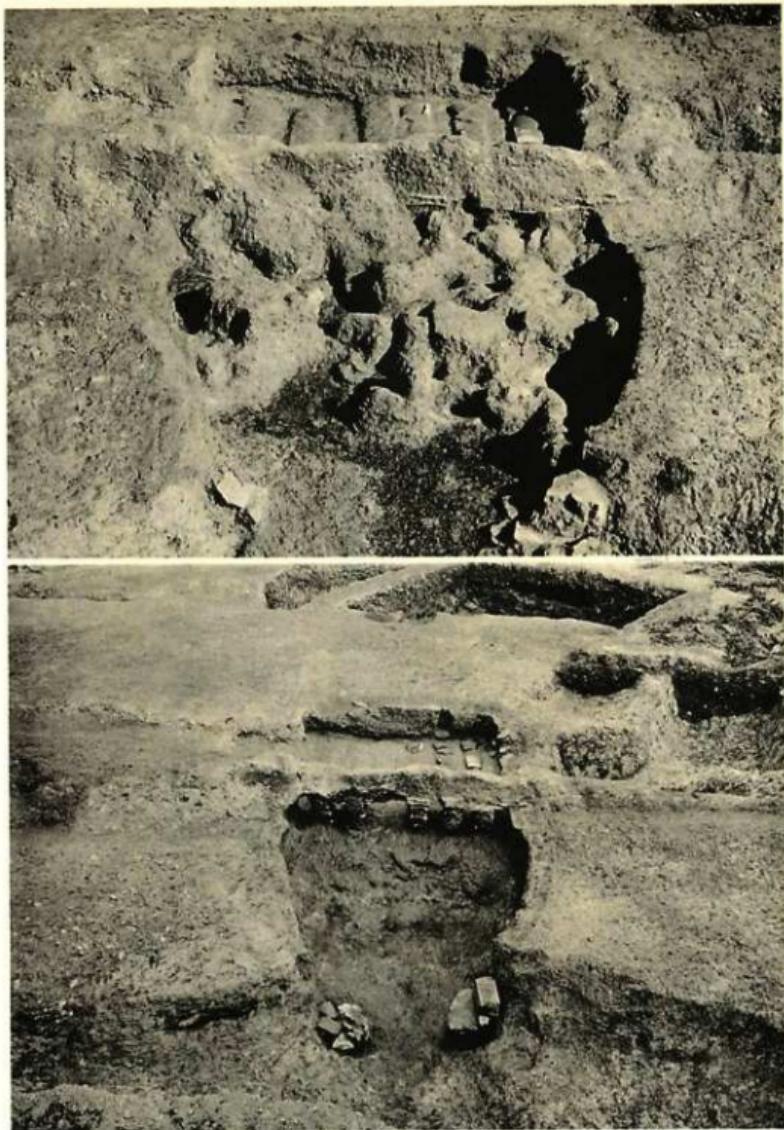
角社西群 I 号窯跡燃焼室 上：第1次・第2次窯壁。下：第1次窯壁



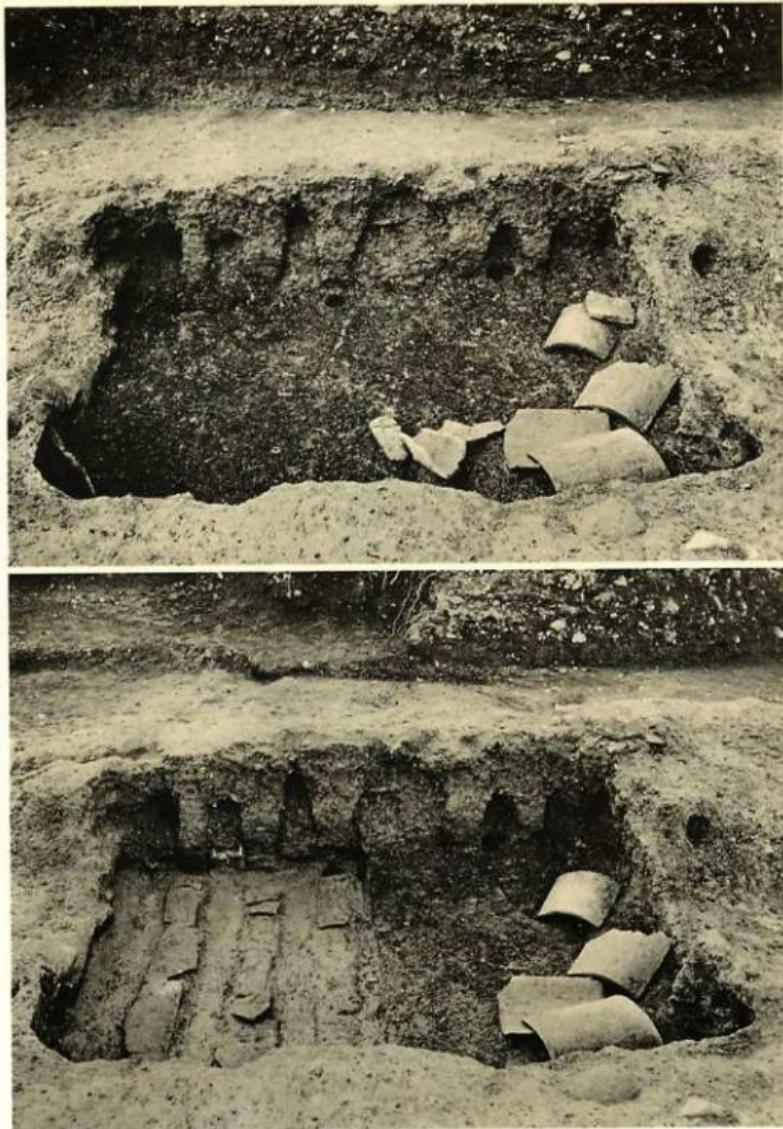
角社西群Ⅰ号窯跡 上：第2次床面前庭部水抜き孔断面(南から),
下：前庭部遺物出土状態(東から)



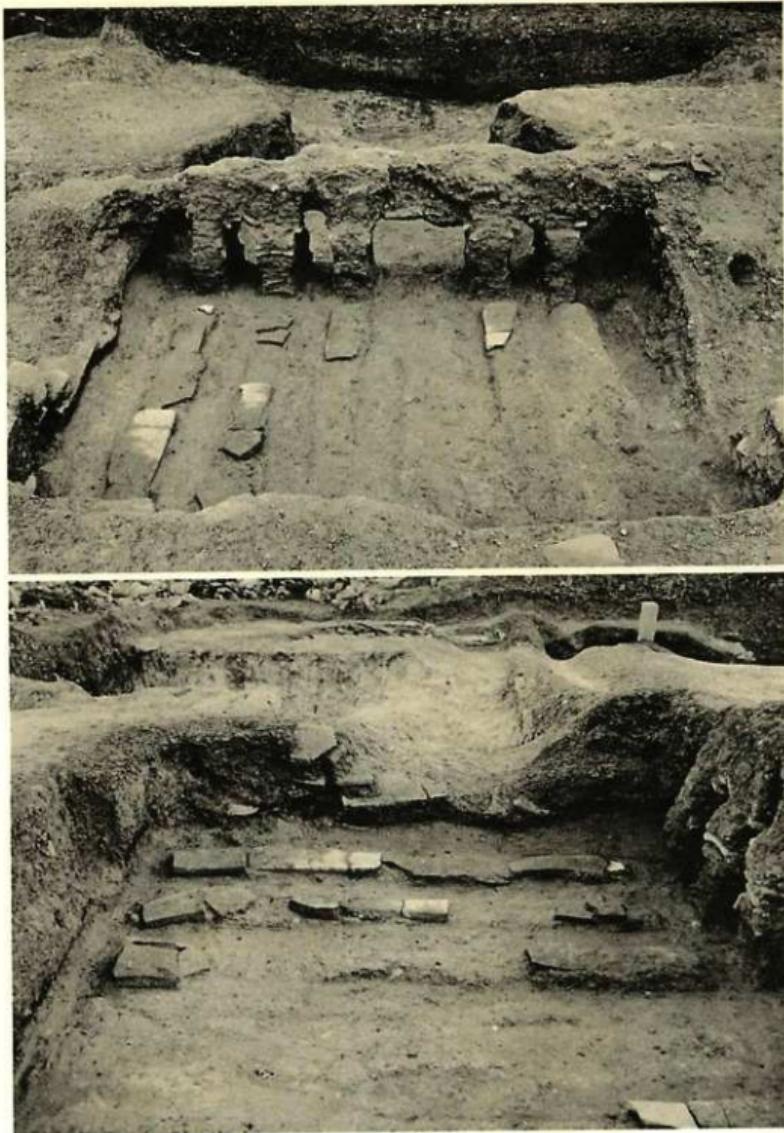
角社西群 I 号窯跡前庭部 遺物出土状態(東から)



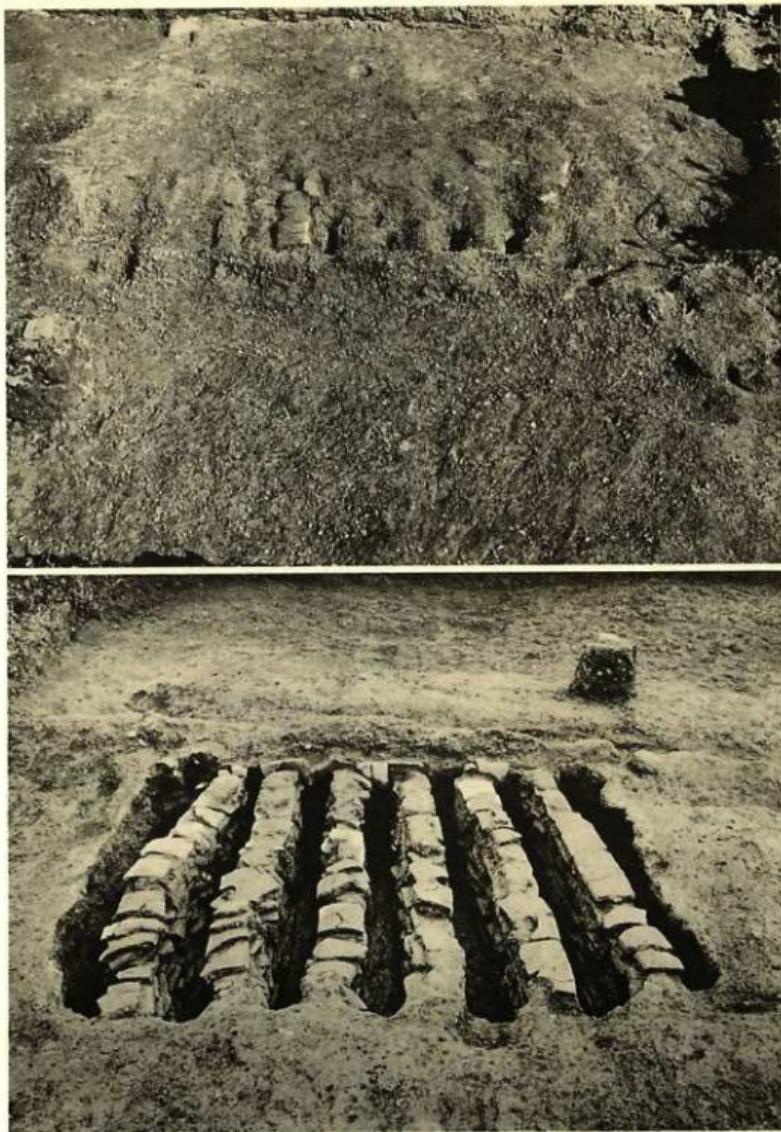
角社西群Ⅱ号窯跡 上：燃焼室焼上落達状態，下：調査後全景



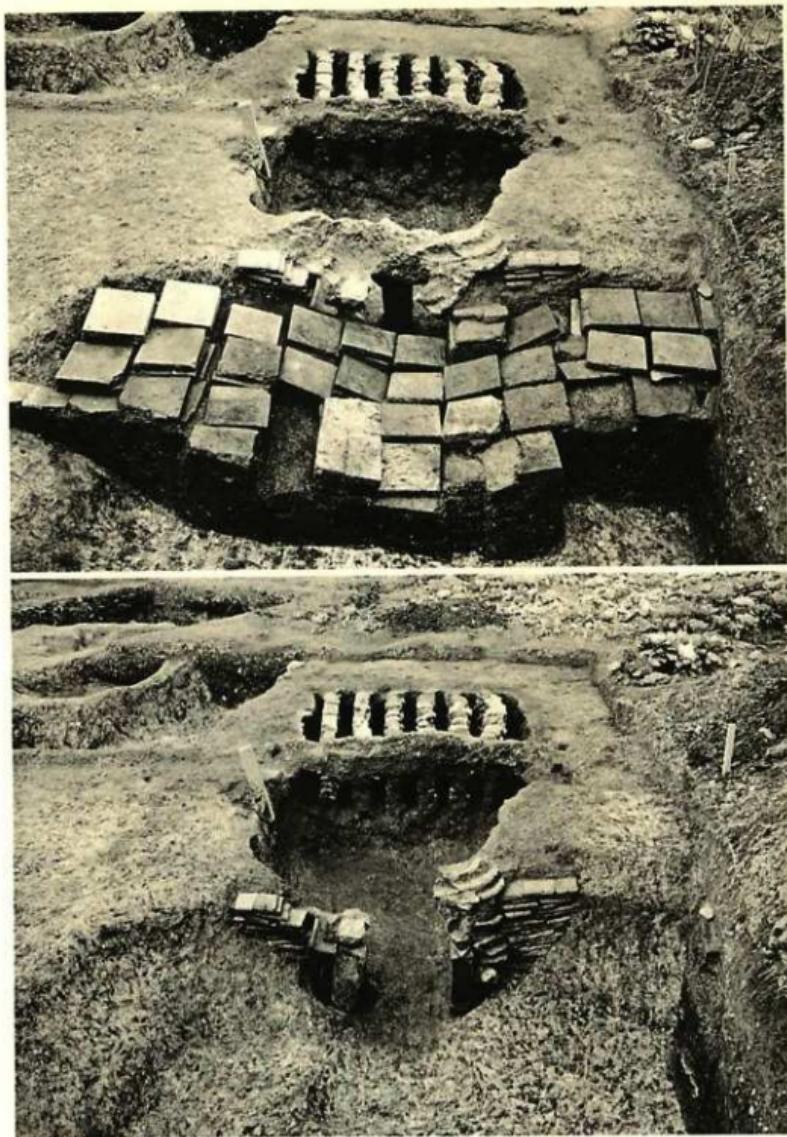
角社西群Ⅱ号窯跡 上：第2次床面及び遺物出土状態(東から)。
下：第1次・第2次床面(東から)



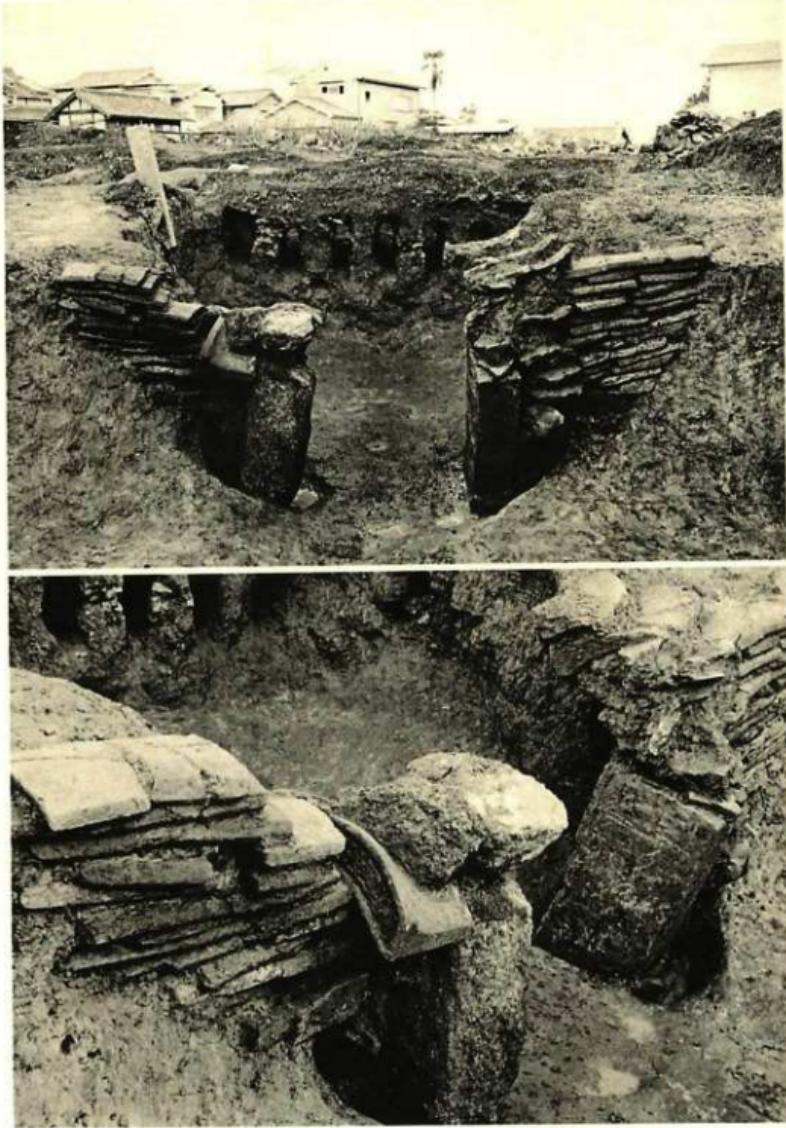
角社西群II号窯跡第1次床面 上：東から、下：北から



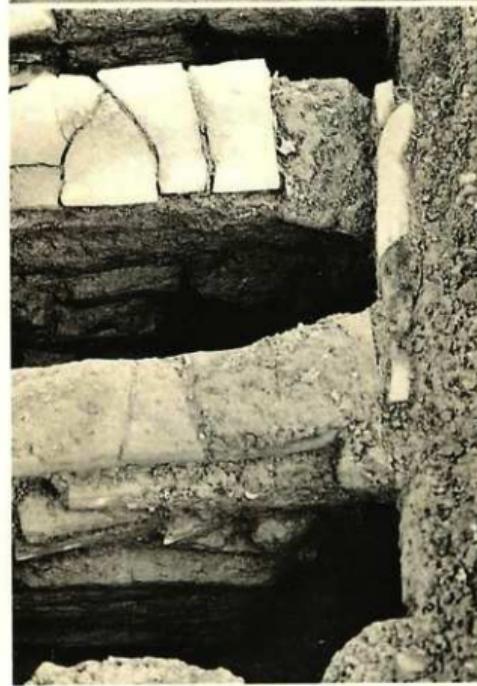
角社西群Ⅲ号窯跡 上：窯体調査前(西から), 下：焼成室(東から)



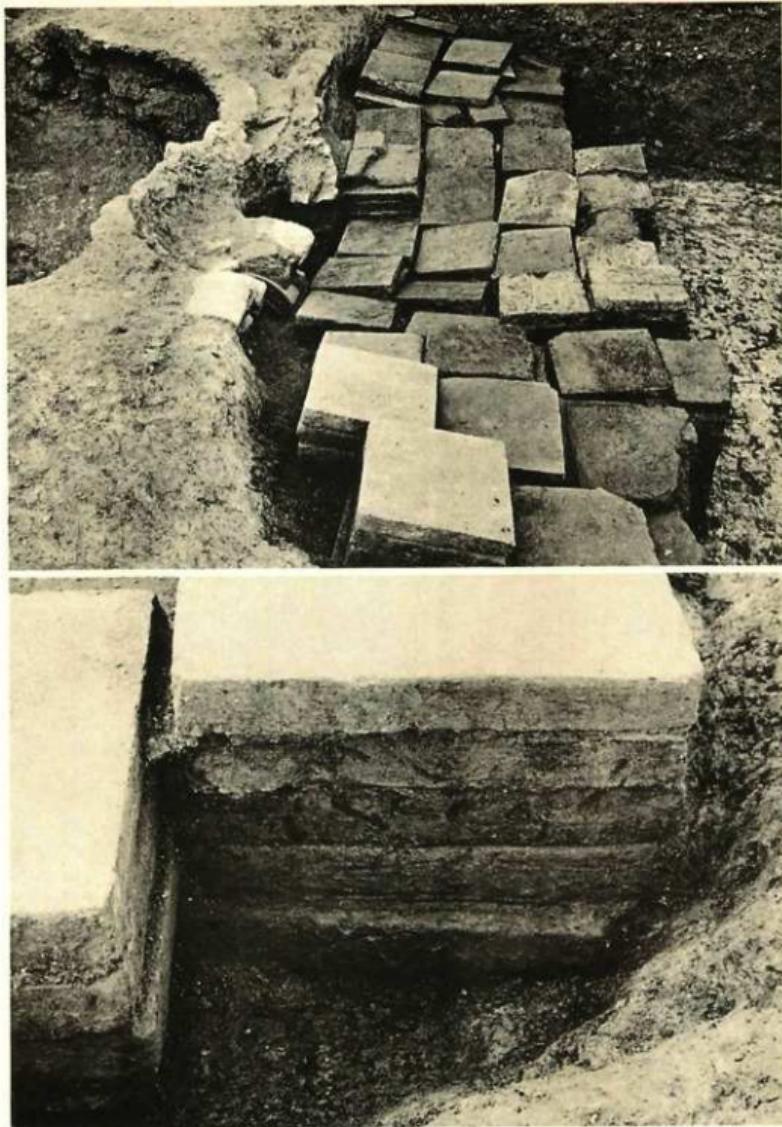
角社西群Ⅲ号窯跡 上：焚口閉塞状態(西から)、下：閉塞除去後(西から)



角社西群Ⅲ号窯跡 上：焚口(西から)、下：焚口細部



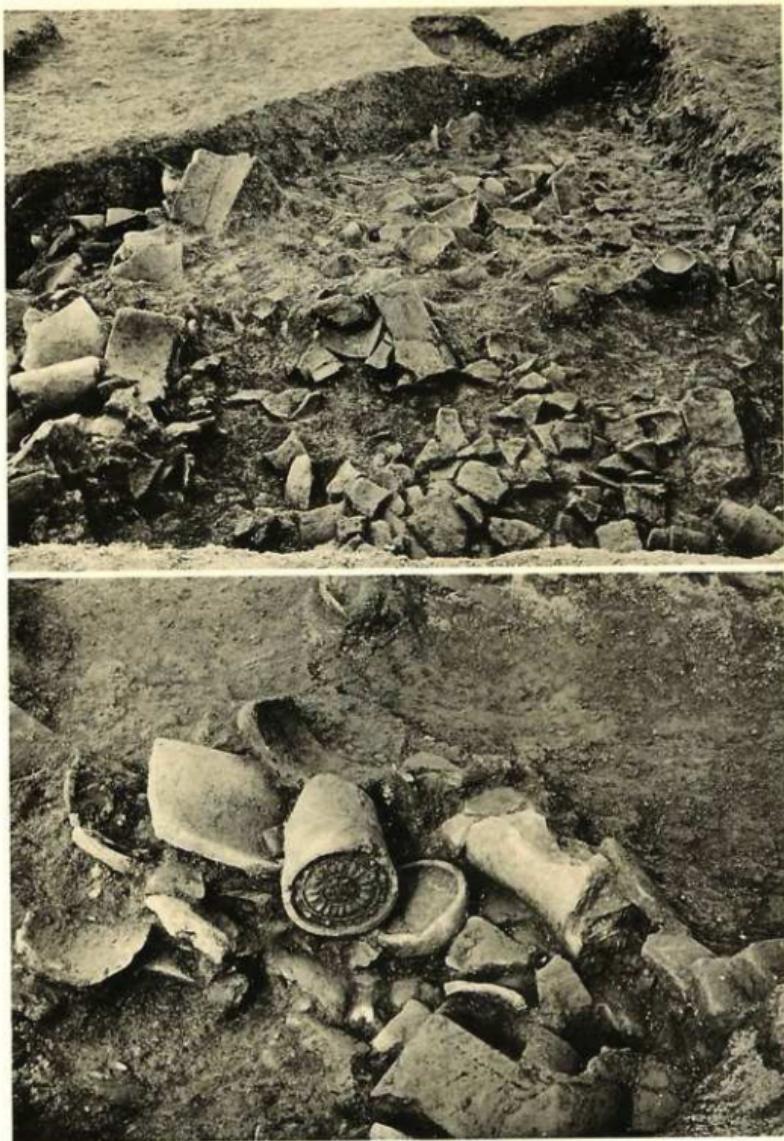
角社西群Ⅲ号窯跡 上：燃焼室南壁、下：焼成室通焰孔



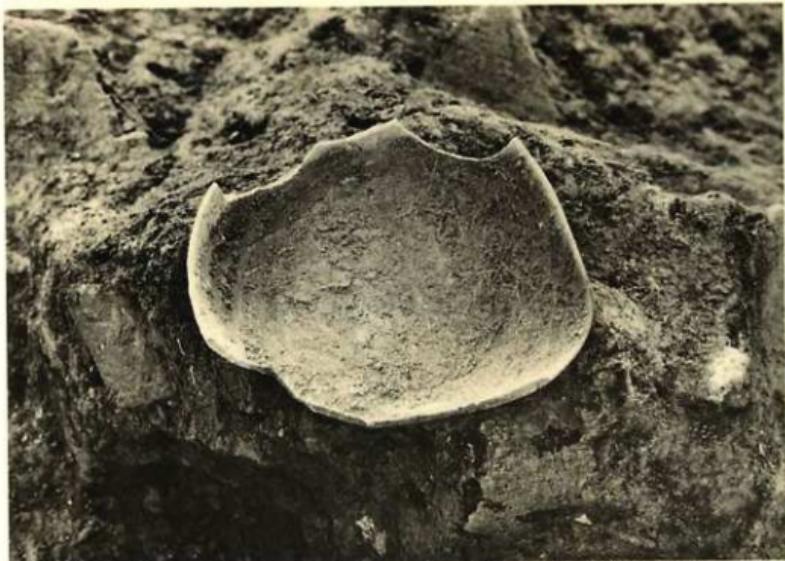
角社西群Ⅲ号窯跡 上：焚口閉塞埠積み(北から)、下：同細部



角社西群Ⅱ号窯跡 焼成室 上：北から、下：西から



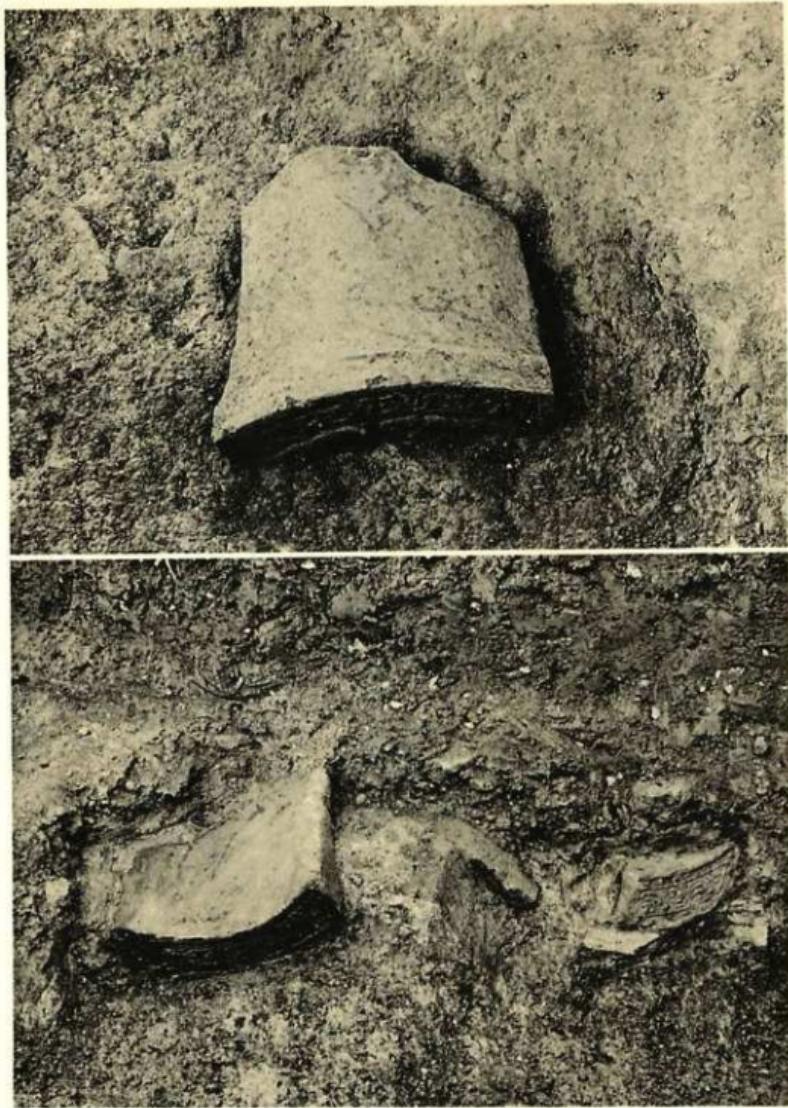
角社西群瓦窯跡焼土壙 上：上層遺物出土状態(東から)、下：同細部



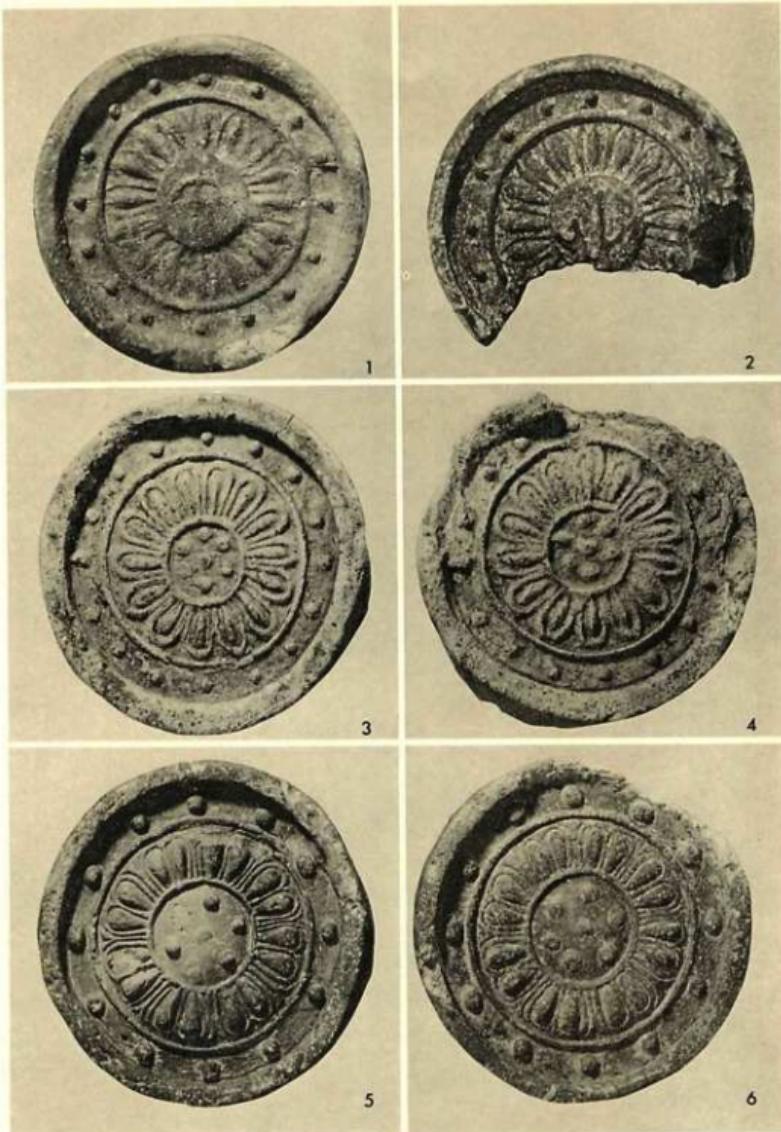
角社西群瓦窯跡焼上塙 上：須恵器出土状態、下：軒丸瓦出土状態



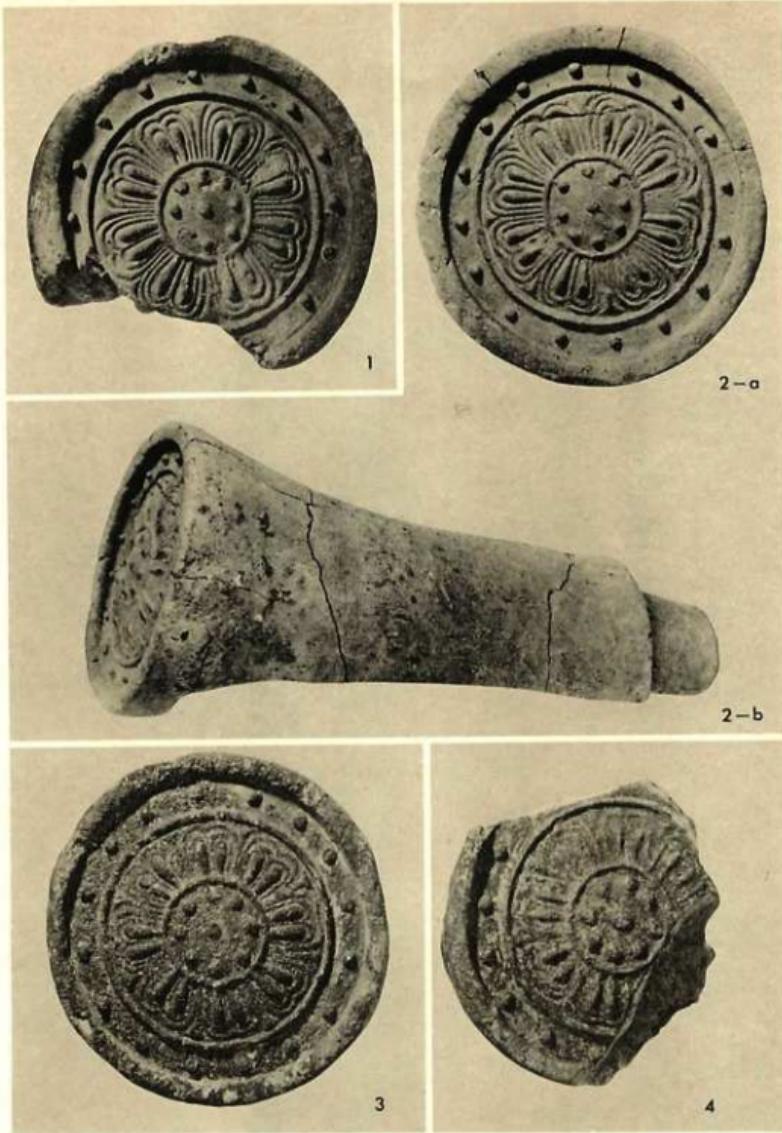
角社西群瓦窯跡焼土塊
軒丸瓦出土状態



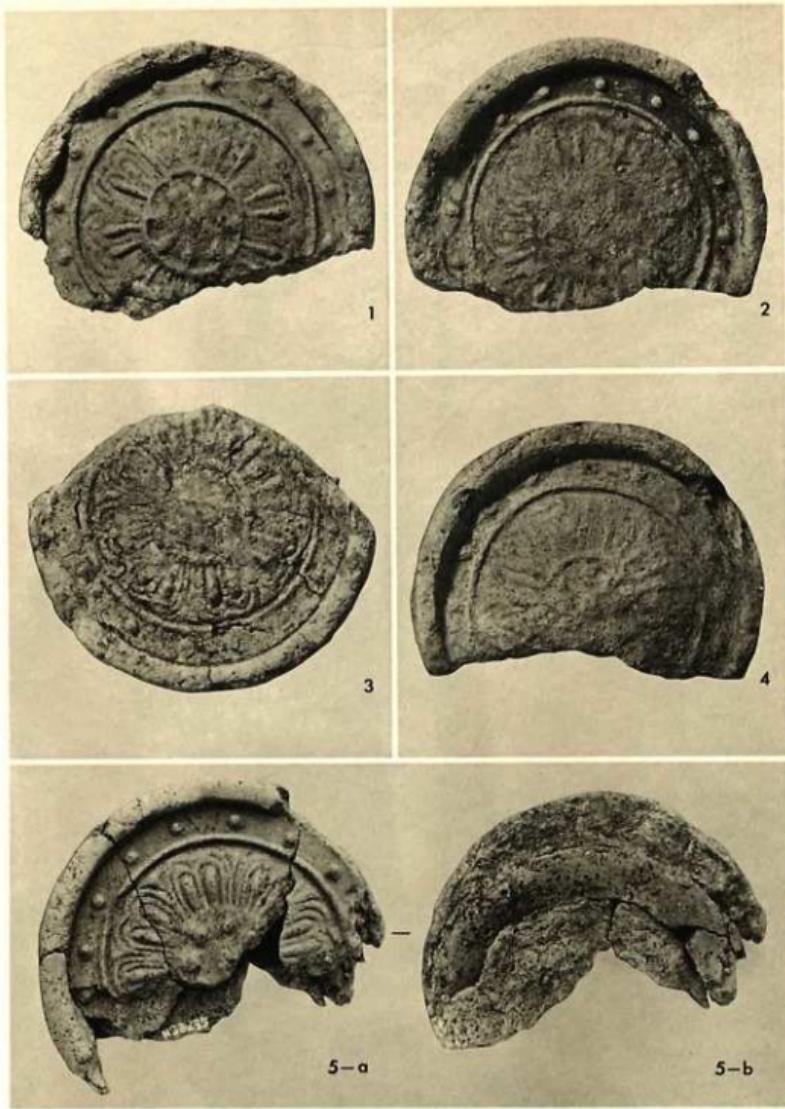
角社西群瓦窯跡焼土場 軒平瓦出土状態



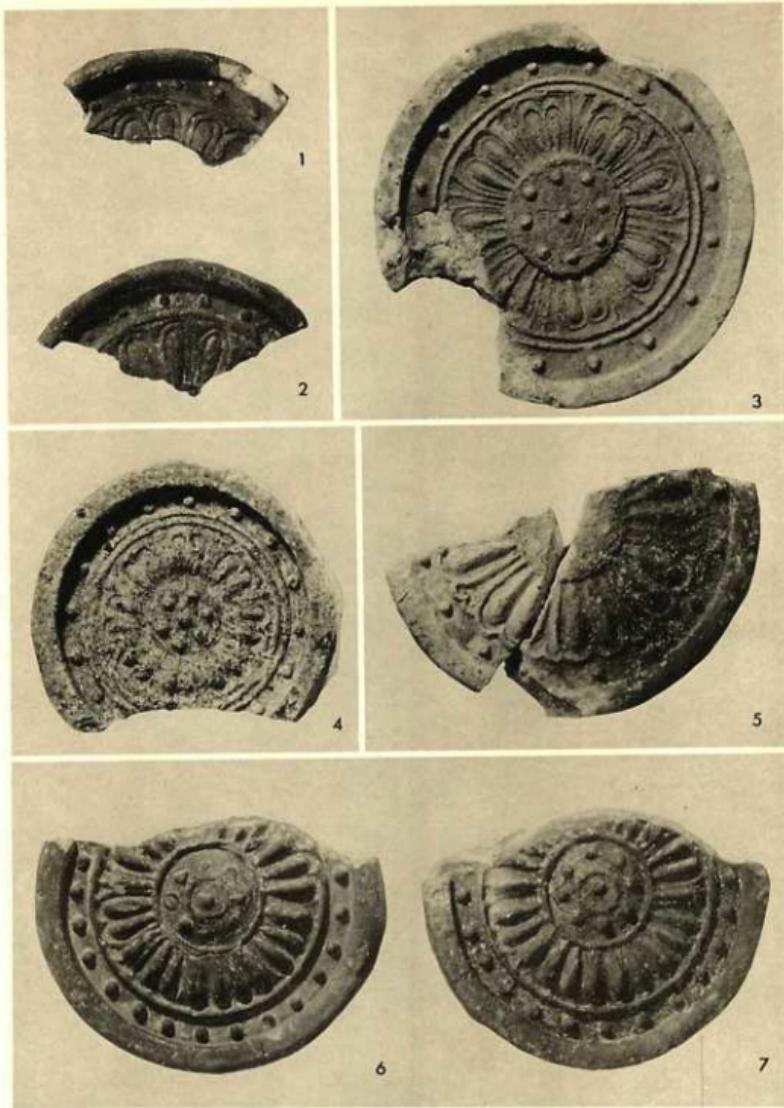
角社西群瓦塚跡出土 軒丸瓦(縮尺2分)



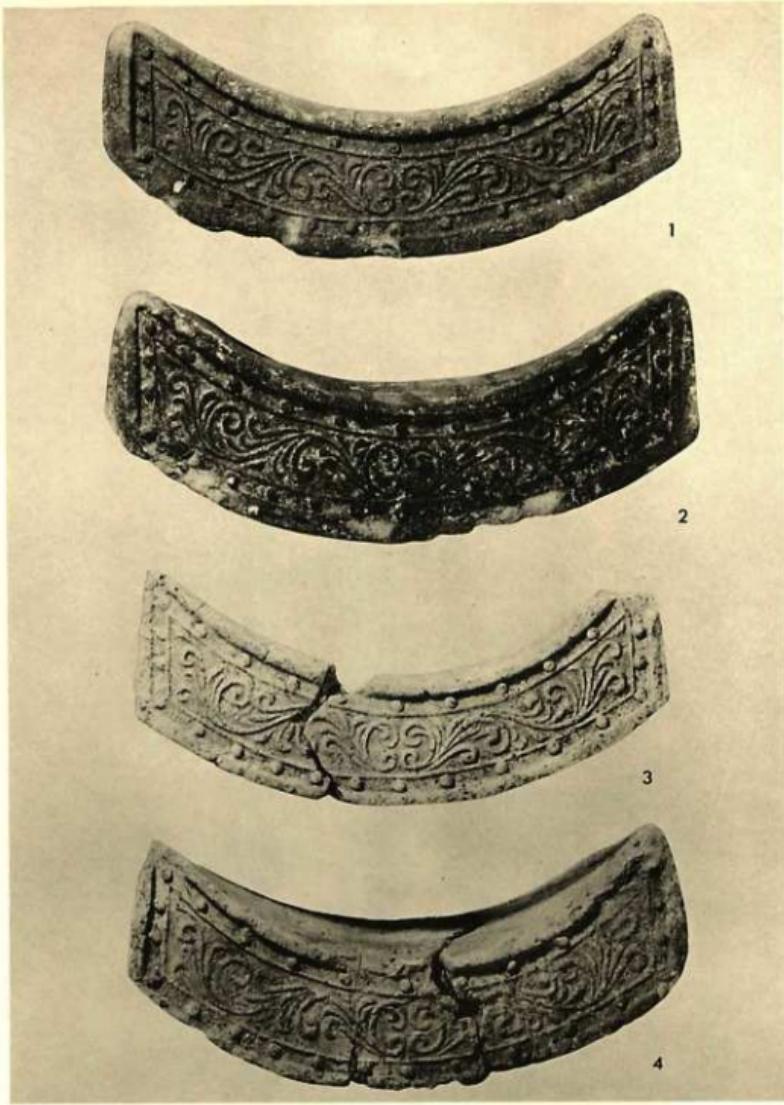
角社西群瓦窯跡出土 軒丸瓦(2-b以外は縮尺1/2)



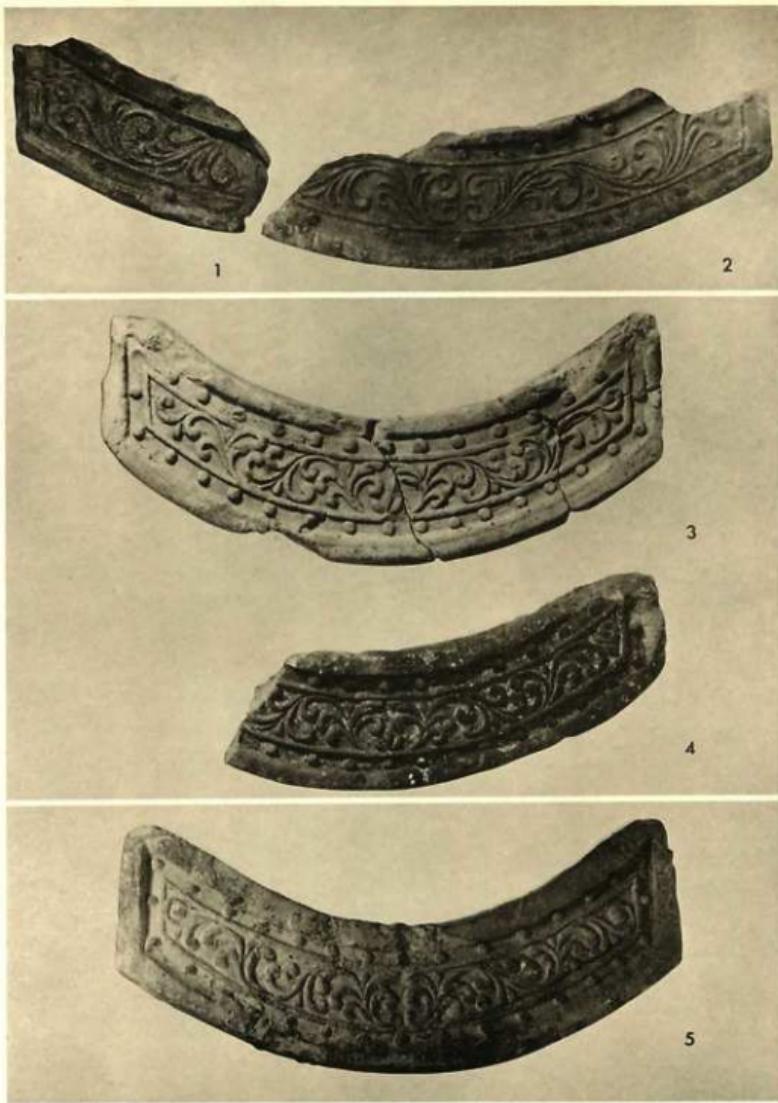
角社西群瓦窯跡出土 軒丸瓦(縮尺写)



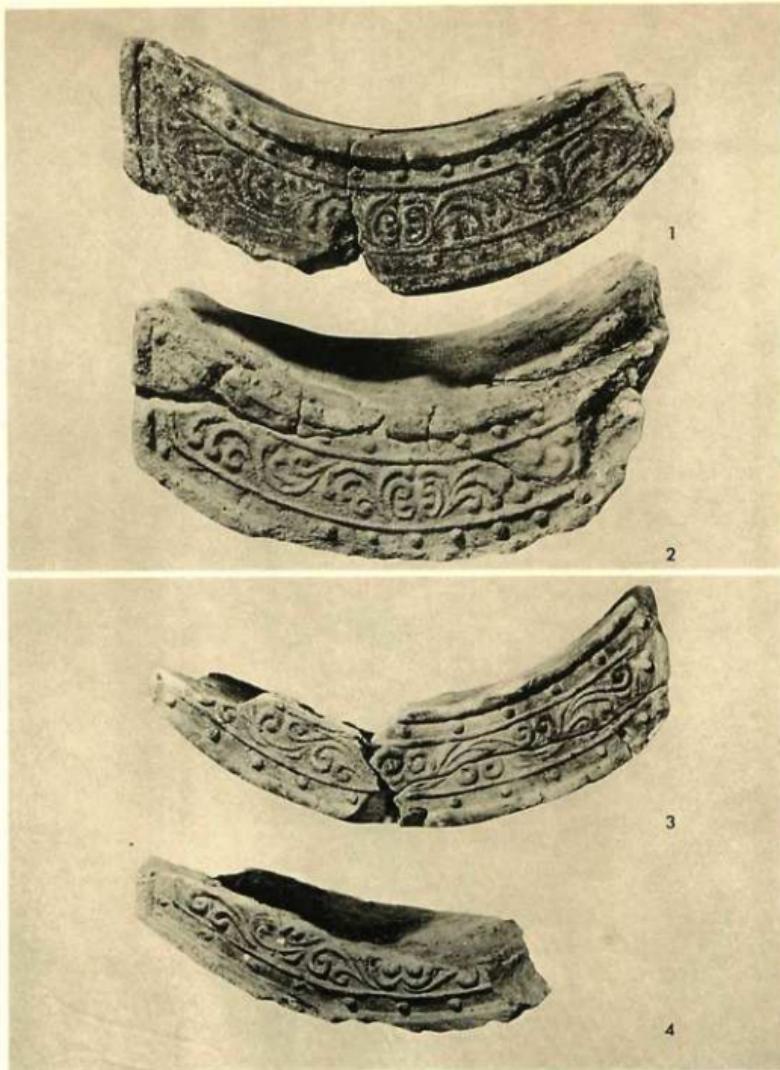
角社西群北室跡出土 軒瓦(縮尺1/5)



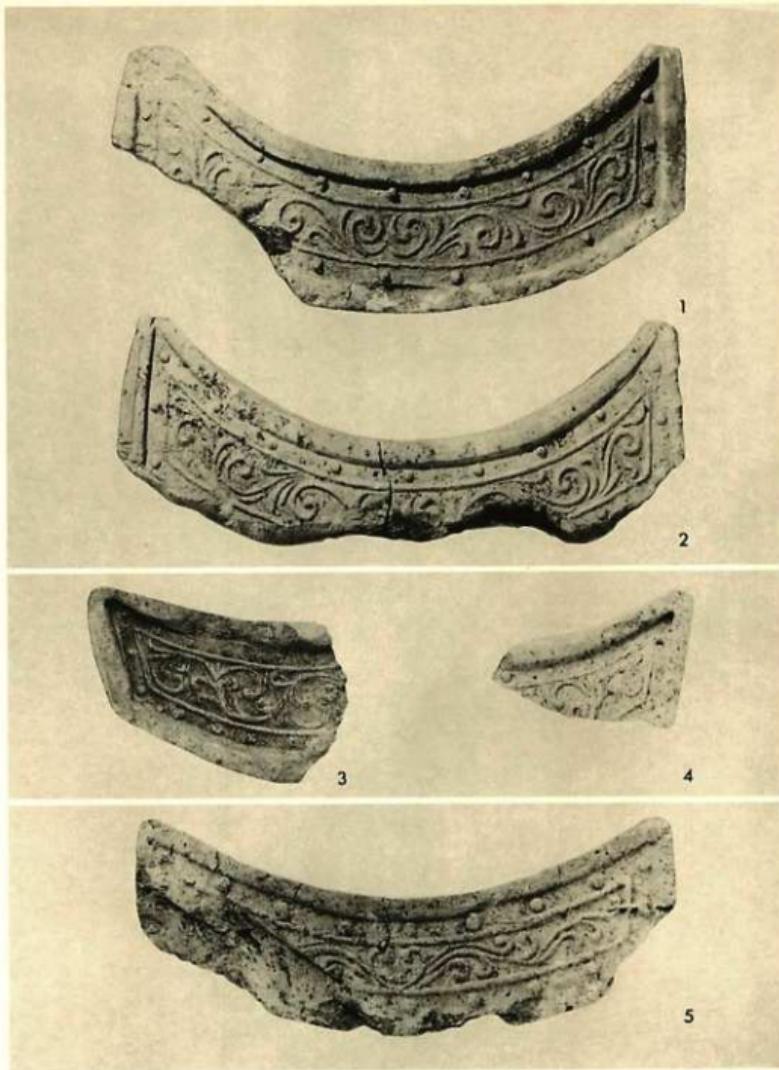
角社西群瓦窑跡出土 轩平瓦(縮尺3分)



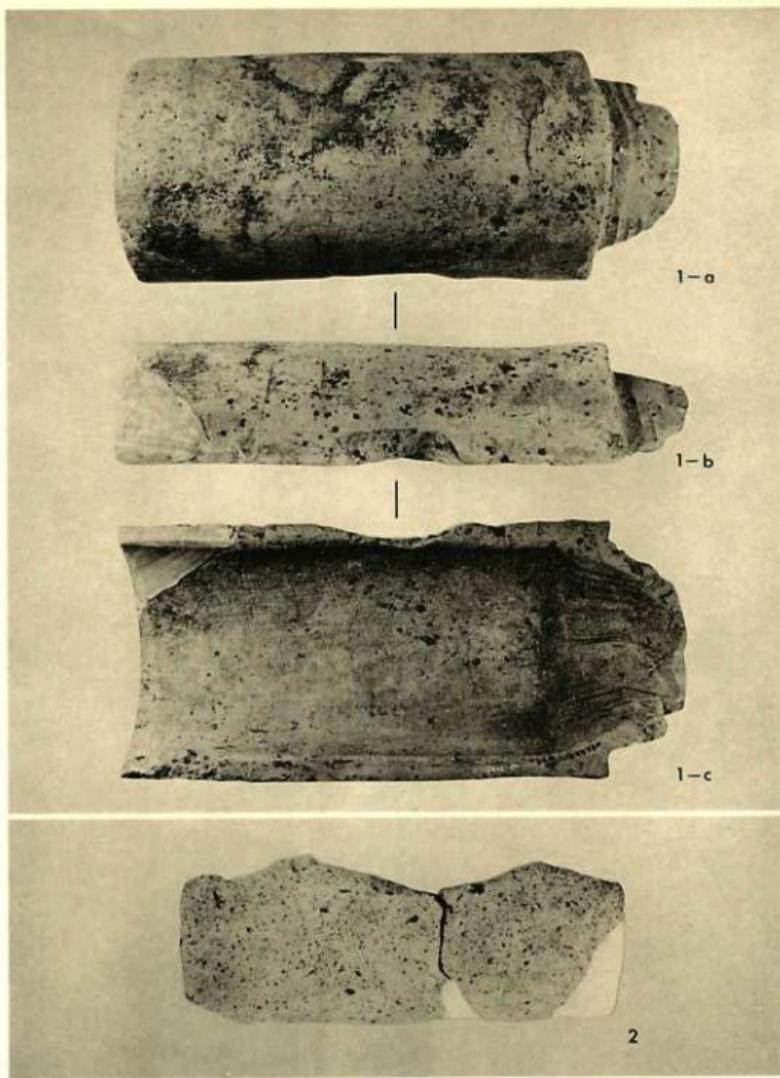
角社西群瓦窯跡出土 軒平瓦(縮尺三分)



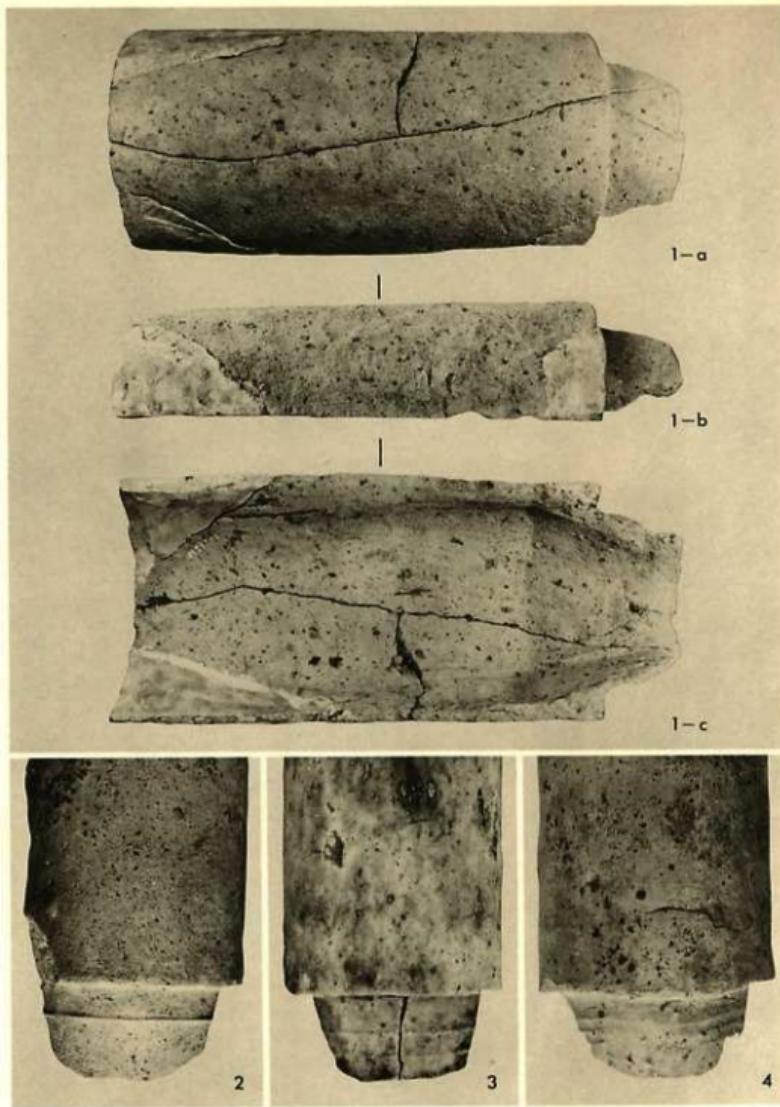
角社西群瓦窯跡出土 軒平瓦(縮尺2)



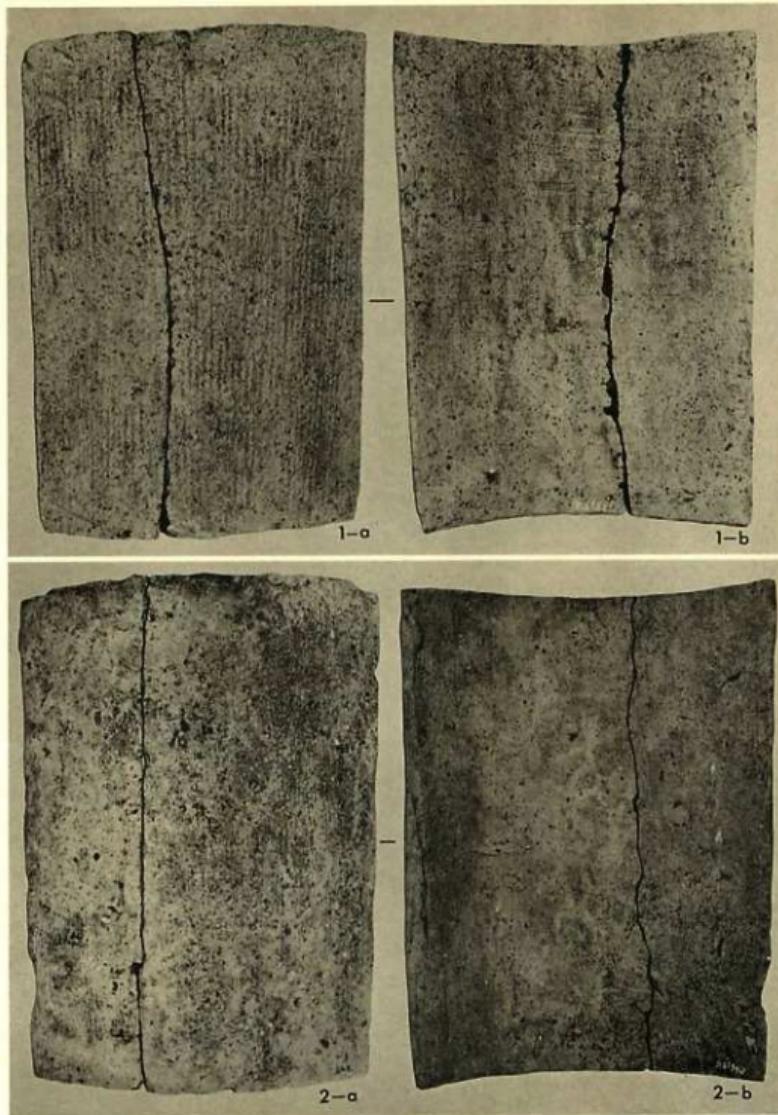
角社西群瓦窯跡出土 軒平瓦(縮尺1/6)



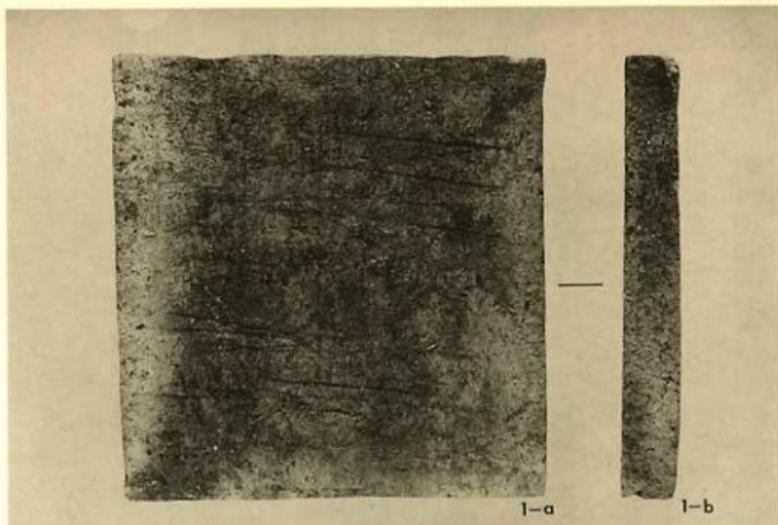
角社西群瓦窯跡出土 丸瓦(縮尺1/4)



角社西群瓦窯跡出土 丸瓦(縮尺1/4)

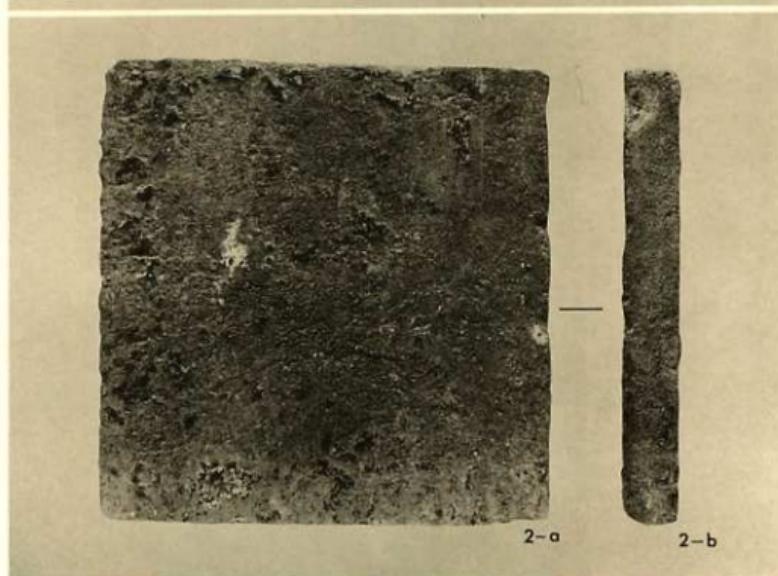


角社西群瓦窯跡出土 陶瓦(縮尺1/4)



1-a

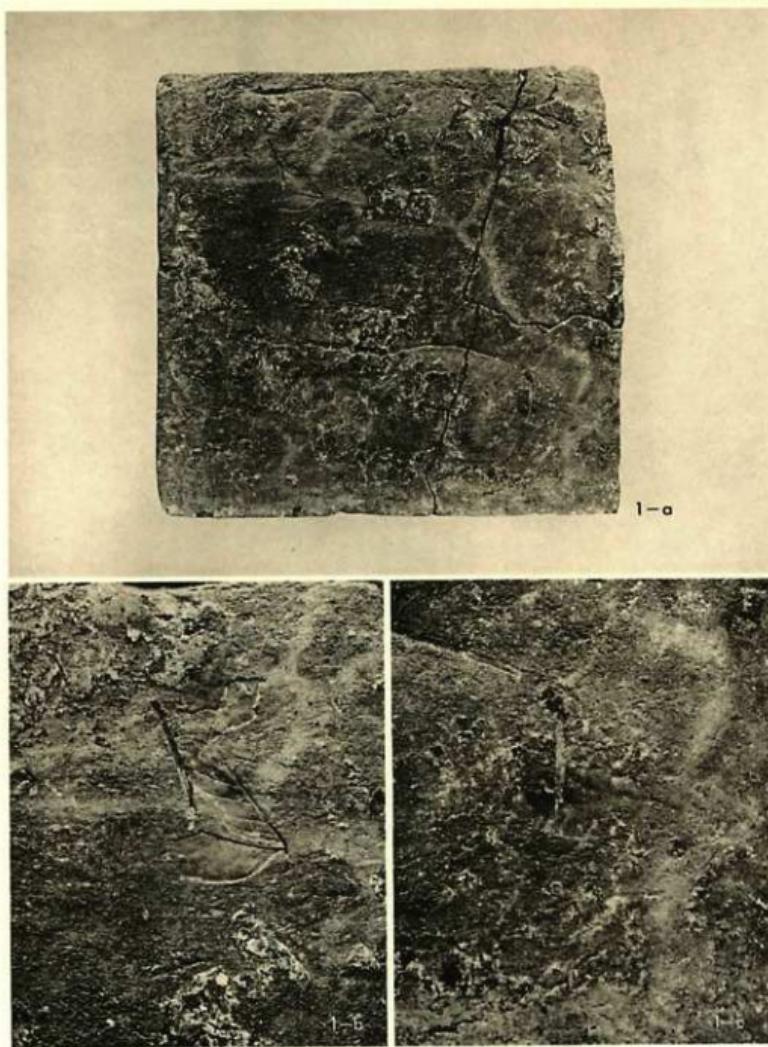
1-b



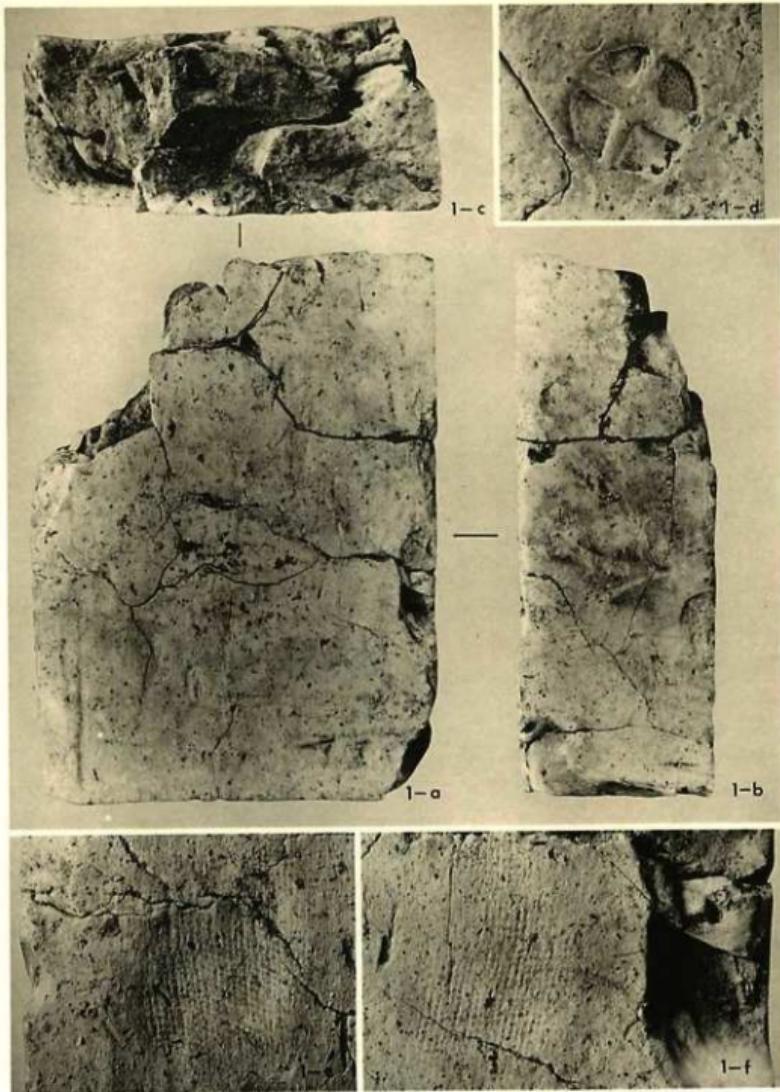
2-a

2-b

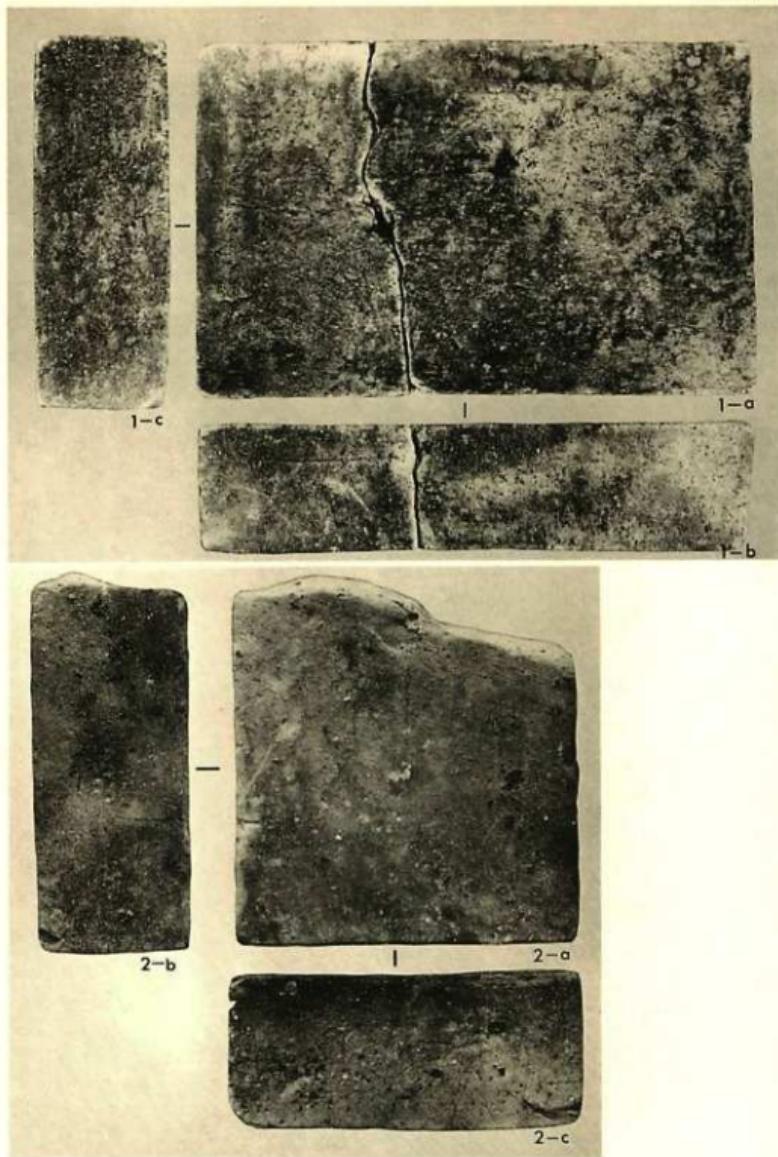
角社西群瓦窯跡出土 塚(縮尺2分)



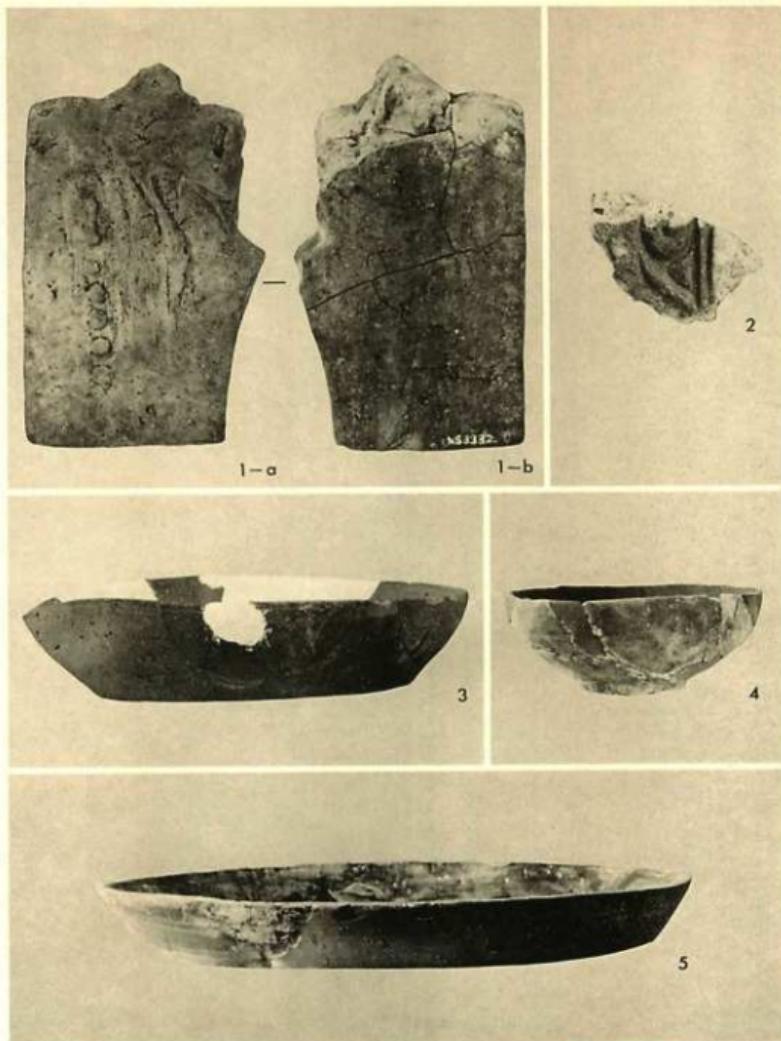
角社西群瓦窯跡出土 塙(1-a縮尺1/4)



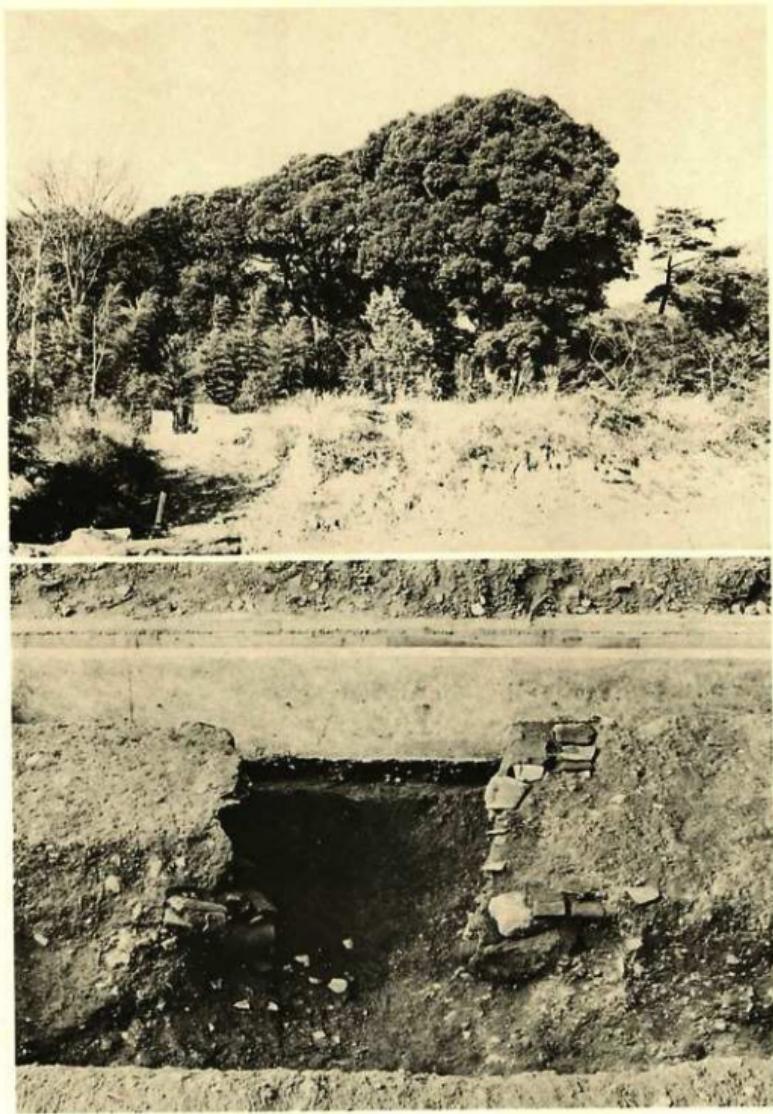
角社西群瓦窯跡出土 塚(1-a·b·c縮尺 $\frac{1}{4}$)



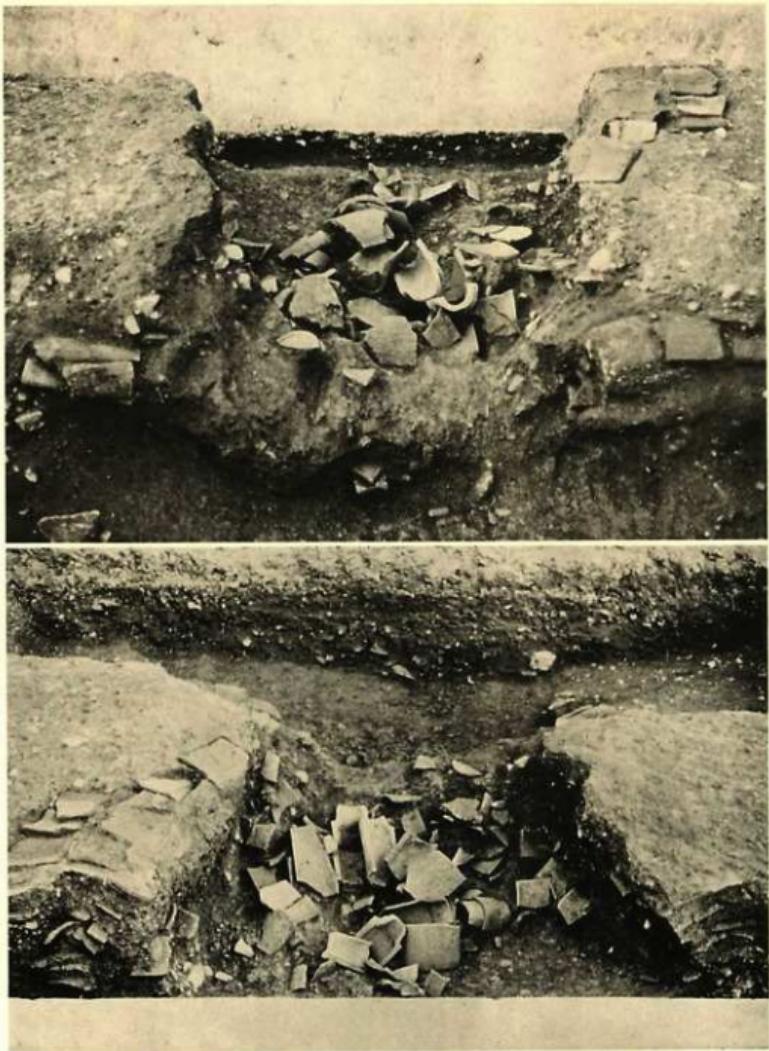
角社西群瓦窓跡出土 塚(縮尺1-1/4, 2-約1/2)



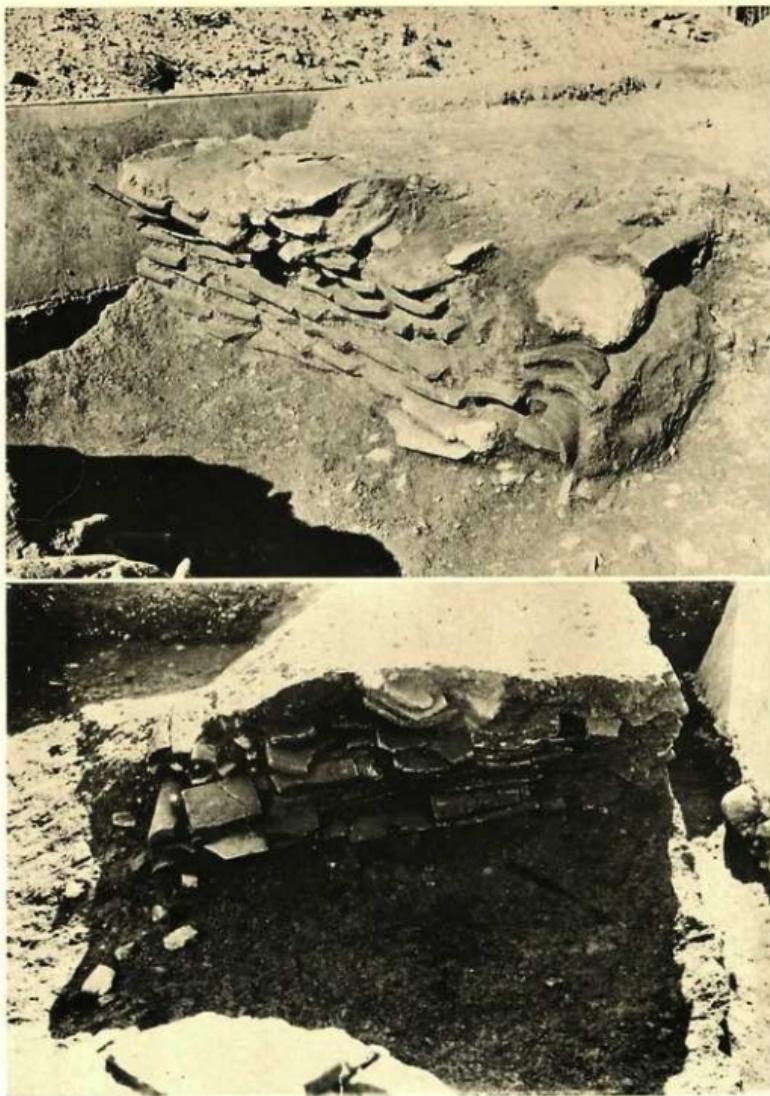
角社西群瓦窯跡出土 鬼瓦(1・2), 土器(3~5)



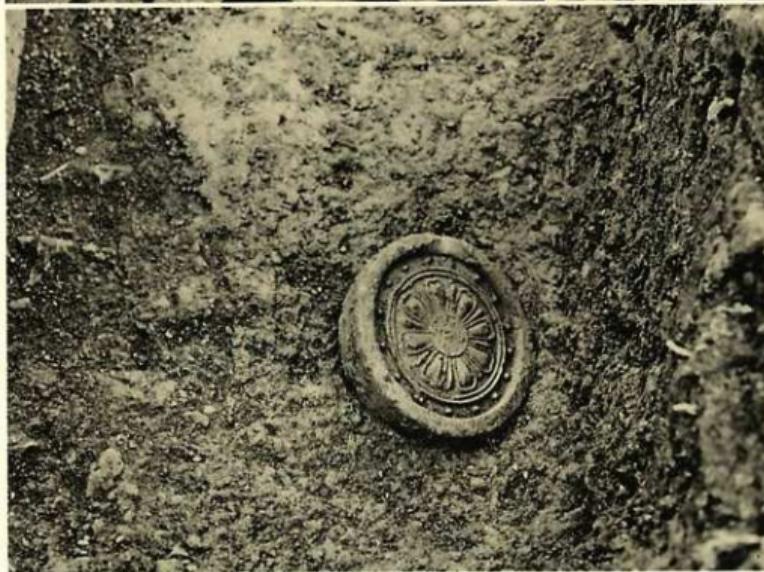
醍醐の森瓦窯跡 上：調査地全景、下：完掘後の状態



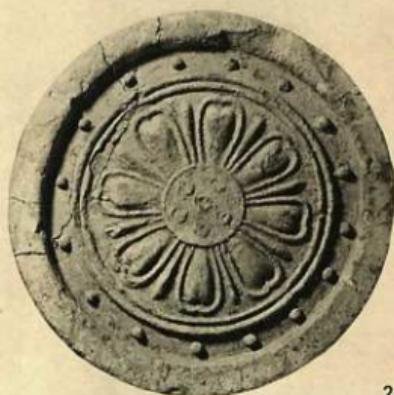
醍醐の森瓦窯跡燃焼室内瓦出土状態 上：東より。下：西より



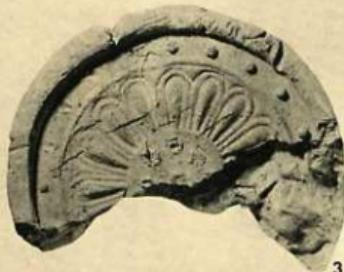
醍醐の森瓦窯跡焼成室瓦積み状態 上：北壁、下：南壁



醍醐の森瓦窯跡 上：燃焼室南壁沿い軒平瓦出土状態 下：IIトレンチ軒丸瓦出土状態



2

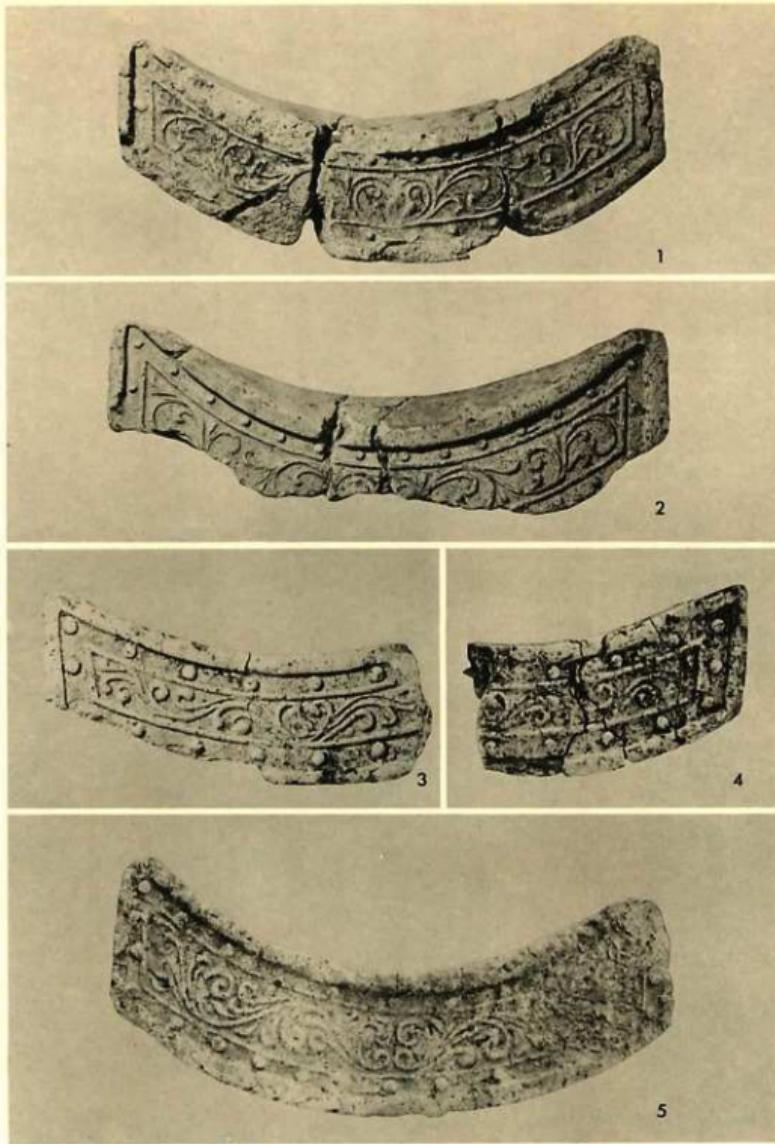


3

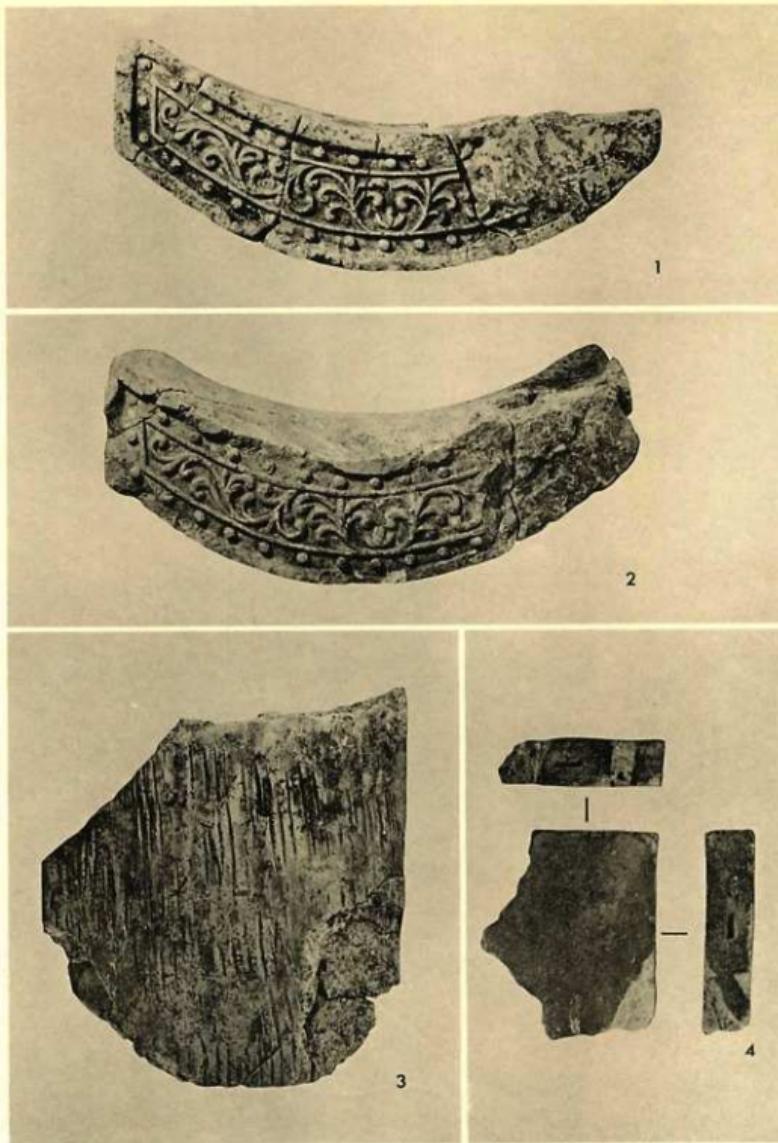


4

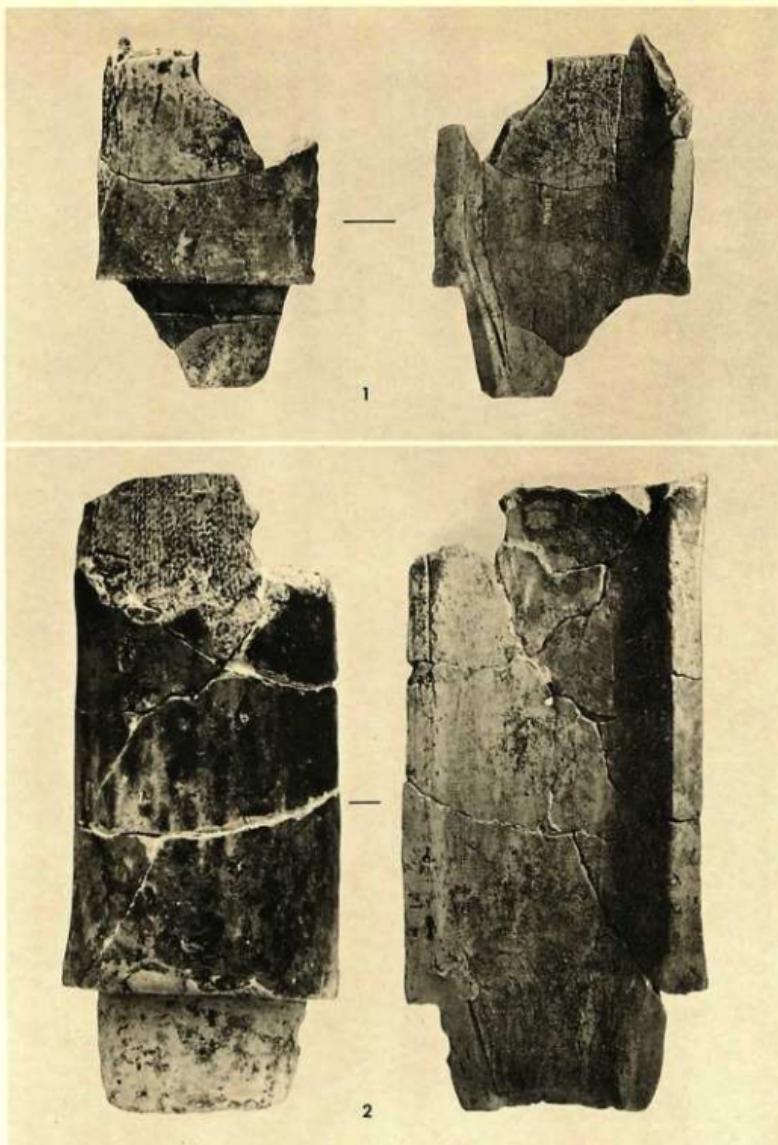
醍醐の森瓦窯跡出土 軒丸瓦(縮尺5分)



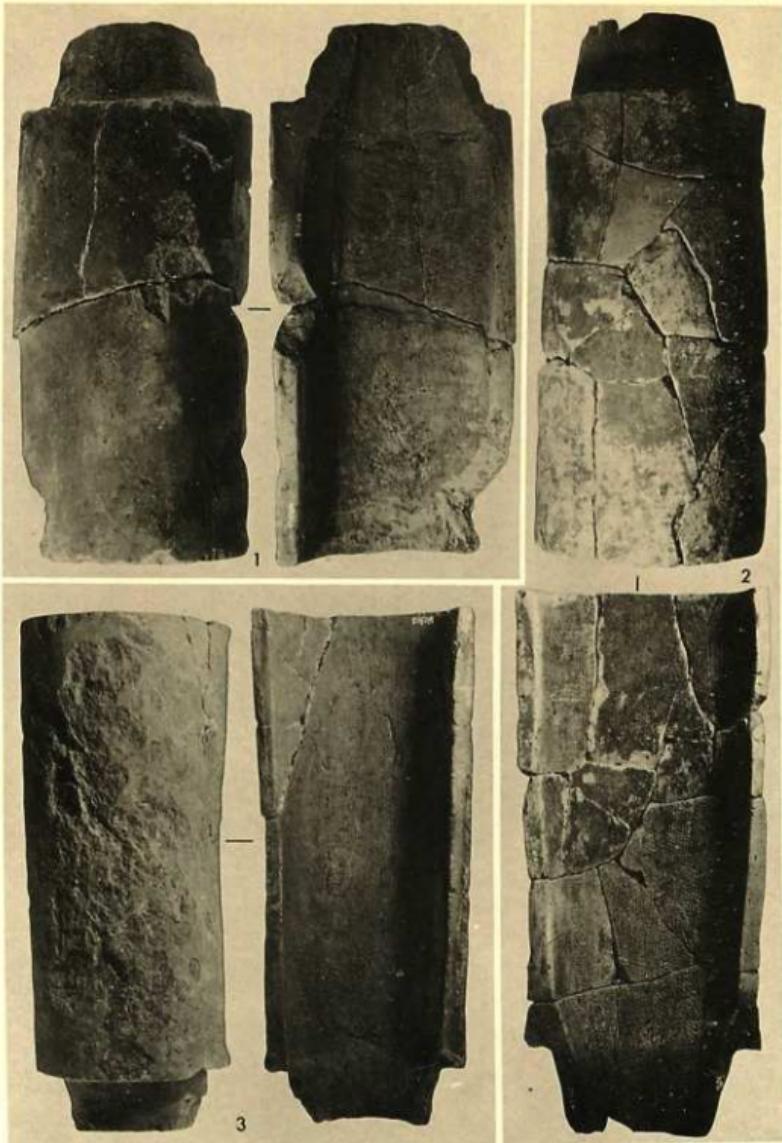
醍醐の森瓦窯跡出土 軒平瓦(縮尺5分)



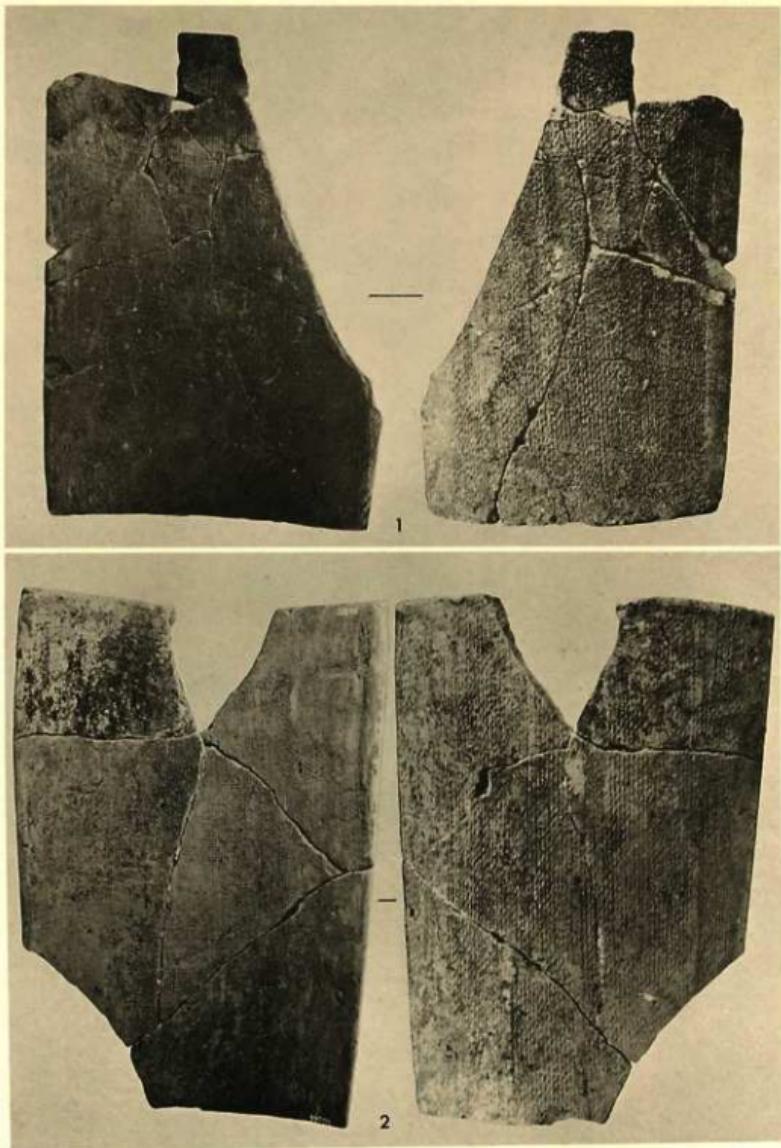
醍醐の森瓦窯跡出土 軒平瓦(1~3), 塼(4) (縮尺1・2=3/4, 3・4=3/4)



醍醐の森瓦窯跡出土 丸瓦(縮尺3/4)

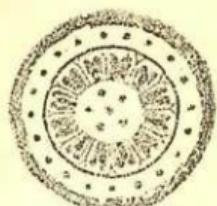


醍醐の森瓦窯跡出土 丸瓦(縮尺1/4)

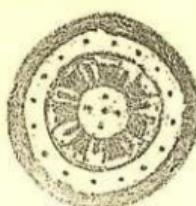


醍醐の森瓦窯跡出土 平瓦(縮尺1/4)

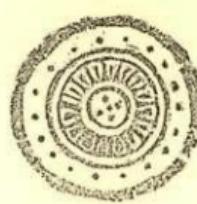
図版 第85



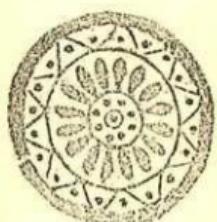
NS101 (57-58)



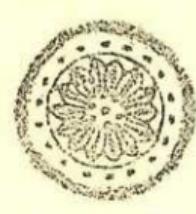
NS102 (59)



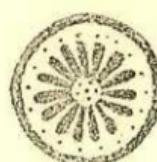
NS103 (61)



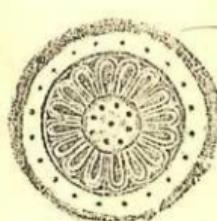
NS104 (56)



NS105 (63)



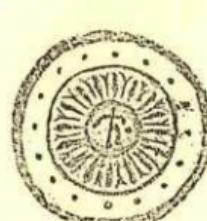
NS106 (64)



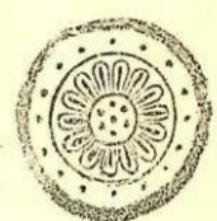
NS107 (42)



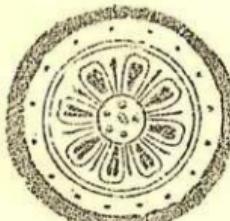
NS108 (54)



NS109 (55)



NS110 (52)



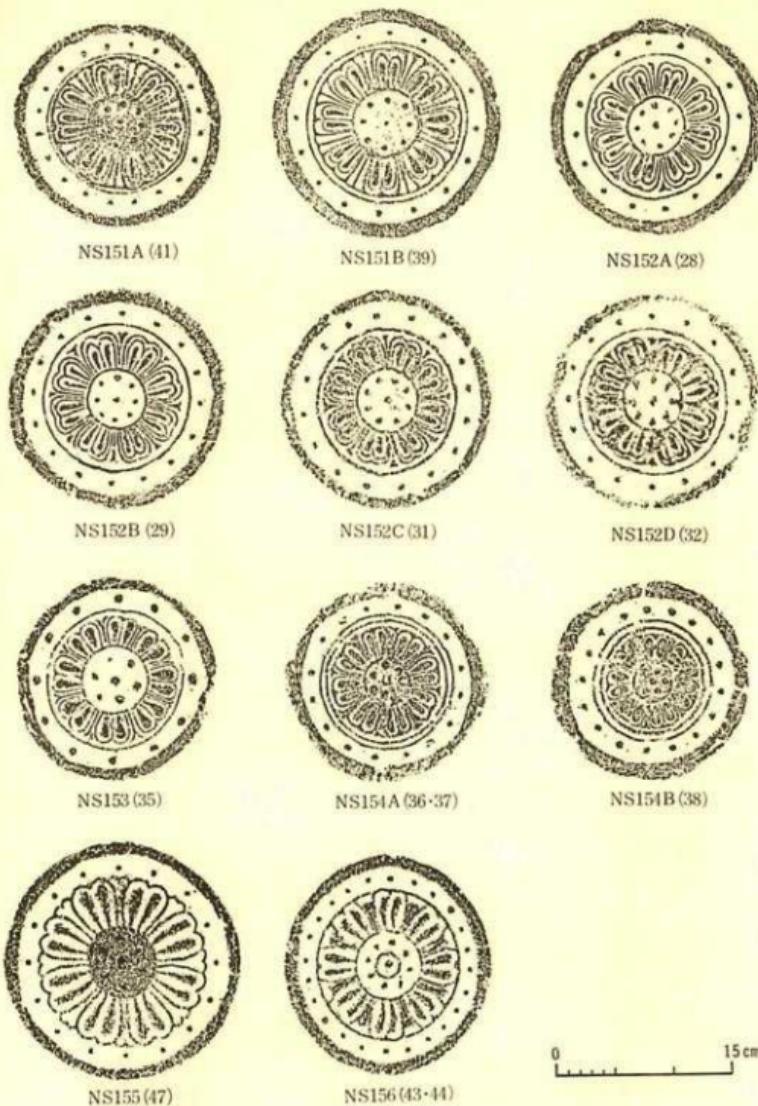
NS111 (49-50)

0 15 cm

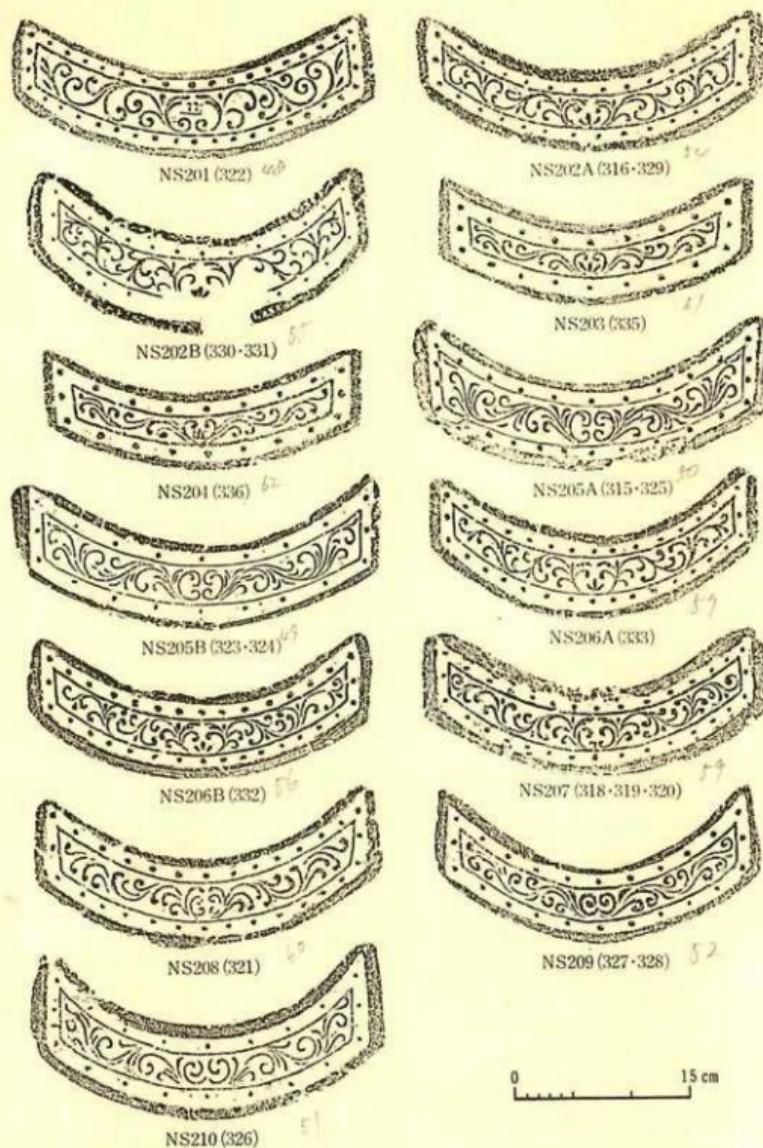
西賀茂瓦窯跡出土 軒丸瓦 型式図

() 内の番号は平安博物館編『平安京古瓦図録』の番号に対応する。

図版 第86



西賀茂瓦窯跡出土 斧瓦 型式図



西賀茂瓦窯跡出土 軒半瓦 型式圖

平安京跡研究調査報告 第4集

西賀茂瓦窯跡

発行日 昭和53年3月18日

編集 平安博物館考古学第三研究室

近藤喬一

発行 財團法人 古代學協會
京都市中京区三条大路北高倉小路西
Tel. 075-222-0888
振替京都 850

制作 ピクトリー社
京都市中京区油小路通錦上ル
Tel. 075-221-1420

PALAEOLOGICAL STUDIES

IN THE CAPITAL HEIAN, VOL. IV

EXCAVATIONS AT THE
SITES OF THE
NISHIGAMO ROOF-TILE KILNS

THE PALAEOLOGICAL ASSOCIATION OF JAPAN, INC.

KYOTO MCMLXXVIII

京都 市 中京 区 三条 高倉
平安 博物館
研究部 考古 第三課